

平成24年第3回吉田町議会定例会

# 吉田町議会会議録

平成24年9月 3日 開会

）

平成24年9月24日 閉会

吉田町議会

## 平成24年第3回吉田町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (9月3日)

○町長あいさつ	3
○開会の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸報告について	4
○議会閉会中の委員会活動報告	19
○議案第47号～議案第61号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	20
○報告第2号～報告第4号の報告	54
○散会の宣告	59

### 第 2 号 (9月6日)

○開議の宣告	60
○議事日程の報告	63
○議案第54号の質疑、討論、採決	63
○散会の宣告	97

### 第 3 号 (9月19日)

○開議の宣告	98
○議事日程の報告	98
○一般質問	98
佐藤正司	98
平野積	111
山内均	125
大塚邦子	137
藤田和寿	150
○散会の宣告	162

第 4 号 (9月24日)

○開議の宣告	1 6 3
○議事日程の報告	1 6 3
○議案第 4 7 号～議案第 5 7 号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 6 3
○議案第 3 8 号～議案第 4 6 号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 7 2
○議案第 5 9 号の質疑、討論、採決	1 7 5
○議案第 6 0 号の質疑、討論、採決	1 8 1
○議案第 6 1 号の質疑、討論、採決	1 8 2
○議員派遣について	1 8 2
○議会閉会中の継続調査について	1 8 2
○町長あいさつ	1 8 3
○議長あいさつ	1 8 4
○閉会の宣告	1 8 4

開会 午前 9時00分

○議長（八木 栄君） 本日ここに平成24年第3回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には公私ともに御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

---

#### ◎町長あいさつ

○議長（八木 栄君） 開会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

私の好きな中国の易経に、好きな文句がございます。君子は安にして危を忘れず、存にして亡を忘れず、治に居て乱を忘れずと。常に全体を眺め、事の裏表を考えて処すということでございますけれども、常に議員各位におかれましても、全体の利益を考え、結果が町の利益、町民の利益になりますよう、十分なる御議論をされますことを切に望みます。

---

#### ◎開会の宣告

○議長（八木 栄君） ただいまの出席議員数は13名全員であります。定足数に達しておりますので、平成24年第3回吉田町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（八木 栄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第114条の規定により、9番、大塚邦子君、10番、増田宏胤君を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（八木 栄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日9月3日から9月24日までの22日間といたしたいと思えます。  
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は、本日9月3日から9月24日までの22日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

---

### ◎諸報告について

○議長（八木 栄君） 日程第3、諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

6月14日、富士山静岡空港利用促進協議会総会が静岡市で開催されました。初めに、富士山静岡空港の利用促進についての報告があり、続いて議事に入り、1、平成23年度事業報告及び収支決算書の承認、2、平成24年度事業計画及び収支予算書の決定、3、役員の改選についてそれぞれ審議が行われ、いずれも承認、可決されました。

以下、6月25日には、富士山静岡空港と地域開発を進める会平成24年度総会が島田市において開催されました。

7月2日には、平成23年度大井川の清流を守る研究協議会総会が島田市において開催されました。

7月4日には、平成24年度志太榛原五市二町議会議長連絡協議会が牧之原市において開催されました。

7月18日には、平成24年度大井川新橋等建設期成同盟会総会が藤枝市において開催されました。

7月19日には、平成24年度御前崎港整備促進期成同盟会総会が御前崎市において開催されました。

7月23日には、平成24年度島田吉田線バイパス建設促進期成同盟会総会が島田市において開催されました。

各総会等においては、それぞれ平成23年度事業報告並びに決算報告及び平成24年度事業計画並びに歳入歳出予算案などについて審議が行われ、いずれも承認、可決されました。

8月8日水曜日から10日金曜日まで、静岡県町村議会議長会県外調査に参加し、北海道長沼町と余市町を視察しました。

報告は以上のとおりであります。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、本定例会へ説明員として委任または囑託され、出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で議長報告を終わります。

続いて、町長行政報告を行います。お聞き取りのほどお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成24年第3回吉田町議会定例会の開会に当たり、町政運営の概況につきまして御報告申し上げます。

「津波防災まちづくり元年」としてスタートしました平成24年度も、半年が経過しようとしております。この間、町では、本年3月に策定しました津波避難計画に基づきまして、津波避難タワー、避難路、そして防災公園の整備など、津波防災等対策事業を迅速かつ着実に事業を進めているところでございます。とりわけ、町民の皆様の「生命を守る」津波避難タワーの整備につきましましては、住民説明会を開催するとともに、3基の建設予定地につきましても、地元の御理解が得られましたことから、現在、建設箇所の地質調査を実施しているところでございます。

この津波防災対策事業を進める上で、根拠となる「被害想定」は、本年11月に東京大学地震研究所准教授でありました都司嘉宣博士の技術指導のもと策定しました「吉田町津波ハザードマップ」のシミュレーション結果でございまして、最大震度「7」、海岸域に到達する最大津波高「8.6メートル」、津波到達時間「約5分」、浸水域は町の面積の「約40%に当たる約8.6平方キロメートル」という被害想定でございます。

町では、この「被害想定」を根拠として、津波防災等対策事業を進めているわけですが、8月29日に内閣府が公表しました「南海トラフ巨大地震」による当町の被害想定は、最大震度「7」、最大津波高は「小数点以下を切り上げた9メートル」、浸水域は町の面積の「約30%に当たる約6平方キロメートル」というものでございました。この結果は、本年3月に内閣府が発表しました第1次報告に続き、当町が根拠とする町独自の「被害想定」とほとんど誤差がないものでありましたので、現行の計画どおり津波防災対策事業を推進していく所存でございます。しかしながら、人的・物的被害につきましましては、県単位での被害概要のみの公表でありましたので、今後、県が策定する第4次被害想定を発表を待って、当町の防災計画等に盛り込んでいきたいと考えております。

また一方で、私が参加しております、国土交通省中部地方整備局所管の「地震・津波災害に強いまちづくり検討委員会」では、8月24日に名古屋市で開催されました第2回会議におきまして、地震・津波災害に強い町づくりを計画する上でのモデルとなる地区を選定しましたが、その中で「海岸平野部」におけるモデル地区に当町が選定されました。このモデル地区に選定されたことは、当町が掲げる「津波防災まちづくり」が先進的事例として、中部圏の主導的役割を果たすことを期待されているあらわれであり、今後より一層の事業推進を図ってまいりたいと考えております。

なお、この検討委員会では、現状と課題を整理するため、今後、モデル地区に選定された当町を含む3地域で現地調査を進めるとともに、地域条件に応じた「まちづくり計画」の基本方針及び基本施策等の検討を行い、今年度末には「地震・津波災害に強いまちづくりガイドライン」の中間報告を取りまとめ、平成25年度中に、同ガイドラインが策定される予定でございまして、事業の進捗に応じ、その都度、御報告させていただきたいと考えております。

このように、当町の「津波防災まちづくり」におきましては、特に津波避難タワーや避難

路等の整備などのハード面は、順調に事業が展開されようとしているところでございますが、いざ災害が発生した場合、その被害を最小限に抑えるためには、ハード面の整備とあわせて、町民の皆さんの個々の防災意識の高揚が不可欠となります。また、被害を受けることとなった場合、被災の拡大を防ぐためには、いかに地域を含めた配備体制を迅速に機能させるかが重要になるものでございますが、当町はこれまで、大きな災害を経験したことがないことから、災害復旧を行う上でのノウハウが不足しているのではないかと感じております。このことは、本年7月に九州北部を襲った豪雨によりまして、死者2人、断水世帯600戸、避難生活者200人などの深刻な被害を受けた福岡県八女市の状況を目の当たりにし、改めて強く感じたこととございます。

この福岡県八女市と当町は、平成22年度から交流定住促進事業を通じて交流を深めているところでございますが、八女市では土砂災害等により、一部の集落が孤立し避難所生活を余儀なくされている市民がいる状況でありましたことから、7月30日から8月10日までの間に、災害復旧作業に従事するため、職員8人を派遣いたしました。この派遣された職員の献身的な活動に、八女市長はいたく感心され、感謝の言葉をいただきました。帰庁後の派遣職員からは、「想定外の事態では、職員一人一人が状況を把握し、正しい判断と迅速な対応をすることによって、町民の皆様が安心できるような体制をとらなければならない」という報告を受け、今回の職員派遣は、八女市民の一助となったほか、災害経験が乏しい当町にとっては、貴重な経験を積む得がたい機会となりました。今後、この貴重な経験を町の災害対策に生かしてまいりたいと考えております。

被害に遭われました八女市民の皆様には、一日も早い復旧を願うものでございます。

それでは、「津波防災まちづくり事業」における津波避難タワーの整備に向けた取り組みについて御報告申し上げます。

当町独自の津波ハザードマップにおけます浸水区域に居住する、約1万7,000人の町民の皆様様の生命を守るため、現在、3基の津波避難タワー整備に向けて事業を進めているところでございます。

この津波避難タワー整備に当たりましては、工期の短縮やコスト削減、公共空間の利活用などの観点から、道路上の空間を活用した津波避難タワーの整備を計画しております。しかし、津波避難タワーの構造につきましては、設計に際して準用する基準や安全率の考え方などの明確な基準がなく、また町の技術力だけでは検討が困難でございます。また、津波避難タワーの構造に関しまして、各種の特許や認定工法などの技術的な課題のほか、設置に関しては、道路管理者を初め警察、消防など、国・県等の関係機関との協議が必要となります。

このようなことから、町が整備しようとする道路上の津波避難タワーにつきましては、建築物、道路上の占用物、道路構造物のそれぞれの観点を取り入れた上での設計条件や設計手法に関する検討を行い、今後の道路上の津波避難タワーを設計する上での指針を取りまとめるため、学識経験者、国土交通省、静岡県そして吉田町の委員で構成する「津波避難施設（道路上）設計技術検討委員会」を本年7月30日に設立したところでございます。この検討委員会の委員構成につきましては、学識経験者として、一般財団法人日本建築防災協会、国土技術政策総合研究所の2人を、国関係者として、国土交通省道路局環境安全課道路交通安全対策室課長補佐、中部地方整備局道路部路政課長、建政部都市整備課長の3人を、静岡県代表者として、建築安全推進課長、道路保全課長、都市計画課長、静岡県警察本部交通部交

通規制課・交通規制指導管理官の4人を、町関係者として、吉田町牧之原市広域施設組合消防本部・消防次長兼吉田榛原消防署長、そして、当町の梅村理事の計11人をそれぞれ選任させていただき、国土交通省の全面的な協力のもと、静岡県、静岡県警等の関係機関の御協力をいただいております。

この検討委員会は、これまで東京で2回開催しておりまして、7月30日の第1回会議では、町の防災対策や検討委員会の目的を説明するとともに、建築物に関する法令等の整備、基本要件及び設計条件についての協議を行い、8月29日の第2回会議では、津波避難タワーの設計条件及び設計手法の確立のための協議を行っております。今後は、今月下旬に、第3回検討委員会を当町で開催し、津波避難タワー着工に向けて詳細設計を行ってまいりたいと考えております。

このように、津波避難タワーの整備につきましては、着実に事業が進んでおり、いずれは町民の皆様が可視化できるものでございます。しかしながら、津波災害対策は、ハード面が整備されれば万全というものではありません。やはり、町民一人一人が防災意識を高め、災害に対する知識はもちろんのこと、皆で助け合うという共助の精神があって、初めて津波防災対策事業の有効性が発揮されるものと思っております。

防災は、町民の皆様と一緒に考えなければならぬものでございますが、そのような機会の一つとして、一昨日の9月1日に総合防災訓練が実施され、約7,500人の町民の皆様にご参加いただきました。今回の訓練では、「吉田町津波ハザードマップ」で想定津波浸水区域となった町民の皆様には、避難施設等の計画案で御説明させていただいた避難街区を単位として、訓練用に町が指定した避難場所へ避難する訓練を新たに実施いたしました。改めて、町民の皆様の意識の高さに感心したところでございますが、「津波防災まちづくり」の主役は町民の皆様でございます。

今後も町民の皆様お一人お一人の防災意識をさらに高めていただくとともに、今後ともさまざまな情報の発信と訓練の実施に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、「健康でいきいき暮らせるまちづくり」を目指す「健康・福祉」関連事業について御報告申し上げます。

厚生労働省は本年6月に、初めて「健康寿命」を算出し公表しました。

この「健康寿命」とは、生活の質を重視する考え方に基づき、平成12年にWHO「世界保健機関」が提唱した指標でございまして、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間とされています。都道府県別の「健康寿命」を見ますと、静岡県の女性は75.32歳で全国第1位、男性は71.68歳で全国第2位となり、その結果として人口割合で計算した男女の総合で、静岡県が全国第1位という結果でございました。

また、静岡県では本年7月に、介護を受けたり病気で寝たきりになつたりせず、自立して健康に生活できる平均自立期間、いわゆる「お達者度」を市町別に算出して公表しました。この「お達者度」は、65歳を過ぎた後で要介護度2から5にならない期間をあらわすもので、吉田町の女性が21.67年で県内第1位という誇らしい結果となりました。

健康寿命とお達者度では定義が若干異なりますが、いずれも「健康で生活できる期間が長い」という指標において、全国第1位の静岡県で吉田町の女性が第1位ということは、日本一ということにもなります。大変喜ばしいこととさせていただきます。その要因を特定するには科学的な分析が必要ですが、気候、風土などに加え、日ごろからの食生活、生活習慣の改善、そ



して健康づくり施策、介護予防施策、スポーツ振興策、さわやかクラブの活動等、当町におけるさまざまな活動が実を結んだ結果だと感じております。中でも介護予防事業は、65歳以上の高齢者の皆様を対象に「かんたん体操教室」、「パワーリハビリ教室」、「認知症予防はつらつ講座」など、80歳代、90歳代になられた方や、体力に自信のない方でも気軽に参加できる事業を数多く実施し、幾つになっても心身の機能が維持できる体制の整備に努めており、参加者は年々増加している状況でございます。

また、自主的に活動のできる元気な高齢者の皆様には、運動会や演芸会、高齢者スポーツ等の推進、高齢者同士の友愛訪問事業等、さわやかクラブやシルバー人材センターの事業の支援を通じて、高齢者間の仲間づくりや、就労を通じた生きがい対策を推進しております。特に、シルバー人材センターは、平成23年度の1年間で、会員数が32%、受注件数が24%増加しており、今後も、就労を希望する高齢者が増加することが見込まれることから、高齢者の生きがい対策事業を積極的に推進していきたいと考えております。

また、町では、病気の早期発見、早期治療を目的としたがん検診や生活習慣病の改善を目的とした国民健康保険の特定健康診査等を受診しやすくするために、受診環境の整備を進めてまいりました。とりわけ国民健康保険の特定健康診査につきましては、平成20年度から自己負担を無料とするとともに、特定健康診査の結果により、その後の支援が必要な方には、管理栄養士など専門の職員が、個々の結果をもとに、健康の維持、増進の手助けを行っております。

さらに、平成23年度からは集団健診日に土曜日を加えるとともに、新たに個別健診を導入するなど、受診率の向上に向けたさらなる取り組みを図っております。

健康とは、それ自体が目標ではなく、心豊かに生活していくための手段の一つであると考え、今後とも健康増進計画を進め、どの年代においても積極的な健康増進事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、子育て支援事業でございます。

当町では、産みやすく、育てやすい環境を整備するため「すみれ保育園」の建設を進めているところでございます。現在の事業の進捗でございますが、建設予定地の鑑定評価が終了し、測量調査、境界立ち合いを済ませ、取得する面積が確定いたしました。今後は、用地取得を行い、建設に係る基本設計、実施設計を順次進めていく予定でございます。

また、新たな機能として予定しております発達が気になる子への支援につきましては、専門の機関への実習や研修などに保育士を派遣し、スキルアップを行いながら、すみれ保育園完成を目指して建設事業と並行してソフト面につきましても充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、高齢者福祉事業でございます。

近年、地域社会から孤立した人が、医療や家族など周囲のだれにもみとられずに亡くなり、日数が経過してから発見される、いわゆる孤独死という大変痛ましい事件が報道されております。

当町の平成24年4月1日現在の総人口は3万532人で、そのうち65歳以上の高齢者人口は6,049人、高齢化率は19.84%でございます。この数値は、県の平均であります23.8%を大きく下回っております。しかし、ひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯で生活する高齢者人口は、65歳以上の高齢者人口の30.6%を占めており、これは、約3人に1人が高齢者の

みの世帯で生活しているという状況でございます。

今後、さらにひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者のみ世帯が増加していくと考えられることから、高齢者の皆様が、地域社会から阻害され孤独になることを未然に防止するための新たな取り組みとして、本年度中に、地域が一体となって支援する「吉田町高齢者見守りネットワーク事業」を立ち上げてまいります。

この事業は、民生委員・児童委員協議会、自治会連合会、社会福祉協議会、さわやかクラブ、そしてシルバー人材センターなどの関係団体、新聞、郵便、電気、ガス、水道、宅配などの事業所、在宅介護・福祉サービス事業所、医療機関、消防署や警察署などの関係行政機関などが協力、連携し、日常生活や業務中におきまして、例えば、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯で、新聞や郵便物がたまっているなどといった異変を早期に発見し、必要な支援が迅速に図られるような体制の構築を目指すものでございます。

具体的な事業内容につきましては、今後検討していくものでございますが、まずは、関係団体や協力事業所等で構成される「吉田町高齢者見守りネットワーク連絡会」を設置し、高齢者を見守るマニュアルづくりや啓発パンフレットの作成等を行ってまいりたいと考えております。

今後も、高齢者の皆様が安心して生活できるよう、行政、地域、企業等が一体となって施策を展開していけるよう努力してまいります。

続きまして、「安全で安心、快適なまちづくり」を目指す「生活環境」の整備について御報告申し上げます。

まずは、上水道事業の整備でございます。

町では、安全で安定した水の供給を図るため、施設整備、老朽管の布設がえ、配水管の新設等を計画的に実施しております。施設整備につきましては、災害等緊急時の給水対策事業として、第5水源の自家発電施設整備工事を実施しております。老朽管の布設がえ事業につきましては、旧水道課事務所北側の配水管布設がえ工事、牧之原市坂部地区の交番南側の坂部45号線配水管布設がえ工事等を実施する予定でございますので、現在、工事発注に向けて準備を進めております。このほかにも、新たな水需要に対応するため、配水管の新設工事として、東名川尻幹線の自彊館南側付近から国道150号までの歩道西側に口径100ミリ、東側歩道に口径150ミリの配水管を布設する予定でございます。

次に、公共下水道事業の整備でございます。

公共下水道事業につきましては、社会資本整備総合交付金を活用し、管渠建設と地震対策をあわせた整備を進めているところでございます。本年度に整備を予定しております住吉地区の榛南幹線、県道吉田港線、県道住吉金谷線、片岡地区の高島高畑線、日の出町片岡辻線につきましては、布設工事を行うために現在準備を進めております。また、下水道総合地震対策事業につきましては、主に処理場の沈砂池管理棟の耐震工事を進めるとともに、来年度施工予定の汚泥処理棟などにつきましても耐震設計を進める予定でございます。

上下水道の整備は、住民生活に欠くことができないライフラインとして、安全で安定した水環境の保全に努めるよう、引き続き、事業関係者と十分な協議、調整を図りながら進めていきたいと考えております。

続きまして、「心豊かな人を育むまちづくり」を目指す「教育・文化・交流」につきまして御報告申し上げます。

去る7月31日に、「ちいさな理科館」の名誉館長であります有馬明人先生をお迎えし、「放射能と津波について、東日本大震災を踏まえて」と題しました講演会を学習ホールで開催いたしました。この講演会では、町内の教職員を初め、自治会役員、一般の町民の皆様約250人が参加され、放射線の利活用から人体に与える影響まで、放射能についての細部にわたるお話を伺うことができました。

また、その後、「ちいさな理科館」におきまして、町内の各小学校から6年生18人を受講生として、「力学」振り子の等時性をテーマとした模擬実験が行われました。この模擬実験に参加した子供たちからは、「とてもわかりやすかった」、「理科が好きになった」などの感想を聞くことができ、学校の授業とは異なる大変貴重な機会を与えることで、子供たちの探究心を刺激し、理科に対する興味を高めるための一助になったのではないかと考えております。

今後も「ちいさな理科館」では、子供たちの夢と希望がはぐくまれるような事業を展開してまいります。

続きまして、「自然と調和した、人にやさしいまちづくり」を目指した「都市整備」につきまして、御報告申し上げます。

初めに、都市計画道路榛南幹線の整備でございます。

平成23年度繰越明許費としてお認めいただきました「公共榛原幹線整備事業費」の工事も順調に進みまして、このほど完成を迎えたところでございます。本年度分の工事につきましても、既に道路改良工事と排水路工事を発注し、現在、12月末日の完成に向けて整備を進めているところでございます。

次に、都市計画道路東名川尻幹線の整備でございます。

町の事業区間であります町道高畑高島線から国道150号までの区間におきましては、既に工事も発注し、10月中旬までに完成する計画でございます。また、静岡県道路局が整備する町道日の出向原線から町道中瀬北原線までの区間につきましては、この秋に道路整備に着手するとの報告を受けております。

榛南幹線と東名川尻幹線の整備につきましては、平成25年度末の完成を目指して、国や県と連携を図り、今まで以上に事業を推し進めてまいりたいと考えております。

次に、都市計画道路中央幹線の整備でございますが、東名川尻幹線及び町道下片岡山通り線との交差点改良工事を8月上旬に発注し、来年3月の完成に向けて整備を進めているところでございます。また、この交差点改良工事の完成にあわせて、町道西の宮線から東名川尻幹線及び町道下片岡山通り線との交差点までの約200メートル区間の供用を開始したいと考えております。

続きまして、都市防災総合推進事業における避難路整備についてでございますが、町道日の出線、町道高島4号線、そして町道中瀬高畑2号線の3路線につきましては、いずれも9月末に測量設計業務が完成しますので、順次工事を発注していく予定でございます。また、町道舞台民附線測量設計業務は今月中に、町道亀の尻線道路改良工事は来月の発注に向けて準備を進めているところでございます。

次に、北区防災公園整備事業及び都市計画道路富士見幹線整備事業でございますが、この二つの事業は、早急に完成させることはもとより、地理的にも一体性を持たせることが重要であるため、相互に連携をとりながら事業を進めているところでございます。

北区防災公園整備事業につきましては、「吉田町ハザードマップ」におけるシミュレーション結果において津波被害のない北区地域に、地域の公園とあわせて、北区地域の避難地及び津波による浸水被害や地震災害に遭われた方々の災害時の拠点として整備するものでございまして、去る7月25日に地元説明会を開催したところでございます。今後は、ワークショップを通じ、地元の皆様の御意見等をお聞きしながら、公園整備を進めていく予定でございます。

また、北区防災公園整備事業とあわせて整備を行います都市計画道路富士見幹線整備事業でございますが、北区防災公園付近には、防災に対して有効な道路が存在しないため、富士見幹線を進入路、避難路として位置づけ、今月中には測量等を発注する予定で、公園とともに早期完成を目指し防災機能の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、橋梁補修事業でございます。

町は、東名高速道路をまたぐ北原東橋と北原西橋の二つの跨道橋につきまして、7月に橋梁補修工事の受委託に関する協定を中日本高速道路株式会社と締結いたしました。

工事の主な内容といたしましては、コンクリートの剥離を防止するための対策工事と転落防止用に設置している高欄の取りかえ工事であり、東名高速道路の集中工事期間である10月から工事に着手する予定でございます。

最後に、「まちづくり計画の推進」に関し、効率的な行政運営を推進する事業につきまして、御報告申し上げます。

まず、平成24年度の地方交付税における普通交付税算定結果につきまして御報告申し上げます。

7月24日に総務省から発表されましたが、その結果、当町の状況は、基準財政需要額が45億4,676万2,000円、基準財政収入額が43億6,668万2,000円となり、基準財政需要額が基準財政収入額を上回る普通交付税の交付を受ける交付団体となりました。

原則として、基準財政需要額が基準財政収入額を超える額が普通交付税となりますが、平成24年度におきましては、全国の地方公共団体の財源不足総額が国の普通交付税総額を上回ったために、交付団体の基準財政需要額に全国一律の調整率を乗じて得た額を財源不足額から減額した額が普通交付税の額となり、当町は、1億7,187万9,000円が普通交付税として交付されることになりました。この額は、昨年度の普通交付税当初算定結果より3,622万3,000円多く、26.7%の増加となります。

また、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得る財政力指数の状況でございますが、平成24年度の単年度財政力指数は、0.960となり、平成23年度の再算定後の指数0.971よりわずかに下がっております。

これは、平成24年度評価がえに伴う土地及び家屋や企業の設備投資の減少による固定資産税の減額が主な要因でございまして、平成22年度から引き続き普通交付税の交付団体となる厳しい状態が続いております。なお、単に財政力指数という場合には、3カ年平均財政力指数を指すことになり、この指数が多くての制度の適否の判断基準とされておりますが、この3カ年平均による指数は0.964となりました。

平成24年度は、3カ年平均、単年度のいずれの指数も1.0を下回る結果となりましたが、こうした厳しい状況の中でも、これらの指数は県内35市町の中で高いほうから7番目に位置するものです。

次に、平成23年度決算に基づく健全化判断比率の結果でございますが、実質赤字比率と連結実質赤字比率は黒字であるため表示されず、健全な状況であるとの結果が出ております。また、実質公債費比率につきましては、15.4%と、起債許可が必要となる基準の18%や早期健全化基準の25%を大きく下回っております。そして、将来負担比率につきましては、86.2%と、早期健全化基準の350%を大きく下回る結果となり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて行った算定結果のもとでは、当町の財政運営の健全性が実証されております。

財政運営では、常に健全化を強く意識しながら全体を考えて慎重に取り組んでおり、現在のところ健全性は保たれていると判断しておりますが、行政需要はますます拡大する傾向にあり、とりわけ当町では、「津波防災まちづくり」を迅速かつ強力に推し進めて、町民の皆様の安全・安心を確保し、企業活動を初めとして、あらゆる経済活動を停止させることのないような対策に取り組まなければならないため、今後も国・県の施策や動きに注視するとともに、多様な財源確保の道を探りながら健全な財政運営を持続させるように努力してまいり所存であります。

以上、財政運営の一端を申し上げましたが、国政では東日本大震災の復興、福島第一原子力発電所の事故処理、さらに領土問題など、問題山積の中で、民意を問う動きが活発化し始めるなど、極めて厳しい運営を強いられております。

町政運営につきましても、長引く不況により厳しい財政状況でございますが、「町のため、町民のため」を大前提として、事業の必要性をさらに吟味し、町の最重要施策である「津波防災まちづくり」事業を初め、さまざまな施策を展開し、町民不在の行政にならぬよう鋭意努力してまいりますので、議員各位におかれましても御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 町長、御苦労さまでした。

次に、監査委員から決算審査報告をお願いいたします。

監査委員、伊藤利勝君。

〔監査委員 伊藤利勝君登壇〕

○監査委員（伊藤利勝君） おはようございます。

それでは、お手元にお配りしてある平成23年度各種会計決算審査意見書に沿って御報告いたします。

1 ページをごらんください。

平成23年度各種会計歳入歳出決算並びに基金運用状況の審査意見について。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された、平成23年度各種会計歳入歳出決算及び附属書類並びに基金の運用状況を審査しましたので、次のとおり意見書を提出いたします。

平成23年度各会計歳入歳出決算審査意見書。

I、審査の概要。

1、審査の対象。平成23年度吉田町一般会計歳入歳出決算、平成23年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算、平成23年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、平成23年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、平成23年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算、平成23年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成23年度

吉田町水道事業決算、平成23年度吉田町物品調達基金の運用状況。

2、審査の時期。平成24年7月24日、特別会計及び水道事業会計。7月25、30日、特別会計及び一般会計。7月31日、8月1日、一般会計。8月2日、一般会計、物品調達基金の運用状況。8月3日、一般会計、特別会計。

2ページをごらんください。

3、審査の方法。町長から送付された各種会計歳入歳出決算及び附属書類について計数の確認を行ったほか、財政状況及び予算の執行状況について資料を求め、これを審査しました。

4、審査の結果。各種会計歳入歳出決算及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、それぞれ計数的に誤りのないものと認めました。

## II、決算の概要。

### 1、総括。

平成23年度の一般会計と特別会計を合わせた歳入歳出決算額と収支状況は、次表のとおりであります。

平成23年度一般会計及び特別会計の予算現額合計は145億1,990万4,000円、前年度より4億8,418万8,000円の減少、前年度対比96.8%であります。歳入額は148億2,660万5,000円、前年度より3億1,708万円の減少、前年度対比97.9%であります。歳出額は141億7,791万7,000円、前年度より3億8,685万7,000円の減少、前年度対比97.3%で、予算現額に対する執行率は97.6%で、前年度より0.5ポイントの増加となりました。実質収支は6億1,249万7,000円で、前年度より7,689万3,000円の増加となり、前年度対比は114.4%、前年度92.1%となりました。

### 2、一般会計。

#### (1)歳入歳出決算額。

一般会計歳入歳出決算額及び収入額並びに前年度との比較は次表のとおりであります。

平成23年度の一般会計歳入歳出額は、歳入額93億776万1,000円、歳出額88億5,012万7,000円、差し引き額は4億5,763万4,000円で、平成24年度への繰り越し財源3,619万2,000円を差し引くと、実質収支は4億2,144万2,000円となります。

平成22年度比較では、歳入額は4億2,328万7,000円、4.3%の減少、歳出額も5億1,745万1,000円、5.5%の減少、実質収支は4億2,144万2,000円となり、前年度より1億128万1,000円の増加となりました。

#### (2)歳入決算額の概要。

収入済額を自主財源と依存財源に分類すると、自主財源は65億4,113万9,000円で、構成比率は70.3%、依存財源は27億6,662万2,000円で、構成比率は29.7%であります。

自主財源は、前年度より主に町税1億2,502万1,000円、財産収入2,775万6,000円、繰入金3億918万1,000円、繰越金8,949万円がそれぞれ減少となったため、決算額は対前年度5億4,483万6,000円の減少となりました。

依存財源は、前年度より主に地方譲与税255万7,000円、自動車取得税交付金609万4,000円、町債3,077万4,000円がそれぞれ減少となりましたが、地方特例交付金721万3,000円、国庫支出金4,167万8,000円、県支出金9,101万2,000円、諸収入1,356万6,000円がそれぞれ増加となり、決算額は対前年度1億2,154万9,000円の増加となりました。

なお、歳入決算額に対する町債比率は前年度と同率の6.1%であります。

収入済額の款別内容は次表のとおりであります。

本年度の特徴として、前年度と比較すると町民税では個人が341万6,000円、0.2%の減少、法人も3,863万8,000円、6.1%の減少となり、加えて固定資産税が1億1,220万2,000円、3.5%の減少となったが、これは地価の下落によるほか、企業の新たな投資控えなど長引く景気低迷の影響と思われます。一方、軽自動車税204万5,000円、3.2%、町たばこ税2,559万3,000円、14.6%、都市計画税159万7,000円、0.6%がそれぞれ増加となり、税総額では56億5,238万2,000円の収入済額となり、前年度より1億2,502万1,000円、2.2%の減少となりました。

過去5年間における町税収入率（国保税を除きます）の状況は、次表のとおりであります。

収入未済額は、前年度に比べ1,136万1,000円減少し、3億2,937万7,000円となり、不納欠損額は前年度より281万9,000円減少の2,494万6,000円を計上することとなりました。

本年度の現年度分収納率は98.4%と前年度より0.2%増加となり、収納率の向上が図られた。今後も、公平負担と財源確保の観点から適切な徴収対策を図り収入の確保に努められたい。

### (3) 歳出決算額の概要。

歳出予算現額91億900万2,000円に対し、支出済額88億5,012万7,000円で、執行率は97.2%であります。不用額は1億3,486万4,000円で、前年度より6,151万4,000円の減少となりました。

支出済額88億5,012万7,000円は、前年度より5億1,745万1,000円、5.5%の減少となりました。減少の主なものは、民生費1億946万7,000円、4.9%、農林水産業費4,427万4,000円、20.4%、諸支出金6億5,817万9,000円、82.4%であります。一方で増加の主なものは、議会費2,591万5,000円、28.6%、総務費2,106万9,000円、1.8%、衛生費6,440万7,000円、3.9%、土木費2,346万円、1.8%、消防費1億725万3,000円、36.4%、教育費3,693万1,000円、5.8%であります。

歳出決算額の款別内容は、次ページのとおりであります。7ページとあわせてごらんください。

款別の主な事業及び支出額は、次のとおりであります。

また、歳出の特徴的な事業及び支出内容として、次のとおりそれぞれ成果を上げられております。

8ページをごらんください。

### 3、特別会計。

#### (1) 吉田町土地取得事業特別会計。

歳入総額1億4,690万2,751円、歳出総額1億4,688万9,201円、差し引き残額1万3,550円の決算内容であります。

歳入は、財産運用収入3万9,197円、土地開発基金繰入金1,417万4,440円、一般会計繰入金1億3,268万8,761円であります。歳出は、財産取得費1,417万4,440円、用地先行取得償還金1億3,268万8,761円等であります。

平成23年度は、能満寺山公園用地868平方メートル、1,417万4,440円を買収しました。その結果、平成23年度末土地残高は、土地取得特別会計分10億3,928万680円、地籍2万2,813.72平方メートル、町債分11億6,610万円、地籍6万4,675.50平方メートルとなりました。

た。

当該事業に関する歳入歳出会計処理及び事務事業は、合法的に処理されており、財産運用も適正であることを認めました。

(2) 吉田町国民健康保険事業特別会計。

歳入総額26億8,241万9,284円、歳出総額25億4,543万4,835円、差し引き残額1億3,698万4,449円の決算内容であります。

歳入を前年度と比較すると1億8,116万円の増加であります。この要因は主に、国庫支出金6,460万2,000円、共同事業交付金2,045万1,000円と減少したものの、保険税1,135万7,000円、療養給付費等交付金2,893万2,000円、前期高齢者交付金1億5,355万円、繰入金3,452万2,000円、繰越金4,637万4,000円の増加によるものであります。

国保税の調定額に対する収入率は72.1%で、収入未済額は2億8,019万1,000円となりました。

歳出を前年度と比較すると1億7,985万1,000円の増加であります。この主な要因は、老人保健拠出金213万9,000円、保健事業費300万9,000円がそれぞれ減少したものの、保険給付費3,190万1,000円、後期高齢者支援金等3,820万5,000円、後期高齢者納付金等2,108万7,000円、基金積立金5,541万3,000円、共同事業拠出金1,330万8,000円、諸支出金2,541万4,000円等が増加したことによります。

保険給付状況では、療養諸費、一般被保険者が10万8,858件、費用額は18億5,461万9,000円、退職被保険者等1万2,597件、費用額は2億357万5,000円となっております。

高額療養費では、一般被保険者が2,049件で1億3,439万2,000円、退職被保険者等は198件の1,705万1,000円となっております。保健事業活動費は815万9,000円、執行率95.6%の内容であります。

後期高齢者支援金等は、社会保険診療報酬支払基金へ3億4,179万円の納付であります。

国保税の過去5年間の収入率等の推移は次表のとおりであります。

調定額の大きい現年度分国保税の収入率は、91.0%と前年度より1.2%上昇となり、不納欠損額は581万2,000円減少の1,117万3,000円となっております。

今後においても、国民健康保険事業の健全な財政運営を図るため、被保険者の健康づくり並びに疾病予防対策を強化するとともに、公平負担と財源確保の観点から適切な徴収対策を図り、収入の確保に努められたい。

国民健康保険事業の歳入歳出に関する事務処理及び事業運営は、適正に処理されていることを認めました。

(3) 吉田町後期高齢者医療事業特別会計。

歳入総額1億9,828万8,882円、歳出総額1億9,231万8,669円、差し引き残額597万213円の決算内容であります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億5,951万5,600円、一般会計繰入金3,202万6,200円であります。医療保険料の内訳は、特別徴収保険料1億712万8,200円、普通徴収保険料5,187万400円であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金1億9,203万5,400円であります。その内訳は、後期高齢者医療保険料1億6,000万9,200円、低所得者世帯の均等割減額分2,437万4,620円、社会保険被扶養者の均等割額減額分765万1,580円であります。



後期高齢者医療事業の歳入歳出に関する事務処理及び事業運営は、適正に処理されていることを認めました。

(4) 吉田町介護保険事業特別会計。

歳入総額15億6,258万8,674円、歳出総額15億3,903万1,103円、差し引き残額2,355万7,571円の決算内容であります。

歳入は、保険料2億9,332万8,921円、国庫支出金3億1,876万7,203円、支払基金交付金4億3,110万1,000円、県支出金2億1,302万4,601円、繰入金2億6,512万3,329円、繰越金4,099万3,507円が主なものであります。

10ページ、11ページをごらんください。

保険料の調定額に対する収入率は98.2%で、収入未済額は458万2,360円、不納欠損額は80万3,310円でありました。

歳出は、総務費3,760万5,241円、保険給付費14億2,355万1,716円、地域支援事業費3,759万8,165円、基金積立金2,544万8,873円が主なものであります。

保険給付費のうち、介護給付費13億4,892万1,906円は、前年度より6,087万5,821円の増加となりました。

事業の実施状況は次のとおりであります。

①被保険者の状況は、次表のとおりであります。

項目、平成24年3月31日現在、比較増減で申し上げます。総人口3万532人、29人の増、第1号被保険者6,057人、130人の増。高齢化率19.8%、0.4%の増。第2号被保険者1万298人、86人の増。第1号、第2号被保険者の合計は1万6,355人で、216人の増となります。

②要介護認定関係につきましては、次表のとおりであります。

平成23年度認定者数は808人で、前年度と同数でございます。利用者数は9,164人で、390人の増でございます。

③保険給付状況は、次表のとおりであります。

ア、施設サービス費。延べ件数2,247件、給付費6億711万6,020円。

イ、居宅サービス費、延べ件数6,834件、7億9,831万3,916円。

ウ、高額介護サービス費等、延べ件数1,862件、給付費1,689万8,855円であります。

介護保険事業の歳入歳出に関する事務処理及び事業執行は、事業計画並びに諸規定に沿って適正に処理されていることを認めました。

(5) 吉田町公共下水道事業特別会計。

歳入総額9億2,864万4,494円、歳出総額9億411万5,997円、差し引き残額は2,452万8,497円となります。

歳入は、公共下水道受益者負担金2,402万9,610円、下水道使用料7,378万6,254円、国庫補助金6,400万円、一般会計繰入金5億6,681万8,000円、前年度繰越金3,231万59円、町債1億6,310万円が主なものであります。

前年度との比較では、受益者負担金174万6,320円、下水道使用料465万4,012円、前年度繰越金657万9,493円が増加となりましたが、国庫補助金2,200万円、一般会計繰入金2,250万円、町債3,060万円等が減少となり、総額では6,370万2,965円の減少となっている。

次ページをごらんください。

歳出の内訳は、管渠建設費2億8,245万7,521円、管渠維持管理費607万3,417円、浄化セン

ター維持管理費 1 億 1,281 万 8,287 円、浄化センター建設費 825 万円、公債費 4 億 9,384 万 1,772 円であります。

前年度との比較では、管渠建設費 7,586 万 1,478 円、公債費 152 万 3,119 円が減少となっております。一方、浄化センター維持管理費 1,246 万 195 円、浄化センター建設費 892 万 5,000 円等が増加となり、総額で 5,592 万 1,403 円の減少となりましております。

管渠建設費は、公共管渠建設費 1 億 2,100 万円、町単管渠建設費 1 億 1,407 万 1,442 円、町単排水設備建設費 517 万 3,770 円等となっております。

公債費は、償還金元金 3 億 248 万 3,391 円、償還金利子 1 億 9,135 万 8,381 円であります。

なお、平成 23 年度末の管渠延長は、前年度末より 1,582 メートル増の 6 万 4,933 メートルとなりました。

公共下水道事業における歳入歳出に関する会計処理及び事業内容は、事業計画及び諸規定に基づき適正に執行、処理されていることを認めました。

#### 4、企業会計。

##### (1) 吉田町水道事業会計。

平成 23 年度の業務量は、総配水量 486 万 9,476 立米、対前年度 6,524 立米増加で、総有収水量 426 万 1,243 立米、対前年度 2 万 1,989 立米減少となっております。

給水件数は 1 万 3,085 件、対前年度 128 件の増加、給水人口は 3 万 3,607 人、うち吉田町 2 万 8,982 人、給水普及率は 93.1%、前年度 92.8% であります。

① 収益的収入及び支出は次表のとおりであります。

まず収入ですが、水道事業収益 5 億 2,359 万 9,699 円、支出、水道事業費用 5 億 483 万 3,158 円、経常利益 1,876 万 6,541 円、特別損失 751 万 2,432 円、当年度純利益 1,225 万 4,109 円、前年度よりマイナス 2,405 万 6,825 円であります。

② 資本的収入及び支出は次表のとおりであります。消費税込みでございます。

収入、資本的収入 3,550 万 2,450 円、支出、資本的支出 3 億 4,488 万 3,249 円、差し引き過不足額 マイナス 3 億 938 万 799 円、前年度よりマイナス 1 億 3,431 万 9,118 円であります。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 3 億 938 万 799 円の補填財源は、減債積立金 2,000 万円、建設改良積立金 2,000 万円、過年度分消費税資本的収支調整額 674 万 5,486 円、過年度分損益勘定留保資金 2 億 6,263 万 5,318 円であります。

水道事業収益の営業収益は、水道料金 5 億 1,460 万 4,154 円、修繕工事収益 223 万 1,317 円、消火栓維持管理料 103 万 5,600 円等で、営業外収益は、預金利息 21 万 56 円、その他雑収入 397 万 972 円となっております。

営業費用の主なものは、漏水修繕、施設修繕、量水器取りかえ・修繕等の修繕費 2,547 万 8,185 円、ポンプ稼働用電気料の動力費 2,964 万 1,468 円、施設警備、計装機器保守点検、漏水調査等の委託料 1,117 万 8,220 円、減価償却費 2 億 957 万 741 円であります。営業外費用の主なものは、企業債利息 7,433 万 430 円、開発費償却 1,704 万 4,800 円、雑支出として計上した平成 18 年度水道料金不納欠損額 212 万 8,648 円あります。特別損失は、過年度損益修正損として計上した平成 19・20・21 年度 3 年間の水道料金不納欠損額 751 万 2,432 円あります。

資本的収入は、消火栓設置に係る出資金 59 万 100 円、工事負担金 4 件 2,452 万 350 円、加入分担金 185 件 989 万 5,174 円となっております。消費税抜きでございます。

資本的支出の主なものは、建設改良事業に伴う設計業務等の委託料 3,700 万円、建設改良

工事費 2 億 559 万 2,000 円、企業債償還金 8,870 万 4,039 円等であります。消費税抜きでございます。

企業債未償還金残高は、31 億 9,066 万 6,716 円であります。

契約金額 2,000 万円以上の工事請負契約は、第 5 水源電気室新設工事 4,777 万 5,000 円ほか、記載の 3 件であります。

14 ページをごらんください。

平成 23 年度末管路延長は、前年度末より 3,203 メートル増加の 23 万 3,153 メートルとなっております。また、本年度に実施された石綿管の布設がえは 296 メートルで、残延長は 1,038 メートルとなりました。

以上のような事業内容になっており、平成 23 年度において給水人口は増加しているものの、総有収水量は減少している。景気は依然として厳しい状況にあることや節水意識の浸透により、水需要の増加を期待することは厳しくなることが予測される。このような状況を踏まえ、総有収水量の向上を図るとともに、水道料金の適正化に努め、公平負担の観点から未収金の徴収を推進されたい。今後の事業経営に当たっては、効果的、効率的な事業運営に努めるとともに、安全・安心な水道用水の安定供給を果たせるよう努められたい。

なお、水道事業棚卸立ち会い検査を平成 24 年 4 月 2 日月曜日に実施しております。提出された決算書、決算附属書類の内容について決算審査を行った結果、地方公営企業法及び事業計画に基づき、事業に関する歳入歳出会計処理及び事務事業は合法的に処理されており、財産運営及び棚卸資産管理は適正であることを認めました。

#### 5、物品調達基金の運用状況。

基金運用に係る収入金額は、前年度からの繰越金 376 万 8,368 円、本年度売上金額 528 万 9,453 円、その他収入 677 円で、合計 905 万 8,498 円となっております。

支出金額は、本年度仕入金額 526 万 5,819 円、一般会計繰出金 677 円で、合計 526 万 6,496 円となっております。

差し引き現金は 379 万 2,002 円で、期末棚卸額は 20 万 7,998 円となっております。基金運用残高は、条例に定める基金の額である 400 万円で、回転率は 1.3% となっております。

物品調達基金運用の事務処理は、諸帳簿、伝票処理及び棚卸資産管理等、適正に処理されていることを認めました。

### Ⅲ、平成 23 年度決算審査の総括。

審査に付された各種会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令・諸規定に基づき作成されていた。また、歳入歳出額は予算に基づき、事業目的並びに事業計画に沿って執行されており、それぞれが計数的に正確であり、平成 23 年度の会計処理及び行政事業執行が適正に処理されていることを認めました。

予算の執行状況は、おおむね良好であり、所期の目的に沿った成果が得られたものと認めました。

平成 23 年度町税の収入額は、町たばこ税、軽自動車税、都市計画税は増収となりましたが、長引く経済不況の影響を受けて、町民税、固定資産税の減収により前年度を下回る決算額となりました。先行き不透明な政治経済の情勢下において、町の行財政運営も厳しい状況が続くと予測されますが、町民の視点に立った効果的で効率的な事業執行に努めていただきたい。

以上で平成 23 年度各種会計決算審査意見書の報告とさせていただきます。

○議長（八木 栄君） 監査委員、御苦労さまでした。

---

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（八木 栄君） 日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を総務文教常任委員会委員長から報告願います。

7番、佐藤正司君。

〔総務文教常任委員会委員長 佐藤正司君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（佐藤正司君） 総務文教常任委員会から議会閉会中の調査活動について御報告いたします。

7月17日、委員会を開会、調査案件の町と自主防災会の連携についてを協議しました。

今後の調査の進め方を協議し、委員から出た意見は、4地区の自治会、各自主防災会と委員会の懇談会を開けないかを検討しました。

懇談会を実施するに当たっては、テーマの町と自主防災会の連携について、町と自主防がどのようにつき合って、町はどのように支援していくのかのたたき台をつくり、議論すべきではないかとの意見で、吉田町地域防災計画と津波避難計画、要援護者避難計画に書かれている自主防災会の役割などを抜き出してまとめることにし、各委員の分担を決めて閉会。

8月3日、委員会開会、自主防災会との懇談会の開催について協議。

所管事務調査のあり方から、担当課、防災課の同行をお願いすることに決め、内容を検討しました。

委員から出た意見は、懇談会では、町と自主防災会との連携についての実情について、現状を調査してはどうか。また、連携強化をどう図るかなど、町の考える自主防災会とのあり方と各種自主防災会にはギャップがあると思われる。資料など、自主防災会にはこのような活動がありますと説明し、各自主防災会の現状はどうかを聞き、実態を知りたい。また、防災訓練について、訓練を終えての実情を確認したらどうかという意見が出ました。

今後の予定として、8月7日の自治会連合会に出向き、議長、委員長が懇談会の開催をお願いする。その後、4自治会に委員長、副委員長が日程調整に出向く。懇談会で使う参考資料をわかりやすく作成することを確認して閉会。

8月24日、委員会開会。自主防災会との懇談会についてと委員会視察について協議。

懇談会の目的や出席者、時間配分や進め方などを再度確認。懇談会の開催時間は、原則として9時から17時をお願いする。時間は、1時間半から2時間以内とする。懇談会の目的や資料は事前に自治会に届ける。日程は、9月末から10月に予定を組んでもらうようお願いするため、8月27日に委員長、副委員長が4自治会にお願いに伺うことを決めました。

次回の委員会は9月20日に決め、タイムスケジュールや資料を作成することを決定。

その後、委員会視察についてを協議し、視察先は、所管事務調査の町と自主防災会との連携についての先進地を各委員が調査してきて、次回の委員会で提案することに決め、委員会を閉会。

以上、総務文教常任委員会の報告といたします。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結いたします。

委員長、御苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員会委員長から報告願います。

6番、枝村和秋君。

〔産業建設常任委員会委員長 枝村和秋君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（枝村和秋君） 産業建設常任委員会の議会閉会中の調査活動について御報告申し上げます。

平成24年7月20日午前9時より、役場4階第2会議室におきまして、委員7名、定足数に達していることを告げ、委員会を開会しました。

産業振興に係る都市整備事業について、小山城周辺を産業振興の拠点と考え、それらに関する都市整備事業について、当局の施策について調査すること。

次回の委員会で、産業振興を踏まえた小山城周辺整備について、各委員の考えをまとめていくことを確認し、委員会を閉会しました。

平成24年8月17日午前9時より、役場4階第2会議室におきまして、委員6名、定足数に達していることを告げ、委員会を開会しました。

今9月定例会開会中に、都市建設課、産業課の両課に、産業振興に供する整備の現状や将来の構想を聞き、質疑を行っていくことを決定し、委員会を閉会しました。

以上で当委員会の議会閉会中の調査活動報告を終わります。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。

委員長、御苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時45分といたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時42分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

◎議案第47号～議案第61号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（八木 栄君） 続いて、会議規則第35条の規定により、日程第5、第47号議案から日程第19、第61号議案までの15議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成24年第3回吉田町議会定例会に上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、決算の認定について7件、補正予算について5件、物品の取得について1件、規約変更について1件、人事案件について1件の合計15件でございます。このほかに3件の報告事項がございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第47号議案は、平成23年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成23年度の一般会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額93億776万1,224円、歳出総額88億5,012万6,943円、歳入歳出差し引き残額4億5,763万4,231円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第48号議案は、平成23年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成23年度の土地取得事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額1億4,690万2,751円、歳出総額1億4,688万9,201円、歳入歳出差し引き残額1万3,550円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第49号議案は、平成23年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成23年度の国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額26億8,241万9,284円、歳出総額25億4,543万4,835円、歳入歳出差し引き残額1億3,698万4,449円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第50号議案は、平成23年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成23年度の後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額1億9,828万8,882円、歳出総額1億9,231万8,669円、歳入歳出差し引き残額597万213円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第51号議案は、平成23年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成23年度の介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額15億6,258万8,674円、歳出総額15億3,903万1,103円、歳入歳出差し引き残額2,355万7,571円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第52号議案は、平成23年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成23年度の公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額9億2,864万4,494円、歳出総額9億411万5,997円、歳入歳出差し引き残額2,452万8,497円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第53号議案は、平成23年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成23年度吉田町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分することをお認めいただくとともに、あわせて平成23年度の水道事業会計決算につきまして、収益的収入5億4,963万8,945円、収益的支出5億2,611万3,122円、資本的収入3,550万2,450円、資本的支出3億4,488万3,249円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億938万799円は、減債積立金2,000万円、建設改良積立金2,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額674万5,486円、過年度分損益勘定留保資金2億6,263万5,313円で補填する内容をお認めいただくとするものでございます。

第54号議案は、平成24年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、平成24年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13億7,496万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ111億796万6,000円とするとともに、地方債の補正等を行う補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第55号議案は、平成24年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成24年度の吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,698万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ25億9,777万9,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第56号議案は、平成24年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成24年度の吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ597万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億2,831万6,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第57号議案は、平成24年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成24年度の吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,737万3,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ16億2,856万9,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第58号議案は、平成24年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成24年度の吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,061万1,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ10億3,329万3,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第59号議案は、平成24年度消防ポンプ車の取得についてでございます。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、消防ポンプ車を取得することにつきまして、契約金額1,606万5,000円で有限会社協和消防機商会代表取締役青野要一と請負契約を締結し、消防ポンプ車1台を取得することをお認めいただくとするものでございます。

第60号議案は、静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてでございます。

本議案は、住民基本台帳法の一部を改正する法律が本年7月9日に施行されましたことに

に伴い、外国人登録制度が廃止され、外国人住民が住民基本台帳法に登録されることになったことから、当規約中に規定する静岡県後期高齢者医療広域連合の定義に係る関係市町の負担金算定方法の文言修正が必要になったことから、同法律の改正に伴い本規約を変更することにつきましてお認めいただこうとするものでございます。

第61号議案は、吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、現教育委員長であります松浦英彦委員が本年9月30日をもって任期満了となりますことから、新たに吉田町片岡の塚本成男氏を吉田町教育委員会委員に任命することにつきまして議会の同意をお願いするものでございます。

以上が、上程いたします15議案の概要でございます。

なお、第54号議案 平成24年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についてにつきましては、すみれ保育園の建設事業に関連し、用地取得事務、基本設計及び実施設計事務等に係る事務執行のための増額補正を計上させていただいておりました、今後の用地交渉事務や基本設計等に係る入札執行事務をスムーズに進めていく必要がありますことから、早期議決をお願いするものでございます。

各議案の詳細につきましては担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いいたします。

最初に、会計管理者兼会計課長、お願いします。

会計管理者兼会計課長、高橋三好君。

〔会計管理者兼会計課長 高橋三好君登壇〕

○会計管理者兼会計課長（高橋三好君） お願いします。会計課でございます。

上程いたしました第47号議案 平成23年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

お手元の平成23年度吉田町歳入歳出決算書及び参考資料の1と2をあわせてごらんいただきたいと思っております。

それでは最初に、決算書の10ページをごらんください。

平成23年度吉田町一般会計歳入歳出決算の歳入総額は93億776万1,224円、歳出総額88億5,012万6,943円、歳入歳出差し引き残高は4億5,763万4,231円でございます。これは前年度と比較いたしますと、歳入は金額で4億2,328万7,266円、率にいたしまして4.3%の減となっております。また歳出は、金額で5億1,745万1,255円、率にいたしまして5.5%の減となっております。

それでは、内容について御説明させていただきます。2ページ、3ページをごらんください。

初めに、歳入でございます。

1款町税は、収入済額56億5,238万1,552円で、前年度に比べ、金額で1億2,502万1,308円、率にいたしまして2.2%の減となっております。

内訳でございますが、1項町民税は20億1,321万3,265円で、前年度に比べ2.0%の減となっております。



2項固定資産税は31億386万2,588円で、前年度に比べ3.5%の減となっております。これは、固定資産税のうち、企業の設備投資の減による償却資産について減少となったことが主な要因でございます。

3項軽自動車税は6,680万9,404円で、前年度に比べ3.2%の増でございます。

4項町たばこ税は、税制改正によりたばこ税が増額をされたことから、2億67万1,989円で、前年度に比べ14.6%の増となりました。

5項都市計画税は2億6,782万4,306円で、前年度に比べ0.6%の増でございます。

以上が町税の収入状況でございます。

なお、本年度の町税の不納欠損額は2,494万5,931円、収入未済額は3億2,937万6,547円となっております。

次に、2款地方譲与税は1億589万6,129円で、前年度に比べ、金額で255万6,947円、率にいたしまして2.6%の減となっております。

内訳でございますが、1項地方揮発油譲与税は2,945万3,000円、2項自動車重量譲与税は7,644万3000円で、前年に比べ0.1%の減でございます。

3款利子割交付金は1,163万5,000円で、前年度に比べ16.3%の減となりました。

4款配当割交付金は710万2,000円で、前年度に比べ12.5%の増となっております。

5款株式等譲与所得割交付金は203万5,000円で、前年度に比べ13.6%の減となっております。

6款地方消費税交付金は3億2,073万5,000円で、前年度に比べ1.0%の増となっております。

7款自動車取得税交付金は3,049万5,000円で、前年度に比べ16.7%の減となっております。

8款地方特別交付税は6,555万8,000円で、前年度に比べ12.4%の増となっております。

9款地方交付税は、平成22年度に引き続き23年度も地方交付税の交付団体となったことにより、普通交付税1億3,550万4,000円、特別交付税1億6,054万9,000円の交付を受け、2億9,605万3,000円となり、前年度に比べ2.1%の増となっております。

10款交通安全対策特別交付金は608万1,000円で、前年度に比べ0.9%の増となっております。

11款分担金及び負担金は1億3,123万430円で、前年度に比べ2.9%の増となっております。

内訳でございますが、1項分担金は579万円で、漁港施設の整備に伴う水産基盤整備事業分担金及び小規模局部改良事業分担金でございます。

2項負担金は1億2,544万430円で、社会福祉費の老人施設入所者負担金や児童福祉費の保育所保護者負担金と災害救助費負担金でございます。

12款使用料及び手数料は6,365万7,073円で、前年度に比べ4.9%の減となっております。

内訳でございますが、1項使用料は4,826万3,743円で、健康福祉センター使用料、漁港施設の占用料、使用料、観光施設使用料、道路や河川の占用料、町営住宅使用料、学習ホール、体育館等の教育施設の使用料などでございます。

2項手数料は1,539万3,330円で、税務関係の各種証明等手数料や督促料、戸籍窓口手数料などでございます。

13款国庫支出金は7億7,539万9,958円で、前年度に比べ5.7%の増となっております。

内訳でございますが、1項国庫負担金は6億3,514万3,234円で、前年度に比べ3,522万

8,511円の増額で、主に子ども手当費の増額によるもので、このほかの主な負担金は、自立支援給付費負担金などが主なものでございます。

2項国庫補助金は1億2,997万3,997円で、前年度に比べ660万6,897円の増額となりましたが、主な補助金は、循環型社会形成推進交付金、地域活力基盤創造交付金事業費、既存施設の長寿命化推進事業費や、安全・安心な学校づくり交付金などでございます。

4ページ、5ページをごらんください。

3項国庫委託金は1,028万2,727円で、国民年金事務費などの委託金でございます。

14款県支出金は5億5,625万7,610円で、前年度に比べ19.6%の増となっております。

内訳でございますが、1項県負担金は1億8,852万7,789円で、自立支援給付費や保険基盤安定制度負担金、子ども手当費、後期高齢者医療費事業費などの負担金でございます。

2項県補助金は3億677万7,765円で、空港隣接地域振興事業費や緊急雇用創出事業臨時特別対策事業費、重度障害者医療費助成事業費、こども医療費、ワクチン接種事業費、大規模地震対策等総合支援事業、水産基盤整備事業などの補助金が主なものでございます。

3項県委託金は6,095万2,056円で、静岡県議会議員選挙費や徴収費、経済センサス活動調査費等の統計調査費などの委託金でございます。

15款財産収入は5,108万2,767円で、前年度に比べ35.2%の減となっております。

内訳でございますが、1項財産運用収入は553万2,498円で、土地建物貸付収入、基金の利子及び配当金収入でございます。

2項財産売払収入は4,555万269円で、静岡県へ島田吉田線など町有地の売り払いによる不動産売り払い収入でございます。

16款寄附金は295万2,704円、前年度に比べ7.0%の増で、一般寄附が285万274円、指定寄附金が10万円でございます。

17款繰入金は2億378万3,051円で、前年度に比べ60.3%の減となっております。

内訳でございますが、1項特別会計繰入金は898万3,051円で、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計からの繰入金でございます。

2項基金繰入金は1億9,480万円で、財政調整基金繰入金1億9,360万、教育振興基金繰入金120万でございます。

18款繰越金は、前年度繰越金でございますが、3億6,347万5,190円で、前年度に比べ19.8%の減となっております。

19款諸収入は9,812万4,760円で、前年度に比べ25%の増となっております。

内訳でございますが、1項延滞金加算金及び過料は513万5,417円で、町税の延滞金でございます。

2項町預金利子は76万5,497円で、運用定期、普通預金などの利子でございます。

3項貸付金元利収入は133万3,311円で、住宅資金貸付返済金と高等学校等奨学金返還金でございます。

4項受託事業収入は18万4,650円で、農業者年金基金受託事業収入等でございます。

5項雑入は9,070万5,885円で、納付金といたしまして、日本スポーツ振興センター納付金、総務費雑入では、団体生命共済剰余金や県市町村振興協会市町村交付金など、民生費雑入では、心身扶養共済保険料、放課後児童クラブ徴収金など、衛生費雑入ではがん検診徴収金など、教育費雑入では講座受講料などがございます。

20款町債は5億6,382万6,000円で、前年度に比べ5.2%の減となりましたが、償還元金以内の借り入れでございます。

内訳といたしましては、水産基盤整備事業、愛宕前2号線整備事業、地方特定事業大幡川幹線整備事業、高速道路歩道橋整備事業、大窪川改修事業、榛南幹線整備事業、東名川尻幹線整備事業、中央幹線整備事業、県単独街路整備事業に伴う借り入れと臨時財政対策債でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございます。6、7ページをごらんください。

1款議会費は支出済額1億1,659万8,203円で、前年に比べ28.6%の増となっております。議会運営費、議会調査活動費などがございます。

2款総務費は支出済額12億1,030万503円で、前年に比べ1.8%の増となっております。

内訳でございますが、1項総務管理費は8億7,197万92円で、前年度に比べ3%の増となっております。

主な支出といたしましては、1目一般管理費では、一般行政事務費や吉田町牧之原市広域施設組合負担金、土地取得事業特別会計繰出金、日曜開庁事業費などがございます。3目財産管理費は、庁舎管理費や公有財産管理費の土地借上料などがございます。6目企画費は、地域交流費の地域活性化大規模イベント事業補助金、コミュニティ施設整備事業の地区集会所建設補助金、地方空港隣接地域振興事業費補助金、大井川流域 s m i l e ネット事業によるFM島田の吉田中継局開設に伴う施設整備費、総合行政情報システム等の情報化推進費などがございます。7目自治振興費は、自治会や町内会への補助金や防犯灯整備委託料などがございます。9目交通安全対策費では、交通安全推進費や交通指導員活動費、交通安全施設事業などがございます。11目事務改善対策費は、パソコン借上げ費、総合行政ネットワーク情報などの電算処理業務に関する委託料などと、情報公開制度推進費などがございます。12目空港対策費は、空港対策協議会補助金などがございます。

2項徴税費は2億3,862万6,639円で、前年度に比べ8.2%の減でございます。これは、過年度分町税還付金が主なものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費は7,424万7,521円で、前年度に比べ46.2%の増で、平成24年4月に改正された住民基本台帳法の改正に対応した住民ネットワークシステムの委託料と戸籍電算事務委託料や、事務量の増加に伴う職員の人件費等でございます。

4項選挙費は2,322万7,943円で、前年度に比べ12.5%の増でございます。県議会議員選挙費、町長・町議会議員選挙費が主な支出でございます。

5項統計調査費は137万2,460円で、前年度に比べ86.5%の減となっており、5年に1度の経済センサス活動調査を実施いたしました。

6項監査委員費は85万5,848円で、前年に比べ39.3%の減で、監査委員報酬が主なものでございます。

次に、3款民生費は支出済額21億3,817万1,277円で、前年度に比べ4.9%の減となっております。

内訳でございますが、1項社会福祉費は支出済額9億5,529万6,817円で、前年度に比べ14.5%の減となっております。これは主に、平成22年度に障害者自立支援施設整備事業が完成したことによる減額でございます。このほかの主な支出は、1目社会福祉総務費は、民

生・児童委員活動費や社会福祉協議会補助金などがございます。3目国民健康保険費は、国民健康保険事業特別会計繰出金などがございます。4目老人福祉費は、老人福祉対策費や敬老会費、健康福祉センター、北区いきいきセンターなどの指定管理委託料、相寿園管理組合負担金やシルバー人材センター補助金などがございます。5目心身障害者福祉費は、重度心身障害者医療費給付事業や、駿遠学園、つくしの家などの心身障害者施設等負担金、心身障害者自立支援事業費、障害者自立支援施設管理事業費、地域生活支援事業費などがございます。6目人権地域改善費は、神戸西会館運営費などがございます。7目介護保険費は、介護保険事業特別会計繰出金などがございます。

2項児童福祉費は11億8,287万3,860円で、前年度に比べ4.6%の増となっております。児童措置費、保育所費、児童館費等が主なものでございます。

主な支出としましては、1目児童福祉総務費では、母子家庭医療費助成事業や子ども手当事務費などがございます。2目児童措置費は、子ども手当費でございます。3目保育所費は、保育園4園の運営と1園の管理などがございます。4目児童館費は、児童館運営費や放課後児童健全育成事業費、地域子育て支援拠点事業費でございます。

3項生活保護費の支給は、行旅人扶助料600円で行いました。

4項災害救助費は、支出がございませんでした。

次に、4款衛生費は支出済額17億497万7,336円で、前年に比べ3.9%の増額となっております。

主な支出といたしましては、1目保健衛生総務費では、保健衛生管理費、救急医療対策事業費や榛原総合病院負担金、吉田町牧之原市広域施設組合火葬場費負担金などがございます。2目予防費では、感染症予防費で、乳幼児予防接種や高齢者のインフルエンザ予防接種、子宮頸がん予防接種委託料などがございます。3目環境衛生費は、合併処理浄化槽設置費補助金や吉田町牧之原市広域施設組合し尿処理費負担金やごみ処理費負担金などがございます。5目母子家庭衛生費は、乳幼児・妊婦健診委託料、乳幼児医療費、小・中学生医療費などがございます。6目健康づくり事業費は、若返り貯金塾やヨガ講座などの健康づくり事業、保健センター管理費、ダンス健康づくり事業費などがございます。7目老人保健事業費では、後期高齢者医療事業、療養給付費負担金、保険基盤安定繰出金などがございます。8目健康増進事業費は、がん検診などの委託料が主な支出でございます。

次に、5款労働費は支出済額295万5,500円で、前年度に比べ1.2%の減で、雇用対策費や労働福祉費で、小規模勤労者福祉推進事業費補助金などが主な支出でございます。

6款農林水産業費は支出済額1億7,324万8,059円で、前年度に比べ20.4%の減となっております。

内訳でございますが、1項農業費は7,863万9,699円で、前年度に比べ19.5%の減でございました。1目農業委員会費は、農業委員会運営費や農業者年金事務費、3目農業振興費では、戸別所得補償制度導入推進事業費や担い手育成総合対策事業費などがございます。5目農地費では、水門・排水機場管理費や、土地改良事業費の榛南広域農道に係る県営事業負担金、大井川土地改良区負担金などがございます。

2項林業費は1,417万5,503円、前年度に比べ31.3%の増で、松くい虫防除事業や保安林等環境保護整備事業費でございます。

3項水産業費は8,043万2,857円で、前年度に比べ26.2%の減で、水産振興費、地域栽培推

進事業費などがございます。3目漁港管理費は、水産基盤整備事業費、小規模局部改良事業費などが主な支出でございます。4目漁港海岸管理費は、流木等処理対策事業費でございます。

7款商工費は支出済額5,883万2,477円で、前年度に比べ10.6%の増となっております。

2目商工業振興費は商工業振興事業費補助金などで、3目観光費では、観光振興費としてたこ揚げ大会、花火大会、小山城祭り委託料や展望台小山城周辺管理費及び吉田海岸観光施設維持管理費でございます。

次に、8款土木費は支出済額13億4,394万3,307円で、前年度に比べ1.8%の増となっております。土木費は、都市計画費の街路事業費や道路新設改良費等の整備事業費が主なものでございます。

内容でございますが、1項土木管理費は9,837万20円で、前年度に比べ224.7%の増でございます。主な支出では、道路台帳更新業務委託料や土木施設電気料に加え、県単道路整備事業国道150号改良事業負担金、増額とした主なものでございます。

2項道路橋梁費は2億4,218万1,934円で、前年度に比べ9.1%の減でございます。2目道路維持費は、道路の植栽管理や維持修繕費です。3目道路新設改良は1億3,854万5,115円で、前年度と比べて1.6%の減額となりました。愛宕前2号線道路改良事業、大幡川幹線改良事業、亀の尻線改良事業、高島2号線道路改良事業などの道路整備事業などが主な事業でございます。平成22年度からの繰越明許事業として、地方特定道路整備事業大幡川幹線道路改良事業2,070万4,000円、大幡川幹線道路改良事業994万7,700円を実施しました。4目橋梁維持費では、橋梁長寿命化調査委託と橋梁補修業務委託を実施いたしました。

3項河川費は3,800万3,579円で、前年度に比べ7.8%の減でございます。2目河川維持管理費では、堤防の除草や水路の浚渫など、3目河川新設改良費は、大窪川改修工事が主な事業でございます。

4項都市計画費は9億5,743万5,422円で、前年度に比べ1.2%の減でございます。1目都市計画総務費は、土地利用事業の附帯用地買収費、「TOUKAI（東海・倒壊）-0（ゼロ）」促進事業で、わが家の専門家診断や既存住宅耐震診断促進事業費、木造住宅耐震補強助成事業などが主な事業でございます。木造住宅耐震補強助成事業590万円が、繰越明許として平成23年度に繰り越され、実施されております。2目土地区画整理事業費は、浜田土地区画整理組合、富士見土地区画整理組合の負担金、補助金などがございます。3目街路事業は、榛南幹線整備事業、東名川尻幹線整備事業、中央幹線整備事業などの街路整備事業でございます。4目は公共下水道繰出金、6目は公園管理費でございます。7目緑化推進費は、花のまち推進事業やみどりのオアシスマつり委託料などがございます。

5項住宅費は695万2,352円、前年度に比べ47.1%の減で、町営住宅の維持管理費でございます。

9款消防費は支出済額4億195万327円で、前年度に比べ36.4%の増で、地震対策等の増額が主なものでございます。

1日常備消防費は、吉田町牧之原市広域施設組合消防費負担金、2目非常備消防費は、消防団運営費や消防団福利厚生費でございます。3目消防施設整備事業費は、消防団用資機材の修繕料や消火栓の維持管理費でございます。5目災害対策費は、地震対策事業と防災行政ラジオの全戸配布や津波ハザードマップ作成、静岡県総合防災訓練の訓練会場での設営管理

委託料などが主なものでございます。

次に、10款教育費は、支出済額 6 億7,113万4,782円で、前年度に比べ5.8%の増でございます。

1 項教育総務費は 1 億3,942万9,464円で、前年度に比べ26.3%の減でございます。

主な支出を申し上げますと、2 目事務局費では、小・中学校の緊急連絡通信料や幼稚園運営費補助金、幼稚園就園奨励費補助金などがございます。3 目教育諸費では、小・中学校健康診断費や教育振興事業費の図書費、国際理解教育推進事業委託、ちいさな理科館事業費などがございます。

2 項小学校費は 1 億1,058万2,020円で、前年度に比べ26.2%の増でございます。1 目学校管理費は、3 小学校の維持管理でございます。2 目教育振興費は、要保護・準要保護児童就学援助費で、3 目特別支援学級費は、3 小学校の特別支援学級運営費と就学奨励費でございます。

8 ページ、9 ページをごらんください。

3 項中学校費は 1 億276万9,719円で、前年度に比べ84.7%の増で、1 目学校管理費は、吉田中学校維持管理費、また、繰越明許事業で4,952万8,500円、吉田中学校空調設備設置事業で、30教室に空調設備を設置しました。2 目教育振興費は、中学校要保護・準要保護生徒就学援助費、3 目は特別支援学級費でございます。

4 項社会教育費は 1 億5,209万4,313円で、前年度に比べ0.8%の減額でございます。1 目社会福祉総務費は、芸術文化振興事業費や青少年健全育成事業費、生涯学習推進事業費などがございます。2 目公民館費は、中央公民館の運営費や活動費でございます。3 目学習ホール運営費でございます。4 目図書館費は、図書館の運営管理でございます。このうち、図書館管理費の図書費399万9,997円は繰越明許でございます。

5 項保健体育費は 1 億6,625万9,266円で、前年度に比べ12.1%の増でございます。これは、広域施設組合共同調理施設負担金や体育施設広場維持管理費で、吉田中学校第2グラウンドナイター施設工事などによるものでございます。1 目保健体育総務費では、社会体育振興費、体育施設広場維持管理費などがございます。2 目給食施設費は、吉田町牧之原市広域施設組合共同調理場費負担金でございます。3 目体育館運営費は、総合体育館及び体育センターの運営費などがございます。

11款災害復旧費の支出はございませんでした。

12款公債費は支出済額 8 億8,867万3,172円で、前年度に比べ1.1%の増となっております。

内訳でございますが、1 目償還元金は 7 億5,040万2,551円、2 目償還利子は 1 億3,827万621円でございます。

13款諸支出金は支出済額 1 億4,034万2,000円で、前年に比べ82.4%の減となっております。

1 項普通財産取得費はございません。

2 項基金費は 1 億4,034万2,000円で、前年度に比べ81.4%の減でございます。財政調整基金に 1 億3,026万1,000円、減債基金に900万円、環境保全基金に1,000円、小・中学校建設基金に13万円、教育振興基金に950万円の積立をいたしました。

14款予備費は、東日本大震災被災地支援のための職員出張及び物資・燃料代や台風15号被害修繕など、緊急を要する事業に625万7,000円を充用いたしました。

以上が歳出でございます。

平成23年度の決算の歳入におきましては、厳しい経済状況のもと、4年連続の町税の減収となり、一方、地方交付税、地方消費税が増額となりました。歳出におきましては、障害者自立支援施設、ちいさな理科館等の維持管理や、榛南幹線などの都市基盤整備事業を進める中、地震対策事業が増額となりました。歳入歳出ともに、前年に比較して減額となりました。

以上が平成23年度吉田町一般会計歳入歳出決算でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 続いて、総務課長。

総務課長、田村政博君。

〔総務課長 田村政博君登壇〕

○総務課長（田村政博君） 総務課でございます。

第48号議案、第59号議案及び第61号議案の計3議案について御説明申し上げます。

最初に、第48号議案 平成23年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

平成23年度吉田町歳入歳出決算書の一般会計の次につづられております吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算書をごらんいただきたいと思っております。

その6ページをごらんください。

歳入総額1億4,690万2,751円、歳出総額1億4,688万9,201円、歳入歳出差し引き残額1万3,550円という決算内容をお認めいただくものがございます。

それでは、歳入から御説明申し上げます。8ページ、9ページの事項別明細書をごらんください。

まず、1款1項の財産運用収入の収入済額は3万9,197円でございます。これは、土地開発基金に係る利子収入でございます。

次に、1款2項の財産売却収入は、収入なしでございました。

次に、2款1項の繰入金の収入済額は1億4,686万3,201円でございます。これは、財産取得費の公有財産購入費分を土地開発基金から繰り入れた1,417万4,440円と、総合運動公園整備用地取得に係る借り入れの定期償還分1億3,268万8,761円を一般会計から繰入金として収入したものでございます。

次に、3款1項の繰越金の収入済額は49円でございます。これは、前年度からの繰越金でございます。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

4款1項の預金利子の収入済額は304円でございます。これは、土地取得事業特別会計の預金の利子収入でございます。

次に、歳出でございます。12ページ、13ページをごらんください。

1款1項1目の一般管理費の支出済額は2万6,000円でございます。これは、土地開発基金への積立金でございます。2目の財産取得費の支出済額は1,417万4,440円でございます。これは、能満寺山公園用地1筆868平方メートルを先行取得したものでございます。3目の繰出金は、支出がございませんでした。4目の公債費の支出済額は1億3,268万8,761円でございます。これは、総合運動公園整備用地の借り入れに係る定期償還分を公債費で支出したものでございます。償還の詳しい状況につきましては、24ページに用地先行取得償還表を掲載させていただきましました。また、23ページには平成23年度末土地残高を掲載させていただ

きましたが、この附属資料としまして、参考資料3の平成23年度末土地取得事業特別会計所有地一覧図を提出させていただきました。

続きまして、第59号議案 平成24年度消防ポンプ車の取得について御説明申し上げます。議案書の20ページ及び21ページを、あわせて参考資料ナンバー9をごらんいただきたいと思います。

本議案は、吉田町消防団の老朽化した消防ポンプ車の更新を行い、消防団の災害対応能力の向上を図り、地域住民の人命の確保及び減災を推進するため消防ポンプ車を取得するに当たりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

取得の内容でございますが、品名は消防ポンプ車、契約の方法は指名競争入札による契約でございます。契約の金額は1,606万5,000円、契約の相手方は、吉田町神戸3395番地の4、有限会社協和消防機商会代表取締役青野要一でございます。当該消防ポンプ車1台を平成25年3月21日までに吉田町役場へ納入することとしているものでございます。

続きまして、第61号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

議案書の24ページ及び参考資料ナンバー11をごらんいただきたいと思います。

本議案は、現在、吉田町教育委員会委員長でもあります松浦英彦委員が本年9月30日をもって任期満了となりますことから、新たに塚本成男氏を教育委員会の委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

塚本氏の住所につきましては、吉田町片岡2032番地、氏名は塚本成男、生年月日は昭和44年9月19日、現在42歳でございます。塚本氏は現在、吉田町立中央小学校PTA会長、吉田町PTA連絡協議会会長に就任されており、保護者の代表として町の学校教育にかかわり合いを持たれております。また、塚本氏は、平成20年に榛南青年会議所理事長を、平成21年に吉田町商工会青年部長を歴任されており、地域の人望が厚い方でございます。塚本氏は、保護者としての視点から多角的に町教育行政を担っていただけるものと確信しております。

甚だ簡単ではございますが、以上が総務課からの3議案につきましての御説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、企画課長。

企画課長、塚本昭二君。

〔企画課長 塚本昭二君登壇〕

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

企画課からは、第54号議案 平成24年度吉田町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

別冊となっております平成24年度吉田町一般会計補正予算（第1号）をごらんいただきたいと思います。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13億7,496万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億796万6,000円とするものでございます。

また、第2項にありますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につき



ましては、1ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

次の第2条でございますが、地方債の補正をお認めいただくとするものでございます。

その内容につきましては、4ページから5ページの第2表地方債補正に掲げてございますので、ごらんいただきたいと思っております。

まず、1の追加に掲げてございます事業につきましては、今回、新たに地方債を発行することをお認めいただくとするものでございます。

最初に記載しております避難路整備事業につきましては、都市防災総合推進事業に係る新規避難路分に係る起債でございます、810万円の限度額を設定するものでございます。

次の都市防災総合推進事業北区公園整備事業でございますが、今回の国庫補助金の積み増しがありましたことから、事業を前倒して用地取得を実施することに伴い、限度額5,550万円の新たな起債を予定するものでございます。

次の消防救急無線デジタル化整備事業につきましては、静岡地域消防救急広域化を進める中で実施する消防救急無線のデジタル化の実設計に係る負担金40万円を起債対象とするものでございます。この起債につきましても、都市防災総合推進事業に係る起債と同様に交付税措置されますことから、地方債を発行することとしたものでございます。

5ページの2の変更に掲げてあります事業につきましては、平成24年度当初予算でお認めいただきました地方債につきましては、限度額を変更するものでございます。

まず、すみれ保育園建設事業でございますが、事業費の増額に伴いまして限度額を4,820万円増額し、2億6,610万円とするものでございます。

次に、都市防災総合推進事業日の出線整備事業につきましても、事業費の増額に伴い限度額を290万円増額し、1,080万円とするものでございます。

次の消防ポンプ車整備事業につきましては、購入台数を1台追加いたしますことから、限度額を800万円増額し、1,690万円とするものでございます。

次の津波避難タワー設置事業につきましては、津波避難タワーの設置について計画を前倒しいたしますことから、限度額を4億7,100万円増額いたしまして6億9,600万円とするものでございます。

以上の四つの起債につきましては、都市防災総合推進事業に係る起債でございます、国庫補助金枠が大幅に積み増しされることとなりますことから、この国庫補助金を活用して津波防災事業の進捗を早める取り組みを行うために、限度額を増額するものでございます。

次に、吉田中学校空調設備設置事業でございますが、これは、年度途中におきまして国庫補助金の学校施設環境改善交付金の対象事業として採択されることになりましたことから、国庫補助金として交付される額に見合う起債額110万円を減額し、320万円とするものでございます。

以上の内容が今回の補正予算の内容でございますが、引き続きまして、その詳細を別冊の説明書に沿って御説明させていただきたいと思っております。

平成24年度吉田町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書の3ページからごらんいただきたいと思っております。

まず、歳入でございますが、1款町税につきましては9,652万1,000円の増額でございます。これは、平成24年度税制改正に伴い、住宅用地の負担調整措置の変更があった土地に係る

458万5,000円と、当初見込みを上回る設備投資があった償却資産9,193万6,000円に係る固定資産税の増加額を計上するものでございます。

続きまして、8款地方特例交付金でございますが、748万9,000円の増額でございます。これにつきましては、平成20年度から個人住民税における住宅借入金等特別控除額の実施に伴う地方公共団体の減収補填を行うための交付金となりまして、普通交付税の算出に伴って交付額が決定されるというものでございますが、その決定に伴いまして増額するものでございます。

4ページ、9款地方交付税は、2,812万1,000円の減額でございます。これにつきましては、7月24日の総務大臣による平成24年度普通交付税大綱の決定に伴いまして、当町に対する普通交付税の額が1億7,187万9,000円と確定をされ、当初見込みを下回る結果となりましたことから、2,812万1,000円減額するものでございます。

13款国庫支出金につきましては、5億1,375万3,000円の増額でございます。

まず、2項1目民生費国庫補助金の中の社会福祉費補助金に、地域生活支援事業費として54万円を増額いたすものでございます。これは、訪問入浴事業においてサービス利用対象者が増えたことに伴い、新規利用者見込みに係る国の補助金を計上するものでございまして、この財源は、歳出の3款民生費の1項5目に計上しております地域生活支援事業費の訪問入浴サービス委託料に充てられるものでございます。

次の5目教育費国庫補助金の中の教育総務費補助金でございますが、学校施設環境改善交付金として新たに143万5,000円を計上いたすものでございます。これは、当初予算の中で計上しておりました吉田中学校空調設備設置事業が、年度途中におきまして国庫補助金の対象事業として採択されましたことから、新たに計上することとなるものでございます。

5ページをごらんいただきたいと思います。

6目の都市防災総合推進事業補助金でございますが、今回、5億1,177万8,000円を増額するものでございます。町では、都市防災総合推進事業となる国の社会資本整備総合交付金を活用して、津波防災まちづくりを推し進める一環として、国や県の関係機関に対し、積極的に支援を求める働きかけを行っておりますが、こうした中で、ことしの国庫補助金枠が当初の予定より大幅に積み増しされることとなりましたことから、増額するものでございます。この都市防災総合推進事業費の国庫補助金総額は、当初の3億4,422万2,000円と今回の補正予算額を合わせますと、合計8億5,600万円となるものでございます。

次に、14款県支出金でございますが、384万7,000円の増額でございます。

この中の2項1目の総務費県補助金、総務管理費補助金につきましては、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費につきまして73万3,000円減額するものでございます。これは、震災と緊急雇用対応事業補助事業として当初見込んでおりました、高齢者支援課の緊急雇用対策としての臨時職員1名の雇用を取りやめ、税務課において徴収対策強化を図るために、新たに緊急雇用対応として約半年間臨時職員を雇用することといたしましたことから、その事業の変更によりまして、その差額分を減額するものでございます。

次の2目の民生費補助金の社会福祉費補助金につきましては、地域生活支援事業費におきまして、国庫補助金の中で説明いたしました、訪問入浴サービスの新規対象者に係る利用者負担の4分の1が県から補助されることとなりますことから、それに見合う額として27万円を増額するほか、地域支え合い体制づくり事業費として、ひとり暮らしの高齢者や高齢者の

みの世帯を、地域社会から孤立することを未然に防止し、見守り、支援していく全額補助の新規事業、高齢者見守りネットワーク事業に充当される県補助金404万1,000円を計上いたしているものでございます。

次に、同じ2目の中の児童福祉費補助金につきましては、新規事業となる、児童虐待防止の体制強化のための環境改善や緊急の取り組みなどに対応するための児童虐待防止対策緊急強化事業費として、新たに6万8,000円を計上するものでございます。

次に、6ページ、3項1目の総務費県委託金の中の経済センサス活動調査費でございますが、経済センサスに係る委託金の交付決定に伴い、13万5,000円を増額するものでございます。

また、3目の土木費県委託金でございますが、河川管理委託金について、町では県の委託を受けまして、消防団に湯日川と坂口谷川樋門の操作管理を委託しておりますが、その県の委託単価が平成24年度から増額されますことから、水門管理事務費を6万6,000円増額するものでございます。

16款寄附金につきましては、93万7,000円の増額でございます。これは、庁舎などに設置しております飲料用自動販売機の利益還元分を御寄附いただきましたものと、ふるさとよしだ寄附金として御寄附賜りました金額を一般寄附金としてそれぞれ増額計上するものでございます。

次に、7ページをごらんいただきたいと思います。

17款繰入金でございますが、376万9,000円の増額となります。これは、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計の平成23年度決算に伴いまして、それぞれの会計から一般会計に繰り入れをする額を増額するものでございます。

次の18款繰越金でございますが、これは、前年度からの繰越金を計上するものでございまして、平成23年度一般会計決算がまとまりましたことから、当初予算で計上いたしました繰越金と繰越明許費の一般財源分を除く繰り越し額1億8,144万2,000円を計上いたしましたものでございます。

次に、8ページ、19款諸収入でございますが、232万9,000円の増額となります。

まず、5項2目の雑入の総務費雑入でございますが、新たに職員のメンタルヘルス事業に充当する、静岡県市町村職員共済組合助成金20万4,000円を計上するものでございます。

また、中国浙江省公式訪問団参加費助成金として15万5,000円を計上いたしますが、これは、11月に予定されております静岡県の中国浙江省公式訪問団に当町が参加する費用として、静岡県市町村振興協会から交付される予定の額を計上するものでございます。

次に、民生費雑入でございますが、これは、国庫補助金と県補助金の中で申し上げました、地域生活支援事業の訪問入浴サービスに係る本人負担分を計上したものでございます。

次の商工費雑入でございますが、静岡県・浙江省友好提携30周年記念事業助成金として200万円計上をいたすものでございます。これは、11月に中国浙江省で開催される予定の静岡・浙江産業観光展に当町からも参加したいと考えておりますので、その参加費用につきまして、200万円を上限として静岡県市町村振興協会から助成されることになっておりますことから、今回、その助成金を雑入として計上するものでございます。

次の教育費雑入でございますが、ふるさと学級の事業運営見直しに伴いまして、ふるさと学級参加料15万円を減額するものでございます。

20款町債につきましては、5億9,300万円の増額でございますが、内容につきましては、先ほどの補正予算全体の説明の中の第2条地方債の補正の第2表の説明で申し上げましたとおりとなっております。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出につきまして御説明を申し上げます。10ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、2款総務費でございますが、1,752万6,000円の減額でございます。

その中の1項総務管理費につきましては、1,942万6,000円の減額となりますが、これは、1目の一般管理費におきまして、人事異動等に伴う職員人件費の減額が1,956万4,000円となりましたことが大きな要因でございます。

また、6目の企画費につきましては、15万8,000円の増額となりますが、これは、新規に新エネルギー関連の調査研究旅費を計上するものでございます。

11ページをごらんいただきたいと思っております。

10目の人事管理費でございますが、これにつきましては、当初から予定した産業医の就任が8月となりましたことから、謝礼金を減額する一方で、新たに職員のメンタルヘルス事業を実施するための経費を計上することといたしました結果、5万1,000円の減額となるものでございます。

次に、12目の空港対策費につきましては、11月に予定している静岡県中国浙江省公式訪問団に参加するための旅費を追加計上するものでございます。

続きまして、2項徴税費でございますが、309万6,000円の増額となります。これは、1目の税務総務費につきまして、職員人件費の増額のほか、収納率向上に向けて徴収強化を図るための臨時職員の賃金を増額しているものでございます。なお、臨時職員賃金は、歳入で御説明させていただきましましたとおり、全額、県支出金の緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費を財源とするものでございます。

次に、12ページ及び13ページにございます3項の戸籍住民基本台帳費でございますが、109万7,000円の減額でございます。また、4項の選挙費につきましては23万4,000円の減額でございますが、どちらの減額要因につきましても、人事異動等に伴う職員人件費の減額でございます。

次に、14ページの5項統計調査費につきましては、13万5,000円の増額となります。これにつきましては、県支出金の経済センサス活動調査費につきまして交付額が確定されましたことを受けまして、それにあわせて歳出額を増額するものでございます。

15ページをごらんいただきたいと思っております。

3款の民生費でございますが、6,275万9,000円の増額でございます。

そのうち1項社会福祉費につきましては、2,379万2,000円の増額となりますが、その1目の社会福祉総務費は900万5,000円の増額、2目の国民年金事務費につきましては146万7,000円の減額、3目の国民健康保険費につきましては28万5,000円の減額となります。これらにつきましては、いずれも人事異動等に伴う職員人件費の補正となるものでございます。

16ページから17ページにかけての4目老人福祉費につきましては、239万3,000円の増額でございます。これは、臨時職員賃金の減額、老人デイサービスセンターひまわりの家の指定管理委託料の減額、新規事業の高齢者見守りネットワーク事業費の増額によるものでござい

ますが、高齢者見守りネットワーク事業につきましては、県のふじのくに安心地域支え合い体制づくり事業費補助金を活用して行う、全額補助の事業となっております。事業内容といたしましては、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を、地域社会から孤立することを未然に防止するため、行政、地域、企業が連携して見守り、支援する体制づくりを図るものでございます。初年度となる今年度につきましては、ネットワーク構築のためのマニュアル、啓発のためのパンフレット作成のための印刷製本費、講師謝礼金など講演会開催経費などを計上するものでございます。

17ページから18ページにかけての5目心身障害者福祉費につきましては、341万円の増額でございます。これは、藤枝市に建設が予定されております障害者入所施設天竜ワークキャンプに係る建設補助金を、設置者である天竜厚生会に補助するための予算221万円を今回計上するものでございます。

また、歳入の御説明の中で申し上げましたが、訪問入浴事業において新規利用予定者を見込んでおりますことから、そのサービス提供に係る委託料を増額するものでございまして、財源は、国庫支出金2分の1、県支出金4分の1のほか、全体の1割となる本人負担額を充てるものでございます。

18ページから19ページにかけましての7目介護保険費につきましては、1,016万6,000円の増額でございますが、これは、人事異動等に伴う職員人件費の増額のほか、低所得者利用者負担額軽減措置事業において、平成23年度事業の実績に応じ、県補助金の返還金を計上することとしたことによるものでございます。

19ページから21ページにかけての2項児童福祉費でございますが、3,896万7,000円の増額でございます。

まず、1目の児童福祉総務費につきましては、人事異動等に伴い職員人件費を減額するほか、育児休暇に対応するための臨時職員賃金を増額し、新たに児童虐待防止の体制強化のための環境改善や緊急の取り組みなどに対応する事務経費6万8,000円を計上するものでございますが、児童虐待防止事業費につきましては、県支出金の児童虐待防止対策緊急強化事業費補助金を全額財源とするものでございます。

次に、3目の保育所費につきましては、3,978万7,000円の増額となっております。これは、人事異動等に伴う職員人件費を減額する一方で、すみれ保育園建設事業費を4,476万6,000円増額することとすることによるものでございます。すみれ保育園建設事業につきましては、防災用避難地としての機能向上に向けて敷地を拡大するための用地取得費や補償費などを増額するとともに、委託業務内容の見直しを行ったことによりまして、委託料と手数料の計上を更正しつつ、設計委託料などを増額計上するものでございます。

続きまして、22ページ、4款衛生費でございますが、169万2,000円の増額でございます。

まず、1項保健衛生費の1目の保健衛生総務費につきましては、人事異動等に伴う職員人件費の減額により、561万6,000円減額となるものでございます。

22ページから23ページにかけての2目予防費につきましては、702万円の増額でございます。これは、定期予防接種でありますポリオ予防接種が、制度改正により生ワクチンから不活化ワクチン接種に完全移行することになりまして、その措置として、ワクチン単価増額に伴う医薬材料費や接種回数の増加による医師への謝礼金の増額、制度変更に伴う予診票用紙の作成など、移行経費を計上するものでございます。

5目の母子保健衛生費につきましては、18万円の増額でございます。これは、受診率の高い乳幼児健診などの相談件数が増加していることから、その需要にこたえるために、在宅保健師を雇い上げる謝礼金を計上するものでございます。

7目の老人保健事業費につきましては、10万8,000円の増額でございます。平成20年3月で老人保健事業は終了しておりますけれども、今回、過年度において発生した過誤診療報酬を国・県社会保険診療報酬支払基金に返還するための返還金を計上するものでございます。

次に、24ページの6款農林水産業費でございますが、76万2,000円の減額でございます。

そのうちの1項農業費につきましては、114万4,000円の減額となるものでございます。

その1目農業委員会費の72万7,000円の増額と2目の農業総務費の28万3,000円の減額につきましては、人事異動等に伴う職員人件費の補正でございます。

25ページの3目農業振興費につきましては、158万8,000円の減額となります。これは、下片岡集落センター解体に伴い発生をする国庫補助金の返還金でございますが、国との調整が平成23年度内で整いまして、平成23年度予算で執行し、精算することができましたことから、減額をするものでございます。

3項水産業費につきましては、38万2,000円の増額となりますが、これは、3目の漁港管理につきましては、人事異動等に伴う職員人件費の増額を行うものでございます。

続きまして、26ページの7款商工費でございますが、124万円の増額でございます。これは、1項1目の商工総務費につきましては、人事異動等に伴い職員人件費を76万円減額するものでございます。

また、3目の観光費につきましては、200万円の増額となっております。これは、11月に中国浙江省杭州市において開催を予定されております静岡-浙江産業観光展に、当町が静岡県と連携してPR出展しようと考えておりますことから、会場において配布する中国語翻訳版のPR資材の作成費や旅費などの必要な経費を計上するものでございます。歳入でも申し上げましたとおり、この事業につきましては、静岡縣市町村振興協会の静岡県・浙江省友好提携30周年記念事業助成金を活用して行う、全額補助の事業としております。

27ページをごらんください。

8款の土木費でございますが、1億348万3,000円の増額でございます。

このうち1項1目の土木総務費につきましては、人事異動等に伴い、職員人件費を256万9,000円減額するものでございます。

次に、28ページの2項道路橋梁費でございますが、759万円の増額でございます。

このうち1目の道路橋梁総務費につきましては、133万3,000円を増額するものでございますが、これは、人事異動等に伴い職員人件費を36万6,000円増額するとともに、用地取得に伴い発生する大井川用水決済金を96万7,000円増額計上するものでございます。

29ページの2目道路維持費でございますが、87万6,000円を増額するものでございます。これは、街路樹等の植栽管理を行うための予算が不足いたしましたことから増額するものでございます。

3目の道路新設改良費につきましては、538万1,000円の増額でございますが、これは、人事異動等に伴い職員人件費を388万1,000円増額するほか、都市防災総合推進事業の中で進める亀の尻線改良事業及び高島4号線改良事業などにつきましては、道路と民有地の接続部分の段差解消など、補助対象とならない部分の附帯工事が発生いたしますことから、今回増額す

るものでございます。

次に、30ページの3項河川費でございますが、143万3,000円の増額でございます。

まず、1目の河川総務費でございますが、6万6,000円の増額となっております。これは、歳入のところでも申し上げましたとおり、県の委託金が上がりましたことによりまして、消防団にお願いしている湯日川と坂口谷川の樋門操作に係る委託料を増額するものでございます。

31ページをごらんいただきたいと思います。

3目の河川新設改良費でございますが、人事異動に伴って職員人件費を136万7,000円増額するものでございます。

4項都市計画費につきましては、9,702万9,000円の増額でございます。

このうち1目の都市計画総務費につきましては、人事異動等により職員人件費を1万6,000円減額する一方で、都市防災総合推進事業関連の印紙代や不動産鑑定評価手数料を増額するとともに、土地利用対策費として植木の剪定手数料や用地取得費を増額計上するものでございます。なお、土地利用対策費で買収する用地につきましては、都市防災総合推進事業の避難路整備事業として新たに補助対象として追加をしております。

次に、33ページの2目土地区画整理事業費でございますが、人事異動等に伴い職員人件費を159万7,000円減額するものでございます。

3目の街路事業費につきましては、人事異動等に伴い職員人件費を1,175万6,000円増額するものでございます。

4目の公共下水道費でございますが、591万7,000円の減額でございます。これは、公共下水道事業特別会計の平成23年度決算がまとまり、公共下水道事業特別会計の繰越金が算出できましたことから、一般会計で当初予定しておりました公共下水道事業特別会計の繰出金を591万7,000円減額することとするものでございます。

6目の公園費につきましては、8,330万9,000円の増額でございます。これは、都市防災総合推進事業北区公園整備事業費の用地取得費を8,330万9,000円追加計上するものでございますが、当町の都市防災総合推進事業の国庫補助枠が当初予定よりも大幅に積み増しされることとなりましたことから、平成25年度に実施を予定していた用地取得を前倒しして実施しようとするものでございます。

35ページをごらんいただきたいと思います。

9款消防費でございますが、9億9,620万7,000円の増額でございます。

1項1日常備消防費の財源振りかえにつきましては、当初予算で計上した消防救急デジタル無線整備実施設計負担金の財源の一部に、今回交付税措置されることとなりました町債40万円を充てることといたしましたことから、その額を一般財源から地方債に振りかえる措置を講ずるものでございまして、事業費の変更はございません。

次に、3目の消防施設費でございますが、1,612万4,000円の増額でございます。これは、消防ポンプ車1台を追加購入するものでございまして、財源といたしましては、国の都市防災総合推進事業補助金の積み増し分と町債などを充てるものでございます。

続きまして、36ページの5目災害対策費でございますが、今回9億8,008万3,000円増額するものでございます。この事業につきましても、都市防災総合推進事業の国庫補助枠が当初予定よりも大幅に積み増しされることとなりましたことから、平成25年度以降に建設を予定

していた津波避難タワー設置事業について、前倒しして実施をするものでございます。これに伴う増設分の設計管理委託料、設置工事費、関連補償費などを計上するものでございます。

また、このほかに町の津波防災に係る中長期的なビジョンを明確化するための津波防災まちづくり計画を策定する委託料を計上しております。この委託事業につきましても、都市防災総合推進事業の補助対象となるものでございます。

37ページをごらんいただきたいと思ひます。

10款教育費でござひますが、701万2,000円の増額でござひます。

このうち1項の教育総務費につきましても、927万5,000円の減額となつておひまして、2目の事務局費につきましても、人事異動等に伴ひ職員人件費が1,143万5,000円の減額となつておひます。

1項におひて、3目の教育諸費につきましても、小・中学校のクラブ活動における大会参加費を補助するための小・中学校活動補助金が、実績におひじ216万円増額となつておひます。

38ページから39ページにかけての2項小学校費につきましても、165万9,000円の減額でござひます。これは、1目の学校管理費につきましても、人事異動等に伴ひ職員人件費を507万8,000円減額するほか、住吉小学校につきましても、育児休業におひ対応するための臨時職員賃金を増額するとともに、中央小学校につきましても、育児休業におひ対応するための臨時職員賃金と校舎の維持管理修繕費を増額計上するものでござひます。

3項の中学校費につきましても、213万8,000円の増額でござひます。これは、人事異動等に伴ひ職員人件費を72万3,000円増額するほか、校舎の維持管理修繕費の不足額を増額計上するものでござひます。

40ページの4項社会教育費につきましても、1,619万8,000円の増額でござひます。

このうち1目の社会教育総務費につきましても、497万5,000円を増額するものでござひまして、これは、人事異動等に伴つて職員人件費を503万8,000円増額する一方で、団員数の減少により平成24年度から活動を休止しているガールスカウトにおひする補助金を減額するものでござひます。

41ページをごらんいただきたいと思ひます。

2目の公民館費につきましても、17万9,000円の減額となりませんが、これは、ふるさと学級の事業運営の見直しに伴つて減額するものでござひます。

3目の学習ホール運営費につきましても、38万4,000円増額するものでござひますが、これは、学習ホールの維持管理修繕費の増額を行うものでござひます。

4目の図書館費につきましても、1,101万8,000円の増額となりませんが、これは、人事異動等に伴ひ職員人件費の増額でござひます。

42ページの5項保健体育費でござひますが、39万円の減額でござひます。

このうち1目の保健体育総務費につきましても、人事異動等に伴ひ職員人件費を81万5,000円減額するものでござひます。そして、3目の体育館運営費でござひますが、総合体育館の維持管理修繕費を42万5,000円増額するものでござひます。

43ページをごらんいただきたいと思ひます。

12款の公債費でござひますが、122万円の減額でござひます。

このうち1項1目の元金につきましても、過去の起債の利率の見直しによりまして年度償還額におひ変更が生じ、元利合計の償還額が減少いたしましたことにより、元利金と償還ルール



に沿って39万9,000円、元金を増額しております。逆に、2目の利子につきましては、過去の起債の利率見直しによりまして全体が減っております、元金を増額いたしましたことから、それに伴って利子のほうは減額をいたしております。それと、平成23年度に発行いたしました地方債につきましても、当初見込んでおりました利率よりも低い利率で借り入れることができましたことから、合計で161万9,000円減額となるものでございます。

最後となりますが、44ページの13款の諸支出金でございますが、2億2,208万1,000円の増額でございます。これは、全額、2項1目基金費に措置するものでございまして、今回の補正に際し、すぐに事業の財源とすることのない収入を積み立てるための支出でございます。

内訳といたしましては、財源調整基金に2億1,200万円、減債基金に1,000万円、環境保全基金に2,000円、教育振興基金に7万9,000円、それぞれ積み立てるものでございます。

以上の内容が、平成24年度吉田町一般会計補正予算（第1号）案の概要でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） ここで暫時休憩とします。再開は午後1時30分とします。

休憩 午後 零時19分

再開 午後 1時27分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

担当課長から詳細なる説明を順次お願いします。

町民課長。

町民課長、久保田千江子君。

〔町民課長 久保田千江子君登壇〕

○町民課長（久保田千江子君） 町民課でございます。

町民課からは、第49号議案、第50号議案、第55号議案、第56号議案、第60号議案の5議案につきましてお認めをいただこうとするものでございます。

最初に、第49号議案 平成23年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

議案書の5ページ、6ページ、別冊決算書の一般会計、土地取得事業特別会計の次にございます吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書、あわせて参考資料ナンバー4をごらんください。

決算書の2ページ、3ページをごらんください。

歳入でございます。

予算総額25億8,197万円に対しまして、収入済額は26億8,241万9,284円で、前年度に比べ7.2%の増でございます。不納欠損額は1,117万3,070円、収入未済額は2億8,023万2,843円でございます。

歳入の内訳を申し上げます。事項別明細書の8ページ、9ページをごらんください。

1款国民健康保険税は、収入済額が7億5,155万3,687円で、前年度と比べ1.5%の増でございます。収納率につきましては、現年度分が91.0%、過年度分は19.11%でございます。

10ページ、11ページからをごらんください。

2款使用料及び手数料は、督促手数料で、収入済額37万7,560円、前年度に比べ1.4%の増でございます。

3款国庫支出金は、収入済額が5億2,136万2,365円で、前年度と比べ11.0%の減となっておりますが、これは、療養給付費等負担金や財政調整交付金の減が主な要因でございます。

次に、14ページ、15ページをごらんください。

4款療養給付費等交付金は、収入済額1億6,592万1,000円で、前年度に比べ21.1%の増となっております。これは、退職者の療養給付費の支払いに対して、保険税収入で賄うことのできない部分を社会保険診療報酬支払基金から交付されるものですが、退職者の療養給付費の増加が主な要因でございます。

5款前期高齢者交付金は、収入済額6億956万9,361円で、前年度に比べ33.7%の増となっております。これは、保険者間において生じる前期高齢者に係る医療費の不均衡を調整する仕組みで、保険者から徴収する前期高齢者納付金を財源として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございますが、前々年度精算に伴う追加交付が増額の主な要因でございます。

6款県支出金は1億1,256万1,109円となり、前年度に比べ4.5%の減となっております。財政調整交付金の減額が要因でございます。

次に、16ページ、17ページをごらんください。

7款共同事業交付金は2億3,035万7,720円で、前年度に比べ8.2%の減となっております。この交付金は、高額医療費の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、1件80万円を超える医療費を対象とし、国・県、市町村、国保からの拠出金を財源として、県単位で費用負担を調整するための高額医療共同事業交付金と、市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、1件30万円を超える医療費について、市町村国保からの拠出金を財源として、県単位で費用負担を調整するための保険財政共同安定化事業交付金でございます。

次に、18ページ、19ページをごらんください。

8款財産収入は4万7,731円で、前年度に比べ52.2%の減となっております。これは基金利子でございます。

9款繰入金は1億5,022万2,834円で、前年度に比べ29.8%の増となっておりますが、これは、診療報酬支払準備基金からの繰入金が増額となったことが要因でございます。

次に、20ページ、21ページをごらんください。

10款繰越金は1億3,567万5,415円で、前年度に比べ51.9%の増となっております。

11款諸収入は477万502円で、前年度に比べ39.6%の減となっております。交通事故などによる第三者行為納付金のうち、一般被保険者第三者行為納付金の減が主な要因でございます。以上が歳入でございます。

次に、歳出でございます。決算書の4ページから5ページをごらんください。

予算総額25億8,197万円に対しまして、歳出総額は25億4,543万4,835円で、前年度に比べ7.6%の増となっております。不用額は3,653万5,165円でございます。

歳出の主な内容を申し上げます。事項別明細書の24ページから27ページをごらんください。

1款総務費は支出済額1,428万7,867円でございます。

1項総務管理費、1目一般管理費の主な支出は、臨時職員賃金や電算委託料などがございます。2目連合会負担金は、国民健康保険団体連合会への負担金でございます。

2 項徴税费、1 目賦課徴収費の主な支出は、通信運搬費や電算処理委託金などがございます。

3 項運営協議会費は、国保運営協議会の委員報酬などがございます。

次に、28ページから37ページをごらんください。

2 款保険給付費は16億8,851万8,722円で、前年度に比べ1.9%の増となっております。

28ページからの1 項療養諸費、30ページからの2 項高額療養費、34ページの4 項出産育児諸費、5 項葬祭諸費などがございますが、保険給付費が歳出の6割以上を占めております。一般被保険者に比べ、退職被保険者に係る療養給付費、高額療養費の増加率が大きくなっております。

36ページ、37ページをごらんください。

3 款後期高齢者支援金等は3億4,182万3,644円で、前年度に比べ12.6%の増となっております。これは、後期高齢者支援金の加入者1人当たりの負担金の増額が主な要因でございます。

次に、38ページ、39ページをごらんください。

4 款前期高齢者納付金等は101万2,919円で、前年度に比べ92.0%の増となっておりますが、これは、前々年度精算額が追加交付となったためでございます。

40ページ、41ページをごらんください。

5 款老人保健拠出金は63万6,293円で、前年度に比べ77.1%の減となっております。

6 款介護納付金は1億5,842万2,089円で、前年度に比べ15.4%の増となっております。介護保険法の40歳から64歳までの第2号被保険者を対象とし、社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。

42ページ、43ページをごらんください。

7 款共同事業拠出金は2億2,778万8,824円で、前年度に比べ6.2%の増となっております。保険者の財政運営の不安定を解消するために、国民健康保険団体連合会が運営する共同事業に対し、町が拠出金として負担するものでございます。

次に、44ページから47ページをごらんください。

8 款保健事業費は2,356万5,516円で、前年度に比べ11.3%の減となっております。主な支出といたしまして、特定健診等事業費では特定健康診査委託料や電算処理委託料など、保健事業活動費では通信運搬費や人間ドック委託料が主な支出でございます。

9 款基金積立金は、国民健康保険給付費等支払準備基金に5,584万5,000円の積み立てをいたしました。なお、年度末の基金残高は2億2,859万643円でございます。

10 款公債費の支出はございませんでした。

11 款諸支出金につきましては、3,353万3,961円で、313.0%の増となっております。一般被保険者と退職被保険者等の保険税還付金や前年度精算に伴う償還金でございますが、療養給付費償還金、退職療養給付費償還金の増額が増加の要因でございます。

次に、52ページから53ページをごらんください。

12 款予備費につきましては、1 款1 項1 目、2 事業、一般管理費へ39万円を充用いたしました。

以上が歳出でございます。

戻っていただき、6ページをごらんください。

歳入総額26億8,241万9,284円から歳出総額25億4,543万4,835円を差し引いた残額1億3,698万4,449円が、平成24年度に繰り越しをさせていただくものでございます。

以上が平成23年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

続きまして、第50号議案 平成23年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

議案書の7ページと8ページ、別冊決算書の国民健康保険事業特別会計の次でございます後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書、あわせて参考資料ナンバー5をごらんください。

決算書の2ページ、3ページをごらんください。

歳入でございます。

予算総額1億9,695万9,000円に対しまして、収入済額は1億9,828万8,882円で、前年度に比べ3.8%の増となっております。不納欠損額は20万4,600円、収入未済額は118万9,000円でございます。

事項別明細書の8ページ、9ページをごらんください。

歳入の内訳を申し上げますと、1款後期高齢者医療保険料は1億5,951万5,600円で、前年度に比べ0.3%の増となっております。これは、75歳以上の後期高齢者の皆様方からいただいた保険料でございます。

2款使用料及び手数料は1万5,500円で、前年度に比べ15.8%の減となっております。これは督促手数料でございます。

3款繰入金は3,202万6,200円で、前年度と比べ0.9%の増となっております。これは、低所得世帯の均等割額減額分及び社会保険等の被扶養者の均等割額減額分で、一般会計からの繰入金でございます。

4款繰越金は645万7,869円で、前年度の保険料、督促手数料、預金利子を繰り越したものでございます。

次に、10ページ、11ページをごらんください。

5款諸収入は27万3,713円で、前年度に比べ54.8%の増となっております。これは、延滞金、保険料還付金、預金利子でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございます。4ページ、5ページをごらんください。

予算総額1億9,695万9,000円に対しまして、支出済額は1億9,231万8,669円でございます。前年度に比べ4.2%の増となっております。

事項別明細書の14ページ、15ページをごらんください。

1款後期高齢者医療広域連合納付金は1億9,203万5,400円で、前年度に比べ4.2%の増となっております。これは、後期高齢者の皆様方からいただいた保険料と、低所得世帯等の保険料減額分に対する一般会計からの繰入金を広域連合に納入したものでございます。

2款諸支出金は28万3,269円で、前年度に比べ37.4%の増となっております。これは、資格の異動等に伴う保険料還付金と前年度の督促手数料、預金利子分の一般会計への繰出金でございます。

6ページをごらんください。

歳入総額 1 億9,828万8,882円から歳出総額 1 億9,231万8,669円を差し引いた残額597万213円が、平成24年度に繰り越しをさせていただくものでございます。

以上が平成23年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

続きまして、第55号議案 平成24年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

議案書の16ページ、別冊の補正予算（第1号）及び補正予算（第1号）に関する説明書をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,698万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億9,777万9,000円とするものでございます。今回の補正は、平成23年度の決算に基づくものでございます。

歳入でございます。補正予算書の1ページと説明書の3ページをごらんください。

9款繰入金 1 億円の減額は、繰越金の一部を支払準備基金に充てて、繰入金を増やそうとするものでございます。

10款繰越金 1 億2,698万4,000円の増額は、前年度繰越金でございます。

次に、歳出でございます。補正予算書の1ページと説明書の4ページ、5ページをごらんください。

2款保険給付費、3款後期高齢者支援金等、6款介護納付金につきましては、予算額の増減はございませんが、歳入におきまして支払準備基金繰入金を減額したことにより、特定財源から一般財源に財源がかわったものでございます。

説明書の6ページ、7ページをごらんください。

9款基金積立金の297万8,000円の増額は、前年度繰越金の一部を支払準備基金に積み立てるものでございます。

11款諸支出金の2,400万6,000円の増額は、療養給付費、出産育児一時金補助金、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の前年度の精算に伴う返還金でございます。

以上が平成24年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

続きまして、第56号議案 平成24年度吉田町後期高齢者医療事業特別補正予算（第1号）についてでございます。

議案書の17ページ、別冊の補正予算（第1号）及び補正予算（第1号）に関する説明書をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ597万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億2,831万6,000円とするものでございます。今回の補正は、平成23年度の決算に基づくものでございます。

歳入でございます。補正予算書の1ページと説明書の2ページをごらんください。

4款の繰越金に前年度繰越金597万円を増額するものでございます。

次に、歳出でございます。補正予算書の1ページと説明書の3ページ、4ページをごらんください。

1款後期高齢者医療広域連合納付金595万1,000円の増額は、平成23年度に収入となりました保険料のうち、未精算分の保険料を納入するためでございます。

2 款諸支出金の 1 万9,000円の増額は、平成23年度に収入となりました預金利子と督促料を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上が平成24年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

続きまして、第60号議案 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてでございます。

議案書の22ページ、23ページ、参考資料ナンバー10をごらんください。

平成24年7月9日の住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行により、外国人登録制度が廃止され、外国人住民が住民基本台帳に登録されたことに伴い、静岡県後期高齢者医療広域連合規約のうち、広域連合の経費に係る市町の負担金の算定方法変更するものでございます。

地方自治法第291条の3第3項の規定に基づき、県内全市町の議会におきまして、静岡県後期高齢者医療広域連合の規約の一部を変更することにつきまして議決を行い、県内全市町の協議によってこれを定め、県知事に届け出を行うものでございます。

以上が、町民課からの5議案の説明でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、高齢者支援課長。

高齢者支援課長、山村丈太郎君。

〔高齢者支援課長 山村丈太郎君登壇〕

○高齢者支援課長（山村丈太郎君） 高齢者支援課でございます。

本定例会に上程いたしました第51号議案、第57号議案について御説明申し上げます。

初めに、第51号議案 平成23年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

提出議案の9ページ及び歳入歳出決算書の吉田町後期高齢者医療事業特別会計の次にあります吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書の6ページをごらんください。

平成23年度吉田町介護保険事業特別会計の歳入総額は15億6,258万8,674円、歳出総額は15億3,903万1,103円、歳入歳出差し引き残額2,355万7,571円という内容をお認めいただくとするものでございます。前年度比で歳入は3.8%の増、歳出は5.3%の増となっております。

歳入歳出決算書の2ページ、3ページ及び参考資料ナンバー6の決算附属資料をあわせてごらんください。

歳入でございます。事項別明細書は8ページ、9ページとなります。

1 款保険料は、第1号被保険者保険料で、収入済額2億9,332万8,921円、前年度比0.7%の増と、ほぼ同額となっております。保険料の収納状況は、収納率98.2%、不納欠損額は80万3,310円となっております。

2 款使用料及び手数料は3万2,500円で、保険料の督促手数料でございます。

3 款国庫支出金は3億1,876万7,203円で、前年度比3.9%の増でございます。国庫支出金は、介護給付費及び地域支援事業費に対する法定費用負担分と財政調整交付金であります。主に介護給付費の増額による国庫支出金の増でございます。

10ページ、11ページになります。

4 款支払基金交付金は4億3,110万1,000円で、前年度比3.2%の増でございます。これは、

介護給付費の増額によるものでございます。

12ページ、13ページになります。

5款県支出金は2億1,302万4,601円で、前年度比3.2%の増で、県負担金は介護給付費、県補助金は地域支援事業費の負担分でございます。

14ページ、15ページになります。

6款財産収入は4万1,313円で、準備基金の利子でございます。

7款繰入金は2億6,512万3,329円で、前年度比5.3%の増で、内訳としまして、1項一般会計繰入金2億2,584万7,000円は、介護給付費等の法定費用負担率に基づく増額となっております。

また、2項基金繰入金は3,927万6,329円で、介護給付費準備基金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金を平成23年度事業実施のため取り崩したものでございます。

16ページ、17ページになります。

8款繰越金は4,099万3,507円で、平成22年度決算によるものでございます。

9款諸収入は17万6,300円で、返納金、預金利子及び延滞金の収入となっております。

次に、歳出を申し上げます。決算書は4ページ、5ページになります。事項別明細書は20ページ、21ページとなります。

1款総務費3,760万5,241円で、前年度比5.1%の増でございます。

主な支出としまして、3項の介護認定審査会費で、介護認定事務局運営負担金でございます。

24ページ、25ページになります。

2款保険給付費は14億2,355万1,716円で、前年度比4.4%の増額となっております。平成23年度は、第4期介護保険事業計画の最終年度に当たりますが、保険の給付状況は、総額では事業計画の計画値に対しまして90.7%となっております。1項の介護給付費の居宅介護及び施設サービス費と4項の特定入所者介護サービス等費が主な支出となっております。

28ページ、29ページになります。

3款基金積立金でございます。2,544万8,873円で、平成23年度決算による介護給付費準備基金でございます。平成23年度末現在で介護給付準備積立基金は7,823万6,296円となっております。

30ページ、31ページでございます。

4款地域支援事業費は3,759万8,165円、前年度比で11.7%の増額となっております。1項の介護予防事業費と2項の包括的支援任意事業のうち、包括支援センター運営事業費が主な支出となっております。

5款公債費につきましては、支出はございません。

36、37ページです。

6款諸支出金は、1項の償還金及び還付加算金1,482万7,108円で、主な支出は、介護給付費、地域支援事業費において交付決定額が実績を下回ったため、精算を行う償還金でございます。

38、39ページ、7款の予備費につきましては、支出はございません。

以上が平成23年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算案でございます。

続きまして、第57号議案 平成24年度吉田町介護保険事業特別補正予算（第1号）について

て御説明申し上げます。

提出議案書の18ページと別冊補正予算書及び補正予算（第1号）に関する説明書をごらんください。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条で、歳入歳出総額に2,737万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を16億2,856万9,000円とすること、第2条で、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によることをお認めいただくとするものでございます。

詳細につきましては、補正予算（第1号）に関する説明書の2ページの事項別明細書の歳入をごらんください。

3款国庫支出金でございます。平成23年度の国庫負担金につきまして、実績が交付決定額を上回ったことから、181万6,000円を増額するものでございます。

4款支払基金交付金につきましても同様に、132万9,000円を増額するものでございます。3ページをお願いします。

5款県支出金も同様に、166万8,000円を増額するものでございます。

8款の繰越金は、平成23年度決算に基づくもので、2,256万円を増額するものでございます。

次に、歳出でございます。4ページをごらんください。

1款1項の総務管理費につきまして、77万9,000円を増額をしようとするもので、臨時職員の賃金であります。

5項の介護保険運営協議会費は、6万3,000円を増額しようとするもので、介護保険施設整備に係る審議について、協議会を開催することから委員報酬を増額するものでございます。

3款1項の基金積立金につきましては、1目介護給付費準備基金積立金につきまして、介護給付費準備基金条例に基づき、前年度の剰余金の範囲で積み立てを行うものでございますが、本年度の積立金は、平成23年度介護保険事業特別会計歳入歳出差し引き残額から、給付等の精算による返還金を差し引き、当初予算額を差し引いて算出したもので、2,013万8,000円の増額をしようとするものでございます。

6款の諸支出金、1項償還金及び還付加算金につきましては、264万3,000円を増額しようとするもので、平成23年度の地域支援事業に係る国庫負担金、介護給付費支払基金、地域支援事業支払基金、県負担金について、実績が交付決定額を下回ったため、返還するものでございます。

6ページをごらんください。

2項繰出金は、一般会計繰出金で、375万円の増額をしようとするものでございます。償還金と同様に、平成23年度の介護給付費、地域支援事業費、事務費の実績が繰入金を下回ったことから、一般会計に返還するものでございます。

以上が平成24年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）案でございます。

以上2議案につきまして御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、下水道課長。

下水道課長、芝原弘幸君。

〔下水道課長 芝原弘幸君登壇〕



○下水道課長（芝原弘幸君） 下水道課でございます。

本定例会に上程いたしました第52号議案、第58号議案の2議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第52号議案 平成23年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入歳出決算書の6ページをごらんいただきたいと思います。

歳入総額9億2,864万4,494円、歳出総額9億411万5,997円、歳入歳出差し引き残額2,452万8,497円という内容をお認めいただくとするものでございます。前年度対比で歳入は6.4%の減、歳出は5.8%の減となっております。なお、この残額は、平成24年度へ繰り越すものでございます。

内容につきまして御説明申し上げます。

歳入につきましては、決算書の2ページ、3ページと、事項別明細書8ページから13ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の1款分担金及び負担金、1項負担金、収入済額2,402万9,610円、前年度比107.8%は、受益者負担金でございます。

2款の使用料及び手数料、収入済額7,385万254円、前年度比106.7%、不納欠損額9万1,436円、収入未済額147万4,652円は、1項の使用料、収入済額7,378万6,250円、前年度比106.7%、不納欠損額9万1,436円、収入未済額147万4,652円でございます。使用料の収納率は97.9%、前年度対比0.2%減となっております。現年度分では98.5%で、前年度対比0.8%の減であります。過年度分につきましては、35.1%増、金額で45万8,860円の増となっております。23年度は過年度分を中心に徴収強化を図ったものでございます。

2項の手数料は、指定工事店証の手数料で、新規登録4件、継続8件の12件、6万4,000円でございます。

3款の国庫支出金、1項の国庫補助金、収入済額は6,400万円、前年度比74.4%でございます。

4款の繰入金、1項の繰入金、収入済額5億6,681万8,000円、前年度比96.2%は、一般会計からの繰入金で、職員人件費、交際費など一般会計から繰り出したものでございます。

5款の繰越金、1項繰越金、収入済額3,231万59円、前年度比125.6%は、前年度からの繰越金でございます。

6款の諸収入、収入済額453万6,571円は、前年度比74.7%は、1項の延滞金加算金及び過料2万100円、2項の預金利子1万1,350円、3項雑入450万5,121円の計で、区域外接続による下水道納付金、消費税還付金が主なものでございます。

7款の町債、1項の町債、収入済額1億6,310万円、前年度比84.2%は、管渠・浄化センター建設費の起債分でございます。

以上、歳入合計、収入済額9億2,864万4,494円となります。

次に、歳出でございますが、決算書の4ページ、5ページと、事項別明細書の14ページからと、参考資料ナンバー7をごらんいただきたいと思います。

1款の公共下水道事業費の支出済額4億1,027万4,225円、前年度比88.3%は、管渠建設費、管渠維持管理費、浄化センター維持管理費、浄化センター建設費の四つの目がございます。

14ページ、15ページをごらんいただきたいと思います。また、参考資料の1ページから6

ページを参考にしてください。

1目の管渠建設費ですが、支出済額2億8,245万7,521円、前年度比78.8%は、職員人件費のほか、公共管渠建設費の12件を初め、町単独の管渠建設、その他附帯工事や取り付け管の設置など36件の工事費と、実施設計等の委託料4件などが主なものでございます。

18ページ、19ページをごらんいただきたいと思います。また、参考資料の9ページを参考にしてください。

次に、2目の管渠維持管理費でございますが、支出済額607万3,417円、前年度比101.3%は、下水道台帳作成業務委託料やマンホール内ポンプの維持管理業務委託料、電気使用料が主なものでございます。

18ページから21ページをごらんいただきたいと思います。参考資料の10ページから12ページを参考にしてください。

次に、3目の浄化センター維持管理費の支出済額1億1,281万8,287円、前年度比112.4%は、浄化センターの維持管理業務等の11件の委託料、活性炭入れかえ手数料と6件の置きかえ備品修繕料、電気使用料や薬品等の消耗品などの需用費が主なものでございます。

22ページ、23ページをごらんいただきたいと思います。参考資料の7ページ、8ページを参考にしてください。

次に、4目の浄化センター建設費の支出済額892万5,000円は、23年度から新たに4目を設けたもので、公共町単合併施行による浄化センター沈砂池管理棟の耐震補強実施設計業務委託料でございます。

22ページから25ページをごらんいただきたいと思います。また、参考資料の13、14ページを参考にしてください。

2款の公債費の支出済額4億9,384万1,772円は、前年度比99.7%は、1目元金の起債の償還元金3億248万3,391円、前年度比101.3%と、2目利子の償還金利子及び一時借入金利子の1億9,135万8,381円、前年度比97.2%でございます。

3款の予備費につきましては、80万円充用させていただきました。充用先は、1款公共下水道事業費、1項1目管渠建設費、町単管渠建設費の8節報償費へ80万円充用させていただきました。

以上、歳出合計、支出済額は9億411万5,997円となります。

この結果、歳入歳出差し引き残額は2,452万8,497円となり、したがって、28ページの実質収支に係る調書にありますように、実質収支額は2,452万8,000円となります。

以上が平成23年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の議案でございます。

続きまして、第58号議案 平成24年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

別冊の補正予算（第1号）、補正予算（第1号）説明書をごらんください。

補正予算（第1号）歳入歳出予算の補正として、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,061万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,329万3,000円とする内容のものでございます。

今回の補正につきましては、歳入として、平成23年度決算に基づく繰越金が当初予算を上回るが見込めるため、繰入金の減額と繰越金の追加、浄化センター沈砂池管理棟の耐震補強工事費が当初予定した事業費より増額するため、町債の充当先の変更、歳出として、公

共下水道事業費の公共管渠建設費の減額、浄化センター維持管理費の機器修繕等の追加と備品購入、公共浄化センター建設費の沈砂池管理棟の耐震補強工事費の追加をお願いしたいというものでございます。

補正予算書（第1号）1ページの第1表歳入歳出予算補正をごらんいただきたいと思えます。また、説明書の2ページ、3ページをあわせてごらんいただきたいと思えます。

歳入ですが、4款の繰入金、1項繰入金は、591万7,000円減額しまして6億306万2,000円とするものでございます。

5款の繰越金、1項繰越金は、平成23年度の実質収支額2,452万8,000円を繰り越しさせていただくもので、1,652万8,000円を追加するものでございます。

7款の町債、1項町債は、予算の増減はありませんが、説明書の3ページに記載してありますように、下水道事業債の充当先の変更で、管渠建設費540万円を減額して、浄化センター建設費に振りかえるものでございます。

次に、歳出でございますが、説明書の4ページ、5ページをあわせてごらんいただきたいと思えます。

1款の公共下水道事業費、1項公共下水道事業費1,061万1,000円を追加しまして、5億2,117万9,000円とするものでございます。

説明書の4ページ、1款公共下水道事業費、1項公共下水道費1,061万1,000円の追加は、1目管渠建設費の公共管渠建設費1,200万円を減額し、1億7,800万円とするものでございます。

内容といたしまして、13節委託料250万円を減額し、管渠耐震補強実施設計業務委託料を590万円にするものでございます。また、15節工事請負費950万円を減額し、地震対策工事費を250万円にするもので、1,200万円の減額は、4目の浄化センター建設費、公共浄化センター建設費の耐震補強工事に振りかえるものでございます。これは、当初予定していた浄化センターの沈砂池管理棟の耐震補強工事費が、当初予算後に実施設計が完了し、耐震補強工事費が増額になったため、管渠地震対策工事費から振りかえるためでございます。

今回の1,061万1,000円の追加は、3目浄化センター維持管理費を1,061万1,000円追加し、1億846万1,000円とするものでございます。

内容といたしまして、11節需用費772万5,000円の追加は、機械・備品修繕料として、浄化センターの沈砂池管理棟の電気室にある200ボルト動力盤用バックギア267万7,500円、水処理棟にあります砂ろ過器88万9,350円、ナンバー1、消泡水ポンプストレーナー251万7,900円、汚泥処理棟にありますナンバー1、ナンバー2の汚泥供給ポンプV Sコントローラー82万500円、同じくナンバー1、ナンバー2の薬品供給ポンプV Sコントローラー80万500円の修繕料でございます。

13節の委託料278万3,000円の追加は、機械・設備器具点検委託料としまして、水処理棟にある機械の長寿命化を図るための分解整備で、ナンバー1、ナンバー2の消泡水ポンプ145万4,250円、砂ろ過用逆洗ポンプ132万8,250円の分解整備でございます。

18節の備品購入費10万3,000円の追加は、浄化センター場内の除草する草刈り機を1台購入するものでございます。

説明書の5ページ、4目の浄化センター建設費の浄化センター建設費1,200万円を追加し、3,160万円とするものでございます。

内容といたしまして、15節工事請負費1,200万円を追加し、浄化センターの耐震補強工事費を2,190万円にするものでございます。

以上、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,061万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,329万3,000円とする内容のものでございます。

以上が平成24年度の吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議案でございます。

2議案につきまして御説明申し上げました。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 次に、水道課長。

水道課長、八木利幸君。

〔水道課長 八木利幸君登壇〕

○水道課長（八木利幸君） 水道課でございます。

水道課からは、本定例会に上程いたしました第53号議案 平成23年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

別冊の平成23年度吉田町水道事業会計決算書をごらんください。

なお、本決算書の水道事業決算報告書及び水道事業報告書中の建設改良工事の概況につきましては、消費税込みの金額で、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書案、貸借対照表、水道事業報告書中の事業収入、事業費用に関する事項及び収益費用明細書、資本的収支明細書につきましては、消費税抜きの金額で計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは最初に、8ページの平成23年度吉田町水道事業剰余金処分計算書（案）について御説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）、いわゆる第1次一括法の公布に伴い、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の一部が改正され、平成24年4月1日施行されました。

この改正により、これまで同法等で全国一律に定められていた、毎事業年度に生じた利益の20分の1を下らない金額を減債積立金または利益積立金へ積み立てるという積み立て義務が廃止され、利益の処分は、条例の定めるところにより、または議会の議決を経て行えることになったもので、本事業においては、議会の関与のもとで、実際に即した処分が可能であり、財政運営の弾力性が保たれやすい、その都度、議会の議決により処分することといたしました。

平成23年度吉田町水道事業剰余金処分計算書（案）でございますが、未処分利益剰余金の年度末残高2,722万1,976円のうち、減債積立金へ1,000万円、建設改良積立金へ1,000万円積み立て、残り722万1,976円を繰り越すことについて御承認をお願いするものでございます。

続きまして、平成23年度吉田町水道事業会計の決算につきまして御説明申し上げます。

決算書1ページをごらんください。

1ページの収益的収入及び支出の収入につきまして、第1款水道事業収益の決算額は5億4,963万8,945円で、前年度対比100.1%でございます。

第1項の営業収益は5億4,527万6,616円で、前年度対比100.1%となりました。

その内容は、給水収益につきましては、有収水量がわずかながら減少したことにより5億

4,030万8,785円で、前年度対比99.6%となりました。受託工事収益につきましては、修繕工事収益において、3年に1度実施する小藤路公園内耐震貯水槽修繕が増加要因となり、321万9,631円となりました。その他営業収益につきましては、材料検査・設計審査手数料収入がわずかながら減少し、174万8,200円で、前年度対比96.5%となりました。

第2項の営業外収益は436万2,329円で、前年度対比101.9%となりました。

その内容は、受取利息及び配当金が預金利息の減少により21万56円で、前年度対比59.3%、雑収益は、欠損済水道料金や自動車損害共済金などの増加により415万2,273円で、前年度対比105.8%となりました。

次に、2ページの支出につきまして御説明申し上げます。

第1款水道事業費用の決算額は5億2,651万3,122円となり、前年度対比103.9%でございます。

第1項の営業費用は4億1,590万2,156円で、前年度対比104.1%となりました。

その内容につきましては、原水浄水及び配水給水費は、路面復旧費等の減少により、前年度より421万9,378円少ない1億1,404万1,295円で、前年度対比96.4%となりました。受託工事費は、今年度、小藤路公園内耐震貯水槽保守点検及び清掃等を実施したことにより292万4,250円となりました。業務費は、前年度とほぼ同額の4,101万7,380円となりました。総経費は、法定福利等の増加により2,213万4,894円で、前年度対比102.9%でございます。減価償却費は2億957万7,741円で、前年度対比99.5%となりました。資産減耗費は、施設の更新等、平成23年度中に新たに取得した固定資産に伴い除却した固定資産除却費の増加により2,617万3,126円で、前年度対比334.5%となりました。その他営業費用については、3万3,470円で、前年度対比29.7%となっております。

第2項の営業外費用につきましては、1億272万2,911円で、前年度対比95.6%となりました。

その内容ですが、支払利息及び企業債取扱諸費は、193万6,247円減少し7,433万430円で、前年度対比97.5%となり、繰延勘定償却は、22年度取得の管網図作成業務等の償却が新たに加わったことにより、321万8,800円増加し1,704万4,800円で、前年度対比123.3%となりました。雑支出は、平成18年度水道料金不納欠損223万5,081円となりました。

第3項の特別損失は、平成19年、20年、21年度の3カ年分の水道料金未収金788万8,055円を計上し、処理した分でございます。

第4項の予備費につきましては、支出はございませんでした。

支払消費税につきましては、911万2,600円ございました。

この結果、当年度純利益は、税抜きで前年度より2,405万6,825円減少した1,125万4,109円で、前年度対比31.9%を計上することになりました。

次に、3ページの資本的収入及び支出の収入について御説明申し上げます。

第1款資本的収入の決算額は3,550万2,450円で、前年度対比33.1%でございます。

第1項企業債の借り入れはございませんでした。

第2項他会計出資金は、消火栓の設置に伴う出資のみで、59万100円となりました。

第3項その他資本的収入は、前年より1,252万800円減少し3,491万2,350円で、前年度対比73.6%となりました。

次に、4ページの資本的支出につきまして御説明申し上げます。

第1款の資本的支出の決算額は3億4,488万3,249円で、前年度対比122.2%でございます。  
第1項の建設改良費は2億5,617万9,210円で、前年度対比134.6%となりました。

その内容は、第1目の建設改良費の工事請負費が大幅に増額したことから、7,169万5,050円増加の2億5,472万1,600円となりました。第2目の固定資産購入費につきましては、新たに購入いたしました給水タンク1セット分111万3,000円が増額となりましたが、浄水器購入費が減少したため、全体では145万7,610円となりました。

第2項企業債償還金につきましては、328万4,548円減少し8,870万4,039円で、前年度対比96.4%となりました。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億938万799円は、減債積立金2,000万円、建設改良積立金2,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額674万5,486円、過年度分損益勘定留保資金2億6,263万5,313円で補填いたしました。

なお、収益費用明細及び資本的収支明細については、30ページから38ページに掲示をしております。また、本議案の参考資料といたしまして、参考資料ナンバー8を用意させていただきましたので、ごらんいただきたいと存じます。

以上、水道課から平成23年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま上程されました第47号議案から第51号議案、第55号議案から第57号議案までの8議案については、会議規則第37条の規定により総務文教常任委員会へ付託し、本会期中に審議をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、第47号議案から第51号議案、第55号議案から第57号議案までの8議案について、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま上程されました第52号議案、第53号議案、第58号議案の3議案については、会議規則第37条の規定により産業建設常任委員会へ付託し、本会期中に審議をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、第52号議案、第53号議案、第58号議案の3議案については、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

なお、第54号議案については9月6日、本会議4日目に、第59号議案から第61号議案までの3議案については9月24日、本会議最終日で審議を行います。よろしく申し上げます。

---

◎報告第2号～報告第4号の報告

○議長（八木 栄君） 日程第20、法令に基づく報告を行います。

第2号報告 平成23年度決算に基づく吉田町健全化判断比率の報告について、第3号報告 平成23年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について、第4号報告 平成23年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告についての3件について、町長から報告願います。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成24年第3回吉田町議会定例会に上程いたします報告事項の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします報告事項は3件でございます。それでは、各事項につきまして御説明申し上げます。

第2号報告は、平成23年度決算に基づく吉田町健全化判断比率の報告についてでございます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率につきましてそれぞれ御報告するものでございます。

第3号報告は、平成23年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告についてでございます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、公共下水道事業特別会計の資金不足比率につきまして御報告するものでございます。

第4号報告は、平成23年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告についてでございます。

本報告は、前3号報告と同じく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、水道事業会計の資金不足比率につきまして御報告するものでございます。

以上が、上程いたします報告事項の3件の概要でございます。

詳細につきましては担当課長から御説明申し上げます。

○議長（八木 栄君） 町長からの報告が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細を順次報告願います。

最初に、企画課長。

企画課長、塚本昭二君。

〔企画課長 塚本昭二君登壇〕

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

第2号報告の平成23年度決算に基づく吉田町健全化判断比率の報告についてに関しまして内容を御説明申し上げます。

提出議案つづりの25ページと26ページをごらんいただきたいと思います。

この報告につきましては、平成23年度決算に基づく健全化判断比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づきまして、監査委員の意見を

つけて御報告させていただくものでございます。

健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの比率がございます。算出された比率を指標にして財政の健全性を客観的に判断するというものになっております。

当町の平成23年度決算に基づく四つの健全化判断比率は、25ページの表のとおりでございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、対象となるすべての会計において実質収支が黒字でございましたので、いずれも比率は表示されておられません。また、実質公債費比率につきましては15.4%、将来負担比率につきましては86.2%となっております。

なお、括弧内に表示いたしました数値につきましては、早期健全化基準を示したものでございますが、いずれの比率も、基準よりも大幅に過小な数値か、数値が表示されない結果となっており、いずれの指標でも、健全な状態であることを示しております。

それでは、別冊の参考資料ナンバー12、平成23年度決算に基づく吉田町健全化判断比率をごらんいただきたいというふうに思います。

最初に、1ページの総括表、①の健全化判断比率の状況でございますが、上段には、先ほどの四つの健全化判断比率をお示ししております。財政健全化法では、この四つの指標の値によって、財政が比較的健全な自治体、早期の財政健全化が必要な自治体、財政の再生が必要な自治体の三つに区分されます。その結果、早期健全化団体、財政再生団体においては、財政健全化計画などの策定や起債制限など、県や国の指導が行われることとなっております。

それでは、個々の比率について御説明を申し上げますが、初めに、実質赤字比率でございますが、対象となる会計につきましては、2ページの一般会計等の欄にありますとおり、当町では一般会計と土地取得事業特別会計の二つになります。この二つの会計の実質収支額が標準財政規模のどの程度の割合を占めるかを比率であらわすことになっておりますが、いずれの会計でも黒字の実質収支となっている当町につきましては、計算結果が反映されないため、1ページ総括表には数値が表示されないという結果になっております。

1ページ下段の早期健全化基準をごらんいただきたいと思いますが、実質赤字比率につきましては、市町村の場合、財政規模に応じて11.25%から15%の中で早期健全化基準が設定されますが、当町の場合はその中の14.31%という数値が早期健全化基準となります。また、財政再生基準につきましては20%となっております。

次に、連結実質赤字比率でございますが、この対象となる会計は、2ページに示しておりますが、一般会計、特別会計や公営企業などを含むすべての会計となります。連結実質赤字比率につきましては、対象となるすべての会計の実質収支額または資金不足額総額が標準財政規模のどの程度の割合を占めるかを比率であらわすものでございますが、いずれの会計も実質収支は黒字でございますので、計算結果が反映されず、実質赤字比率と同様に、1ページの総括表には数値が表示されない結果となっております。

1ページ下段の早期健全化基準をごらんいただきたいと思いますが、連結実質赤字比率につきましては、市町村の場合、財政規模に応じて16.25%から20%の中で早期健全化基準が設定されますが、当町の場合は、その中で19.31%が早期健全化基準となります。また、財政再生基準につきましては、30%ということで設定されております。

次に、実質公債費比率でございますが、この比率の対象となる会計につきましては、地方



公共団体のすべての会計に加えまして、その地方公共団体が関係する一部事務組合及び広域連合のすべての会計が含まれることになっております。この比率は、標準財政規模に対する公債費等の負担の程度を示す指標となるものでございますが、実務上では、地方債の借入れを行う場合、協議とするか、許可の対象とするかの判断の基準などに用いられております。具体的には、一般会計が負担する元利償還金と一部事務組合への負担金や公営企業の繰出金のうち、地方債の償還の財源に充てたと認められる額がどの程度標準財政規模を圧迫しているかということであらわしたものになります。この実質公債費比率は、3カ年平均で判断することとなりますので、平成23年度決算に基づく数値は15.4%となり、昨年度の15.2%から0.2ポイント上がっております。これは、3カ年平均において比率の低かった平成20年度決算分が算定から除かれたということが要因でございます。

下段の早期健全化基準をごらんいただきたいと思いますが、実質公債費比率における早期健全化基準は、市町村の場合、一律に25%、財政再生基準は一律35%と定められております。

それでは、3ページ総括表、③実質公債費比率の状況の内容につきまして御説明を申し上げます。この表は、実質公債費比率の状況を一覧で表示しております。

①の欄は、一般会計と土地取得事業特別会計において繰上償還等を除いた元利償還金の額を計上するものでございまして、平成23年度の合計額は10億2,136万2,000円となります。

④の欄でございますが、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てられたと認められる繰入金の額を計上するものでございますが、これは、該当する公共下水道事業と水道事業において、決められた計算方法により求めた値の合計額4億4,124万7,000円を計上しております。

⑤の欄は、一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金または負担金の額を計上するものでございます。吉田町牧之原市広域施設組合、榛原総合病院組合、相寿園管理組合、駿遠学園管理組合への負担金のうち、それぞれが借り入れた地方債の償還に充てたと認められる額3億4,470万円でございますが、その額を計上しております。

⑥の欄につきましては、公債費に準ずる債務負担行為に係るものを計上するものでございますが、平成23年度から債務負担行為を設定しております国営かんがい排水事業大井川用水地区負担金の1基分が計上されております。

⑧の欄につきましては、特定財源の額を計上するものでございます。起債償還の財源に充てられた貸付金元利償還金と都市計画税が決められた計算方法で求められまして、その額1億6,418万円が計上されております。

⑨から⑭までの数値でございますが、普通交付税の算定で用いた基準財政需要額や算入公債費などございまして、23年度の交付税算定資料からそのまま使った数値となります。

⑮の標準税収入額等につきましては、交付税で定める方法によって算定した見込み額でございます。

⑯の普通交付税額でございますが、当町は22年度から普通交付税の交付を受けるようになったものでございまして、平成23年度に交付されました1億3,550万4,000円を計上しております。

⑰の臨時財政対策債発行可能額でございますが、交付税算定におけます人口基礎方式及び財源不足基礎方式により算定される額となっております。

以上の数値から算定してまいりますと、平成23年度決算に基づく実質公債費比率は、単年

度で14.9%となり、平成21年度から平成23年度の3カ年平均では15.4%となります。

続きまして、将来負担比率につきまして御説明を申し上げます。1ページをごらんいただきたいと思います。

将来負担比率につきましては、地方公共団体の一般会計等の借入金や、地方債や将来支払っていく可能性のある負担金など、今後予定される財政負担の割合を指標化したものでございます。また、この比率の対象となる会計も、地方公共団体のすべての会計に加え、その地方公共団体に関係する一部事務組合や広域連合のすべてが入ります。

当町の平成23年度決算に基づく将来負担比率は86.2%となり、昨年度の92.6%より6.4ポイント下回り、早期健全化基準の350%を大きく下回っております。

それでは、この表の個々の数値につきまして御説明を申し上げますが、4ページをごらんいただきたいと思います。

上段の将来負担額の表の中の地方債の現在高でございますが、平成23年度末における一般会計等の地方債残高として84億4,589万4,000円を計上いたしました。

次の債務負担行為に基づく支出負担予定額でございますが、地方財政法第5条各号に規定する経費の支出に係るものでございまして、当町では、昨年度において債務負担行為をお認めいただいた金額となります。

次の公営企業債繰入見込額でございますが、下水道事業及び水道事業の起債残高が対象となりまして、定められた一定の割合をもって算定した額を計上しております。

次の組合負担等見込額でございますが、一部事務組合に係る地方債の元金の償還予定額を計上しており、吉田町牧之原市広域施設組合、榛原総合病院組合、相寿園管理組合、駿園学園管理組合の地方債元金の償還予定額を負担率で算定した額となります。

次の退職手当負担見込額でございますが、これは、職員全員が平成23年度末日に自己都合によって退職するものと仮定した場合、実質的に負担することが見込まれる額を仮に計上してございます。

次の設立法人の負債額と負担見込額につきましては、該当するものはございません。

次の連結実質赤字額につきましては、すべての会計が黒字でございますので、計上されておられません。

次の組合連結実施赤字額負担見込額でございますが、組合等においても資金不足額が生じておりませんので、計上しておりません。

ここまでの数値の合計が、下段算式中の分子の将来負担額Aに計上されてまいります。

次に、中段の充当可能財源等について御説明を申し上げますが、充当可能基金は、地方債の償還に充当可能な基金で、財政調整基金を初めとする12基金の平成23年度末現在高を計上しております。

次の充当可能特定収入でございますが、地方債の償還に充当可能な特定の歳入を計上するものでございまして、主なものは、都市計画事業に係る地方債現在高に対して、この償還に充当できる都市計画税収入を計上しております。

次の基準財政需要額算入見込額でございますが、地方債の償還に要する経費として交付税算定に用いる基準財政需要額に算入することが見込まれる額を計上しております。

ここまでの数値の合計が、下段算式中、分子の充当可能財源等のBに計上されます。

次に、下段算式中、分母の標準財政規模C欄の数値でございますが、3ページの実質公債

費比率の状況の表の中の平成23年度の⑮標準税収入額等、⑯の普通交付税額、⑰の臨時財政対策債発行可能額、これを合計した額でございます。一般財源の標準規模となります。

4ページに戻っていただきまして、下段算式中、分母の算入公債費等の額のD欄の数値でございますが、3ページ総括表3の⑨から⑭の合計額で、基準財政需要額における公債費及び事業費補正と密度補正の合計でございます。

このように算出いたしました数値をもとに算定いたしましたところ、この表にございまして、当町の平成23年度決算に基づく将来負担比率は86.2%となりまして、早期健全化基準の350%を大きく下回っております。

以上がそれぞれの算定の経過でございます。

以上、第2号報告 平成23年度決算に基づく吉田町健全化判断比率の報告についての内容説明を終わらせていただきます。

○議長（八木 栄君） 次に、下水道課長。

下水道課長、芝原弘幸君。

〔下水道課長 芝原弘幸君登壇〕

○下水道課長（芝原弘幸君） 下水道課でございます。

第3号報告 平成23年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告につきまして御説明申し上げます。

提出議案つづりの27ページ、28ページと参考資料ナンバー13をごらんいただきたいと思います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づきまして、平成23年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計に係る資金不足比率について、監査委員の意見を沿えて報告させていただくものでございます。

資金不足比率につきましては、同法第22条第2項の規定により算定しました結果、黒字となっております。したがって、報告書につきましては、資金不足が生じていないため、数字では表示してございませんので、よろしく申し上げます。

以上、平成23年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告とさせていただきます。

○議長（八木 栄君） 続いて、水道課長。

水道課長、八木利幸君。

〔水道課長 八木利幸君登壇〕

○水道課長（八木利幸君） 水道課でございます。

第4号報告 平成23年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

提出議案つづりの29、30ページと参考資料ナンバー14をごらんください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づきまして、平成23年度決算に基づく吉田町水道事業会計に係る資金不足比率について、監査委員の意見を添えて報告させていただくものでございます。

資金不足比率につきましては、同法第22条第2項の規定により算定しました結果、黒字となっております。したがって、報告書につきましては、資金不足が生じていないため、

数字では表示されておられませんので、よろしくお願ひします。

以上、平成23年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告とさせていただきます。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

---

**◎散会の宣告**

○議長（八木 栄君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 2時53分

開議 午前 9時00分

- 議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。  
本日は定例会4日目でございます。
- 

◎開議の宣告

- 議長（八木 栄君） ただいまの出席議員は13名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、総務課長と企画課長から発言を求められております。  
これを許可します。

初めに、総務課長、田村政博君。

- 総務課長（田村政博君） 総務課でございます。

昨日の全員協議会の席上、12番、藤田議員からの御質問の中で、管理職手当の増額になった7名分の役割の内訳についての御質問に対して、後ほど御回答させていただくと答弁した件でございますが、内訳としましては、課長職が2名、補佐級が1名、統括級が4名の7名でございますので、御報告させていただきます。

よろしくお願いいたします。

- 議長（八木 栄君） 続いて、企画課長、塚本昭二君。

- 企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

企画課につきましては、昨日の全員協議会の中で、平野議員から御質問いただきました。交付税関係の答弁でございますが、結論だけ申し上げたわけでございますが、少し状況を御説明をしながら、今回、第45号議案の交付税の補正もでございますので、全体の御説明をさせていただきたいということで、追加で資料を配付させていただきました。

参考で、第54号議案関係ということで資料でございますが、平成24年度の普通交付税決定額という一覧をお手元にお届けをさせていただきました。

これが、町長からの行政報告の中にもありましたが、普通交付税のここの当町の状況ということになります。表の中には県下全体の資料を入れ込んでございますが、その中の49番の吉田町というところをごらんいただきたいと思います。

まず、一番左側の数字でございますが、これが基準財政需要額という数字でございますが、平成24年度は45億4,676万2,000円という国の算定でございます。この基準財政需要額を求めするためにはいろいろな、例えば道路延長とか一定の基本的なものについて、単位費用ということで単位当たりで単価を掛けたものが盛り込まれたり、それ以外にルール分といたしまして、普通交付税に算入をするというルールが国で定まったものについて加味するというようになっております。

今回の全国防災の起債につきましてもそうしたルール分の中になりますので、今後、今定まっている制度のもとではこの基準財政需要額に算入されていくということになります。

それから、次の欄でございますが、基準財政収入額、これが43億6,668万2,000円というこ

とになります。これにつきましては、町が一般的に収入できる額を見積もって、ほとんど実績になるわけですが、その実績の75%が基準財政収入額として盛り込まれます。したがって、財政力が高くて低くても交付団体なら一緒ではないかというようなイメージを持たれがちですが、財政力が高ければ、25%というのは自治体が自由度をもって使ってもいいというものになりますので、財政力が高ければ高いほど、その25%の自由度というのは高まってくると、こういうことになります。

この基準財政収入額と需要額の差をそのまま一般的には、その右側に交付基準額というのがありますが、平成24年度の場合は1億8,008万円という、単純な差額はそういうことになります。普通であれば、これがそのまま交付税として当町の収入になるわけですが、一番真ん中に太枠で囲ってありますが、一番上に24調整率というふうに枠外に書かれて、四角で0.001803805という数字がありますが、一番上であります。この数字が調整率ですが、これはどういうときに使うかというと、全国の交付基準額が交付税の財源を上回ったような場合には、一律調整率で減っていくというようなことで、ことしの場合はそういう状況になります。その減じられた調整額が幾らかとありますが、調整率と書いてあるところの欄になるわけですが、当町の場合は802万1,000円です。これだけ通常の算定式から減額されたということになります。交付額が1億7,187万9,000円ということで、今回地方交付税の普通交付税の総額をこの額に合わせて補正をさせていただいております。

それで、この802万1,000円がどうなるかといいますと、これは右側ずっと行きますと、終わりから4つ手前に24臨財債発行可能額というのがありますが、これが臨時財政対策債という赤字地方債というふうに言われておりますが、三位一体改革の中で交付税をどんどん少なくしていく中で、地方の財源を確保するために赤字地方債を各自治体で発行して、それで自治体で資金を手当てしなさいと、こういうようなことが盛り込まれて、それからできておりますが、臨時財政対策債は交付税の財源不足を補うというような形で国で設けられましたので、当町のところをごらんいただきますと、4億6,451万7,000円ということで、昨年度は3億4,470万6,000円でございますので、臨時財政対策債は段階的に発行額を減らしていくという国の政策があった中で額としては増えているというのが、こういう調整が働いたような内容になっているというのが大きな原因の一つとなっております。

この交付税と臨時財政対策債、この発行と合わせていきますと、従来からの交付税制度はルールとしては全く変わらない中で運用されていると。ただ、臨時財政対策債の場合は、赤字地方債を発行するかどうかというのは地方の裁量によっておりますので、財源として確保されたものではなくて、地方債を発行することによって確保できるというものになっております。この臨時財政対策債でございますが、これにつきましても交付税措置がございまして、これは3年据え置き20年償還の地方債になりますけれども、この元利償還の100%が交付税算入されますので、長いスパンで見ますと、臨時財政対策債に振り分けられたものでも自治体の収入として必ず返ってくるという制度でございます。

こうした制度を運用されているわけですが、当町は平成22年度から収入額が落ちておりまして、交付団体になっているわけですが、不交付団体のときには、臨時財政対策債といえども赤字地方債だということで発行額を極力抑えていたんですが、それを交付税算入されても別に需要額が高まるだけで、収入には結びつかないという判断をしていたわけですが、現在の交付団体という状態では、考え方を考えざるを得ない状態にして、

いずれこれについてはすべて交付税として戻ってくるという中で、臨時財政対策債についても積極的に活用するという方針に変えております。

平成11年から、地方分権一括法が制定されたころからでございますが、非常に自治体の財政においても自治体で考えて自治体で措置をするという傾向が強まっております、こういう交付税措置についてもどんどん制度が変わっていると。ただ、一たんルール化された制度が途中でそのルールが廃止されてなくなってしまうというようなことはございませんので、今、一たん制度が決まるまでは非常に国の動きは大変でございますが、一たん制度が定まったと、今回の全国防災のようなものについては平成23年度の補正予算で措置されたわけですが、平成23年度の補正予算を組むまでにかかなりの時間を要したわけですが、こうした地方債の措置とか、それから交付税措置とか、これは総務省になりますけれども、そうしたところとすべて調整を図って、全部が財源から何からすべて調整できた段階で発表になりますので、そうした中でつくられた制度が途中で変わるということは今までは例はないと思っております。

今回のものも平成27年度までは現行制度が担保されておりますので、次の制度がどうかという議論になりますとこれはわかりませんが、現行制度、私どもが使っている全国防災の都市防災の制度の中では、交付税算入はすべてされると、ルールどおり8割、7割というものと、あと臨財債に回されたものについては、後年度の償還にあわせてでございますが、町に戻ってくるというような状況であると思っております。

また、こういう制度をどうしていくか、どういう制度を使っていくかということについては、本当に自治体の能力そのものになっておりまして、できるだけ有利な制度を使っていくということをやらなければいけないわけですが、今回の都市防災総合整備事業については、県下でも当初はほとんどエントリーするところがなかったというのは、そうした国から出されたときに、この都市防災というのは東日本だけが対象ではないかというように感じられた部分がありまして、全国に適用されるものだととらえた自治体というのはかなり少ないと思います。

当町では早くから町長が国に出向きまして、うちの津波防災まちづくりのイメージを掲げて、国交省等へ支援を求めに行っておりますので、そうした中で、この全国防災の動きというのはかなり早い段階から薄々わかっておりました。ただ、これを使うためにはなかなかノウハウも要するというふうに思っております、そのための一つの制度を活用する中で、技術的な支援も必要だという中から、国交省から人的な支援をいただくというふうな話も出まして、現実に梅村理事が当町にお越しいただいたというような経緯がございます。

そうした中で、全体、この有利な制度を活用するというを念頭に置いて、今回の補正予算につきましても組ませていただいているということをちょっと補足させていただいて、説明を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（八木 栄君） それでは、町長のほうから補足ということで少しお話があるということですので、お願いします。

町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今、企画課長のほうから詳細な交付税関係の説明があったわけでございますけれども、基本的に全国防災、いわば今うちの町で採用している都市防災の関係でござ

ございますけれども、私が企画課長を連れて国土交通省に行きまして、審議官から直接説明を受けております。また、財務省に行っても私は説明を受けておりますので、基本的には今、企画課長が申し上げたことは、国土交通省の審議官、かなり上のキャリアでございますけれども、その人間から基本的にこの全国防災のことについては詳細な説明を受けております。

○議長（八木 栄君） それでは、会議に入ります。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

#### ◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第1、第54号議案 平成24年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより、第54号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 増田です。

一つお尋ねします。

入りのほうで、8ページ、中国浙江省公式訪問団参加助成金15万5,000円というのが載っているんですけども、出のほうでどこにも見当たらないんですね。その下のほうに記念事業に行くよというのがあるんですけども、それとはまた別個に訪問団というのは結成されるわけですか。そのための費用ということで。でもそれが全然どこかに載っているのを見当たらないんですけども、御説明をお願いします。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） ただいまの8ページの15万5,000円の雑入の支出先でございますが、これは11ページの空港対策費、この中に9節の特別旅費3万1,000円がございますけれども、もともとこの特別旅費には当初で措置した旅費がございまして、その中では、この雑入の15万5,000円、宝くじを財源とするような収入というのは約束されておりましたので、この15万5,000円につきましては、県の公式訪問団に加わる者が出ることに対する15万5,000円ということですので、これを当初に措置されていた一般財源と振りかえる形で、それにその随行者1名を足した差額の3万1,000円だけを加えさせていただいたということで、途中で差し引きの状態になっておりますので、結果として3万1,000円しか出てきておりませんが、そうした経過でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 今の説明で、1名、訪問団ということですか。2名ですか。了解です。次に、移りますけれども、出のほうで、26ページ、中国浙江省公式訪問団、観光展に行く



ということなんですけれども、出展に伴う人員は6名ということのをきのうお聞きしましたが、その人選というのはどのようになっておりますか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、杉村勝巳君。

○産業課長（杉村勝巳君） 産業課でございます。

きのうも少し6人ということで御説明いたしました。静岡浙江産業観光展ですね。これにつきましては、11月7日、8日ということで2日間行われます。6日が一応準備の日ということで、8日の3時過ぎに撤収という形になるわけなんですけれども、それまでの間の人員ということで一応6人ということで、産業課を含めまして町の職員から選考するというところで考えております。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） まだ人選はされていないということですよね。

○議長（八木 栄君） 産業課長、杉村勝巳君。

○産業課長（杉村勝巳君） まだ具体的に名前は確定しておりません。産業課から二、三名ということと、あと他の職員ということで、確定はしておりません。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 今回の観光展なんですけれども、当町と浙江省というのは、過去そんなに交流というのがあったようには思えておらないんですけれども、今回これで出展することによって、今後の中国浙江省とのかかわりというんですか、観光振興ということで何かPRに、出かけるんだから、帰ってきたら何か成果というものが当然あっていいと思うんですけれども、何かそのような企画というか、そういうものがあるんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、杉村勝巳君。

○産業課長（杉村勝巳君） 当然、今までの接点というものはございません。県を通じていろいろな形でPRですとか、そういったことは県の観光協会ですとか中国観光協会、あと空港隣接地域でつくっています観光協会等で海外へのPRの活動はしてはしておりますが、直接吉田町と浙江省という形はございません。たまたま今回県のほうから申し出がありまして、そこに参加させていただくという形で、空港隣接地域ということもありますので、何らかの形の吉田町への集客が可能になればということで、これが即吉田町の観光振興につながるとは私どもも考えておりませんが、一つのこれからの施策ということで拡大していければと考えておりまして、等々で島田市、牧之原市も参加いたしますので、吉田町も参加したという経緯がありますが、当然、観光振興の施策ということで生かしていきたいと考えております。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ほかにございませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 町債のことについてお伺いします。

この資料はちょっとよくわからないので、以前、企画課のほうから配られました全員協議会の資料でお伺いしますが、すみれ保育園の町債に関して、都市防災総合推進事業関連が今回5,520万円というふうになっています。当初予算では6,600万円というふうになっていたと思うんですが、これが減額されている理由、また、日の出線改良事業が当初予算では790万円だったものが580万円になっています。都市防災総合推進事業を足し合わせたものがこの表では8億4,860万円というふうになっておりまして、今回、町債全体が17億円ぐらいにな

と思います。そういたしますと、都市防災関係を除いた額ということになりますと、これが9億数千万円になります。当町の平成24年度からの新しいルールとして、返済元金、それを超えない、それが7億5,000万円ぐらいですが、一般で借りるものがそれを超えないということになっているんですが、それを超えてしまうという、単純に計算しますと。その辺のからくりをちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） まず、全協資料のすみれ保育園建設事業の町債の変更でございますけれども、この町債につきましては、都市防災の対象事業が変わっておりまして、それに合わせて、都市防災の直接の補助対象とそれ以外の継ぎ足し分と起債上ではっておりますけれども、その部分との内容が変わってきたということに対する変更でございます。そのときの資料の右側でございますけれども、補正後の予算額ということで町債全体で見ますと、2億6,610万円ということで、そのうちの5,520万円が都市防災の直接的な起債対象となります。ということで、事業費の見直しによるものでございます。

それから、日の出線につきましては、これは当初、日の出線改良事業の全体を一つの事業というふうに見ながら起債ルールを当てはめていったわけでございますけれども、もともとこの都市防災の中で、道路の既存部分に当たる4メートル部分は都市防災の対象にはできないというようなことが、後ほど指摘がございまして、その部分を起債に振りかえていくと、このような措置を行ったということから、起債の措置を変えております。

それから、全体額といたしまして、全体のルールでいきますと、都市防災絡みの起債額というのは、ここの表にもありますとおり8億4,860万円ということになります。都市防災の継ぎ足し部分に当たるのが2億2,220万円程度あると思います。

従来の都市防災を除く部分の償還元金の範囲内で借り入れを起こすという、都市防災は除くというルールを新たに設定をいたしましたので、その従来ルールの枠であれば、7億5,683万6,000円が上限ということになるはずでございますが、都市防災以外で寄せ集めていくと、7億470万円が現在補正後の起債額というふうに把握できると思っております。したがって、ルールの範囲内で今のところは推移しているというふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今のお話でいきますと、都市防災以外が7億470万円ということなんですが、この表で、都市防災総合推進事業関連の補助対象事業分が8億4,860万円というふうに括弧で書かれているわけですが、それとその上の事業10億7,060万円との関係はどういうことなんでしょうか。補助対象分とその上のトータルの町債というところの関係がちょっとよくわからないんです。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 8億4,860万円と10億7,060万円との関係でございますが、こちらにつきましては、この都市防災総合推進事業の対象になりますと、直接補助対象事業費については文句なく50%町債措置できるわけでございますが、その継ぎ足し部分についても起債上は都市防災総合推進事業と一体として起債を100%見込めるということでございますので、我々が独自で設定している起債ルールの中では8億4,860万円ではなく、交付税措置も同様にございますので、10億7,060万円を都市防災関連ということで位置づけております。

〔「了解」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 36ページでございますが、災害対策費でございます。

きのうの全協の中では、説明の中で当初4億円で3基、今度は8億円で6基というようなお話があったわけですが、それを考えますと、設計委託料が当初5,542万6,000円で、今度1億2,338万3,000円ということなんです、単純にすれば倍でいえば5,500万円のあれですから1億1,000万円ということで、1,300万円ぐらい設計委託料が今度のしているわけですけども、タワーのあれは単純に計算して倍だよという理屈はわかりますけれども、設計のほう、その1,100万円の差は、当初3基の分の設計ができてから、あと、今度6基の分の追加のそれが、単純にここに倍の計算なら1億1,000万円ぐらいでいいじゃないかなと素人考えには思うんですが、この説明をちょっとお願いします。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 当初設計の話なんです、測量、それからボーリング調査というものが、深さがあるわけですが、ボーリング調査について数の関係なんです、見落とししていたということがございまして、今回、6基につきましては、その調査のほうも加味して補正のほうをかせかせていただいております。そういう関係で増えてございます。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） では、当初の3基分もボーリング調査は入っていて、当初の分のボーリングの部分のあれというのは、今度この中に入っているよという考えでよろしいですか。要するに、9基分だよということで。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 申しわけないです。3基分についても今回入っております。それを加味させてもらって、補正をかせかせてもらっております。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 次に、17ページでございます。

高齢者見守りネットワークということで、きのう、今年度は記念講演をやりますよというお話をお聞きしました。それで、多分印刷製本費はパンフレットをつくっていくとか、そういうことだと思うんですが、町長の行政報告の中で、高齢者の見守りネットワーク連絡会をつくっていくよというお話ですが、これについては当然、今年度中に一応設置するというか、その辺はどうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、山村丈太郎君。

○高齢者支援課長（山村丈太郎君） ただいまの御質問ですが、今年度中の補助事業でございます、立ち上げは当然、本年度中でございます。スケジュールを申し上げますと、議会で御承認いただきましたら、直ちに構築メンバーの選定に入りたいと思います。協力事業所等を経まして、予定としましては、1月下旬から2月中旬にかけて第1回目の連絡会及び講演会の開催ということで考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） これは高齢者の見守りとなっているんですが、その場合、ひとり暮らし

し、あるいは高齢者世帯で、新聞やそういう牛乳とかたまっちゃっているものを何かあったのかという異変を見るとかということだとは思いますが、そうなる、例えば新聞店とか牛乳店とかの人たちはその家が高齢かどうかというのか、そういう把握自体が、高齢者の対象者というか、見守りネットワークの対象者となる方の把握というか、それについてはそれらの連絡会に入ってくれる人にある程度の情報を提供して、その方たちにその世帯を気をつけて見ていてよというような形になるでしょうか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、山村丈太郎君。

○高齢者支援課長（山村丈太郎君） 対象者につきましては、立ち上げ時には高齢者を取りあえず想定しております。ただし、議員のおっしゃるとおり、新聞配達、また郵便等、そのお宅が独居老人なのか高齢者世帯なのか、またほかに家族がいるかというのは当然わかりません。また、それは個人情報に当たりますので、こちらのほうは開示は予定しておりません。結果的に、その異常があったと思われるお宅が、例えば65歳以下の高齢者世帯でない場合、うちのほうで情報は持っていませんので、それなりの担当課へ、もしくは警察、消防等に連絡するという形をとりたいと思っています。

いずれにしろ、まだそちらのほうの詳細のほうはつくっていませんので、これから各課と協議の上、詰めたいと思っています。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 最後になりますけれども、今度の補正では、人事異動に伴う整理というか、各課の給料とかいろんな手当のことが一応補正で整理されていることだと思います。まず、普通は、大体が職員人件費あるいは共済についてはマイナスのほうが多いということ、多分人事異動が決定した後のことでございますが、増えているのが管理職手当と時間外手当だけ増えております。管理職手当が449万5,000円、時間外が610万円ということで、確かに当初予算というのは前年12月ごろまで、要は前もって、人事異動までちょっとわかりませんが、計算してやるわけですが、ある程度、管理職手当7人ということで、先ほど対象が増えたものというような話なんです、管理職の手当の対象になる人ぐらいの想定はできているんじゃないかなと思って、ほかのところは細かく差し引きやっているんですが、この管理職手当7人が増えたというのは、ある程度、前年の、この人が今度課長に昇級するかというのはわかるんじゃないかなと思って、その辺が、そのときは想定していなかったということなのか、もう一点、時間外手当については当初5,580万円ということで、今度約6,100万円ぐらいになります。平成21年度ごろの時間外を見ますと3,500万円です。ざら40何%の増になっているわけですが、私が思うのは、この610万円は来年3月までの時間外を計算して、一応増額補正したのかどうかをお聞きします。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 1点目の管理職手当の分の当初予算の人数的なものが把握できないかということなんですけれども、それにつきましては、今回の7名分、それにつきましては、防災課長等が今まで兼務していた者が兼務が解けたという形の中で増えたとか、あと、図書館長が局長級になったとか、あと、総務課の行政部門の補佐が兼務をしていたのが今度新たに補佐だけになったということで、兼務の解除とか、そういうようなことがありましたものですから、管理職手当が増えた状況となっております。

また、来年3月の分を残業手当を見込んであるかということですが、これにつきましては、一応年度内の3月までを見越して、今回補正を組ませていただいております。特に多いのが、税務課となっておりますけれども、これにつきましては、滞納整理等の関係で増えているような状況でございます。

以上でございます。

〔「了解」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 2番、杉本です。

地震対策費の関係でお聞きしたいんですが、6基追加ということで予算が上がっているんですが、設置位置は決まっているのかどうか。ということは、やはり浸水地域の方は非常に心配しているということで、早く設置位置を決めて場所をお知らせすれば、それだけ安心というか、ある程度ゆとりが持てると思うんですが、その辺があるものですから、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 6基については、これから各自主防災会がありますが、そこへ出向いて行って確定をしていきたいと。今のところまだ決まってございません。9月1日に防災訓練をやらせてもらいまして、仮の位置という形で示させていただきまして、そこへ逃げてもらってということの訓練をやらせてもらいましたが、今後、場所は決めていきたいと。自主防災会と話をしながら決めていきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 早く決めて公表していただければ、それだけ住民の方が安心すると思えますので、ぜひその点を一日も早くお願いしたいということと、それからもう一つ、8億円も補正しているわけですが、これがしっかりした予算がしてあるのかどうか、設計がしてあるのかどうかということで、今、当初の3基もまだ建設に至っていないわけですね。そうすると、今8億円補正して、きのう課長の話では、3月を目途としているよということなんですが、その辺が確実にいけるのかどうかということをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 今、3基のほうの設計をしているところでございます。当然6基はまだしてございません。そういった中で補正を組ませてもらっております。なるべく早く3基分は設計をさせていただいて、それが9月末ということは今、目途に頑張っているところですが、それが出ましたら、この補正が通りましたら、次の位置を決めさせていただいて、6基の委託のほうへすぐ入っていきたくて考えています。

よろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 了解いたしました。私としては一日も早くみんなやっていただくということが、当然予算化したということで、きょう認めれば通るわけです。そういう中で、一日も早くぜひやっていただきたいと、こう思います。それが行政のほうの務めだと思いますので、ぜひその点をお願いしたいと、こう思います。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 今、杉本議員のほうからの御意見、全くそのとおりでと思っています。津波の避難計画につきましては、15地域に街区を設けて、説明会をゴールデンウィーク明けにやらせていただきました。その中でも各住民の方から、今年度は3基予定をしているという説明をしておりましたが、少しでも前倒しをしてくれと、または海岸地域の方につきましては、なるべく海のほうが一番切迫しているということで、こちらのほうも優先的にやってほしいというような御意見もいただきまして、そういう意味で、ことし補助等の予算が確保できたということで、大幅な補正をお願いしているところでございますが、この辺につきましても、地域の皆様方の命を守るということで、今、議員がおっしゃったように、一日も早く場所も決めて、具体的な部分も交渉に、今回お認めいただければ、すぐにでも地域のほうに入りながら場所を決めて、具体的に動いていきたいと。そのつもりで頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔「了解」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 津波のタワーとあと場所の件なんです、3月の予算のときに3基を決めると言った、3台つくると。その場所に関しては町有地であるという、ほかを考えると土地を買わなければならないというお話があって、この3台、結構内陸ですよ。海岸線じゃない内陸部分3カ所選んで。それは私の思い込みかもしれませんが、あとは土地が要るんだと思っていたわけです。ところが、今回補正で出てきたときに、6カ所土地代は入っていませんよね。そうしたら、少なくとも9カ所、町有地があるにもかかわらず、最初、なぜ3カ所だったのか。その説明をちょっともう一回やっていただけますでしょうか。K、L、Oにした理由。土地は町は持っているにもかかわらず、あそこの3カ所にした理由。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 今の御質問のところで、今年度、当初予算のときにあの3カ所だということで、当初予算を御説明させていただき3月議会の中では、場所的にはまだ今後検討しているということを御説明させていただきまして、避難計画の、ある程度施設計画ができたということで、地域住民の皆様方に御説明させていただきことをゴールデンウィーク明けにさせていただきました。その前段で議員の皆様にも御説明させていただいたと。その段階で3カ所の位置については、大体具体的にはK、L、Oでございましたが、この街区を想定しているということを御説明させていただきました。そのうちのKとOにつきましては、中央幹線の道路上を予定をしていると。Oにつきましては浜田区画整理の中の町有地を予定しているというような御説明をさせていただいたところでございます。

では、なぜ今年度これから6基追加するのに、用地費がないから、そのときに町有地なり道路上を使っているということはわかっているなら、その時点でもうわからなかったかというような御質問かと思いますが、まず、当初の3基につきましては予算の関係で、当初の予算、皆様に御説明したときには建設費としては4億円ということで、約1基当たり設計も込みで1億5,000万円ぐらいかかるだろうという想定をしておりまして、設計費込みでトータル4億5,000万円ほどの予算要求をさせていただき、国のほうからもその辺なら何とかいけるというような内諾というんですか、要求はさせていただいたところでございます。その後、この都市防災の部分につきましては国の中でもいろいろ議論があったように聞いておりますが、少しでも東日本地域の復興はもとより、これから当地域のような東南海地震が

予想されている部分につきましては、後から復興するよりも事前復興というような形で、先に手当てをしておいたほうが費用的にも被害的にも少なくなるだろうと、そういうような観点から、大分予算を前倒しされたというふうに聞いています。

そういう意味で、私ども当初想定した以上の部分の国費の内示が来たということで、それに見合う形で、前倒しできるものはしたいということで、現地のほうを当たった段階で、役場の今の想定では、役場の持っている用地、または道路空間を使ったりする中で6基ぐらいは大体できるだろうという想定はしてございます。ただ、今、議員の質問の中にも含まれているかと思いますが、本当はやりやすいところではなくて、一番緊急にやらなければいけないのは海沿いとか、そういうような観点もあるかと思いますが、現在のところで想定しているところは用地内、または用地を確保しなくてもできるだろうと想定してございますが、今後早急に、今回予算をお認めいただければ、その辺を具体的な部分を詳細な部分に入りまして、今想定しているところではちょっと難しいということになれば、用地の場合も必要なら出てくるだろうと。そういう部分につきましては、必要な手続をとらせていただきながら進めていきたいということでございます。

今のところ用地の確保がなくてもできるという前提で進めておりますが、今後具体的な検討の中で必要だということになりましたら、その部分につきましては必要な手続をとりながら進めていきたいと思っております。その必要な手続というのは、具体的に言いますと、補助金のほうにつきましては、その中でタワーをつくるということでございますので、特段な手続は必要ないというふうに考えてございまして、あとは議会の中で、今、用地費を盛り込んでございませぬので、その辺の御承認をいただくという形になるかとは思いますが、なるべく早く皆様方に安心していただけるように、とりあえずは6基を設計をしながら、設計をする中で、用地が必要なのか、または皆様方に、先ほど杉本議員からありましたように、場所を皆さんに提示しろという御意見もございませぬので、提示した中で、いろんな御意見をいただいた中で、用地が必要な場合ちょっと移動したりとか、ちょっと位置を変えたりということも出てくるかと思っておりますので、なるべく早く住民の皆様方に案を示して、具体的にその案に基づいて、用地の取得が必要ならば、その手続をとらせていただきたいと思っております。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 説明わかりました。

町は最終的に15基津波避難タワーを建てるということを予定されているわけでありませぬけれども、ことし6台できたとする、あと来年以降は6台になりますけれども、そのときに、今の予定の中で、町の土地じゃない、要するに買わなければならないという土地はどれぐらい、今の計画の中であるんでしょうか。逆に、土地を持っているというのは幾らの箇所なんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 地元に入っていくながら、先ほど理事のほうから話があったように、どうしてもそこについては難しい点があるならば用地交渉もしていかなければならないと。今の質問につきましては、今現在、用地を買わなければならないところはあるのかということですが、そういうところはございませぬ。用地がどうしても必要なところがあります。用地については、今後地元へ入っていくという話もありますので、地元の

皆様の協力を得ながら進めさせていただくということになります。

よろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 防災の関係ですが、町長が所信表明の中で、ハード面とあわせて住民の防災意識の高揚が不可欠だというようなあれをされたと思うんですが、当初予算にしても今回の補正にしても、そういうソフト面の関係の事業が全く皆無なんです、どう考えているか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 今現在、防災の関係につきましては避難訓練がありますが、3月11日前後、それから9月1日、それから12月の地域防災という形で、今訓練ほうをやっています。あと、本年度、都市防災の関係の中で、地域防災まちづくり計画をつくっているということもございます。そういった中で、計画をつくりながらハード面、ソフト面を充実させていながら、計画を進めていきたいと思っております。

ただ、訓練をこの間も9月1日やらせてもらいましたが、アンケート結果をちょっとまとめさせてもらってありますが、出席者については避難の人口の約二十四、五%だったと思いましたが、4分の1程度が出席しているという状況でございます。この出席率を上げていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 杉本議員、この補正予算に関しての質問でお願いしたいんですけども、それならいいですけども、どうですか。今の質問もちょっと大きくなっているものであれですけども、あくまでも54号議案ということなものですから。

ほかにございませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

きのう、新たに6基をつくるということで、それから後、最終6基と、その中で実際に一番海に住んでいる人たちというのは、現在心配しています。そのとき、つくる順序、ルールは、地震がいつ来るかわかりませんので、つくっている途中で来る可能性も十分考えられます。そうすると、だれでもわかるようなルールを先に示してやらないと、何か起きたときに多分大きな問題が出てくる可能性があります。それと、だからそういうふうなルールをつくることに関してどういうふうに考えているかどうかを一つお聞きしたいと思っておりますけれども。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 当初の3基につきましては、2番目のところをやったと。先ほど、平野議員のほうからちょっと話がありましたが、2番目にやった理由は、以前もちょっと話をさせてもらいましたが、下の衆も逃げ込める可能性があるよという形でやらせてもらいました。今、優先順位という状況をつくったらどうかというお話がございました。私のほう、防災課としましては、今度は一線堤のほう、一番前のほうをできるだけやっていきたいなと考えております。

それから、部落に1個ずつ初めにやっていくかなというのも考えています。なるべく前のほう、それから部落に一つずつということで、許す範囲で進めていきたいなと思っております。



す。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） よくわかります。一番大事なことは、これから、今言われた一番海側にこの次つくりますよとか、そういう思いとかそういうルールを、これから今津波に心配をしている人たちにわかってもらえるようなルールをつくる必要があると思うんですよね。それについて一つ聞きますけれども、最初の3基を計画されて、今、設計をやっています。なぜそこでなければならなかったのかというルールというのはあるんですか。当然必然的なルールがあってそこにできる、そういうものは決定されると思うんですけれども。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 先ほどもちょっと述べさせてもらいましたが、3基の理由をちょっと話をさせてもらいました。約中間ぐらいのところに中央幹線という中間ぐらいのところにやらせて、もらってなるべく多くの人を初め乗せたいよという意向がありまして、大きさについてもぴったりの数字ではなくて、ちょっと大きめなものをつくりながらやっていきたいよという説明も以前させてもらっております。そういった中で、3基だったものですから、そういう形でやらせてもらいました。今度6基という話がありましたので、前のほう、一線堤のほう、海のほうにやっていきたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） わかりました。今言われたような順番を決めるルールがあるのであれば、つくって、そして、周りの人たちが納得できるような優先順位をぜひ考えていただきたいなと思います。回答は要らないです。

もう一ついいですか。もう一つ、ちょっと聞かせてください。

避難タワーの件で、前回の議会のときに一般質問された中で、理事が液状化の部分の心配をされた、多分覚えていると思いますけれども、結構今回大きな金額が出ていますので、その部分の構造的なものというのは、やっぱりそれは、理事が先日答えられたようなものに関しての方法というのは考えていらっしゃるんですか。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 今回、ことし今、予定しております3基につきましては、KとLにつきましては2カ所のボーリングを、Oにつきましては1カ所ボーリング、計5カ所ボーリング調査をやらせていただきました。それも下の地盤までですから、約30メートル以上ボーリングをやらせていただきまして、その地質データがとってございます。その地質をもとに、液状化した場合、どういう状況になるのかということは今解析をしている段階でございますので、そのデータをもとに設計をしていくという形になります。

具体的には、タワー本体につきましては、支持層までくいを打ちますので、液状化が来ても沈まない。ただ、地盤が下がる可能性がございますが、ということは逆に言ったら、それだけ浮いてしまうということなんですけれども、ただ、階段部分が液状化した地盤の上に乗っていますので、それが地盤が下がることによって階段が宙ぶらりんになってしまっているわけではないので、そういうことも踏まえて、今、現実の地質データをもとに解析中で、そういう液状化が来たときにも、皆様方が余り無理なく避難できるような構造ができないかということも今検討してございますので、もししばらく成果につきましてはお待ちいただければと、今月中には何とか成果を出したいというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 理事、今後の6基についてもどう考えるかということ。

○理事（梅村 博君） 今後の6基につきましても、同じく建てる各位置につきましてもは地質データ等を取りながら液状化の可能性はあるのかないのか、液状化するならどのくらい沈下するのかというデータを取りながら設計をしていきたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） よくわかりました。一番心配していたのは、この地域というのは、住吉の地域、これからつくる地域はどうしても液状化をするだろうという可能性は非常に高いと思っています。その中で、今言った岩盤まで行くのが一番いいんですけども、大きな支持層まで届かせてくれる、当然今の答えを聞いて一つの方向性は見えたので、ぜひできたら岩盤まで届いていただいて、この金額に見合うようなしっかりしたものをつくっていただきたいと思っています。

よろしくをお願いします。

○議長（八木 栄君） 要望ですね。

〔「はい」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田でございます。

今、質疑行っています災害対策費の中の質問です。昨日も全協の中で確認させていただきました、今の答弁の中にもございましたけれども、津波防災まちづくり計画策定業務委託でございますけれども、今の御説明でありますと、ハード面、ソフト面、町全体を防災の津波対応策を検討するという形で御答弁いただきました。昨年度予算で津波避難計画、また施設計画を策定して、それに基づいて、今回の都市防災関連のトータル的なものをつくり上げたと思います。今回、新たな事業で、津波防災まちづくり計画を策定することによって、今回、国のほうでお認めいただいています都市防災総合推進事業のトータル的なものも、今後変化していくのかどうか、新たな計画をつくるということは、それに基づく事業も後年度において想定されると思われるものですから、今、想定されているものも、社会資本総合交付金が利用できると、基幹事業の部分は平成27年度までであると。消防の防災拠点施設整備事業の消防ポンプ車累々で平成27年度までありますけれども、それ以外は本年度で終了という形になっておるわけで、トータル的に49億8,700万円ほどの計画で推移しているわけですが、今回、新たに作ります津波防災まちづくり事業計画によって、新たな事業というものも今後想定されるのか。

また、今国のほうでお認めいただいている事業についても、後年度において、それに基づく計画策定において、どのような変化が想定されるのか、そういったものを含めた計画をおつくりになる予定なのかということが、このまちづくり事業計画策定業務というものがよく理解できないんですよ。ですから、その辺まで含んだ事業計画を策定されるのか、あくまでもソフト面なのかということと、大分今後の後年度に関する事業についても影響が出ると思いますので、その辺についての御説明をお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 津波防災まちづくり計画につきましては、全員協議会の中で、地域防災計画の一翼を担うものですよという話をさせていただきました。現在、吉田町で、被害についてはいろいろなものが想定されておりますが、そういうものを、現状を踏ま

えながら今後の計画を進めていきたいと、そういうものを盛り込んでいきたいと考えています。主にソフト的なものを考えています。

それから、全体計画の話があったんですが、まちづくり計画の中にこの全体計画も含めて計画されるのかということだと思んですが、今、都市防災事業については、平成27年度までという形でもう動いております。計画書も出させてもらいながら進めているところでございます。それが即津波防災まちづくり計画の中に入ってくるか、それが反映されるかというのは、ちょっと疑問だと思っております。中長期的なものを考えていながら、まちづくり計画を進めていきたいと考えています。

今現在動いている平成27年度までの都市防災事業につきましては、新たなものは、この中に入れながら進めなければならない事業については、この中に入れながら進めていきたいと思っております。今約50億円の事業費となっています。これについて、基幹事業、それから効果促進事業についてという話がありました。基幹事業につきましては、道路の関係、避難路の関係等ございますので、平成27年まで動いております。それから、効果促進のほうにつきましては、ほとんどが本年度終わってくると。先ほど議員のほうから話があったとおりでございます。平成27年度までという形で、できるものは取り込みながら進んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今の津波防災まちづくり計画策定というのは、地域防災計画を補完するものだよという御説明があったわけで、より具体的になりました。今まではちょっとソフト面というだけでお話だったんですが、ただし、当初において、地域防災計画につきましては業務委託で542万6,000円計上してあると思うんですよ。避難タワーの設計委託と合わせて5,000万円の設計委託でございますので、残った542万6,000円が地域防災計画の設計委託だと私は考えておって、当初の予算で説明を受けたと思われるんですけども、それが3倍ほどの、両方合わせますと2,000万円の地域防災計画になってくるわけで、新たなメニューで国から補助ももらうために、この名目を変えてあるようなイメージがされるわけですけども、2,000万円かけても完全なものを本年度中に地域防災計画、平成16年度から過去の議会の中の質疑の中でも、実態に合っていないんじゃないかという質疑もあった中で、非常に労力を要する計画だと思われるんですけども、それを当初の500万円、今度の補正の1,500万円、約2,000万円ほどでやり切るといったことで、担当課として把握してやるということで理解してよろしいですか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 500万円の話がちょっとございましたが、その中には備蓄倉庫の設計委託料も入ってございます。今回ちょっと地域防災計画の中の津波の部分が薄いものですから、そこの拡充をしていきたいと考えています。

本年度3月までにはやっていきたいと考えています。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 同じところの関係でございますけれども、先ほど来、同僚議員のほうから場所の選定等々の話があったわけで、今回は用地を取得しない形でやるというお話をいただきました。そうした中で、22節なんかでいきますと、津波避難タワー整備管理補償費という形で、補償を行うという形で費用が計算されているわけで、町有地の近郊ですね。住

吉近辺でいいますと、具体的に今あいているかなと想定されるのは、元の保育園の地域センターのところのあいているところとか児童館のあととか、もろもろ各地域に点在するわけで、これ、議決が済みましたら早期に各地域へ出向いて説明するということでありますけれども、この想定金額以上に、先ほど理事のほうから、地元の同意が得られない等々で用地取得もあるという場合には議決も必要であるということで、お願いする可能性もありますという御発言もあったわけなんですけれども、そういった場合には、早期の臨時会等を開いて、用地取得の議案を上げていくような格好の手当ても考えて、今後のスケジュール的なものを考えているのか。

というのは、一たん的にここに町有地とかそういったものですべて行うのであればよろしいかと思うんですけれども、下水とか水道関係の補償等々でそんな話も出ているものですか、非常に具体的なものを原課としてはお持ちだと思われるんですけれども、そういったことで、それを100%推進しながら行うと思うんですけれども、地元からの折衝の中で説明するに当たり、ここでお願いしたいよというのか、皆様に御意見をいただきながらやっていくかで、相当変わってくると思うんですよね。

ですから、それが地元に出てくるに当たりまして、具体的な数字も上がっている以上、ある程度明確なものがあるようであれば、今ここで、そういった用地、場所等の特定のものを話されても、議決をしてから話すといっても大体想定されていると思われるんですよ。ですから、町民を代表する議会の前にそういうお話をしないで、議決が通ったらすぐ各自治会にお話ししますというのは、町民の代表として、貴重な税金を審査する場でその場所を特定できないというのは、我々としても本来的に議決をするに当たりまして、よく明確なものがわからない、当局が間違えたものを出さないというの十分理解できます。

しかし、こういう詳細のあるものが上がっている以上、場所というものははっきりしていることであって、先ほどからいいますと、議決が通りましたら早急に各自治会にお話をして具体的なお話をしていくということであるならば、今ここで御披露しても別に問題ないんじゃないですか。13名の議員が町民を代表していて、これならいいな、この避難タワーならいいなということを理解した上で議決に至れば、より一層、各自治会のほうに説明するに当たりまして、議会の皆さんも同意をいただいた案でございますということで、当局だけが汗をかく必要はないと思うんですよ。

議会としても町民の命を守るために、広く避難タワーの候補地等を理解しながら議決をすると。無責任な議決はできませんので、もちろん案は信じておりますけれども、ここまで具体的な数字が出ている以上、具体的な場所をお話しして議決されたほうが、今後の事務執行上問題はなかろうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 御意見いただきありがとうございます。今回、6基ということで、建設費としては8億円を私ども役場としては考えてございます。今、藤田議員からの話は、逆に今腹案を持って、それをもとに予算を積み上げているんだから、その部分は議会には示すべきではないかということでございます。具体的には、タワーとしては全部で15基あるという御説明をさせていただいて、各ブロックごとに街区を設定させていただいて、街区の中で避難をしていただきますので、街区の中心が一番集まりやすいと。ただし海のほうに逃げるといのは心情的に難しいからということで、基本的には役場としましては、街区の中の北側を想定

しておりますというような説明はさせていただいてございます。

位置的なものは、中心の北側のところに役場の用地があるようなところもありますし、全然ないところもありますし、道路もあるところもありますし、いろんなところがござい  
ますが、そういうところを現地を確認しながら、役場としての各ブロックごとの大体の目星は  
つけてはございます。ただ、その目星をつけている段階で、もし用地買収が必要なところ  
につきましてはその地権者さんに御了解を得ているものではございませんし、まだ地元の自治  
会長さん、町内会長さんにもまだ話をしている段階でございません。

ただ、今、藤田議員からのように、今予算を上げている6基については、どこの箇所だ  
ということでございますが、具体的にはそのブロックごとのAからS地区、Uまでいろいろ  
ございますが、その中では想定している場所は、予算を計上する以上、ある程度場所は想定し  
ながら計上してございますので、その辺につきましては具体的にこの場でどこまで申せるか  
という部分につきましては、ちょっとまだ今の中では議論してございませんので、今、この  
場で答えるというわけではございませんが、ちょっとお時間をいただければ、中で議論をし  
たいというふうに考えてございます。

○議長（八木 栄君） それでは、暫時休憩とします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時24分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

御答弁のほうは。

副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） では、私のほうからお答えさせていただきます。

6カ所の箇所というような話でございますが、6カ所の箇所、当然ですが、予算を算定す  
る以上、想定はあるということは、当然前提として申し上げていいのかなと思います。

ただし、6カ所の場所について、町としても正式に決定してございません。予算の編成の  
仕方でございますが、国もそうなんです、例えば大規模な公共事業については、例えば  
何々空港を新たにつくる、あるいは新東名を新たにつくるというようなときには、最初から  
議決の中で場所を特定して、議決をしていただきます。今回のように、まだ町としても6カ  
所は決めましたが、個別の場所までについては決定をしていない、あるいは地元の皆様にも  
議会のほうにも話せない状況にあるということで、こういったことについては、場所は決め  
ないんですが、6カ所という基数だけを決めて、6カ所の場所、箇所づけができた時点では、  
議会あるいは町内会、防災会、そういったところにお知らせするというのが、国であれば実  
際に各省庁が何々道路の改修をしますというような箇所づけは、箇所づけ予算が通ってから  
場所を決めて、それについては議会にも御報告させていただくというようなことで、そうい  
ったルールで国のほうでは運営しているということで、私どもも今回、当然想定はしてござ  
いいますが、今後、正式な場所が決まったら、それを町民の皆様にも議会にも、前後しないよ  
うにきちっと御説明をしたいというふうに考えてございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 前後しないような形でお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

○議長（八木 栄君） ほかに。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） すみれ保育園のことで、再度お伺いたします。

私の役割というのは、地方自治法で決められている住民の福祉の増進に努めることをまず規定し、それを最小限の経費で最大の効果を上げるようにせよということで規定をされております。その中で今、藤田議員の言われたことが、全くすみれ保育園のことで同じことが言えると思うんですけども、何をもって僕たちが審議をしなければいけないのか、役割は何であるかということを考えると、本当はある程度の今、副町長が言われた、現在よりも一歩進んだ部分で、できる限り近い部分でやらせてもらって、そしてその中で双方が納得いくようなものがやっぱり全面的に押し出して、強力に進めていくということが一番理想なわけですね。

そうすると、今言った地方自治法で決められている役割を僕たちが全うするためには、どうしても最低限必要な部分が特に出てくるんですね。今回はこの資料として、面積だけ出していただきました。この中にもいろんな聞きたいことがあるんですけども、これが一番大事な、議案審議において議案を提出されて、その中で僕たちの役割を果たすためにはそういうふうを考えているんですけども、当局のほうの考え方というのをちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） まず、後ほど社会福祉課長のほうから内容については答弁があるかと思いますが、私は先ほどの答弁に引き続いて、そういった施設についての予算の議決に対しては、先ほど山内議員おっしゃったように、面積しかないというのは、これはもし説明がそうだったのであれば、議会に対して申しわけないと思っていますし、例えば、規模、収容人員、あるいは構造、あるいは何階かといった、そういった基礎的情報については、当然議会のほうにお示しして議決をいただくものと思っていますし、国においても地方においても、従前からそうなされてきたというふうに承知しております。

ただ、実際の設計の個別の情報というようなことになりますと、入札情報でありますとか、今後町のほうで発注する際に、そういった金額が類推できるというふうな情報については当然これは差し控えさせていただくということで、基本的情報ということであれば、当然御説明をさせていただけるものと思っています。

以上です。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 議員の御質問で、最小の経費で最大の効果というのはもちろん我々考えているわけですが、今回の設計におきましては、この前もお話ししたように、県の建築設計等委託料基準算定という算定基準がございまして、これにつきましては、県が国交省からの通知に基づきまして、その規定の考え方を盛り込んだものでございまして、それに沿った形で、町においてもこれを準用しまして算定したものでございます。

先ほど、規模のお話が副町長からありましたので、詳しいことはまだちょっと申し上げることはできませんが、今、さゆり保育園が1,490平方メートルということで、約1,500平方メ

ートルでございます。今回予定をしています保育園の分につきましては、その1.4倍から1.5倍、それから全体、つまり支援センターとか療育施設、あるいは防災関係を含めると、2.5倍程度になります。したがって、今回の設計委託料につきましても、大分結構大きいというお話もございしますが、この算定基準に基づきまして算定をしたものでございしますので、その点は御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ありがとうございます。

今、言われた中でも、まだ基本的に例えば構造とかそういうのが出てきていても、それほど対外的に支障が出るような情報というのは、それほど、今、副町長の言われた予算に絡むようなものというのはありませんので、僕も仕事をやっている中で、そこまできちっとわかる人というのほとんどないと思っております。だから僕たちの役割というのは、さっき言った地方自治法の第2条の第14項、それをやっぱり全うすべく、副町長には先ほど2歩ぐらい進んだ回答をいただきましたけれども、その辺でぎりぎりのところでやれるようなことをぜひやっていただきたいと思っております。

そうすれば、とにかく僕たちの自分の思いもそうなんですけれども、議会の役割というのは、一つのものをこういうものが決まって、当然すみれ保育園のことが最優先、避難ビルが最優先になります。避難タワーが最優先になります。そして、すみれ保育園も最優先になりますよね。その中でやっぱり皆で後押しをしていくというのが、本来のいいものはいいい、だめなものはだめの中でやっていきたいと思っておりますので、ぜひその辺をお願いします。

それともう一つ聞きたいと思っておりますけれども、すみれ保育園の中で、後でいただいた資料の補正前と補正後、その中で大きさを初めて聞きまして、金額的なものがやっぱり必要になるだろうと、かなり大きなものになりますので、その辺で一つは納得ができるのと、それと、補正前には確認申請と基本設計、実施設計、ボーリング、今度、補正後の中には、委託料として一括が入ってきました。この予想される場所は、一つのプロジェクトなら一つのチームがそれをつくっていくということが予想されるんですけれども、そういう形で考えていいかどうか、そんな考えでよろしいんですか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 委託料の関係でございますが、今回、基本設計から実施設計をあわせて一括発注ということを考えておりますので、もう一つの中には開発行為等も含まれておりますが、このほうがロスがないという判断のもとに、今回一括発注ということをやらせてもらったのです。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ありがとうございます。ようやく前へ進むことができます。今の中で、これがロスがないという言い方をされましたけれども、本来は、ある種危険な部分を含んでいることも事実なんですね。その辺もまた考えながら、ぜひ考慮していただきたいと思っております。

あと、この委託料の中で、今基本設計、実施設計はわかりましたけれども、その全体の部分の説明を、大ざっぱな説明というか、そういうのはできませんでしょうか。例えば、用地

がかなり広くなりました。それに対して、開発行為をとるにはかなりかかると思うんですけども、その辺の金額がこれだけ上がってくる、必然的に上がってこなければならぬ理由というものがあれば、わかっている範囲で教えていただければありがたいと思いますけれども。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 当初、この基本設計、実施設計につきましては、用地、それから規模も確定した中でやらせてもらって、先ほど言いました建築設計と委託料算定基準の中の社会福祉施設、社会厚生施設の中の保育園、その中で、今度は累計の標準業務量というところで第11号という欄を引っ張ってきまして、その中の総合という観点でやらせてもらっています。ただし、今回につきましては、ある程度個別といたしますか、この前お話したように、保育園の保育士のプロジェクトチームから出されました提案がありますので、それをまとめた中で、うちのほうが個別に算定をしたものでございます。

ですから、ここがいいかというのは、ちょっと今現在申し上げることはできませんけれども、前は総合的に判断したんですが、今回については個別に判断をさせてもらっています。それについては、この算定基準の中には、人件費や諸経費、技術料の経費とかが含まれておりますので、それをそれぞれ算定をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） これで最後にします。ありがとうございます。

今言われた中で、もう一つ、ちょっと教えてください。

防災の機能を備えるという形がありました。それが今、ちょっと解禁された中で、一歩進んだ中でちょっと教えていただきたいんですけども、例えばどのようなもの、機能、それはどのようなものが入ってくるんですか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 建物につきましては、救護室あるいは倉庫、備蓄倉庫等を盛り込んであります。用地につきましては、前回お示ししたように、おおむね4,400平米というところで考えております。

○議長（八木 栄君） ほかに。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 今の関連で聞きます。発達が気になる子への支援の施設ということで、それを併設するという計画になっているわけですけども、今、相良のつくしへ通園されている方がいらして、今度、吉田町にできるということでは期待されているのではと思います。ただ、支援を要する子たちのいろいろな事情があると思うんですけども、その子たちは保護者が希望すればすべて受け入れられるような体制を考えていらっしゃいますか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 今の御質問ですが、希望者がどの程度あるかというのはちょっと把握はできないですが、現在、つくしの家とかわかめサークル等へ通っている人数はある程度確保できるというように考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。



- 7番（佐藤正司君） 定員というか、そういうのは決められるのかどうかということと、やっぱり受け入れる側、行政報告の中でも、今、保育士が研修をしていますよという、ノウハウがないわけですね。そこでは極端なことを言うと、看護師とか重い子たちは受け入れることができるのかなとちょっと心配なんですけれども、そこはどうか。
- 議長（八木 栄君） 佐藤議員、補正予算の関係だもので、それは当初、予算がついているときそういうことを聞いてくれればですけども、今は補正で増減があった部分についての質疑だと思いますので、ちょっと。
- 7番（佐藤正司君） 補正でつくろうとしている中身について聞いているんですけども。どういう施設をこの補正でつくるんですかということですよ。
- 議長（八木 栄君） では、もう一度きちんと質疑してください。
- 7番（佐藤正司君） 今度の補正でそういう建物をつくるわけですから、建物がしっかりと利用者にきちっと使われるかどうか、使えるかどうかということの説明なども、重度の子たちは入れるんですかということです。
- 議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。
- 社会福祉課長（大石修司君） 施設につきましては通所と並行通園も考えております。現在、研修としましては、つくしの家のほうに保育士を派遣して研修を行っている最中で、ただし保育士でございますので、医療を伴うような重度の方についてはちょっとお受けできないかなと今思っています。軽度の方についてはお受けできるということで思っていますので、そういった中で、今後も研修等進めていきたいと。
- 看護師等につきましては、ちょっとまだ詳しいことを申し上げていなかったんですが、病児の関係も保育園のほうでちょっと考えておりますので、そちらに、できましたら看護師等も配置できれば、療育のほうもあわせた形で見てもらえるかなというように思っています。
- 以上です。
- 議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。
- 4番（平野 積君） すみれ保育園に関連してお伺いします。
- 今回の補正に関しては、国庫補助金が予想以上に多かったということで、計画を前倒ししましょうということで話の流れは来ているんですけども、このすみれ保育園に関していえば、当初予算のときのでき上がりのイメージと、今、この補正が通ったときにでき上がるイメージと随分変わるわけですが、それは当初平成25年度以降に計画されていたものを前倒しされているのか、多いからとにかく一気にやっちゃおうと言っているのか、その辺がよくわからないんですが。
- 議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。
- 社会福祉課長（大石修司君） すみれ保育園につきましては、前倒しということではなくて、測量をし、それから鑑定評価し、その結果、規模がある程度確定したということで、それに対する国庫補助がどの程度かということで算定をしまして、今回の補正をお願いしたものでございます。
- 議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。
- 4番（平野 積君） 当初、3月の予算のときと随分違いますよね。これは今の説明だとちょっと納得できないんですけども。前倒しではないと。私のイメージ違いですか。
- 議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 3月のときに御説明しましたのは、まだ用地が確定していませんと、候補地は4カ所程度ありますというお話をさせてもらっています。用地についても現在拡大しまして、おおむね1万2,000平米で、建物につきましても、当初は場所も決まらず規模の大きさがあつた中で、先ほど言いましたように、この委託料算定基準に基づいておおむねこの程度という中に当てはめた数字でございますので、今回保育士のほうからできたものについてまとめたものに基づいた中で数字を上げさせてもらっておりますので、面積もある程度見えているというところでございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 当初計画と変わっていないのか変わったのかということを知っているんですけども。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 用地につきましては、先ほど防災の関係につきましては、当初保育園用地と兼用という頭でいたんですが、今回については、防災用地については分けるという考えのもとに拡大をしたと。もしそれが先行といいますか、前倒しということであればそういうことになります。

建物につきましても、当初はその保育園施設の中に防災施設を兼用ということで考えていましたが、それが今度別個にしたということで、ちょっと大きくなったということでございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） ということは前倒しではなく、もともとの計画から随分変わりましたということによろしいですね。要するに、金が増えたんで、計画外のことを今回はやっていますということではないんですね。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 計画外というよりも、先ほど言いましたように、用地も防災用地を兼用でいたんですが、それを明確に分けて大きくしたと。それから、建物につきましても、今まで保育園の遊戯室等を兼用しようと思っていたんですが、それも補助金をもらうという観点から、別にしたほうがよからうという意味で分けました。ですから、全く計画がないということではございませんし、見方を変えれば拡大したということですので、枠があつて、それに前倒しをしたということでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そんなに責めているつもりはありません。きのうお伺いしたときに、計画全体を国に対して出していますと、それで国がしっかり認めて、それなら早くやれよということでたくさん吉田町に金をくれたという話で、そこに関しては物すごくいいことだと私は思っています。やっぱりその後、防災課長もおっしゃっていましたが、本当にこれで打ち止めかと、要するに、計画の中でこれ以上新しいことはできないのかといたら、いろいろ新しいアイデアを出せば、国からも補助が出ますということなんで、そんなによくなるわけない、反対しているわけではないんですけども、ただ1点、防災の地域を増やしたということに関して、中央小学校が近くにありますがね。そんなに離れていないところに。本当に必要かという、そこだけちょっとお伺いしたいんですけども。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） これにつきましては、確かに4,400平方メートルという面積は非常に広いというお考えをお持ちかもしれませんが、防災課のほうと相談しておるんですが、ある程度の住民が避難できる場所が一つ、それからもう一つは、南のほうに当初予定しました避難地の中で、仮設住宅をつくるというところもございました。しかしながら、今回のハザードマップによって、浸水地域に変わった地域もございまして、したがって、それもある程度加味した中で考えております。今算定をした中では、そこに50戸程度の仮設住宅ができるということで考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 北区公園に仮設住宅を建てようというのが当初の考えだったと思うんですが、もっと近くに海岸沿いに建てるという新たに計画ができたということですか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 津波シミュレーションの中では、約1万7,000人が浸水してしまうというような状況の中で、避難先という仮設住宅も含めてでございますが、北区の公園のほうにも公園と兼ねた避難地を設けていきたいと。今回、すみれ保育園のほうの話がございまして、そこについても仮設住宅が当然足りないものですから、入れていきたいよという話がございます。

それから、備蓄倉庫の話、それから救護所の話が出ました。すみれ保育園については今回つくる部分については浸水区域外ということなものですから、それでも2階のほうに備蓄倉庫を、備蓄倉庫についてはうちのほうの7階にも備蓄がありますが、今回設計のほうも組ませてもらいながら備蓄倉庫のほうも考えていますが、今回すみれ保育園の2階を利用させてもらいながら、毛布なり簡易トイレなり、今さまざまところに積んでございますが、それをそこへ集約しながら置いておきたいと考えているところです。

そういったものの施設として、すみれ保育園の2階をぜひ使わせていただきたいということで、防災のほうのお金を使いながらやっていきたいと思っているところです。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 最後にします。トータルで申請して行って、前倒しになったというのが事実なんだけれども、今回新たなこういう計画を入れることによって、当初考えた計画に支障は来しませんねという、そこはいいですか。

当初予算があって、国からの国庫補助金は計画したものがあったでしょう。ところが、平成24年度計画していたものよりも前倒しでたくさんもらえた。トータル額は変わらないとしたときに、今、新たにことし多いので新たにちょっと加えましたと。そうしたときに、当初考えていた防災の計画の補助金からそこを使っているわけですね。そうしたら従来、もともと考えていた平成25年度以降の計画に対して支障は来しませんかということですか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 都市防災事業につきましては、今後、計画変更というのもございまして、そういった中で、中で動けるものについてはその中で動いていくと。新規の事業については、計画変更も視野に入れて今後進めていきたいと考えておりますので、支障はございません。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 今回の都市防災の総合推進事業の中で、今、仮設住宅の話も出たんですけども、我々、北区公園の件についてちょっとお聞きしたいんですけども、北区の公園をつくるということで、町長の行政報告の内容の中にも含まれておりました。7月25日に地元の説明会が開かれているということで、今後、ワークショップを通じてやられるということですけども、現在計画されている8,300万円、これは用地買収ということですけども、その計画地域の中の地権者は何人ぐらいいらっしゃるのか。ここはもともと事業館をつくるために、平成に入ってすぐ自治会で計画した公園用地なんです。北区公園ということで、前々から緑化公園ということで上がっている土地なんですけれども、非常にこうして使っていただけるということはいいことだと思うし、また北区のほうへ、この事業についても避難タワーの次の北区公園の事業費が大きいわけですけども、同じような形で推進されると思うんですけども、地権者の人数と、それから今後それをどのように進捗していくか、どのように交渉になっていくのかと。それから3月までの予定等をいただければありがたいと思います。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、全体の地権者の数は18人でございます。それから、今回、用地買収を行うと考えている方は7名となります。ただ、あくまでもこれは机上での話ですので、実はきのう入札を行いまして、委託が決まりました。まだ契約までは至っていませんけれども、そちらのほうの測量が出ないと、確定した数字は出ませんけれども、今机上の話では、ことしは7名で約4,900平方メートルが対象じゃないかというふうに考えております。

それから、都市防災ということで、やはり平成27年度までの事業と考えております。それで平成24年度につきましては当初は測量設計のみでありましたけれども、先ほど来から話題になっておりますように、補助金が増えたということで、用地買収のほうを前倒しで一部ですけども、させていただきます。平成25年度につきましては、残りの用地買収に専念したいと思っています。

それから、平成26年度、27年度にかけて工事のほうに入っていきたいと考えておりますけれども、できるだけ早期に実現できるような形で頑張っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 用地買収、ことしは7名ということで、あと測量費も入っているということで理解していかということですけども、それでよろしいですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） そのとおりでございます。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 7名で8,330万9,000円ですけども、全部をそれで消化するのか、その他諸経費が入っているのかも伺いたいと思います。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 今回の補正8,300万円につきましては、用地の買収でございます。

それから、違うところですがけれども、32ページになりますけれども、こちらのほうに都市計画総務費がございます。この中で、証紙印紙代、それから不動産鑑定評価手数料がありますけれども、この関係も北区公園になりますけれども、32ページにつきましてはそこから辺の経費で、34ページにつきましては用地代という形になっております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） ありがとうございます。それと同時に、これは道路関係になりますけれども、同じ富士見幹線の進入路の関係のほうはどうなっているか教えてください。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 富士見幹線でございますけれども、当初の予定どおり、ことしにつきましては測量設計委託のほうを、それこそ昨日入札を行いました。こちらにつきましては用地のほうは来年以降に、用地、工事とも来年以降という形で考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） もう一点、伺いたいと思います。

37ページになります。教育諸費でございますけれども、負担金と補助金ということで216万円なんですけど、この小・中学校の活動補助金ということで、クラブ活動というような形をお聞きしていたんですけれども、この中で小学校、中学校を分けて、それぞれ活動助成金の割合を教えてくださいと思います。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋正旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 教育委員会事務局でございます。

ただいまの御質問でございますけれども、今回につきましては中学校のみでございます。内容といたしましては、県大会と、それから東海大会、それから全国大会と、この経費を当初50万円頭出しでいつも出ささせていただいてあるんですけれども、全国大会まで終わりましたものですから、清算という形で、要綱上全額補助になっておりますもので計算をさせていただいて、この金額をということで今回補正をお願いしております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 県大会、東海大会、全国大会ということで、その割合を言われたんですけれども、これは中学校だけという話なんですけれども、なぜ小学校を入れてあるのか、その辺と、それから県大会、東海、全国、その辺についてどのような割合で選手が行っているのか、活躍しているのか教えてください。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋正旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） それこそ小・中学校の活動ということで小学校がなぜ入っているかという御質問だと思うんですけど、これちょっと小学校の場合は、ほとんどは学校教育というより社会教育的なスポーツ少年団の活動で、ここには該当はしないわけです。だものですから、今、議員言われるように、なぜという補助の活動のあれなんですけれども、中学校というような解釈で今我々は事務を進めておるところでございます、答えにならないようで恐縮なんですけれども、中学校ということで御配慮願いたいと思います。

以上でございます。

[「大会の内容を教えてください」の声あり]

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 一応、結果ですけれども、県大会が10種目、吉田中学校の部活動から出まして、男子のバスケット、女子バスケット、それから男子のソフトテニス、それからソフトボール、野球、剣道、男子バレーボール、陸上、それから柔道、それから吹奏楽が出ております。それから、東海大会には陸上部の個人のほうですけれども、8名が出ております。それから全国大会におきましては、弓道が1名でございますけれども、それとあと団体で弓道のほうが1クラブ全国大会に出たと、そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 大会によっては当然、先生方、父兄等が行かれると思うんですけれども、その経費も含んでいるのか、その辺の試算というか根拠を教えてくださいと思います。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋正旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） その件に関しましては、引率者だけは入っております。ただ、父兄につきましては入っておりません。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 最後になりますけれども、県大会で10種目、そして東海へ行って陸上と、それから全国は弓道と、だんだん選手が減ってきちゃうんですけれども、この全国大会へもっとたくさん出られるような、助成金は幾らでも出すと思うんですけれども、そういう形でクラブ活動頑張ってくださいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（八木 栄君） 要望ですね。

[「要望です」の声あり]

○議長（八木 栄君） 10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 歳入の関係で、いま一度お願いしたいと思います。

これは、今回の補正予算については前倒し事業ということで、避難タワーもありますし北区公園等も出されております。そのような中で、町税は重要であるという認識があります。その中で町税については財政運営に大きく左右をいたしますし、事業の執行状況上、影響を及ぼすものであるというふうに考えるところから、いま一度税務課長の御答弁をお願いしたいと思います。

今回提出をされました町税の2項の固定資産税の考え方については、計上された金額は、調定額に対して収入見込み額は何%ぐらいに見込んでいるのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 税務課長、池ヶ谷恭子君。

○税務課長（池ヶ谷恭子君） 収納率は98%で見込んでおります。

○議長（八木 栄君） 10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） わかりました。それから、情勢の変化に伴って新規事業も生まれるということがありますので、それに対応するためには、ある程度の余裕を持った財政力が必要とされます。そのような中で、留保財源については税務課としてはどんなお考えをされて

いるか、日ごろの活動としてはどうなのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 税務課長、池ヶ谷恭子君。

○税務課長（池ヶ谷恭子君） すみません、今、留保財源ということでございましたけれども、うちのほうで行っております徴収力の強化ということでよろしいでしょうか。一応、パーセントは98%ということで、ほかのものもそうですけれども、税務課といたしましては、収納率は0.1%でも多くということで努力をしておりますので、予算以上には収納は、予算を組んだ収納よりも多く収納はしていきたいということで今頑張っておりますけれども、そういったことでよろしいでしょうか。

○議長（八木 栄君） 10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 98%でやっているから、特にためておくという、そういう努力は徴収しかないよということで理解してよろしいですか。わかりました。町税が果たす役割というのは財源の中で重要という考え方をしていますので、情勢の変化で前倒し事業も出てくることですから、ぜひその点の努力をお願いしたいと思います。

次に、同僚議員から聞かれておりますけれども、地震対策費の関係で、避難タワーの関係は6基前倒しだよというお話は聞いたところでありますけれども、この中で、地域におりますと、ぜひ避難の街区、それからタワーの高さ、あるいは構造といったことが皆さんが関心を持っています。そういうことで先ほど来の説明では、箇所なし予算であるよということでありましたし、内容的に具体的に決まっていないという御返事だったかと思いますが、関心を持っている避難タワーについては、ぜひ早い時期にお示しをいただきたいというふうに重ねて思います。

特に、地域にいて、このたび避難街区ということの言葉が出てきているわけですが、防災訓練等を見渡していても、意外と避難街区の認識が薄いといえますか、徹底していないといえますか、余り皆さんのところへ聞こえていないなというように思います。そういうことで、今後の避難は街区が中心だよということでもありますので、今回の補正されてきた予算の中で、そのような避難街区の表示、あるいは避難タワーとしての案内表示、そのようなものもこの予算には含まれているかお聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 避難街区のほうについて、地元のほうに浸透していないじゃないかという話でございます。説明会のほうを回らせてもらっておりますが、出席者については、全部で900人ぐらいという話でございます。そういった中で、これ第1回目の訓練を行ったわけですが、今後訓練を重ねる中で、自分の街区がどこなのか、そういうのを訓練の中で把握していただければなと思っております。

それから、もう一点、案内表示、避難タワーができて避難タワーへ行く案内ということで解釈しましたが、そういうものは地元説明会の中でもぜひつくっていただきたいということがあるものですから、今回タワーの予算をつけさせてもらっておりますが、今後、そういったものの案内表示とか、そういうものも計画していきたいと思っております。それは地元要望も出ております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 今までは、町内会が一つになって訓練をやってきましたので、徹底

はしていたなという思いでありますけれども、今度街区という言葉が入ってくると、町内会の中が幾つかの街区に分かれます。そういうことで、本当に知らない人が多いというふうに見えています。そういうことで、ぜひ表示してもらいたいし、PRに努めてほしいと、このように思います。

それから、避難タワーの3基の分については、既に一部の工事といいますか、ボーリングも始まっておりますけれども、関心を寄せております。その中で、工事費の中に入っているかどうかお聞きするわけですけれども、避難タワーの周辺整備、危険なところについては直していただく、それから水路へ避難するために、そのタワーに行くために、床版をかけてほしいというところも聞かされています。そういう避難路の整備ということになるかと思えますけれども、そのようなやつがここに計上されている箇所なし予算である1,800万円の中に含まれているかどうかを聞きたいわけですが、この箇所なし予算についてはどんなところへ振り向けるのか、お聞きしたいと思えます。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 今言われたように、床版をかけたりというお話は、わかっている範囲でこの予算のほうに組み入れてあります。

周辺整備というところがどこまでかというのはちょっとあれですが、周辺整備については入っております。支障があるものについて、わかっているものについては、この予算の中で、国庫補助以外の部分でやっていきたいと考えているところです。

○議長（八木 栄君） 10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 避難タワーが建設されると同時に、ぜひソフト事業であります、お願いしたいなということがあります。これは既に考えられているかもしれませんが、避難の心得というか、そのようなもの、使用上の心得、あるいは情報の掲示板、あるいは災害用の伝言板等があったらどうかという思いがしているですけれども、それらの手配についてはソフト事業であります、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 今後タワーをつくっていく中で、さまざまな地元からの要望もあると思えますので、その辺を聞きながら、できるものはやっていきたいと思っております。

〔「終わります」の声あり〕

○議長（八木 栄君） そのほか。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 先ほど来、避難タワーのことにいろいろ出ておるわけですけれども、私もちょっとそこでお聞きしたいことがあります。

前期、最初に当初3基やるということでありましたけれども、その3基分の図面というものをまだ出されていない、どのようなものができるかというのがまだ出されておられません。その中で今、災害のことばかり言っているんですけれども、平常時、これから高さ6メートル前後のものができるとして、平常時、非常に今度防災ではなくて防犯ということいろいろ意見を聞かされるんですよね。高いところから常に見られちゃっているじゃないかというような、そういう不安をこれから抱くのではないか。

ましてや住吉というのは、結構人口が密集していますよね。そういう中で、今回6基足し



て9基ができると。そうすると、常に上から見られているというような、そういった心情的なものこれから出てくるじゃないかという意見をいただいております。そういうことに関しては、この設計の中でそういうことも踏まえて考えておられるのでしょうか。お聞きします。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 今、設計のほう組んでいるところです。先ほど、増田議員のほうからの高さの話もあったわけですが、高さのほうも今後決めてお示ししていくという話になります。地元説明会を5月にやらせてもらったときに話をしているんですが、設計をして、その前に、地元の皆様に説明会を開催するよという話をさせてもらっております。今、9月くらいまでには説明会もK、L、Oについてはやっていきたいなと思っております。

そういった中で、今言った見られてしまうんじゃないかとか、そういう要望が今あるよという話がわかりました。うちのほうでは、タワーから落ちては困るなということで、どんなものがあるかという、フェンスとか、そういうものも今考えているところなんですけど、それから防犯の話がちょっとありましたが、そういうこともあるだなと思いました。また説明会のほうをやっていく中で、いろいろな御意見が地元から出てくるとは思いますが、やれるものはやっていきたいと思っております。設計の中に入れていきたいなと思っております。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） せっかくいいものをつくってもらいたいと思っておりますので、ただ災害のときだけでなく、平常時もちゃんとなるようなものということで、設計のほうよろしく願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） そのほかいかがですか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田でございます。

ちょっと議論が戻りますが、すみれ保育園の件でお願いいたします。

先ほど、課長からの答弁等々の中でもだんだん具体像が見えてきました。本日の本会議の質疑の中で、面積も明らかになって規模も明らかになって、2階建てなんだというのは、きょう私初めて聞きました。そういった面もあるものですから、もう少し設計料が、先ほど課長の答弁の中にも高いと御指摘をいただいているということで、私も過去のさゆりの予定価格等を見ましても、基本設計では予定価格が670万円何がし、実施設計では995万4,000円という形で、開発行為等々入れて、実績では1,500万円ぐらいでさゆりは行っているわけでありまして、先ほどの説明でいきますと、ざら計算しますと2.5倍という形で、1,500万円の2.5倍で4,500万円ぐらいの勘定になるんじゃないかなというところだと思うわけですが、それが6,600万円という形で、当初から含めると、もろもろで上がっているわけでありまして。

県の基準算定ではあるということではありますが、基準算定もあるかもしれませんが、今回想定します保育園及びその周辺の避難地整備事業ということは、前例がない施設ではないかなと考えるわけで、過去の入札状況等々考えて、この予算が今後入札等々にいく場合、予定価格に影響する金額として非常に大きなものがあると思っておりますので、その辺について、もう少し詳しい説明、内容を、どういった根拠から設計業務委託がそれだけ膨らんでしまう

のかというのを説明をいただかないと、基準価格がどうのこうのという、あと、面積等々ですね、それだけでは少し不十分ではないかなと。予定価格の何%で落ちるかは知りませんが、適正な予定価格をやはり示していただかないと、貴重な国からの予算をいただいて、町民の税金も使うわけですので、そういった面からもいま一度確認したいと思っております、もう少し詳細なる設備等の内容を御提示願いたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 今、御質問の中で、全体の設計が6,600万円というお話がありました、この中には、資料でもお渡しをしておりますが、測量設計やボーリング、地質調査等も含まれております。設計の中には詳細設計等も含まれておりますので、全体としては、今回の設計部分については6,000万円前後ということになろうかと思っております。今、さゆり保育園のときがおおむね1,500万円程度というお話ですが、平成19年度当時に入札をやって、これ実施設計だけなんです、入札をした後の入札率については7割程度というふうに私も確認をしております、今回入札してどの程度になるかは、今ちょっと何とも言いえないわけですが、金額的には、先ほど言いましたように、県の設定基準をもとにやっております。先ほども少し触れたんですが、その中には人件費や諸経費、技術料等の経費を含めてございます。

あと、算出の根拠的なことになるんですが、これは、ここにある算定の中で率が決められておまして、率に基づいて数字を出しておりますので、ただ、どこが高い、どこが安いという、ちょっと個別なことは申し上げられないんですが、少なくとも我々は国が示したものを県がつくって基準としたものにつきまして、これに基づいてあれていますし、それから、今現在、県のほうと調整といいますか、県のほうに設計についての伺いといいますか、土木のほうですが、これを出している最中でございます。ですから、仮にこの設計の仕方がちょっとおかしいのであれば御指摘もいただくであろうし、特に問題なければそのままいくということで今考えておりますので、その点、御理解いただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 県のほうで確認して、適正な予定価格を設定して、入札のほうにいて、一日も早い工事の実施を願うものでございます。

今までの答弁、さまざまな質疑の中で、今回大きな補正となるわけでございます。町債のほうも先ほどありましたが、冒頭、町長及び企画課長のほうから普通交付税の決定額について詳細なる説明をいただきまして、確認はしているわけでございますけれども、今回、5億9,300万円増の17億7,530万円となったわけで、本日の議案とともにあわせて出されております決算の認定の議案におきましては、平成23年度末で84億4,589万円の残高があるわけで、本年分の償還7億5,603万円を引いて、単純計算でちょっと違っているかもしれませんが、本年度末の予定では94億6,516万円となるわけだと思っております。

最初、当初見込んでいたよりも事業が膨らんだことによりまして、瞬間的ではございますけれども、これからは償還が2年据え置き、10年の償還ということで聞いているわけですが、金額がそのところで増えてくるわけでございます。先ほどから普通交付税のところでお話いただいたように、ざっくりで違っているかもしれませんが、町の持ち出し分は総事業の1割程度と見込んでいるような、制度もわかりませんが、感覚的にはそんなような感覚で聞いてはいるんですが、約50億円の大きな事業をこれからやっていくわけで、

町有地のほうも償還が本年度あつて、来年度以降その分が浮いてくる等々、財政当局としてはその辺につきましてシミュレーションを多分練られたと思うんですけども、そういった面で、大きな命とお金と天秤にはかけられません。町民の命を守ることで最優先でやってきたことは結構なんですけれども、後年度に大きな負担を強いる可能性もある今度の補正をスタートするに当たりまして、当初の予定だったら、そんなに急激なものではなかったんですけども、前倒しになったことによって、ある程度のイレギュラーも出てくる可能性もあるものですから、シミュレーションについて、まずどのような形で把握されているか、御説明をお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

ただいまの財政シミュレーションでございますが、財政担当といたしまして、今回大きな補正予算をお願いをするということに当たりまして、やはり今後の起債償還がどうなっていくのかとか、それから実質公債費比率等の内容がどうなっていくのかというようなことについては特に注意をいたしまして、まず、起債償還につきましては平成24年度から10年間、制度がある中で、起債償還も10年あるわけでございますので、その中で残高の推移をすべて推計をいたしました。起債残高で把握してまいりますと、平成26年度末には全体が100億円を超えてしまうということにはなります。それから、今の計画値をもって試算しているわけでございますけれども、それで平成27年度が起債残高のピークを迎えるというふうに推計しております。その時点では、おおよそ残高としては108億円程度になるというふうに思っております。

ただ、それから償還が進みまして、平成30年には100億円をまた下回るという状態になりますが、通常ベースの借り入れを見込んだ中でもそういう推計ができます。平成33年には90億円から91億円程度の残高になっているだろうということで、平成24年度末よりも下回るどころまでは推移するというような感じでおります。

あと、償還のピークでございますが、償還のピークは平成30年をピークというふうに推計しております。その平成30年の償還額全体で申し上げますと、11億8,000万円程度が償還額になるものだというふうに思っております。10億円程度の償還がずっと続いてまいりますので、それについては交付税を見込んだ財源を当て込んでいくというようなことで、財政的には持ちこたえるだろうと。

それで、健全化判断比率とか、それから実質公債費比率、それについてもシミュレーションをずっと10年分は全部行っております。そうした中でも、非常に今回の起債措置というのが、再三申し上げておりますとおり、交付税措置が手厚くなっているということで、その計算の中で、第2号報告で申し上げましたけれども、将来負担比率の場合は、ダイレクトでそれが出てきますが、将来負担から除かれる部分が、公債費措置される部分については除いて計算しますので、そういう公債費から除かれる部分、それが多くなりますので、借入額が増えていっても比率はだんだん下がってきます。かえって健全性が保たれるような、そういう試算結果になっておりますので、今のある制度のもとで試算した中では、健全性は損なわれないというふうに確信しております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今、課長から御答弁いただいたとおり、将来負担比率は起債残高が増えると分子が上がるものですから、素人計算でことし86.2から94.8ぐらいまで行くのかなんていくことを想定したんですが、実質公債費比率のほうは下がっていくよということ言われているんですが、その数字が一人歩きしても困るかもしれませんが、ここで議決するに当たって、やはり実質公債費比率が指標の中で一番論点的にもありますし、起債制限等々も影響等もあると思いますので、差しさわりのないようでしたら、推移をお教え願いたいと思います。将来負担比率も含めて、もし出ているようならお願いします。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 実質公債費比率、将来負担比率でございますが、推計の中でございますので、余りこれが確定的な数字というふうにとられるとちょっと不安でございますが、今の推計の中で申し上げますと、まず、将来負担比率につきましては、藤田議員おっしゃられたとおり、近い数字でございます。平成24年度決算ベースで試算してみますと、大体95.9%程度になるのではないかとというふうにと試算しております。それから、平成25年度決算ベースでいきますと、94.9%程度の値になると。それから、平成26年度でいきますと97.4%程度であると、それから平成27年度決算ベースいくと95.9%程度です。さらに下がっていると。それから平成28年度までいきますと、90.4%程度の数字を見込むことができると。それから平成29年度決算までこれについては推計しておりますが、平成29年度では81.2%程度まで下がってきます。ただ、全体が、これにどういう事業が加わっていくかということはまだまだ動いていきますので、それについては余りこれを一人歩きさせるようなことは考えずに、その都度見直しをしていくということと考えております。

それから、実質公債費比率につきましては、平成24年度決算では、これすぐ結果が出てきますので、なかなかこれも不安なんです、あくまでも今の推計の中ですので、3カ年平均で14.7程度になるというふうには思っております。それから、平成25年度決算では13.0ということで、さらに下がってきます。その後については、平成26年度、11.6程度になってまいります。それから平成27年度には10.7ということで、それからは10%、11%台をずっと推移するというようになっておりますが、新たな起債等が、都市防災と通常ベースということで考えておりますので、また、大規模事業が加わったり新たな要素が加わると、すぐに変動していきますが、ただ、実質公債費比率、将来負担比率とも大きな事業が加わって、大きく変動するというような計算内容にはなっておりませんので、それほど大きな動きにはならないだろうというふうには思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） ありがとうございます。本当に具体的な数字で、安心いたしました。

最初、普通交付税の中の説明でもあったんですが、今、従来やられている中で、吉田町にとって自由度になるお金が大体財政需要額の25%ということで計算すると、約1億900万円ぐらいが自由度がある金額ということになりますので、今回、今この都市防災の大きな起債をして事業を行っていくわけで、交付税措置されて、大分本当にいい制度を見つけていただいて早く手を挙げたことで、非常に評価してありがたいと思うわけでございますけれども、自由度の1億900万円分と、また基金が今回決算が15億円で、補正等々で13億7,000万円ほどの基金になるわけで、これからどんなことが起きるかわからない想定の中で、自由度金額が

約1億900万円ぐらい、基金残高が13億7,000万円ぐらいの中で、いろんな新たな需要に対して取り組んでいくに当たり、その辺の考え方として、これからの起債を行う早期のシミュレーションとしては問題ないということがあったんだけど、今後新たな需要が想定されるかもしれないということで、やはり担保的なものとして、基金及びこの自由度の持てるお金の部分というのは貴重な財源になってくると思うんですけども、その辺についての、今回大きな事業を推進するに当たって、財政部門としての考え方をお教えください。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） やはり基金残高というのは私どもも大きくとらえておまして、これは町長もかねてから申し上げておきますとおり、財政調整基金をできるだけ増やしたいということで、限りなく20億円には近づきたいという目標を持ちながら、いろいろな財政の取り組みを行って、積み立て額を増やそうとしていっていたわけですが、その中で15億円を目指して、15億円をクリアして20億円まで行きたいという希望を持っていたわけですが、ここへ来て、津波防災、それからいろいろな行政需要がある中で、積み立ても非常に難しいと。それから、リーマン・ショック以来の収入額の落ち込み、そうしたこともありまして、目標を達成するまでには至っていないわけですが、できる限り、今のレベルで行くと、10億円は下回らない財政調整基金は持ちたいということで、今回も積み増しをさせていただいて10億円超しておりますが、あわせて減債基金も返済が今後ずっと恒常的に発生してきますので、減債基金にもあわせて1,000万円積み立てをいたしました。そういう形で、最も重視する財政調整基金に最も多くお金を積み増して、あとは減債基金も重要視しながら運営をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

〔「了解」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 39ページですけれども、吉田中学校維持管理費について、再度、きのう多分回答あったと思いますけれども、必要でありますので、ちょっと、維持管理費の修繕費についてお願いします。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋正旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 教育委員会事務局でございます。

ただいまの件でございますけれども、修理等の内訳というんですか、関係でございますけれども、13品目ありまして、その中で同種のもので3種類あって、楽器が3種類、それからバスケットコートの手すりの部分のギアの調整であるとか、それから大きいものでいきますと、第2グラウンドの砂場がございます。それがちょっと木の枠が傷んでおまして、ちょっと砂場のあれに影響しているものですから、その辺のところも修理をしたいというようなことで、この金額をお願いしてございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 私は以前、情報発信をしたと思うんですけども、中学校の体育館の天井の部分、本当は予算の中につてくるかなと思っていたんですけども、天井の部分にしみがあるのは御存じですよね。そして鉄骨のあのしみに関して、僕は非常に、今回の台風でも塩害があって、非常に危惧をしているんですけども、あの天井の部分というのはいろ

んな落下事件がありまして、建築基準法もちょっともう改正をと、その方向に進んでいます。そのときに天井の落下ということに関しての点検なり保守なりというものが出てくるんじゃないかとは思っていたんですけども、その点というのは今回の修繕に関しては全く予算のあれには出てこなかったんですか。出てくることはなかったんですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋正旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 教育委員会事務局でございますけれども、ただいまの中学校の体育館の雨漏りの関係でございますけれども、今、上の部分の採光と、あと吹き抜けの関係で、御存じのとおり、吉田中学校については、僕は構造上のことはよくわかりませんが、使っている使用上のことでいうと、アリーナの部分の目線の周りに窓がございます。上の部分に採光とりの窓と、それから吹き抜けのあれがございます、非常に夏場は暑い。それと雨漏りがちょっとしたことで、建設当時からそこから雨漏りがして、下のアリーナのほうにしみてくると。一番心配するのは、一番下の武道場のほうへしみるのがちょっと危惧しているところなんですけれども、今、議員御質問のあれをこれからどういうふうにしたらいいかということで、今、検討に入っております。屋根の部分をとっちゃって窓をつける、構造上できるかできないかとか、いろいろの検討に入って、すぐにはちょっとこれが一番いいというあれができないかもしれませんけれども、とにかく雨漏りを早く出すように、今、担当のほうに調査をさせている最中で、12月に出せば出すのですけれども、財政のあれもあるものですからわかりませんが、今そういうようなことは、議員が心配されるようなことはこちらでも十分、事業に支障があっては困りますものですから、検討しておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 僕は今、心配な部分で、そんな楽観的な考えを持っていません。今回の台風で、塩害の部分で庁舎の南の窓を見てもらえばわかるんですけども、塩がいっぱいついてますね。先ほど言った一番空気を出すところの一番上の部分、当然、構造的に無理があるんじゃないかなというのはもちろん感じます。そうすると、そこに今ちょっと聞いて、当初から雨漏りがしていたということになると、今言った天井が、あそこは避難地になりながら、天井の部分って落ちる可能性って物すごい高いはずなんです。この事例は今、日本中でいっぱい出ています。さっき言った建築基準法の改正までもういっています。そうすると、その部分での補正が12月もいいんですけども、何で出てこないんだろうと。その辺のことに関してちょっと心配したものですから、地震そのものがいつ来るかわからないし、そこに集まったときに来る可能性もあるし、そういうことを考えたときに、あの体育館はちょっと余り尋常ではないと思うんですね、僕は。要するに、かびというものが見えたときに、かびが乾燥していればいいんですけども、濡れているかびというのはちょっと非常に、理事なんかは多分詳しいと思いますけれども、そういう部分があるかないかの判定というのは非常に、天井そのもの、要するにひよっとしたら構造体そのものに塩分の影響が出るんじゃないかと、それぐらい考えていますので、これはちょっとまた早急に上げる必要があると思うんですけども、どう考えますか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋正旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 教育委員会事務局でございますけれども、即答はできませんもので恐縮でございますけれども、今、議員おっしゃられるようなことにつきまして

は、早急に対処の方向に向かって、これは中学校ばかりではない部分があるものですから、一概にということはいえませんが、おっしゃることは十分理解できますので、その向きに向かっていきたいと思っておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ぜひお願いします。ここもそうですけれども、天井の重さというのは、人間軽くペしゃんこにしますので、その部分で、僕は本当に楽観的に考えているわけではありませんので、ぜひ要望としてその部分を考慮していただきたいと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） ほかに、質疑のほうございませんか。

5番、三輪正邦君。

○5番（三輪正邦君） 私は18ページの訪問入浴サービス、これちょっとお伺いしたいと思います。入浴というものは家族に大変な負担を強いると思います。こういう中で、今、吉田町では入浴サービスを受けている人数、そして、週ですか、月何回、これをお聞きしたいと思います。

それともう一点、こういった方が増えてくるという可能性について、増えていく、その場合の対応はどのようにお考えなのか、これをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 訪問入浴サービスの件でございますが、現在5人でございます。ここは御存じのように、委託事業でございますので、委託先が2社ございます。したがって、この2社で対応できる範囲であれば、今後人数が増えても対応できるかなと思っております。これは国庫補助、県費補助、それから御自身の負担もございますけれども、その辺を加味した中で、利用者があれば、その相応に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 5番、三輪正邦君。

○5番（三輪正邦君） そういう中で、私が思うのは、こういう入浴の回数に対して、季節によっては、あるいは2がプラス1とかそういったような柔軟なことを、これはお願いでございますけれども、考えていただきたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） ほかに何かございますか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 津波防災まちづくり計画についてお伺いします。これはそもそも何年に策定する計画だったのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 何年につくるとか、そういったのはございません。地域防災計画の中の一つというような形で、補完するものというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） ということは、これも計画外で入ってきたということですね。要するに、当初から考えてはいないけれども、金が来たので入れちゃったというぐらいですか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 地域防災計画の津波の部分が非常に薄いと、全員協議会

の中でちょっと話をさせてもらいましたが、それを補完していきたいという中で計画させていただいております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） この計画が国庫補助金と一般財源でやっていて、町債は起債していませんよね。これは何か理由があるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） そのとおり、国庫補助金が3分の1と、残りについては一般財源という形で、町債は借り入れないと計画しています。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 理解しました。

思うに、単に感想です。今回計画していた国庫補助金よりも倍以上の金が突然降ってわいて、何か困っていませんかという気がするんですけども、今の話もそうだし、すみれ保育園もそうだし、何か上乘せして、とにかく使わなければいけないという意識で計画されているのではないかというふうにとれるんですが、そうじゃないと言っただけませんか。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 今、議員がおっしゃったように、当初予定していたよりも私どもとしては予定額が多かったと思います。ただ、説明会でいろんなところで回ってとかいろいろしておりまして、その中から、町民の方からは、特に津波避難タワーでございますけれども、少しでも前倒ししてくれというような声が多くありましたので、逆にこれがあれば、これを活用すれば町民の皆様の期待に沿えるのかなというふうを考えております。

ただ、全体的に見ると、タワーだけじゃなくてほかの部分もございまして、あわせて充実をさせていただきたいということで、当初の漏れのような部分もございまして、これを有効に活用して、せっかく国のほうでこれだけ配分していただけるということがございまして、これを余すことなく使って行って、少しでも早く町民の皆様に安心していただきたいということで、補正予算を組ませていただきました。

〔「了解」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 職員人件費についてお尋ねします。

冒頭、総務課長のほうから管理職手当について話があったわけですけども、当初198人で、2名減の197人ということは全員協議会で聞きました。この2名というのは、行政経営指導員の方と3月末の議会で不同意となった教育委員の方の人件費の減額で、でこぼこはあると思いますが、職員人件費として211万3,000円ということになったということで御理解してよろしいですか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） きのう、全員協議会の中で198名を196人ということで申し上げたんですけども、今、議員さんおっしゃいましたように、1名が指導員で、1名が教育長という部分なんですけれども、教育長がいない部分の分を減額させていただいたということで、人数としましては198人から1名減ということになります。そういうことでよろしくお願ひします。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。



○12番（藤田和寿君） 教育長候補でございます教育委員がまだ上程されていないということで、きのうの新聞の中でも、けさのニュースのなかでも、札幌における痛ましい事故もあったわけで、現場のほうはいろんな観点から非常にニュース等々の影響で、親御さんとか地域の方々はもちろん、お子さん方も心配をされていると考えるわけです。また、東京都品川区の教育委員会においては、きのうもテレビ等のニュースでやっておりましてけれども、いじめを繰り返すお子さんを出席停止処分、過去にあったいじめが多かったときに、教育委員会の判断で出席停止処分にするということもお話があったわけでありまして。

今回、教育長がないということで、再任用で任期切れになった方は別としまして、やはり空席ということで、こういった減額というのは我々としても望むものではございませんし、町民の方々が待望されている教育長候補の教育委員を早期に任命して選任をお願いして、次回の補正にはこんなような減額補正がないような形で、人事案を早期に上げていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 2点ほどですけれども、まず、4ページで、地方交付税が7月24日に交付決定されて、2億7,000万円ほどになったよという話なんですけど、今、国のほうがごちゃごちゃしてまして、特例公債法案が通らないということで、テレビのあれを見ますと4、6、9、11が交付税の支給月というか、そういうことになっております。そういうことをかんがみますと、当然、町のやりくりは年度当初の繰越金がありまして、月々の使用料、手数料あるいは各納期の税金、あるいは事業に伴う補助金などでやりくりしていると思うんですが、そういう中でこの交付税も大切な財源だということで、4、6、9、11というのと、9、11の交付税の支給がおくれるよということで、各市町、テレビでやっていたんですが、苦慮するという形が報道されていたんですが、うちの町も恐らく交付税でここに予算化してあるということは、その辺のやりくりの算段というか、何か金融機関から借りられるとか、一時借り入れみたいな形でやるのか、その辺をちょっと教えてください。

○議長（八木 栄君） 会計管理者兼会計課長、高橋三好君。

○会計管理者兼会計課長（高橋三好君） 今言われた話ですが、ニュース等で言っておりますが、もし財源的に不足するという事態になれば、一時借り入れなり、あるいは事業についての借り入れを厳選するのか、あるいは見直すかということもあるかと思っておりますけれども、対応できる範囲ではやっていきたいと思っておりますので、そう考えております。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） うちの町はまだ大丈夫ですよというような感じでとらえたんですが、もう一点、最後になります。

すみれ保育園の建設事業費の中で、資料なんですけど、2ページに、工事請負費が当初も5,000万円、補正後も5,000万円ということで、用地自体が保育園用地、避難用地が多少増えたということなんですけど、金額でいえば2,400万円ほど、普通、素人考えでは、用地が増えれば造成費も増えるんじゃないなと思ってるんですが、要は、当初の5,000万円でクリアできるよということの考えでよろしいか。

それともう一点は、この造成については、造成してすぐ上へ上物が建つということで、要は、地面の安定というか宅地の安定というか、そういうことを考えれば、造成自体は早いほうがいいと考えるわけなんですけど、造成工事はいつごろから入るか、その辺の予定がわかれば、

教えてください。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 今回の補正の中にも設計委託料として造成設計が入っております。これを待ちませんと、はっきりしたことが言えないということもございまして、今回の工事費については、特に変更なしということにさせてもらっています。

造成の工事の時期でございますが、これは設計をして、設計の進捗状況によって変わってまいりますので、今いつというわけには、ちょっと申し上げることはできませんけれども、今後、入札を行って、設計の進捗状況によっては明らかになってまいりと思います。現時点では、ちょっとはっきりいつということは申し上げられませんが、早くても年度末ということにならうかと思えます。

以上です。

〔「了解」の声あり〕

○議長（八木 栄君） それでは、質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で本日の日程は終了しました。御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後 零時01分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会第17日目でございます。

ただいまの出席議員数は13名、全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎一般質問

○議長（八木 栄君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第58条第1項及び第2項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。また、同条第3項の規定により、質問の順序は通告順といたします。

1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。それでは、順番に発言を許します。

---

◇ 佐藤正司君

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

〔7番 佐藤正司君登壇〕

○7番（佐藤正司君） おはようございます。

私はさきに通告してあります津波防災まちづくりについて質問いたします。

昨年3月11日に起きた東日本大震災では、大津波により多数の犠牲者が出ました。東海大地震、三連動地震の発生により深刻な被害が予想される我が町の、とりわけ津波ハザードマップで注意を呼びかけている地域に住む住民の皆さんの不安は大変大きなものです。

町は震災後に、津波防災等対策事業を最重点課題に置き、津波防災まちづくりを進めています。津波ハザードマップの作成、津波避難タワーの整備計画、港の防波堤の調査、すみれ保育園の移転計画など、北区への防災公園整備などの対策が進められ、また国へは、海岸部にスーパー津波堤建設の要望などに住民の多くが期待をしています。事業の内容、取り組みについて、以下、具体的に質問をいたします。

1、沿岸に計画している津波避難タワーA、B、C、D、E、F、G、Hの位置について、現在ある防潮堤からおよそ何メートルくらいの距離に計画しているか。また、高さの計画は。

- 2、道路上空を利用した津波避難タワーは何基になる計画か。
- 3、高さ15メートルのスーパー津波堤とはどのようなものか。
- 4、津波防災まちづくりの全体のイメージを図として公表すべきではないか。
- 5、東日本大震災の大津波を教訓にし、今後の防災対策に生かすために、町民の皆さんが現地に見に行き、学ぶ取り組みを計画できないか。
- 6、津波避難計画の説明会で出た質問等を検討した結果はどうか。
- 7、国土交通省中部地方整備局の地震・津波被害に強いまちづくり検討委員会のモデル都市に選定されたが、今後どのように進められるのか。

以上、質問いたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 津波防災まちづくりについてのうち、1点目の沿岸に計画している津波避難タワーA、B、C、D、E、F、G、Hの位置について、現在ある防潮堤からおおよそ何メートルくらいの距離に計画しているか。また、高さの計画はについて、お答えします。

現在、本年度当初から整備を予定している3基の津波避難タワーのうち、K地区、L地区について、津波避難施設（道路上）設計技術検討委員会において、道路上の津波避難タワーを設計する上での指針を取りまとめているところでございます。

まず、津波避難タワーの高さにつきましては、津波ハザードマップを作成したときの解析結果により、津波避難タワーを建設する場所の津波の浸水深がわかっておりますので、さらにどの程度の余裕高を設定した設計をすればよいのか、検討委員会で示されれば、施設ごとに高さを決定してまいります。

A、B、C、D、E、F、G、Hの街区の津波避難タワーの位置でございますが、本年度当初から計画しているK地区、L地区、O地区以外の地区につきましては、今後、設計場所を町からお示しし、自治会、町内会を初め、地元の関係者の皆様の御了解を得て、具体的な場所を決定してまいります。なお、おむね防潮堤から300メートルから500メートルの範囲になるものと考えております。

次に、2点目の道路上空を利用した津波避難タワーは何基になる計画かについてお答えします。

津波避難タワーの建設につきましては、建設する場所の物理的条件や用地買収など、さまざまな条件をクリアすることも必要であり、最終的には、自治会、町内会を初め、地元の関係者の皆様と具体的な場所を決定する中で、道路上を利用したタワーとするのか、空地を利用したタワーとするのか決定してまいりたいと考えております。

次に、3点目の高さ15メートルのスーパー津波堤とはどのようなものかについてお答えします。

町が独自で作成した津波ハザードマップでは、海岸域に達する最大の津波高は8.6メートルであり、この津波の打ち上げ高を加え、防潮堤を越流しない高さを考えますと、15メートル程度の防潮堤が必要となってくるのではないかと考えております。

国の巨大地震における基本的な考え方として、100年から150年ごとに繰り返し発生する巨大地震をレベル1とし、1,000年から数千年に一度、まれに発生する可能性がある最大クラ

スの巨大地震をレベル2と位置づけ、基本指針では、レベル1の津波はハード対策の目標とし、レベル2の津波は避難で対応するとしております。

いずれにいたしましても、吉田漁港周辺を除く海岸の防潮堤は国の施設であり、町が直接整備することができないことから、町といたしましては、町が設定した津波高にも耐えられるようなレベル2の津波に対応した津波堤の整備をしていただけるよう、今後も強力に要望をまいります。

次に、4点目の津波防災まちづくり全体のイメージを図として公表すべきではないかについてお答えします。

昨年11月に津波ハザードマップを津波浸水シミュレーション結果を公表した後、津波避難計画・施設計画案につきまして、議員を初め、企業や各町内会に説明会を実施させていただきました。

その説明会の中で、津波防災まちづくり計画の体系として、命を守る対策、財産、生産活動を守る対策、被災時の生活保護対策の3つの対策を掲げ、まずは最優先として、命を守る対策を講じ、並行して減災に向けた総合的な施策展開を講じていくことを説明をさせていただいたところでございます。

津波避難タワーを初めとする津波防災対策につきましては、国の都市防災総合推進事業を活用して事業の進捗を図っておりますが、町の津波防災対策の目標、基本方針及び施策の実施内容などを再検討し、中・長期的なビジョンを明確にするため、都市防災総合推進事業の中で、津波防災まちづくり計画を策定してまいります。その策定内容につきましては、策定過程において必要に応じ、その都度御報告をさせていただきたいと考えております。

次に、5点目の東日本大震災の大津波を教訓にし、今後の防災対策に生かすために、町民の皆さんが現地に見に行き、学ぶ取り組みを計画できないかについてお答えします。

東日本大震災被災地の視察や研修につきましては、今後の防災対策を推進する上での一つの手段であると認識をしておりますが、町民の皆様が現地を視察とするというような計画はございません。

しかしながら、東日本大震災の教訓を生かした防災訓練や防災研修などを通じ、町民お一人お一人の知識や技能の向上を図ることで、地域の防災体制の確立につなげてまいりたいと考えております。

次に、6点目の津波避難計画の説明会で出た質問等を検討した結果はどうかについてお答えします。

津波避難計画・施設計画案につきましては、本年4月24日に議会、自治会、マスコミへの説明会、5月8日に企業への説明会を実施するとともに、5月7日から6月25日までに13回に分けて、町内会への説明会を実施したところでございます。

各町内会の説明会におきまして、町民の皆様からいただきました主な御意見や御要望でございますが、まず、施設計画案に関するものとして、構造や規模について、高さや面積、避難者の収容能力への御質問、階段の形状、入り口の数などの御質問、液状化被害への対策や屋根、トイレ、備蓄倉庫など附属施設の整備の御要望などがございました。

また、整備計画につきましては、津波避難タワーの建設の優先順位や、具体的な建設場所の公表についての御意見や御要望がございました。

次に、津波避難計画に関するものとして、避難移動能力、避難方法及び避難支援など、災

害時要援護者の対応についての御質問や、避難経路を明示した看板設置の御要望などがございました。

さきにも申し述べさせていただきましたとおり、津波避難タワーの建設につきましては、現在、津波避難施設（道路上）設計技術検討委員会におきまして、施設を計画する上での指針を取りまとめているところでございます。

検討委員会では、建築物、道路上の占有物、道路構造物の各観点から検討を行っており、建設する手法によりましては、法律上の縛りから、御要望どおりの施設整備ができない場合もございますが、でき得る限り、町民の皆様の御要望に沿う施設の検討を行ってまいりたいと考えております。

また、津波避難計画につきましても、町民の皆様の貴重な御意見や御要望を精査するとともに、訓練を重ねる中で、実効性のある津波避難計画にしていまいりたいと考えております。

次に、7点目の国土交通省中部地方整備局の地震・津波被害に強いまちづくり検討委員会のモデル都市に選定されたが、今後どのように進められるのかについてお答えします。

国土交通省中部地方整備局では、中部圏の市町村が地震・津波災害に強い町づくりを目指した計画立案及び整備実施を行う際の着目点や留意点を取りまとめたガイドラインを策定し、中部圏の各市町村の地震・津波災害に強い町づくりへの取り組みの促進を図るため、学識経験者、地方自治体、中部地方整備局などで構成する地震・津波災害に強いまちづくり検討委員会を本年4月11日に設立したところでございます。

この地震・津波災害に強いまちづくり検討委員会には、私が委員として参加し、8月24日に開催されました第2回目の委員会で当町が海岸平野部の町という地域条件で、地震・津波災害に強い町づくりの参考となるモデル地区に選定されたところでございます。

当町のほかに、半島・島嶼部の地域条件で三重県尾鷲市、内湾低平地部の地域条件で愛知県東海市がモデル地区に選定されました。

今後、各モデル地区の現地調査を行い、町づくり計画案を作成し、それぞれのモデル地区の地域特性に沿った基本的な考え方やモデル地区での検討を通して、中部圏の市町村の参考となるポイントを整理した上で、平成25年度に地震・津波災害に強いまちづくりガイドラインを策定する予定でございます。

第3回目の地震・津波災害に強いまちづくり検討委員会につきましては、10月9日に、モデル地区となりました当町において開催する予定となっております。

こうした検討委員会を通じ、町の津波防災対策に対して、国の関与が大きく期待できるものでございますので、津波防災まちづくりを一層強力に推進してまいります。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） それでは、再質問します。

今回の一般質問は通告の締め切りが8月27日ということで、その後、議会が開会して一般会計補正予算で避難タワーが6基程度ですか、追加されるということもあります。そうすると、合計9基程度今年度中には作成されるということになると思うんですけども、決算審議の中でいろいろ質疑があつて、今回通告がダブったところがありますけれども、再質問します。

それでは最初に、3番目と4番目と7番目をちょっと町長のほうに聞かせていただきます。

先ほど答弁ありまして、いろいろなことが決まっていないということは発表できませんよということですよというふうにわかりました。

ただ、この4番目のところで、イメージ図というのをちょっと考えてみたときに、ハザードマップができて、被害の想定というのは出たんだと思うんですけども、それに対して町づくり、津波防災まちづくりをしようということで、いろいろ先行してもうやっていますよね。

タワーを建てるとか、保育園を移転するとか、公園をつくるかということをどんどん進めているのはわかるんですけども、ハザードマップで出たものに対して、町長は今年の6月に国土交通省へ行って、大臣にイメージ図を出して説明したよというふうに書かれているわけで、私はそういうものが出せないかなと思って、こう聞いているんですけども、そこら辺は、そういうのはやはり無理なんですか、そういうイメージ図を。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 今、御質問ありましたわかりやすい町民の皆様が、役場が、町が取り組んでいる津波防災まちづくりがわかるようなイメージはということだと思います。今、私も考えておりますのは、先ほど町長から答弁がありましたように、命を守る対策が一番喫緊の課題だということで、先ほど議員からもお話がありましたように、補正予算のほうにも上げさせていただいたというところでございます。

そういう意味で、やはり避難できる、具体的にいいますと、津波避難タワーが皆様方に一番わかりやすいということで今設計を進めておるところでございます。御説明させていただきましたように、技術検討委員会の中で、何とか今月中には設計の方針をまとめまして、早い時期にはもうそれを設計をできた段階では、もう工事発注のほうに向けたいということで、そのタワーを皆様のところで見えただく、それが一番のイメージになるのかなと思っております。

今の時期といたしましては、先ほどK、L、Oの3基につきましては今年度中に、予算も当初の段階からいただいてございますので、早い時期に工事発注をしまして、皆様方にそれを見ていただきながら、それを使っていたら、いろいろな御要望等もまたそれを見た段階または使った段階で出てくると思いますので、イメージという今の佐藤議員からの御説明で、イメージということに対するお答えとしましては、早くタワーを現地に建てて、それを見ていただきたいというところでイメージづくりという意味で役場のほうとしては進めていきたいというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 短期的にはタワーが最優先するというのは私もわかります。ただ、中・長期的な計画、いわゆるこの津波防災まちづくりの中・長期的な中に、多分海岸のスーパー津波堤と町長が言っているんですけども、そういうものが国にお願いをして、そこをつくってもらいたいよということで、それはかなうかどうかわかりません。それと、15メートルになるかどうかともわからない。

けれども、やはり今命を守るのはもちろん大切なだけども、企業や住民の財産を守るということでいくと、やはりそこはスーパー津波堤を早期に完成というか、実現しなければ、企業が逃げていってしまうかもしれないという可能性もあるわけじゃないですか。

そこをもって町長は言っていると思わなければならない、そういう意味で、中・長期的な計画、さっきモデル地区にも選定されたということがかかわってくると思わなければならない、その辺は、そういうことも含めて、中・長期的にはそういうことも考えて言っていると思わなければならない、その辺がいまいち見えてこないということでちょっと聞いていると思わなければならない。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） ガイドラインの話がちょっと出ましたので、先ほど町長の答弁の中からも話がありましたが、10月9日に現地を見に来るという話になってございます。それから、ここで開催されるという2つのことがあります。

そういった中で、現地を見てもらって、今うちのほうの防潮堤については6.2メートルの防潮堤ができておりまして、うちのほうのハザードマップでは8.6メートルの津波が来るよ、国のほうでは8.7メートルというような数字が出ていますので、そういった中を見ていただきながら、今後のガイドラインの中でどういうものが示されるのかというのを、今後指針を国がつくっていくという話もありましたので、そういうのを現場を見てもらいながら、それも加味してもらいたいというのが町長の意見だったと思っております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） ハザードマップで被害がもうここまで来るよとわかっているわけだから、それで当面はタワーを建てますよというのは、15基建てますよというのはもうわかっているし、その進捗状況はすごくスピード感があって、今年度9基もう予算がついたということですから、すごいことだと思わなければならない、ちょっと津波防災まちづくりの中・長期的な計画というのはちょっと見えない。

町長がさっきも言ったけれども、国土交通省に示したのというのは、それはちょっとその中身は、例えば海岸の防潮堤は15メートルだったんですか。そういうものを示したということですね。

そうすると、その中身もいろいろ皆さん考えていると思わなければならない、私もこういうのがいいなというのは考えているんだけど、そういうのはやはりまだ決まっていないから発表できないという、町長としては、行政としては決まっていないことは公表できませんよということとして理解すればいいんですか。そこはどうなんでしょう。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 国の指針をちょっと話をさせていただきますけれども、これは決めごとという形になると思いますが、国のほうでは100年から150年に一度来るという津波については防潮堤で守ろうという意識があります。それをレベル1ということで話をしています。それから、1,000年に一度というのがありまして、これは今うちのほうで8.7メートルとか、8.6メートルという数字が出ていますが、それが1,000年に一度の津波という話になります。

それについては、レベル2という話なんです、あくまでも国はレベル1はやっていきたいよ、守っていききたいよ、そういう施設をつかっていききたいよという話をしています、それ以外は避難、レベル2はもう避難してという話があります。

それについて、町長はあくまでも国への要望としては、避難ではなくて一線で防御するよと、一線で防御しないと企業が逃げてしまうよということの前から言っています、その要



望活動を今後もしていくという話になってございます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） そこはわかって聞いているんですけども、ということは、国の中央防災会議の関係でいくと、レベル2の対策は全国的になかなか難しいよということになると、吉田町だけが15メートルのスーパー津波堤が実現するというのはなかなか難しいのかなと思うんですけども、そうすると、やはり町民の財産や企業の生産活動を守る津波堤にはならない、そこをやるのはやはり大変だと思うんですけども、それを町長は何とかしようということですか。うなずいているということは、そうだということですね。言葉で言ってください。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の皆様にもこれまでお話ししてまいりました。理事会の皆様もきょう傍聴におられますけれども、基本的に、現在やっている対策は町民の皆様であるとか、この町に働きにおいでになっている方々であるとか、そういう方々の命を守るというふうなことを第一段階としてやっているわけです。

しかしながら、この町を、戦後、国の政策として太平洋ベルト時代にさまざまな工業地帯を設けたわけです。うちに進出してきているいろいろな企業もその一環として来ているわけです。そうした場合に、それらの企業が今後もこの町にとどまって、安心をしていわば精算活動を継続すると、また町民の皆さんも命が守られるとわかれば、今度は、次は財産をというふうになるわけですから、当然のことながら、その部分をいわば皆様に保障するというわけです。

今まで、うちの町は6.2メートルの防潮堤でもって基本的には、これは県の第3次被害想定でございましてけれども、6.2メートルの防潮堤でもって安全が保たれますよといったわけでございますので、しかしながら、東日本大震災のあの姿を見て、いや、とてもじゃないけれども、1,000年に一度であるとか、それ以上の間隔で来る大きな津波に関しては守れないよと、それにもついて、当然のことながら、うちの町はより早く東大の地震研究所に、都司先生にお願いしまして、津波ハザードマップをつくってもらおうと。

そのときに、いわば都司先生の口から、この町は明応の東海地震で大体9メートル程度の津波になるだろうと、大体どんぴしゃ当たったのでございましてけれども、そんなお話をもらいました。それが5月の段階です。

それだったら、今内閣府の関係で、中央防災会との関係で活躍されておられる関西大学の河田恵昭教授の「津波災害」という本がございましてけれども、これを開けますと、大体9メートルの津波が来た場合、防潮堤にぶつかった場合、これは運動エネルギーがそこでとまります。その瞬間に運動エネルギーは位置エネルギーに変わります。すると、そのときに何が起きるかという、9メートルの場合は大体その1.5倍の、理論値です。1.5倍の高さにまで津波が跳ね上がるということになりますので、大体9メートルの1.5倍で13.5メートルと、13.5メートルですから、1.5メートル余裕を持って15メートルというふうなことを考えたわけです。

このスーパー津波堤というものが現実のできるのであれば、当然これから大井川であるとか、坂口谷川の堤防等の問題がございましてけれども、それらの問題は付随的に、全体として完成できれば、この町は完全な津波に対して防御できる町になるわけです。その瞬間

に、今までの第3次被害想定で考えた安全とは違った新しい安全を適用できるというわけです。

その安全というものが提供された瞬間に、いわば町民の皆さんであるとか、企業の皆さんは安心して、この地に生活できるというわけですので、基本的には危機管理の観点から、そのレベルの大きな津波に耐えられるようないわば町に仕上げなければならないというわけで、現在頑張っているところでございます。

これは議会の皆様にもお願いしたいのでございますけれども、議会の皆様は、当然のことながら、国であるとか、県であるとか、これは最終的に決定しているわけじゃないでしょうけれども、いわば100年から150年間隔で来るレベル1の津波、それから1,000年から数千年に1回の割合で来るレベル2の津波、レベル1の津波で現在いわば政府等は進めようとしているわけですので、議会として、国とか県にレベル2の防潮堤の整備をお願いするような意見書を決議して出していただくと、これは議会のできる権限でございますので、ぜひともそういうふうな形でこの町を守るというふうなことを、単に町が計画していることについてあれこれ意見を述べるだけではなくて、議会としても、この町の津波防災まちづくりにそのような形で参加するというふうなことを、姿勢として示していただきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） それは承りましたので考えます。

先ほど、モデル地区に選定されたということで、東海の中の3地区の1つ、海岸平野部のモデル地区に選ばれたということだけれども、この選ばれたということのメリットというか、その辺は何かあるんでしょうか。多分優先してやると思うんだけれども、その中で、防潮堤の高さもちょっと検討するとかとなると思うんだけれども、その辺はどうですか。モデル地区になったメリットというか、どんな利点になるのか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） これは具体的にどういう形になるかは、これからの動き次第でございますけれども、基本的に私がこれまで申し上げてきましたように、この町の津波防災まちづくりに関して、国が計画面において関与するということがこういう形で実証されてきたと、こういうことでございますので、これまでのいわば町の取り組みに対して、国というものがいわばその働きかけに対して、このようないわばポジティブな形で回答をしてくれたということだと私は思っております。

いわば国の関与というものがこういう形で、いわば実証されてきていると、こういうことだと思っております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 国の関与というお話が出たんですけれども、そちらの副町長と理事が来ていただいて、すごく進んだのかなという思いもあるんですけれども、それはぜひ先ほども一層強く推進していくということですので、ぜひよろしくそれはやっていただきたいと思えます。

次に、6番目の津波避難計画の説明会で出た質問等についてなんですけれども、先ほど答弁ありました。それをこういう形で僕ももらっているんですけれども、この中で、やはりいろいろ御意見や要望が出たと思うんですけれども、この中に今後の取り組みということで、

避難タワーの関係で取り組みということで、役場からはこの構造については自治会、町内会の意見、要望をできる限り反映できるように努めていくというふうに、こう書いているわけで、これは意見が出て、今具体的に3基進めていると思うんですけども、K、L、O。

今ここで進めていく上で、その地域の人とどういう形で話し合ったり進めたりされているか、具体的に何か、要望を、いろいろな要望があると思うんですけども、すべて聞けないとは思いますが、その聞く姿勢というか、聞いているような状況というのは。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） それぞれの説明会の中で、地元の皆様とちょっと話をさせてもらった中で、タワーの設計ができてきましたら、そのタワーの設計を見せながら地元の説明に入っていきます、もう一度説明会を行いますということで話をさせてもらっていますので、K、L、Oにつきまして、今後自治会、それから町内会のほうに話をさせてもらいますが、絵を見せまして、こんなタワーをつくったというのを見せて、またそこで御意見を伺いたいなと思っていますところです。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） もう設計図ができ上がってから話し合うということですか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 設計図ができる段階でお示しして、また直せるところは直していきたいという話で説明会をしたいと考えています。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 地域の方の要望としては、私もそう思うんですけども、道路空間上のはやはりいろいろ規制があって難しいのかなと、ちょっとそこは先ほど何か法的な問題があるようなことを答弁の中で言っていましたけれども、それ以外の道路空間を使っていない、空き地を使ってやるような場合、やはり平常時に何か使えたらいいんじゃないのと思う方もいらっしゃるわけで、そういう意見があったときに、それは十分に話し合っただけで知恵を出し合わなければいけないと思いますけれども、そういう要望というのは聞く余地はあるんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 5月に説明会をやらせてもらって、今控えたものもあります。それも含めながら、今回絵を見せながら、こういうふうな形でという話をしていきたいと思っていますので、そういう意見については、吸い上げたものは反映できるだけ、ここにもちょっと町長の話の中でも、答弁の中にも話をさせてもらいましたが、法律上支障のあるものについてはもうしようがないなと思っていますが、それ以外のもののできるものについては、今後進めていきたいなと考えております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） ちょっと私、勉強不足であれですけども、法律上難しいというのは、例えば道路空間を利用した建物は法的に難しいというふうに解釈すればいい、無理ということですか、そこは。それとも、まだ検討すれば可能だという、そこは建築基準法とか、いろいろあると思うんですけども。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 道路上でタワーをつくっていききたいよということで今進

めていますので、そういう形でタワーをつくっていきたいと考えています。

ただ、道路上を利用するということなものですから、法律的に、要は簡単に言うと、上から物が落ちてると、下に車が走っているという状況がありますので、そういうのが法律上いろいろな規制がありますが、そういうのをクリアできる部分があるならば、やっていきたいなということです。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） じゃ、道路空間上でも可能性はあるということですね。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） はい、そのとおりでございます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） そういう平常時に何か有効利用できないかというのは、やはり地元の地域の方の意見はよく私は聞いていただきたいと思うし、そういう機会をこれから持っていくわけですね。今後位置が決まったところが説明に入るということは、そういうふうに理解していいですか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 先ほども述べましたように、設計図ができてこない、意見の取り交わしができないという話がありますので、説明会では、設計図ができた段階で見させていただいて、要望は聞いていきますよという話をさせてもらっています。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） それから、もう一つ、先ほどタワーの位置についてですけれども、ここには建設場所については基本的に町が決めるが、自治会及び町内会とも協議していくというふうに、こう書かれているんだけど、それは基本的には町が決めると思うんですけども、その地域によってはいろいろここに建ててほしいとかと要望が出たところもあると思うんですけども、そういうその地域、街区の地域の中で検討した結果、町が決めたところではない、ちょっと違うところに移るとか、相談した結果、それはそういう可能性もあるということで理解していいですね。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） シミュレーションをうちのほうはやって、乗れる時間等を計算してやっているものですから、なるべくうちのほうで示した部分に近い部分でやらなければ、乗れない人が出てきてしまうということがありますので、うちのほうで示させてもらったのでできないにしても、その周りということで解釈していききたいなと思っております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 街区を決めた根拠というのがあったと思うので、それはそうだと思うんですけども、やはりそこも位置を決めるところについても、やはり町がここに決めたからというだけじゃなくて、やはり意見交換というか、そういう話し合いは十分に私はしていただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 避難タワーをつくって、今後訓練を重ねていくということが非常に大切になると私は思っております。

そういった中で、9月1日の防災訓練のときにアンケート等を出させてもらいながら、何

分でタワーまでかかったかというのを書いてもらいながら、今集計をしているところなんです、そういうのを重ねる中で、10分、15分で津波は来てしまうということがありますので、それをお示ししながら命を守っていくという対策につなげていきたいなと思っております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） ぜひそこを、時間はかかるかもしれませんが、時間はかかるかもしれないし、時間はないというのも両方あると思うんですけども、ぜひそれは忙しいとは思いますが、町民の意見を十分に聞いていただきたいと思っております。

避難タワーをつくっていくわけだけでも、今回で避難訓練をしたんですけれども、やはりブロック塀とか、避難路、いろいろ危険なところというのはだんだんわかって、これからわかっていくと思うんですけれども、やはりその改善というか、それはそれぞれの地域でやるというのはあると思うんですけども、やはりその強烈な指導は、私は町のほうがやったほうがいいと思うんですけれども、そういう考えはありますか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） この間のアンケートをちょっと今持ってきていますが、その中でも、危ない、危険な箇所はどうですかというのも問いをつくって、アンケート調査をさせてもらっています。そういった中で、当然ブロック塀のことも今に書かれてくるのではないかなと思っています。

ブロック塀については、町の補助要綱もありますので、そういうのを活用していただければと思っています。ブロック塀については、そのブロック塀を持っている地権者の方がいます。取り壊すという話になってくると、当然お金もかかりますが、こういう要綱があるよと、町はこういう補助要綱を持っていますよというのをお示ししていきたいなと思っています。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） ぜひ町のほうで考えて進めていただきたいと思っております。

それでは、5番目の今回のこの大津波の教訓ということで、自治体によっては送ったりしたりしているところもあるし、吉田町の中でも、ボランティアで何回も行ったという方もいらっしゃるし、個人的にみんな行っていると思うんですけれども、やはり私、1年半たって、まだまだすごい状況というのは続いているわけで、それをやはり吉田町でも生かすというか、何かいろいろ住民の啓発を図るような講演会とか、去年あそこの漁協の女性の方を呼んで講演会をやりましたよね。私はああいうのを年何回か組んでいくとか、そういうことはやはり必要だと思うんです。それが住民の皆さんへの津波対策の啓発になると思うので、ぜひそれは計画していただきたいと思っております。

私は、一番いいのは見に行くのが一番いいと思うんですけども、それはお金がかかるし大変だということであれば、呼ぶという、被災者の方たちの話を聞くということも、写真集とか、いろいろ出ていますから、DVDも出ていますし、それはいつもいつもやらないといけないことだと私は思います。

それから、ここにこのハザードマップの裏面に小学校、石巻と釜石の生死を分けたという学校の取り組み、成功した釜石は全員無事だったよと、それから石巻市は大川小では7割が死んでしまったというような、こう出ているわけで、これはこういう形で紹介するのは私はいいと思うんですけども、これだけで終わっては悪い。

ちょっと例えば、学校教育の方たちには、やはり教育関係の方たちにもやはり一回見に行

ってもらおうとか、研修を進めるとか、吉田町では子供の教育をしながら親にかかわってもらおうというやり方をしているところもあるわけで、その辺のそういう学校教育のほうで、そういう何か取り入れるようなお考えはないですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） うちは今議員がおっしゃられることにつきましては、学校教育というより、学校では学校なりの地震とか津波対策は当然やっております。

それに伴いまして、社会教育的に、今各4地区の自治会に地域教育推進協議会というものを立ち上げていただいているものですから、その中で、この前の休みのときにも住吉小学区の中で小藤路公園を使いまして、避難訓練みたいな、そういう形で事業に取り組んでくれている地域がございますものですから、今後そういうものを各地区の役員さん及び指導員さんがどういうふうに見て、取り入れていただけるかは期待をしているところですけども、私どものほうもそういうものを順次取り入れていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 学校や保育園は避難訓練をよく、保育園なんかは毎月やっているそうだし、学校でも年3回くらいやっているようで、それぞれ工夫されていると思うんですけども、やはりそういったところにまた大きく網を打って、もっと地域、今地域の方とというのはあったんですけども、やはり親に関心を持ってもらうような取り組みというのをやはり考えていっていただきたいと思います。

あと最後に、町長、津波防災まちづくりの主役は町民の皆さんでございますということが今回この行政報告の中でうたわれているし、やはり町民の皆さんの津波に対する防災意識を高めるというのは本当に必要だと思うんです。

言葉で言うとなんかそうなるんですけども、具体的な計画で、さっき私も見に行ったとか、講演会をやったとかという話はしたんですけども、あとは防災訓練を積み重ねていくしかないのかなと思うんですけども、本当に町民の方が主役に、主役は町民だということなものですから、そのところの意識を、どちらかというと、何か今ハード面では行政サイドでどんどん進んでしまっていてという気がするんです。

もう1年半の間に、もう180度に近いぐらい津波に対する考え方が変わってしまって、皆さん、それ以前は、原発と一緒に事故は起きないよというので、津波は来ないやと思っていたんですけども、あの映像を見たら、これはだめだよということになったと思うので、考え方が変わった人が多いと思うんですけども、そういう中で、私はどうも行政サイドが、この町づくりの量を進めていく上で、行政サイドというか、町長だね。

町長がどんどんいろいろの間ずっと、広報よしだですと書かれていますよね。津波防災まちづくりも1から5まで来ているわけで、そういう面では引っ張っていくのはすごいと思うんですけども、やはりそのところで主役は町民だから、やはり町民に何かそれぞれが役を果たしてもらおうようなことにしなければいけないと思うんですけども、どうもそこがいまいち僕もちょっとうまく説明できないけれども、そのところ、町民が主役だと言っているところをちょっともう一度説明していただいて。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 行政が何から何まですべてどうのこうのということではなくて、行政

は今ハード面におけるところのいわば、先ほど申し上げましたけれども、完璧なこの町の津波防災まちづくり、これは私が昨年6月6日でございましたか、そこにおります当時都市建設の課長だった大石君ですけれども、一緒に帯同しまして、当時の大臣、大島大臣でございますけれども、ところに行きまして、1時間レクチャーをさせていただきました。

いわば陳情でございますけれども、そのときに大臣が言ったのは、町長、こうして私のところに直接来たのはあなたが最初なだけけれども、このスーパー津波堤に関しては、はっきり申し上げて時間がかかると、だから極端なことをいうと、取っかかりをつくるだけでも5年とか6年かかると、これは国というのはそういうものでございますから、だからその前に、当然のことながら、いわば町民の皆さんの命を守るということに関しては国も動くので、町長、動いてくれというような形で現在まで来ております。

まず、ハード面のことをやって、いわばこれまでの安全とは違った新しい安全というものを町民の皆さんに提供するというふうなことで、初めて、先ほど申し上げましたように、安心というものが生まれるわけですから、安心は安全の後に生まれるものですから、まずそういう形でのハード面をやっていくと。

そうすると、確かに議員がおっしゃられたように、主役は町民ではなくて関係者です。そこに住んでいる人間が関係者ですから、関係者が現実にはいわば防災意識を持ってもらわなければ、これもなかなか難しいものでございますから、先ほど議員が御質問された学校の問題に関しても、現在県のほうでは学校防災アドバイザーというものをつくるようなことを聞いております。

その発案者であって、その組織者は私の知人でございますので、彼にこの前電話しましたら、いつでも田村さんのところに行くよというようなことでありましたので、そういうものもどんどん組織化してまいりたいと、いわばそういう組織化、いわば町民に対して防災意識というものを持っていただく、それで具体的にさまざまな行動であるとか、そういうものについても具体的な形でのいわば知識、またそういうものの教訓というものをお伝えして、いわば町民の皆さんに防災意識を持っていただくと、それは自治会であるとか、町内会であるとか、隣組であるとか、さまざまな組織がございますけれども、そういうふうなものを通じて、いわば意識の覚せいというものをやっていかなければならないと思っておりますので、そちらのほうはちょっとおくれておりますけれども、それはやむを得ないと私は思っております。

やはり行政として最初に手をつけなければならないのは、具体的にはハード面が先行せざるをこれは得ないわけで、それから一步、半歩おくれるかもしれませんが、いわば町民の皆さんに、学校の問題も含めまして、いわば防災意識というものを覚せいしてもらおうというふうな作業というのは、さまざまな手だてを講じながらやっていかなければならないと、こんなふうに思っておりますので、それらについては御理解賜りたいと思います。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） わかりました。

それで、やはり町民の皆さんの個々が防災意識を高揚というのが不可欠ということで、ここにも書かれていますけれども、やはりそういうことが行政としていろいろ計画していただきたいし、また避難タワーを建てていく上では、ぜひ町民の皆さんの意見を聞くということをやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（八木 栄君） 以上で、7番、佐藤正司君の一般質問が終わりました。

◇ 平 野 積 君

○議長（八木 栄君） 続きまして、4番、平野 積君。

[4番 平野 積君登壇]

○4番（平野 積君） 4番、平野です。

私はさきに申告いたしました一般質問として、町の津波避難計画（施設計画案）について質問させていただきます。

この一般質問を始めるに当たりまして、本定例会の冒頭で行われました町長の行政報告におきまして、私にとっては非常にうれしい話がありましたので、お話しさせていただきます。

それは、町長の以下の発言です。当町の津波防災まちづくりにおきましては、特に津波避難タワーや避難路等の整備などのハード面は順調に事業が展開されようとしているところですが、いざ災害が発生した場合、その被害を最小限に抑えるためにはハード面の整備とあわせて、町民の皆さんの個々の防災意識の高揚が不可欠となりますという箇所であります。

実は、ことしの3月、予算の連合審査におきまして、津波避難タワーに2億5,000万円かけているにもかかわらず、防災意識の向上に18万円しかかけてないということに対して、もっと防災意識の向上が必要ではないかというお話をしたときに、その防災意識もメタボと同じで、最後は個人の判断だと、防災意識向上はメディアを通じて働きかけていくということでもよいとおっしゃっていた方が、その半年後に力強く防災意識の高揚が不可欠となりますというふうに言ってくださったことに対しては、私自身、本当に感謝しております。

これから、今、同僚議員の質問の中にもありましたけれども、いろいろやられていかれるということですので、ものすごく期待しておりますので、よろしく願いいたします。

では、質問に入ります。

本日は津波防災のハード面に関する質問でありまして、私は4月に公表された津波避難計画（施設計画）というものに対して、大きな危惧を実は感じております。それを前提として、以下の質問を通告いたしました。

1、津波避難計画（施設計画案）にはGIS（地理情報システム）にて、家から避難施設に向かう最速の道はどれかをシミュレーションしたことが記載されていますが、各避難街区で避難施設への避難に時間が最もかかる避難距離を健常者及び要援護者ともに御教示ください。

2番といたしまして、津波避難計画（施設計画案）において、歩行速度設定は健常者が毎分100メートル、要援護者が毎分50メートルと設定し、シミュレーションを実施しています。要援護者とは、確認いたしましたところ、ここでは65歳以上の方を指しているということですが、なぜそのような定義をしたのでしょうか。幼児やその子を抱えて逃げる親はなぜそこには含まれていないのでしょうか。

3番、平成24年3月に公表した吉田町津波避難計画では、災害時要援護者とは、移動が困



難な者、医療品や医療機器がないと生活できない者、情報を受けたり伝えたりすることが困難な者、理解や判断ができなかったり時間がかかる者、精神的に不安定になりやすい者と定義されています。

通告では記載していませんが、その計画には以下のように続いておりまして、具体的には心身障害者や傷病者を初め、体力的に衰えのある高齢者または乳幼児や日本語の理解が十分でない外国人、さらに一時的ハンディキャップを負う者として妊産婦や当該地域の地理に疎い旅行者等が該当すると記載されております。

旅行者や妊婦さんまで把握しがたいかなという思いもありますけれども、災害時要援護者に関するシミュレーションは実施しているのでしょうか、していないのでしょうかということです。

4番といたしまして、先ほどの4月に行われました津波避難計画（施設編）の説明会におきまして、内閣府が発表した南海トラフの巨大地震に対する最大クラスの震度分布、津波高の推計結果、これは3月29日だと思いますが、それが発表されました。それが更新された際には、当計画を見直すという理事の御答弁がございまして、その見解がありました。今も変わらぬ見解でしょうかという4つの質問をさせていただきました。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 今、議員のほうから冒頭お話ございましたけれども、基本的に、津波防災まちづくりというものはハード面とソフト面が相整って初めてでございます。

それで、なぜ一歩ないし半歩おくれてくるかということは、基本的に町民の皆さんは非常に不安を持っておりますけれども、具体的にハード面がある姿をあらわしてきますと、具体的にこうなってくるんだなという中で、いわばもう一度、時間とともに減衰していくわけでございますけれども、それが具体的な施設ができることによって、自分がビジュアルなものにわかってきます。ビジュアルなものの中で、いわば意識というものがもう一度覚せいすると、そういうふうなことでございますので、ぜひともそれを御理解賜りたいと。

当然のことながら、ハード面と同じように、ソフト面についても、今後は当然強力でやってまいりたいと思っております。

それから、当然のことながら、中央のトップ人事が全部終わりましたので、もうあした理事を連れてあるところに行ってみますけれども、早目早目に手を打っていきませんと、やはり工事も動きますので、早目早目にやってまいりたいと思っておりますので、今後ともサポートをお願いしたいと思っております。

町の津波避難計画（施設計画案）についてのうち、1点目の津波避難計画（津波計画案）にはGIS（地理情報システム）にて、家から避難施設に向かう最速の道はどれかをシミュレーションしたことが記載されていますが、各避難街区で避難施設への避難に時間が最もかかる方の避難距離を健常者及び要援護者とともに御教示くださいについてお答えします。

A地区からS地区の19地区につきましては、避難施設までの避難に最も時間を要する健常者及び要援護者それぞれの避難距離でございますが、津波避難シミュレーションでは、避難施設候補地の最適位置の選定と避難対象地域の適正人口配分を解析した後、避難施設候補地ごとに対象区域をわかりやすくするために、解析ベースの地域をその付近の道路で区切り、

それぞれ街区を設定したものでありますので、津波避難シミュレーションの解析ベースでの数値であることを、まずは御理解いただきたいと存じます。

各地区における避難者の避難施設までの最長距離でございますが、A地区では、健全者が554メートル、要援護者が257メートルでございます。B地区は、健全者が542メートル、要援護者が445メートル、C地区は、健全者が512メートル、要援護者が392メートル、D地区は、健全者が587メートル、要援護者が444メートル、E地区は、健全者が552メートル、要言者が372メートル、F地区は、健全者が527メートル、要援護者が449メートル、G地区は、健全者が661メートル、要援護者が390メートル、H地区は、健全者が800メートル、要援護者が392メートル、I地区は、健全者が925メートル、要援護者が395メートル、J地区は、健全者が988メートル、要援護者が498メートル、K地区は、健全者が601メートル、要援護者が581メートル、L地区は、健全者が559メートル、要援護者が480メートル、M地区は、健全者が718メートル、要援護者が570メートル、N地区は、健全者が1,397メートル、要援護者が623メートル、O地区は、健全者が556メートル、要援護者が519メートル、P地区は、健全者が641メートル、要援護者が643メートル、Q地区は、健全者が497メートル、要援護者が590メートル、R地区は、健全者が494メートル、要援護者が479メートル、S地区は、健全者が981メートル、要援護者が1,036メートルでございます。

次に、2点目の津波避難計画（施設計画案）において、歩行速度設定は、健全者が1分間に100メートル、要援護者が1分間に50メートルと設定し、シミュレーションを実施しています。要援護者とは65歳以上の方を指しているとのことですが、なぜそのような定義をしたのでしょうか。幼児やその子を抱えて逃げる親はなぜ含まれないのでしょうかについてお答えします。

まず、避難歩行速度についての条件設定の根拠でございますが、国のガイドラインや関係機関の実証実験の成果及び他の自治体の情報などを収集した結果、1分間に60メートルから120メートルの設定をしていることを参考に、町としましては、津波がおよそ5分程度で海岸域に達することを考慮し、1分間に100メートルの歩行速度として設定することといたしました。

また、要援護者につきましては、国の津波避難ビル等に係るガイドラインから、目安として健全者の半分の歩行速度と示されておりますので、これを参考に1分間に50メートルの歩行速度と設定することといたしました。

今回の津波避難シミュレーションにおける要援護者でございますが、65歳以上の高齢者、障害者、介護を必要とする方及び吉田町災害時要援護者避難支援計画における災害時要援護者として登録されている方を要援護者として解析の対象者とさせていただきます。

次に、3点目の平成24年3月に公表した吉田町津波避難計画では、災害時要援護者とは、移動が困難な者、医療品や医療機器がないと生活できない者、情報を受けたり伝えたりすることが困難な者、理解や判断ができなかったり時間がかかる者、精神的に不安定になりやすい者と定義されておりますが、その方々に関するシミュレーションは実施していないのでしょうかについてお答えします。

2点目の御質問で申し述べましたとおり、津波避難シミュレーションにつきましては、65歳以上の高齢者、障害者、介護を必要とする方及び吉田町災害時要援護者避難支援計画における災害時要援護者として登録されている方を要援護者として解析いたしました。吉田町

津波避難計画で定義されている要援護者についての特性別の詳細データがないため、実施はしてございません。

いずれにいたしましても、災害時要援護者の支援につきましては、地域住民相互による援助である共助が何よりも必要であります。町といたしましても、災害時要援護者について、個別対応を図るなど、減災に向けた対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、4点目の津波避難計画（施設計画案）の説明会において、内閣府が発表した南海トラフの巨大地震に対する最大クラスの震度分布、津波高の推計結果が更新された際には、当計画を見直すとの理事見解がありましたが、今も変わらぬ見解でしようかについてお答えします。

国では、南海トラフ沿いで発生する大規模な地震について、これまで、その地震発生の切迫性などの違いから、東海地震と東南海・南海地震のそれぞれについて、東海地震対策大綱と東南海・南海地震対策大綱などの諸計画を策定し、個別に対策を進めてきたところでございます。

しかしながら、南海トラフ沿いで東海・東南海・南海地震が同時に発生することを想定した対策の必要性が高まってきた状況の中、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震によって、これまでの想定をはるかに超える巨大地震、津波により甚大な被害をもたらした教訓から、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震、津波を想定することが必要となりました。

この南海トラフの巨大地震対策を検討する際に、想定すべき最大クラスの地震、津波につきましては、内閣府に設置された南海トラフの巨大地震モデル検討会において、最新の科学的な知見を踏まえて検討が進められてきたところでございます。

このモデル検討会のこれまでの経緯でございますが、平成23年8月、内閣府に南海トラフの巨大地震モデル検討会が設置され、本年3月31日に開催されたモデル検討会において、震度分布、津波高の推計結果が取りまとめられましたので、第一次報告としてその結果が公表をされました。

今回、モデル検討会において、10メートルメッシュによる津波高及び浸水域等の推計結果が取りまとめられましたので、第二次報告としてその結果が公表をされたところでございます。

一方、国の中央防災会議防災対策推進検討会議の下に、本年4月に設置された南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループにおいて、南海トラフ巨大地震を対象として具体的な対策を進め、特に津波対策を中心として実行できる対策を速やかに強化していくことが重要との認識のもと、当面取り組むべき対策などを取りまとめた中間報告が、本年7月19日に策定をされました。

また、ワーキンググループにおいては、並行して、被害想定手法などについて検討が進められ、今回、建物被害・人的被害等の推計結果が取りまとめられましたので、第一次報告としてその結果が公表をされたところでございます。

今回、国が公表しました推計結果では、当町における最大の震度は7、最大の津波高は9メートル、浸水域につきましては6平方キロメートルでございました。

このうち、津波高につきましては、県によると、小数点以下の数値を切り上げて公表しているということであるため、県が所有している国のデータを調査したところ、町が独自で想

定した結果より低い結果でございました。

最大の震度につきましては、町の想定と同じ結果であり、浸水域につきましては、町の想定よりも低い結果となっております。

一方、津波到達時間につきましては、当町の海岸域において、地震発生から津波により海面が1メートル上昇するまでの時間が最短で4分という国の発表でございました。

町の想定では、海岸域で、地震発生から津波により海面が20センチ上昇するまでの時間が5分程度という解析結果でございますが、国の解析結果について、町の想定と比較するデータがありませんので、現在、情報を収集しているところでございます。

今後、町の対応につきましては、町独自の想定結果をもとに、津波・防災対策を今までどおり強力に推進してまいります。国の想定及び平成25年6月に発表予定の県の第4次地震被害想定との整合を図る必要もあると考えております。

また、建物被害・人的被害等の被害想定につきましては、県の第4次地震被害想定とあわせて整合を図り、防災・減災対策に反映してまいりたいと考えておりますので、議員の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 御答弁ありがとうございました。

ハードとソフトというお話、冒頭にさせていただきましたけれども、適当なあれを3月にやってもらえればもっとすっきりしたのになと思いますので、よろしくお願ひします。

まず最初、防災課長にお伺ひします。

今、町長の御答弁の中で、当町に津波が到着するまでの時間というのを今調べているという話だったんですけれども、このハザードマップには個々にデータがありますよね。すると、これはデータあるはずですよ、これが正しいとすれば。そうしたら、要するにデータはあるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 到達時間については、5分程度という話の中で、今そこに水位グラフをと言いましたが、20センチメートル上がる、堤防の前ですが、そこに達する20センチメートル上がるところが5分という解析でございます。

それで、先ほど言った県の話なんですが、国のほうの8月29日に出されたものについては4分で1メートル上がるという数字でございました。その1メートル上がってくるわけですが、その上がってくるのが1メートル上がるところで4分というのかな、うちのほうと同じような20センチメートルで何分なのかというのがちょっとわからないよということがあるよということです。そういう意味です。

うちのほうはわかっています。5分程度で20センチというのがわかっています。国のほうが、そういう指針、そういう表示の仕方で公表したものですから、その部分がわからないねということです。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 5分というのは、この地図でいけば、この赤い印、ここが5分ということですのでよろしいですね。

- 議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。
- 防災課長兼防災監（大石悦正君） うちのほうでは線が幾つかありますが、川尻のほうから住吉のほうに向かって時間がこうありますが、その線の位置というのは海岸のところに接している部分だと思っています。真ん中が5分と考えています。
- 議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。
- 4番（平野 積君） そういう立場ですと、川尻、最初これ3分で来ているわけです。3分、4分、それで5分、住吉の端のほうで6分というデータなんです。そうすると、最初に来るのはもう川尻に来るわけです、3分で。このデータでは20センチが。  
要するに、このデータというのは何なんですか。今の話でも、これ拡大して時間を測定すると、むちゃくちゃ早いんです。読み上げると、1メートルが1分で来て、3メートルが3分20秒で来て、4メートルが3分50秒で来て、5メートルが4分30秒で来ると、これを拡大して距離をはかってやると。すると、このデータは何なのか、よくわからなくなってきました。まったんですが、説明いただけますか。
- 議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。
- 防災課長兼防災監（大石悦正君） ここの水位だと思っています。この点の水位の変化のグラフだと思っています。
- 議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。
- 4番（平野 積君） それを理解した上で言っています。そのグラフのデータとこちらに書いている20メートルというのは合わないわけです。最大でも7分で来ると、このデータでは。それはもう一回調べてください。  
それで、ポイントはこの50センチメートルの津波が10分後に来るというラインと20分後に来るラインというのが記載されていますけれども、これを計算するのに、今6メートルある防潮堤をいつ乗り越えるかというのが、これはポイントになるはずですよ、これを計算するには。  
そうすると、今何分で乗り越えるというふうにパスコは言っているのでしょうか。要するに、川尻の一番早いところ、この真ん中あたり、住吉、この時間が1分違えば、これは随分違って来るわけです。  
今、内閣府が発表したものとパスコが言っているのと合っているのか合っていないのか、そこがポイントだと思うんです、この計画の。そこはどうなんでしょうか。
- 議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。
- 防災課長兼防災監（大石悦正君） 堤防が津波が乗り越えるという数字ですが、今ここではちょっと持っていないものですから、またお知らせしたいと思います。
- 議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。
- 4番（平野 積君） そうすると、これはいつそれが明らかになりますか。
- 議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。
- 防災課長兼防災監（大石悦正君） うちのほうでちょっと調べさせてもらったのは、何分で避難タワーのところに津波が来るよと、それで解析をさせてもらって、逃げる人が何メートルで時間が何分かかるので助かるよと、この位置なら助かるよということで避難タワーを設置させてもらっているものですから、避難タワーのところに津波が来る時間は今お知らせすることはできます。

先ほど、堤防のところで何分乗り越えてくるのという話はちょっと今解析の資料を持っていないものですから、まことにすみません。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） それはパスコが言う、何分か今わからないけれども、パスコの言うデータをもとにこのデータはできているわけです。それが国の今内閣府が考えている、県がデータをお持ちなのかもしれませんけれども、それと1分違えば、随分これはもっと早くなるわけです、最初に来る波が早ければ。

すると、今津波避難タワーを建てようとしているところに何分で来るというのはパスコのデータなわけです。それが1分違えば、1分違うわけです。そうしたら、もっと早く逃げないと助からないということになると思うんですが、そこは。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 私のほうもその部分が、国のデータですが、国が今データ出しました、それが何分で、私の思っているA地区ならA地区のタワーのところに何分で来るのかというのが一番、本当に津波が乗り越えてくるよりも、タワーのところに何分で来るのかというのが一番必要な私はデータだと思っていまして、そのデータを欲しいねという話をしているんですが、そのデータには今出ていないという話です。

それで、ただ今言えるのは、浸水区域とか、津波の高さについては、3月31日に出されたよりも低い、先ほどちょっと説明させてもらいましたが、50メートルメッシュから10メートルメッシュに変わったところで低くなっているのは確認はできました。ただ、今、議員が言う時間が一番大切だよと、私もそう思っていまして、A地区ならA地区のタワーのところに来る時間についてはなかなか資料がないものですから、今比べられないというのが状況です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） その内閣府のデータでは3メートルで6分、5メートルでも6分と書いてあるんです。これは切り上げているのか、四捨五入しているのか、よくわからない。でも、我々にはこれしかわからないわけです。県のデータであれば、もっと詳しいデータがあるのかもしれない。

要するに聞きたいのは、先ほど言っていたのは、そういうデータがそろっているのはいつですか。要するに、国のデータと町のデータが合っているのか合っていないのか、それがはっきりするのはいつですかという質問です。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 国のデータはそこまでしか公表されないものですから、今後、県が4次想定をつくります。4次想定をつくりますので、その想定結果も判断の中に入れていきたいなと思っています。

今現在、先ほど言った5分で20センチメートル、うちのほうの関係、それから4分で1メートルというところはわかった。先ほど言ったように、その上は次に6分の話なんです、3メートルと6メートルで急に6分のその水位変化も非常にわからないところがありまして、その辺のデータが全然わからないものですから、また4次想定について、それを見ながら判断していきたいと思っています。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） この4次想定が出るのはいつですか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 平成25年度、6月という話は県のほうはしています。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そうですよ。

それで、吉田町、当初は3基だったんです、つくるのが。3基見ると、K、L、Oで10分のラインよりも上のところをつくるという話だったんだけど、ことし中にあと6台つくるといふわけです。今の計画の15台のうち半分つくってしまおうというわけ。

そうすると、海岸沿いに多分つくるんだろうという思いがあるわけです。そして、それをつくってから、第4次想定が出たとしたら後の祭りなわけです。つくってしまってから、あ、もっと早く逃げなければいけなくて、もっと細かくつくらなければいけなかったというようなことにならないように、できるだけ早くそれを情報を仕入れて、もっと基本的には私は少なくとも、あの海岸沿いはもっと細かく津波避難タワーをつくるべきだといふふうに思っているわけです、やはり時間が短く想定されているわけだから。

そこに関して、やはり少し真剣にやってもらわないと、せっかく建てるんだから有効に利用できるように、人々が助かるようにつくらないとやはりいけないと思うので、そこをちょっと真剣に考えてもらえないかなと思うんですが。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 先ほど県の4次想定が平成25年6月に出ると、それを待っているわけではございません。私どもも国から出てきた先ほどの1メートル4分という数字も、根拠が欲しいというふうに県を通じて申し上げているんですけども、それはいろいろな契約条件とか、いろいろな新聞報道にそのうちに書いてあって、難しいということがございます。

私どもも一日も早く情報を入手して、その上で私どもが今まで使ってきたデータと比較した上で、どちらかと言えば、その整合をとりながら、悪いというか、最悪のケースを想定しながらやっていきたいというのが基本的でございます。それも待っているということではなくて、遅くても、平成25年6月には県自体が被害想定を出すということなものですから、そこまでは出るだろうというふうには思っております。

あともう一点、今ではタワーをつくっている部分が、今の議員のお話ですと無駄になるのではないかなというふうなお話でございますが、私どもとしましては、今あるタワーにプラスアルファ、もっと整合をとる意味では、もし足りないという結果だろうと思います。そうすると、今あるタワーよりも、ほかにもう少し増強する、補完するということになるかというふうに思います。

ですから、今つくっているタワーが、もしかしたら規模的に今500名程度を予定しているところが、実際避難が新しい想定でやると300名程度で、もう一つ200名のものが要ることになるかもしれませんが、今あるものが無駄になるということは考えてございませんので、今ある計画はたんと進めながら、新しいデータが入手次第、計画の整合をとりながら見直しの必要な分については見直しをしていくというような姿勢で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今海岸沿いにAからIまでありますよね。計画でつくっていきまして。その計画でいけば、500とか、1,000とかつくるわけです、ここに。補完するものとして、こ

の間に200とかをつくりましょうかと。要するに、無駄じゃないですか、それ。

それであれば、もっと細かく300を並べるとかつくっておいたほうが、最終的には費用としては安くなると思うんですけども、どうお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） まず、最終的な計画を待って、それがいつ今データ入手できない状況です。

確実に言えるのは、県からのデータは平成25年6月には入っているだろうとは思っておりますが、それまで建設をとめてやるのか、それでは命は私どもは守れないというふうに考えておきまして、今の計画はたんたんと進めながら、先ほども申しましたように、もしAとBの街区に今1つつつタワーを決めているところを、考え方によってはAとBの2つの街区で3つ建てようということは、AというBということに今度はA'、B'が、そうすると今のところの真ん中に建てればいいのかなど。

極端な言い方なんですけど、そういうことを考えれば、今進めようとしているタワー自体が無駄になるということにはならなくて、規模的にはちょっと無駄な部分があるかもしれませんが、それ自体も避難として使ってもらえる施設になるというふうに考えてございますので、まずは今あるデータで、最悪の部分を見越した今の計画を進めながら、新しいデータを見て、今のところ、国からのデータからすると、到達時間のところが私どもの考えているよりもちょっと危険性が出てきている数字でございまして、そのデータを早いところ入手しながら、できるだけ早くその計画の整合を図りながら、見直しが必要な部分につきましては、今議員のおっしゃった部分で増強するという話の方向だと思っておりますので、その辺は考えていきたいというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 多分、データがいつ入るのかわからないので、答えられないと思います。今、答弁とすれば、今のたんたんとしてやるという答弁しかできないと思うんですが、データが入れば、入ったときにいろいろ考えていただいて、すぐ町として費用をいかに削減するかということも考えてやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 今回出た国のデータ、それから4次、先ほどお話をさせてもらいましたが、6月に出ると、そういう話がございまして、それも加味した中で進めていきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） では、それはちょっとおいておいて、今の計画においてどうかということをお話ししたいと思います。

今、町長のほうからお話しいただきましたけれども、例えば、Hの川尻西・東組のところですか。レックに逃げるといって川尻東組、これ800メートルとか、925メートルとかという数値が出ています。これは今の計画の10分よりもちょっと外なのか、大丈夫なのか、その辺だけでも。

これは待機時間2分を想定していますよね。そうすると、もう間に合わないわけじゃないですか、健常者でさえ、これ。そこはどういうふうにお考えなんですか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。



○防災課長兼防災監（大石悦正君） 先ほど話があったように、Hについては800メートルということで、時間に直すと8分かかるよということです。それで、2分猶予時間を持ってということになりますので、10分必要になると。H地区の津波の到達時間は出してありまして、ちょうど10分という話で、かろうじて間に合うところという話になります。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そうすると、I地区の925メートルは。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） I地区については925メートル話でございます。それで、I地区の健常者の話ですが、925メートルですと、分でいくと9分15秒かかるという話になります。I地区については、津波の到達時間が12分という形になっています。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そういう合っている、助かるというのが前提で計画を立てていますというお話でございますね。

例えば、今の計画、これプロットしていますよね、どれだけの人がいるかということに対して。そのプロットが吉田公園にプロットがないわけです。これはどういうふうにお考えなんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） データのほうについては、そこにもプロットが吉田公園のところちょっと、事務所のところにはありますが、公園へ来て、多分公園へ来た方のプロットがないねということだと思っています。

それについては、解析を入れていません。いる方という話で、居住している方という住宅の関係のほうからデータをとっているものですから、その部分については、要は公園へ来ている方については入っていないということになります。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 町主催の催しやカムカム補助金を出して、大規模催しイベントをやっていますよね。やはり来てほしいわけです。そうしたら、やはりこれとは別に、例えば吉田公園にも1本ぼーんと打ち立てておけば、どうぞ来てくれと堂々と言えると思うんですが、そういうお考えはないでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 公園の管理をしている理事長とはちょっと話をさせてもらったことがあります。理事長のほうも、その部分についてはすごい危惧しておりまして、県のほうには要望活動をしているという話でございます。

あそこにも高い築山があったりということで、あそこに逃げるしかないかなという話を相談を受けたり、またうちのほうのシミュレーションでは、I地区についてはレックへ逃げてもらおうよという話もさせてもらいながら進めているところですが、県は県で、またそこを管理している理事長の吉田公園の管理をしているところについては、そこにもタワーが欲しいなという話は、要望活動はしているようです。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） あの吉田公園は県の管理ですので、なかなか難しいところはあると思うんですが、やはり町としていろいろなイベントをやっていく以上は、やはり県に対してし

っかり要望していくとか、そういうことをやっていただきたいなというふうに思います。

続きまして、もう時間もありませんので、要援護者のほうに入りますが、先ほどの町長の御答弁の中で要援護者のシミュレーションはどの範囲をやったと言ったのか、やっていないのかと言ったのか、よくわからなかったんですが、どの範囲に関してシミュレーションをやったとおっしゃっていましたでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） まずは、健常者という大きなくくりがありまして、あと要援護者の中にどのようなものが入っているかという質問だと思っておりますが、65歳を境に高齢者と考えまして、65歳以上の方は要援護者にしようという話で、65歳以上の方プラス、体に障害を持っている方がおります。そういう台帳がございまして、その台帳、障害をお持ちの方、それから介護の必要な方、そういう方の台帳がございまして、それを1つずつ拾い上げてきたということです。

当然、65歳より若い方でも障害をお持ちの方がいるものですから、そういう人は拾いましたよということがございます。

あとは、それから、災害時要援護者の関係でございまして、それも社会福祉のほうで持っておりますが、これは手を挙げた方ということになりますが、この方も拾わせていただきました。ただ、これについては手を挙げた方ですので、その住所をプロットさせてもらいながら、その人たちについても拾わせてもらって、歩行速度としては1分間に50メートルという解析でさせていただきます。

当然、中にはなかなか介護が必要で歩けない方もいるということはわかっておりますが、シミュレーションとしましては、歩行速度は一律50メートルでやらせてもらっております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そうすると、吉田町津波避難計画に出ております乳幼児とか、そういうのは入っていないですね。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 先ほど言わせてもらいましたが、65歳までを健常者として扱ったよということで、乳幼児の方がいるわけですが、議員の質問の中にも抱えて走るのかという話がありましたが、そのとおり、抱えてもらって走ってもらえないと思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 要援護者という定義なんですけれども、吉田町災害時要援護者支援計画は次のいずれかに該当する者であって、災害時において避難情報の入手、避難の判断または避難行動をみずから行うことが困難な在宅の者で、かつ家族等による必要な支援が得られない者を対象とすると。アとして、要介護認定者、イ、身体障害者、ウ、知的障害者、エ、精神障害者、オ、前各号に準ずる状態にある者というところが、先日、2カ月前でしたか、回覧で回った吉田町災害時要援護者避難支援計画の御案内というところの記載には、下記に掲げる災害時要援護者のうち、ほとんど同じ文章ですが、もともとの計画に要介護認定者と書いているところが、要介護認定において要介護3以上の判定を受けている者とか、細かい規定がここには入っているわけです、御案内の中には。

津波避難計画に関していえば、先ほどの通告のとおりですが、移動が困難な者とか、要す

るに要援護者の定義が出るたびにころころ変わっているような印象があるわけです。実際、そういう人たちは、私は要援護者なのか、違うのかいと、そこがころころ変わるというのはおかしいと思うんですが、はっきり町として要援護者とはこういう人だという定義は出せないものなのではないでしょうか。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） まず、今回の津波シミュレーションに使った部分は、要援護者は先ほど議員が言われたような定義の者を全員集めて分析すれば、できれば一番いいんですけども、その辺がデータのなものがないということで、65歳以上の方プラス先ほど申しました介護とか、障害の方を入れたということでございます。

65歳といいますと、もう吉田町でいきますと、もう20%近い、今超えているかどうかわかりませんが、20%近い方が入っていくということで、本来ならば、援護ということで普通の方に比べて歩行速度が半分以下になる方が65歳で線を引いていいのか、75歳ではないか、85歳だとか、いろいろな議論が中でもしましたが、そういうところを65歳にするというシミュレーション上はそういうことをさせていただいたということです。

ただ、今議員の言いました、では役場としていろいろな計画の中で、要援護者の定義は1つにすべきではないか、それはおっしゃるとおりでございます。その辺につきましては、ちょっと私どものほうでは、ほかの防災避難計画上の部分と、先ほど回覧板で回った部分をちょっと確認させていただきまして、その辺につきましては明確にしたいと思っております。

ただ、シミュレーションにしたときの部分につきましては、一応数での部分で、ある程度できる範囲の中で時間的な部分、基本的な部分、いろいろな部分が制約の中である程度割り切らせていただいたということで御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 要は、今の計画で何%の人が救えるのか。1万7,000人救うと言っているわけですね、浸水地区。本当に100%の人を救える計画なのか、よく考えれば、要介護者といったら、なかなか個々に一般的に今の50メートルで逃げろというのであれば、逃げられるのかもしれない、距離からすると。しかし、実際に考えたら、なかなか難しいでしょうという思いがあるわけです。

そうしたときに、先ほどの手を挙げる人、要援護、御近所の方を登録するというのは、この浸水地区の人たちの中で何人ぐらい登録されていて、それはその浸水地区の中の何%ぐらいの方が今登録されているということなのではないでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） これは社会福祉のほうからいただいた資料でございますが、全部で吉田町の中で災害時要援護者の台帳に登録されている人でございますが、133名ということでございます。そのうち浸水区域でございますが、住吉、川尻、それから片岡下ということで判断させてもらいますと、95メートルという話になります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） それは、その浸水地域の中の要援護者の何%ぐらいなんですか。対象が何人でもいいです。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 133人中95名。

○4番（平野 積君） いやいや、浸水地域に住まわれている要介護者の連絡した人か、要するに介護者の中で95名出されているということですが、その要介護者とある定義の中において、それは何人いらっしゃるのでしょうかと。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） わかりました。すみません。

この手を挙げた方は、先ほど95名という話をさせてもらいましたが、要援護者のほうで何人いるのかという話なんです、これは含まれておまして、要援護者のほうでいきますと、住吉、川尻と片岡下で581名ということになります。すみません。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 2割足りるか足りないかというところですよ。

今、これから町がどうされようとしているのかということなんです、未登録の方は本当に大丈夫だとおっしゃっている方がどれだけいるのか、なかなかいないから出せないとおっしゃっているのか、そういう確認は必要はないのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） その部分については、うちのほうはこの手を挙げた方のどういう状況なのかというのは把握はしていません。人数だけと、住所だけという話です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 吉田町災害時要援護者支援計画や吉田町津波避難計画に記載されている要援護者というのを救うためということで、自治会とか、民生委員の方にかかなりの部分お任せの部分があるんじゃないかなというふうに、計画を読む限りにおいて、そう思うわけです。

そういうことに対して、町が主体になって、自治会や民生委員の方も含めて徹底的に話し合っ、本当に残っている95人も含めて、581人なら、それを本当にいかに救うかということを実際に考えていかなければならないというふうに思うのですが、ある片岡のある組では、自分たちの組の中で防災マニュアルをつくりまして、向こう隣組織というのをつくっておりまして、その要援護者というのを組の中で、組全体で救っていこうよという組の動きもあるわけです。

だから、そういうのを利用するとか、活用するとか、そういうことをもっと具体的にどうやってやるのか。そういうのを吉田町に広げていって、そういう人たちをしっかりと救うというようなことも計画に入れられないのかなという思いがある。

また、ソフトという面でいけば、健康者は車で逃げて、というのは厳禁だと、例えば。自転車ぐらいはいい。厳禁だと。要援護者という方が車で逃げるとか、何かそこを徹底させるとか、とにかく要援護者をいかに救うかということをしっかり町が主体になって、皆さんと一緒に考えながらやっていくということをやりたいと思うんですが、そこに関してはどうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 要援護者の関係ですので、社会福祉課のほうからお答えいたします。

要援護者につきましては、現在該当する方が約900人弱、それから実数でいって800人前後

というようにうちのほうは把握しております。これは昨年の1月にスタートして、パンフレットの全戸配布とか、あるいは新聞の折り込みのPR、福祉団体への依頼、それから各要望に応じた形で町内会への説明会、あと……

○4番（平野 積君） ちょっといいですか。やるかやらないかだけでいいです。

○社会福祉課長（大石修司君） 実態としまして、今までやっていたことをちょっとお話しさせてもらって……

○4番（平野 積君） もう時間がないので。

○社会福祉課長（大石修司君） 今現在もやっています。

○4番（平野 積君） 要は、今の流れでたらたらやっていくというか、しっかりやってくれと言っているわけです。

○社会福祉課長（大石修司君） わかりました。

ただし、これはあくまでも手挙げ方式でやっていますので、御自身の要は支援が必要でない方もいらっしゃると思います。障害がある方ですので、これを御自分みずから……

○4番（平野 積君） いいですか。今さっき言ったように、それは未確認なわけです。大丈夫なのか、大丈夫じゃないのか、それを未確認でそんなことを言ってもらちが明かんわけです。手を挙げている人を私たちはお救いしますと、しかし手を挙げている人は知りませんよじゃないかんでしようと言っているわけです。

○社会福祉課長（大石修司君） それはありません。それは……

○4番（平野 積君） だから、確認するんですね、それを。出していない人に対しては、どういう状況なのかということを確認しますかどうかということに関していえば、どうするんですか。

○社会福祉課長（大石修司君） 全部の確認と言いますか。

○4番（平野 積君） はい。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 一人一人の確認というのは今考えていませんが、今の方法によって、ちょっと現在先ほど防災課長が言ったように、130人ほど今登録者がいます。その中で、もし今現在登録者がどの程度までが一番いいのかというのは、これは難しい問題ですが、数が今後とも少ないようでしたら、ちょっと方向転換をしていきたいと思えます。

ただし、個人情報というのがありますので、個人のお宅に発送しています、全部こういう御案内を。しかしながら、御自身で支援が必要ない方もいらっしゃるし、先ほど言いましたように、障害を抱えていることを知られたくない方もいらっしゃると思いますので、その辺がありますので、ただうちのほうとしましては、有事の際にはこの情報については全部各自治会等に公表をするという考えでおります。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） まず、そこに関してはまた別の機会にやりましょう。

津波避難タワー、重要だと思います。しかし、内閣府の要するにタワーの活用とか、すぐに逃げるとかというのに対して、しっかり逃げる。それで、津波タワーのしっかり活用すれば、被害は8割から9割減らせると言っているわけです。そういう面で、津波避難タワーは重要です。しかし、ソフトという、そういう逃げる意識ということも町はしっかり教育していただくといいお話だったので、そこを力強くやっていただきたいと思えますので、

よろしく願いいたします。

以上です。

- 議長（八木 栄君） 以上で、4番、平野 積君の一般質問が終わりました。  
ここで暫時休憩とします。再開は11時10分とします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

- 議長（八木 栄君） それでは、暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

なお、質問者と答弁される方、挙手して議長と呼んでください。そして、ちゃんと発言を言ってから、防災課長も指名しているとき声がかぶってしまっているもので、後でちょっと聞き取れないと困りますので、そういうことをお願いいたします。

それでは、引き続き、一般質問を行います。

---

◇ 山 内 均 君

- 議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。  
〔3番 山内 均君登壇〕

- 3番（山内 均君） 3番、山内 均でございます。

今回は、平時の安全・安心の町づくりについて質問させていただきます。

安全・安心の町づくりは、平常時と非常時を同時に考えなければならないと思っております。特に、非常時であった東日本大震災での災害に対しては想定外という表現で結論をつけようとしたのですが、しかし、課題を多く残したままです。1年6カ月がたちましたが、まだ先は見えていません。平常時だからこそ、冷静に慎重に安全・安心を築き上げるルールづくりと都市計画を考えなければならないと考えております。

現在、吉田町には1つの中学校、3つの小学校があり、小・中学生の通学路という問題があります。平成24年4月27日に文部科学省は学校の通学路の安全に関する文部大臣緊急メッセージを出しました。内容は、平成24年4月23日に京都府において、4月27日には千葉県と愛知県においても登校中の児童の列に車が突っ込む痛ましい事故が発生しております。通学路の安全も含め、学校の安全を確保することは、安心して児童・生徒が学習する上で当然のことであり、登校中の今回のような事故はあってはならないものです。

各地域の学校、警察、道路管理者におかれましては、一層連携・協働して通学路の安全点検や安全確保に努めていただくようお願いします。また、都道府県知事及び市町村長、教育委員会や都道府県警察本部におかれても、各現場からの意見、要望に対し、協働して通学路の安全確保に努めていただくようお願いします。

そして、平成24年5月30日には、文部科学省は通学路の交通安全の確保の徹底について、依頼において、各地域の学校、警察、道路管理者が連携・協働し、また各都道府県知事及び市町村長、教育委員会や関係機関が協働して通学路の安全点検や安全確保を図ることについて

て、特段のお願いをしたところでは。

通学路における交通安全を一層確実に確保することが重要であることから、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携して対応を検討し、今般、通学路における緊急合同点検等実施要領を作成しました。そして、通学路における緊急合同点検等実施要領は、平成28年8月末までに実施するとしています。

内容は、学校による危険箇所の抽出、合同点検の実施及び対策必要箇所の抽出、対策メニュー案の検討、対策案の作成、対策の実施、そして、実施状況の報告となっています。

主要な対策に関しては、安全な道路交通環境づくりの促進、特に集団登下校の実施等があります。また、通学路に関する共通認識、危険の要注意箇所、提出した書類の抜粋をさせてもらいました。皆がやはり共通の認識を持つ必要があるという観点です。

通学路に関する共通認識は、危険箇所、要注意箇所、まず道路が狭い、見通しが悪い、人通りが少ない、やぶや路地、倉庫、空地など人が身を隠しやすい場所が多い、それと大型車が頻繁に通る等です。通学路の条件は、車歩道の区分がある、車歩道の区別がない場合は交通量が少ない等です。

また、交通事故防止等にかかわる安全確保のための方策としては、通学路を表示する標識を適切な箇所に設置する、場所や状況により交通規制を要請する、ほか保護者、関係機関等の情報交換、情報処理を円滑に行う体制を確立する。

文部科学省、国土交通省、警察庁では、道路交通環境の整備について、子供の命を守るメッセージを明確に展開し、歩行者と車道の分離や自動車の速度低減など、自動車優先の考え方を転換すべきとしております。また、地域全体の安全確保については、住民の通学路に関する要望の受け皿を明確にすること、このようなメッセージが出されております。

以下について、通学路に関する問題について質問いたします。

通学路における緊急合同点検の実施について、結果が出ているのでしょうか。なければ、これからの予定をお伺いします。

2、自彊小学校北側通学路を大型・中型貨物車が多く通行するようになり、非常に危険な状況が見られます。大型・中型車の誘導等計画及び一般車両の通行路としての新たな有効な道路の拡幅・誘導等都市計画についての考えをお聞きします。

3、現在造成中である住宅団地入り口に接する通学路、150号線の交差点から東南に計画をされている住宅団地です。この高畠高島線の安全の確保についての工事計画はありますか。

4、住吉、川尻地区に見られるブロック塀倒壊の危険から児童を守るため、緑化による安全確保または緑化に対する補助金制度を活用した事業の推進が必要であると思いますが、今後の計画等がありますか。

5、小・中学生の通学路として利用されている湯日川の堤防の雑草等の危険から守るため、安全の確保及び景観の美化についてのお考えをお聞きいたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平時の安全・安心を守るためのルールづくりと都市計画についてお答えします。

今回御質問の通学路に関する件でございますが、本年4月23日に京都府亀岡市で無免許者が運転する乗用車が集団登校中の小学生の列に突入し、計10人がはねられて3人が死亡、7人が重軽傷を負う事故が発生し、その直後にも愛知県や千葉県で児童を巻き込む痛ましい事故が相次いで発生いたしました。

事故に遭われ亡くなられた方々には、この場をおかりして、心より御冥福をお祈りするとともに、けがを負われた方々の一刻も早い御回復を切に願うものでございます。

さて、全国各地では、登下校中の児童を巻き込む交通事故が頻発しておりますが、当町の3小学校における登下校中の交通事故の状況を申し上げますと、平成23年度は無事故、今年度は8月末日までに2件発生している状況でございます。また、中学校につきましては、平成23年度及び本年度の8月末日まで無事故であると教育委員会から報告を受けております。

この2件の事故とも、児童は、幸いにもすり傷程度のけがで済み、大事に至らなかったものでありまして、いずれも道路構造上の問題により生じたものではなかったとのことでございます。交通事故は、道路構造上の問題に起因する場合もございますが、事故に遭わないための注意力も問題となりますことから、車を運転する方も、また歩行者も、お互いが交通ルールとマナーを守ることが肝要であります。

このため、各学校では、常日ごろから児童・生徒に対して、交通ルールを守るように指導するとともに、交通パレードの実施や交通安全教室の開催など、児童・生徒に対する交通安全の啓発活動を実施してきております。

また、当町では、これまで児童・生徒の登下校時には、PTAを初めとして、さわやかクラブや地元の皆様があいさつの励行と交通安全を目的に、黄色いベストを着用し、交差点や横断歩道等で立哨をしてくださるなど、地域ぐるみで子供たちの安全を見守る取り組みを行っていただいております。

こうした学校と地域における活動が功を奏し、これまで大きな事件や事故もなく、児童・生徒の通学時の安全につながっているものと認識をしております。今後も引き続き、学校と地域が一体となって児童・生徒の交通安全活動を実施していけるよう、地域の皆様方を初め、関係各位の御理解、御協力を賜りたいと思っております。

それでは、まず1点目の通学路における緊急合同点検等の実施について、結果が出ているのであればお示し願いたいと思います。なければ、これからの予定をお伺いしますについてお答えします。

さきに述べましたが、本年4月以降に通学路において児童を巻き込む事故が相次いだことを受け、5月1日付の文部科学省スポーツ・青少年局長から、学校の通学路の安全確保についてという依頼文が都道府県の教育委員会を経由して、全国の各自治体の教育委員会に送付されました。

この依頼文は、教育委員会、学校、警察、道路管理者等関係機関が連携・協働して、通学路の安全確保を図ることについての配慮を求めたものであり、関係省庁からも道路管理者等の各機関に対して、文書により同様の配慮が求められました。

その後、文部科学省では、通学路における交通安全を一層確実に確保することを目的として、本年6月に、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携して、通学路における緊急合同点検等実施要領を作成いたしました。またあわせて、各自治体の教育委員会に対し、この実施要領に沿って、学校、警察署等の関係機関と連携しながら、本年8月末日までに小



学校の通学路の安全点検を実施し、その結果を報告するとともに、対策が必要な箇所につきましては対策を講じ、通学路の安全確保に努めるよう依頼がなされたものでございます。

当町では、この依頼を受けまして、通学路における緊急合同点検等実施要領に沿いまして、保護者、教員を初めとする学校関係者、牧之原警察署及び道路管理者等の関係機関と協働して、町内の各小学校の通学路における緊急合同点検を実施したところでございます。

この緊急合同点検の実施方法でございますが、まずは現行の小学校における通学路の危険箇所の把握をするため、6月に、各小学校単位におきまして、児童、保護者、教員、警察官、交通指導員で組織しました交通安全リーダーと語る会が開催され、各小学校区における危険箇所の抽出が行われました。この交通安全リーダーと語る会で抽出されました危険箇所は全部で24カ所が挙げられ、学校別の内訳としましては、住吉小学校区が5カ所、中央小学校区が13カ所、自彊小学校区が6カ所という結果でございました。

そして、各小学校単位で抽出されました危険箇所の報告を受けまして、町教育委員会では、各学校関係者、道路管理者である静岡県土木事務所及び町都市建設課、牧之原警察署及び各自治会の担当者と合同で、危険箇所を含む通学路の実地による点検を、住吉小学校区は8月21日、自彊小学校区は8月22日に、中央小学校区は8月23日にそれぞれ実施いたしました。

点検の内容としましては、現地確認により危険箇所の現状を把握するとともに、それぞれの対場から対処方針の決定につなげるための意見交換を行ったほか、その対策メニューの案として、外側線の引き直しや路側帯の拡大やグリーンベルトの設置、交差点への信号機や横断歩道の設置、交通規制の実施などが挙げられ、今後それぞれの機関が通学する児童の安全を守るという共通の認識のもとで、それぞれが対策を講じていくことを確認したところでございます。

なお、この合同点検の結果、各学校から報告を受けた24カ所の危険箇所のうち、対策を検討する必要な箇所は22カ所という結果でございました。

今後は、この点検結果を踏まえ、それぞれの関係機関と連携をしながら、早期に危険箇所の解消を図るよう努めていくとの報告を町教育委員会から受けておりますので、議員におかれましても、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、2点目の自彊小学校の北側通学路を大型・中型貨物自動車が多く通行するようになり、非常に危険な状況が見られます。大型・中型車の誘導等計画及び一般車の通学路としての新たな有効な道路の拡幅・誘導等都市計画についての考えをお聞きしますについてお答えします。

自彊小学校の北側通学路の町道青柳北原3号線におきましては、道路幅員が道路側溝を含め7メートルあり、外側線から道路側溝外側まで両側1.3メートルずつ確保された幅員構成となっております。

この町道青柳北原3号線を通り、自彊小学校に通学する児童数でございますが、200人を超える児童がおりまして、それぞれの通学班に分かれて登校している状況でございます。

現在までのところ、道路には交通規制がかかっていない状況であります。近年、議員がおっしゃいましたとおり、大型・中型貨物自動車の通行が増加し、車両と歩行者の安全確保が難しくなっている状況を考慮し、この5月に北区自治会長と自彊小学校長、PTA会長から、町を經由いたしまして、牧之原警察署長あてに交通規制に関する要望書を提出した経緯がございます。

牧之原警察署ではこの要望を受け、現地で交通量調査を実施いたしました。大型車が1時間当たり1台から2台程度、普通車は1時間当たり30台から40台程度という結果でございました。

この結果を踏まえ、平成25年中には、旧島田吉田線の手押し信号及び道上橋西側の通称農免道路信号を午前7時から午前8時までの1時間、自彊小学校方向へ進入禁止とする内容の交通規制をかける予定で、現在、公安委員会と協議中であるとの報告を牧之原警察署から受けております。

また、交通規制をかけるには地元の承諾を得ることが前提であるとのことですので、今後は町としましても、北区自治会と連携し、一日でも早く交通規制ができるよう協力をしてまいりたいと考えております。

次に、北区地域における道路整備状況について申し上げます。

まず、自彊小学校周辺の道路整備状況を申し上げますと、平成23年度末には静岡県志太榛原農林事務所で開催を進めておりました榛南広域農道が完成いたしました。これに伴い、町は県から道路施設管理を移管されましたので、町道富士見東名線として本年3月30日に供用を開始しており、現在では、北区内の交通の流れに変化があらわれてきていると認識しております。

また、本来、農道には歩道を設置することはありませんが、この路線につきましては、町が周辺地域の状況を考慮いたしまして歩道整備費を負担し、歩道の設置が実現しております。

歩道整備関連では、自彊小学校南側の主要地方道吉田大東線の歩道設置につきましては、静岡県島田土木事務所が事業主体となり整備を進めておりますが、現在の事業計画区間の県道島田吉田線バイパスから湯日川までの区間につきましては、平成25年度末には完成する予定であるほか、今後においては湯日川から西側につきましても事業化していきたいとの考えを県から伺っております。

このほか、国道150号から富士見幹線までの間の島田吉田線バイパスにつきましては、静岡県島田土木事務所が事業主体となって整備を進めており、平成25年度末が完成予定でございます。

町におきましては、今年度からその路線と交差いたします富士見幹線の整備を事業化し、島田吉田線バイパスから大幡川幹線までの区間を平成27年度末までに完成、供用開始していく計画でございます。

このように、町としましても幹線道路を主軸に交通安全対策を含めた道路整備に積極的に取り組んでいる状況であり、加えて生活道路の整備も着実に進める計画でおりますので、児童を初めとする歩行者に対する安全性が一段と向上するものと認識しております。

次に、3点目の国道150号線の片岡交差点東南側、現在造成中の住宅団地出入りに接する通学路の安全確保についての工事計画はありますかについてお答えします。

御質問の通学路は、町道高島高島線でございます。児童を初めとする歩行者の安全を確保するためには、道路を拡幅し歩道を整備することが一番効果的ではありますが、早期に安全を確保するためには、現段階において路側帯部にグリーンベルトを設置することが最良ではないかと考えております。今後、地元の皆様や警察等の関係者との協議を行い、早い時期に実施できるよう努力してまいります。

これまでも片岡区自治会や川尻区自治会から歩行者の安全確保についての御要望をいただいておりますので、取り急ぎ、今年度におきましては、町道高島高島線の町道日之出町片岡辻線から町道大幡川尻2号線までの区間の車道部と路側帯部を明確化するよう外側線の設置をしてまいります。

次に、4点目の住吉・川尻地区に多く見られるブロック塀の倒壊の危険から児童を守るため、緑化による安全確保及び補助金制度を活用した今後の計画はありますかについてお答えします。

平成21年8月11日に発生いたしました駿河湾沖地震では、家庭の屋根がわらの落下、ブロック塀の倒壊・損傷等の被害が当町でも確認をされたところでございます。

直後、静岡県よりブロック塀の倒壊・損傷等についての巡回、点検及び指導を実施し二次災害の拡大防止に努めるよう指示があり、それを受け、当町では、町内の通学児童が多いと判断した通学路沿いのブロック塀を対象に点検を行い、危険と認知したものは全部で24件ございましたところから、24件のブロック塀の所有者宅を戸別訪問し、補助制度のPR活動を行い、24件中13件が撤去及び改修を行っており、この13件中9件につきまして、ブロック塀撤去事業の補助制度を利用しております。

駿河湾沖地震での被災状況は、当町におきましては、幸いにもブロック塀の倒壊による負傷者は発生いたしませんでしたが、全国的には過去の大地震において、ブロック塀等の倒壊により多くの死傷者が発生していることや、道路が封鎖されることなどによる救助活動や緊急車両の通行に影響があったことは、皆様も周知の事実でございます。

これらを教訓として、当町では地震発生時におけるブロック塀、石塀、れんが塀、その他これらに類する塀の倒壊または転倒による災害等を防止することを目的に補助制度を設けております。

補助金額につきましては、ブロック塀の撤去に係る費用と、撤去するブロック塀の延長に基準額の1メートル当たり8,900円を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額の2分の1以内としており、1敷地の上限を5万円と定め、町と県において2分の1ずつ補助しております。

これまでの利用状況といたしましては、平成13年度から平成23年度末までに161件のブロック塀の撤去に御利用をいただいております。

次に、緑化でございますが、緑のオアシス条例に課か挙げる「みどりあふれる都市づくり」を推進するとともに、地震等による災害防止を図ることを目的に、生け垣づくり事業を実施する者に対する補助制度を設けております。

補助金額につきましては、生け垣の新設に要する費用のうち、5万円を限度といたしまして、3万円以下の金額につきましては全額補助を行い、3万円を超える金額は3万円を超える額に2分の1を乗じて得た額としております。

利用状況といたしましては、補助制度を設けた平成11年度以降、60件の生け垣の新設に御利用をいただいております。

今まで町では、ブロック塀の倒壊による身体、財産の危険を少なくするため、広報誌等を通じた事業をPRするとともに、緊急輸送路沿いのブロック塀の所有者に対し、県と合同で戸別指導を実施してきておりますが、新たに耐震診断補強相談士の皆様にも御協力を賜りながら、住宅の耐震化事業とあわせて、ブロック塀の改修や生け垣づくり事業の戸別訪問を積

極的に行うとともに、各種イベントを活用して、さらなる事業PR活動を考えております。

最後に、5点目の小・中学校の通学路として利用されている湯日川の堤防の雑草等の危険から身を守るための安全の確保及び美化について考えをお聞きしますについてお答えします。

二級河川湯日川堤防につきましては、河川管理者である静岡県の管理であります。河川区域内の堤防を県から占用し、町道の認定を行っている道路の両端部分1メートルずつにつきましては、町が管理をすることとなっております。

このうち、道上橋上流右岸、お夏橋下流左岸の通称あかばし付近及び岩留橋上流右岸につきましては、通学路となっております。

現在、町では、国の交付金事業であります緊急雇用創出事業臨時特例対策事業を活用し、作業員3名を雇用し、除草等の管理を行っているところでございます。

通常の作業員にプラスして作業を行っているわけですが、町内の他の河川や公園、道路等につきましても、同様に清掃並びに除草等の御要望が多数あり、これらの作業も実施しているため、その作業の多さから、町民の皆様からは、もっと早く対応できないかとの苦情をいただく場合もございます。

町では、より効果的な作業方法の確立を目指し努力をしておりますが、行政だけの対応では限界があり、町全体の問題として町民の皆様にもお考えいただかなければならない問題の一つでございます。

町民の皆様には、毎年5月と10月に町内河川等の一斉清掃を行っていただいております。また、湯日川上流部におきましては、先進的に環境美化に取り組んでいただいている団体もございます。

そのような取り組みに対しまして、静岡県では、県が管理する河川の清掃や除草等を実施する団体に対しまして、草刈り機のかえ刃や燃料等の物品を支援するリバーフレンドシップ制度を実施しております。

地元自治体では、この活動により発生するごみ等の処分に協力させていただくことになっておりますが、残念ながら、当町におきましては、このリバーフレンドシップ制度の活用実績がないのが実情でございます。

なお、近隣市では、この制度を各種団体が活用し、焼津市では56団体、藤枝市では11団体、島田市では15団体、牧之原市では29の団体が官民協力する中で河川の清掃活動等を実施していると伺っております。

町といたしましては、限られた予算の中で最大の効果が得られるよう努力するとともに、町民の皆様に対しまして、安全の確保及び美化につきまして御理解いただけるよう、この制度を含めた官民一体の協働作業の啓発に努めてまいりますので、議員におかれましても、より一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） まことにすみません。今、自彊小学校の警察と一緒に回った日付というのを、もう一度教えていただけますか。警察が確認をした日付を教えてください。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 住吉小学校区では8月21日、自彊小学校区は8月22日、中央小学校区

は8月23日、これは点検をしております。

○3番（山内 均君） 警察の……すみません。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 榛原署が見た1時間当たり1台程度、すみません。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 日にちはちょっとわからないのでございますけれども、この5月に北区自治会長と自彊小学校長、PTA会長から町を經由いたしまして、牧之原警察署あてに交通規制に関する要望書を提出しております。日にちは特定されておられません。申しわけありません。

○3番（山内 均君） わかりました。ありがとうございます。その件について……

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） その件についてちょっと見てもらいたいものがあるんですけども、僕が事務所にいるときだけでも、遠くから見て大体黒くなってきますのでわかると思います。これが5月19日から、多分このときにいたと思うんです。6月がこういう状態です。6月議会がありましたから、いるときが少なかったです。7月にはこういう状態です。8月がこういう状態です。僕がいるときだけです。

そうなったときに、7月にちょっと警察のほうへは行ったことがあるんですけども、それで何を言いたいかといいますと、さっき1時間当たり1台と言われたものに関して、5月、なるほどなと思ったんです。5月は確かに少なかったです。

ところが、僕の中で感じたことが、景気の浮揚だと思えますけれども、ある会社の、そうすると実際にこういうことが起きていまして、朝早いのはもう6時ころから通ります。そういう部分を全体的にもう一度見ていただければと思って、この問題を取り上げるに当たって、データがだんだんふえていったことによって、非常に危険を感じたわけです。そうして、特に今町長の発表された道路幅員の7メートルの位置で、大型の10トン車がすれ違えます。僕の家のカークミラーも飛ばされました。

そうしていくと、そのときに、これからちょっと質問に入ってきますけれども、今回、町長の答弁をいただきました自彊小学校の登校時間の規制が多くの方々からいろいろ検討されました。そして、その結果、登校時の時間の交通規制が多分実施されると思います。その中で、しかしながら下校時に関しては、まるで全然検討というものはありません。

僕のこういうのをつけた中で、この2段の右側が午後です。左側が午前中です。基本的には、やはり午後が多い。これを見ていただければよくわかると思いますけれども、その中で危険性を感じまして、この質問をさせていただきました。

登校時の車両時間帯の規制は、時間帯が限られておりますので可能となりますが、視点を変えて、下校時は時間が限られているわけではありません。特に、小学校の低学年の児童たちは世の中の危険に対する危機意識は、経験のない分、少ないのが当然だと思います。そのような重要な問題を解決できるのが都市計画であると思っております。

実際、子供たちの帰る様子を見ていますと、児童1、2年生の子供たちというのは、やはり遊びながら帰ります。その中に大型トラックが横を通るわけです。

今までの発表の中に、確かに事故は起きていません。起きていないのが一番重要なことだと思います。2件の部分も先生のところへ行ってちょっと聞いてきました。重要な部分、狭

い道路での自転車との接触のような感じですが。

その中で、僕は規制をするということ、それはできると思いますし、必要な部分があれば、文科省が出した中でも必要とされております。ただ、都市計画の都市計画法、例えばその道路をその部分を規制することによって、その道路が道路だけの問題ではなくて、規制することによった生活道路としての当然規制された分だけ外に出るわけです。その分の安全性、これから起きてくる安全性、特に北区に関しては非常に住宅が多くなっています。その部分で、都市計画の重要さを感じながら、都市計画としてやっていかなければいかんと思っております。

特に、都市計画の目的は、法律の中で、この法律は都市計画の内容及び決定手続、都市計画制限、都市計画事業、その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とするとあります。

危険な部分を確かに規制をすることは大事なことだと思いますけれども、取り除くことはだいじなことだと思いますけれども、その部分で、今都市計画法の目的の中での都市計画というものが、なかなか見えてはこないんです。

その中で、都市計画の重要性というのを、町としての考え方ですか、これから都市計画そのものの、都市計画に向かっての町を改めて見直すであるとか、そういう部分で、都市計画というものの重要性は僕は非常に感じていますが、町の中での都市計画の意識というのはどの程度あるか教えていただきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、まず、見直すかどうかという話ですけれども、現在のところは見直すという考えはなく、今までの計画をたんと進めていくという考えでおります。

重要性ということですが、もちろん都市計画の重要性でありまして、今回のこの通学路における事故の問題におきまして、先ほど議員さんもおっしゃいましたように、例えば規制をかけて、そこのところから排除した場合には、そこの分がよそへ回っていくと、それをどう考えるか、それが都市計画じゃないかということでありましたけれども、まさにそのとおりでございますけれども、現在、北区につきましては、いろいろな幹線道路も今後あと数年で開通してくる、供用開始をするような形になっております。

供用開始しますと、先ほど言われたように周りへの影響と、そういうことに関しましても、随分今とは現況とは変わってくると考えられます。そこら辺で、あと何年かしますと、全く違うような状態になると思われまので、もうしばらくそこら辺のことにつきましては様子を見ていただきたいなと考えます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今言われた都市計画、吉田町全体の話ですね。僕の考えているのは、自彊小学校校区、自彊小学校の周りというのは非常に住宅がふえています。当然、車も非常にふえています。通学路、あの部分を大型はできるだけ通ってはほしくない危険な部分、それと同時に、生活道路としての小型車、それを規制することはできないと思うんです。

ただ、その向こうにはやはり子供たち、通学路における事故の危険性というのは非常に高

いものになってくると思います。その中で、例えば自彊小学校の学区を見渡したときの都市計画、例えば、東名の外につながる広い道を拡張するとか、そういう形、要するに今回規制をされますと、自分の家の前は入ってこられなくなります。時間が1時間くらいですから我慢はできると思いますけれども、その中で、それが定着をしてくると、当然人間の習慣というものの中で、常に通る道が定着をしてくるんじゃないかなと、違う場所へ。

そうしたときに、その部分が非常に狭くて危険な場合、今でも通るんですけれども、今も想定している道路があるんですけれども、そこはすれ違いができません。その中で住宅がどんどんふえてきたときに危険性が増す。要するに、そういう意味での都市計画としての近辺の道路整備、そういうものの重要性というものをお考えであるかどうかを、ちょっと聞きたいわけです。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、北区のほうでも幹線道路ということで、東名川尻、それから富士見幹線、こちらのほうは町長の答弁のほうでも出ましたけれども、そちらのほうがもうしばらくすると開通、供用開始になります。

そうした場合には、今議員さんがおっしゃられましたように、今生活道路でなれ親しんだところを通して、ほぼ一緒の道を通して、いろいろなことで道路を使っているじゃないかということですが、もし東名川尻、富士見幹線等が供用開始された場合には、やはりちょっと流れが変わってくるんじゃないかなと、そのように考えておりますので、先ほども言いましたように、ちょっともうしばらく交通網の流れ、そこら辺をちょっと様子を見ていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） なかなか本論にはいかないようで、大体まただんだんと勉強してきたいと思います。

それと同時に、今言われた自彊小学校の今見ていただいたとおり、貨物車の交通量がこれだけふえてきました。その中で、車をとめる、規制をするだけではだめだと思うんです。そのときに、都市計画として考えなければならぬのが先ほど言われた農免道路の幹線です。

特に都市計画、受益負担、いろいろな考え方がありますが、その中で農免道路にどのくらいの車が通っているかという調査というのはやったことはあるんですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 町では農免道路……農免道路。

○3番（山内 均君） 農免道路ではなく……

○都市建設課長（八木三千博君） 広域のことですね。

○3番（山内 均君） 広域農道です。すみません。

○都市建設課長（八木三千博君） 広域農道ですね。すみません。

広域農道についての交通量調査というのは、まだやっておりません。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 先ほど都市計画の目的という部分で話をしましたけれども、その目的には、都市の健全な発展と秩序ある整備、あとは公共の福祉の増進に寄与することを目的と

する、この中に書いてあることはまさにそういうものができたときに、寄与しているかどうか、やはり調べることが必要だと思うんです。

そして、その調べることによって、問題意識が出たときに次のステップへいけます。やはりその辺の部分というのをやらなければいかんと思うので、それともう一つは、やはり僕が近くにあそこに住んでいて、自彊小学校の前は広い、きれいにつくっていただきました。ところが、あの上の上っていく道というのが、大型が今でもこの広域農道を通ってくればいいのか、10トン車もものすごい勢いで、坂を上りますから勢いで行きます。

事故が起きないのが不思議なくらいなんですけれども、起きたときには、ものすごい事故になるんじゃないかと思えますけれども、そういう意味でも、やはり広域農道に引き寄せるような、引っ張っていきけるような、誘導するような、そういう部分を当然都市計画の中、それとか都市計画税というものの基本的な性質の中から、当然今想定される会社はありますけれども、そういう会社も都市計画税をたくさん本社がありますからいただいています、そういうときに、今言った調査をしながらそちらに誘導をしていく、場合によっては大型同士が交差できるような部分、確かに全体が狭いので、そういう部分をやることによって、小学生の小学校の通学路をより安全にするために今のような検査をやらなければいかんとは思っているんです。

その観点で、今言った交通量調査、実際には今言った広域農道であるとか、吉田町にはたくさんあります、車が通っているところが。ただ、通学路を大型車が通る場所というのはそんなにないと思うんです。それと、あの自彊小学校の近辺というのは非常に危惧をしています。

その中で、交通量の調査というのをやっていただきたいと思うんですけれども、その辺の考えというのはありますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 交通量調査ですけれども、一般的に例えば生活道路みたいなところの道路でありましたら、何か改修を伴うようなときには実際やっていくような形になります。

今、議員さんが言われております広域農道の件ですけれども、これははっきりちょっと聞いたわけではないものですから、はっきり言えないんですけれども、当然この道路をつくって、その投資効果というものが必要になってきますので、御存じのように、この広域農道は志太榛原農林事務所のほうが事業主体でやっていたらいい道路でありまして、ちょっと本当のことかどうかわからないんですけれども、県のほうでその投資効果があったかどうか、今後やりたいというようなことをちょっと聞いた覚えがありますので、ちょっとそこら辺はまた確認させていただきたいと思えます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ぜひお願いします。

実際見たところ、少ないです。徹底的に少ないです。ぜひその点は、効果、福祉の寄与、それに関しての調査のほうに進めていただきたいと思えます。

それから、今言った高畠高島線についてもちょっとお伺いします。

あの道路に、今団地が確かにできています。結構たくさんできました。それと同時に、あの団地から出てきた道路、よく利用しますけれども、非常に狭いです。そして、その危険性



というのが、団地だけじゃなくて外からもそういう意見を聞いているんです。そのときに、ぜひ重要施策としてあのところはやっていかなければいかんじゃないか、事故が起きる前に。

そして、話を聞きますと、ある程度買収というか、それなりの買収と耳に入ったんですけども、買収はされているというか、各土地の確保というのはもうどのくらい、ほとんどできているんですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、拡幅するために用地買収をしているかということでしょうか。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 水路の確保であるとか、排水路。あの位置はあの広さだけですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 高島高島線につきましては、地元の片岡区あるいは川尻区のほうから、白線が消えていて大変危険だから、通学路であるし、何とかしてくれないかと、そういう要望は出ております。当然、白線が消えてあれば危険でありますので、白線のほうはもう大至急やっていきたいということで考えておりますけれども、拡幅までについては今のところはちょっと考えておりません。

ただ、白線を引くだけでというのも少しありますので、先ほど町長の答弁にありましたように、今後ちょっと早いうちに、早いうちというのは今年やるということじゃないんですけども、予算を確保してからの話になりますけれども、グリーンベルトのほうも考えていきたいなどは考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） もうあの道というのは非常に、考えてみただけでも確かに怖い道です。ここも重要な施策だと思いますので、ぜひ安全を守るためのできる部分は、できるだけやっていただきたいなと思います。

それから、あともう一つ考えていたのが、今学校のほうで、教育委員会とかでやってただけの話だったんです。そのときに、僕もこれは通学路、ほとんど回りました。そのときにちょっと危険だなと思ったのが水路です。水路の横を小学生が通る、小学生の通学路として使っているところがあります。きょうも三重県とか、あちらのほうでゲリラ豪雨がありましたけれども、そのゲリラ豪雨に対しての備えというのは、今までは気象状況がこういうことは余りなかったんですけども、これからの気象状況の中では当然考えられることだと思うんです。

それと、その中での観点というのが、今言った調査の中に抜けていると思うんです。それもやはり重要な部分でありますので、この検査とか、調査とか、そういうものに関しての性質そのものは、ここで終わるということじゃなくて、常に安全な部分にやっていっていただきたいなと思いますので、ぜひ継続をしていただきたいと思うんですけども、その辺はどうなんでしょう。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 教育委員会事務局でございますけれども、その件に関しましては、通学路、それこそ天候であるとか、3月11日の昨年の地震であるとか、そうい

うもののあれで、かなりの社会状況が変わっております。だものですから、今まで以上に、年1回とかじゃなくて、その都度その都度の点検及びまた通学路がこれでいいのかと、または関係機関との話とか、連携を組んで、通学路を完全に近いものにしていきたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 時間がありませんので、最後だけ、これを最後にします。

最後に、一番重要な部分だと思うんですけども、その地域全体の安全確保については、住民の通学路に関する要望の受け皿をどのように考えていますかということなんです。受け皿としてのシステムはどのように吉田町は持っているのか、これを最後にしますので、その点だけお聞きさせてください。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 全体的には、教育委員会が通学路については把握させていただきわけでございますけれども、道路の関係、交通規制であるとか、歩道関係であるとか、いろいろ条件が違ってくると思いますけれども、少なくとも、警察、それから都市建設課等、そういう関係と連携をしていきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○3番（山内 均君） 最後いいですか。

今言われたみたいに、この問題に関しては、吉田町全体でみんなを守らなければいかん問題でありますので、ぜひその点を強調して終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（八木 栄君） 以上で、3番、山内 均君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は13時10分とします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時09分

○議長（八木 栄君） それでは、暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

引き続き、一般質問を行います。

---

#### ◇ 大塚邦子君

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

[9番 大塚邦子君登壇]

○9番（大塚邦子君） 9番、大塚邦子です。

私は、平成24年第2回吉田町議会定例会一般質問におきまして、さきに通告してありますとおり、県内お達者度、女性トップ1に輝く我が町の長寿施策は、並びにシルバー人材センターワークプラザの建設はについて町長にお伺いいたします。

一昨日の9月17日は敬老の日でございました。我が町の平成24年度長寿者一覧によりますと、平成24年9月1日現在で最高長寿は102歳の女性、続いて101歳2名、100歳2名、99歳

4名、98歳3名、97歳11名、96歳23名、95歳17名、94歳29名、93歳29名、92歳45名、91歳68名、90歳57名と、90歳代の方は286名いらっしゃいます。また、89歳の方は85名、88歳の米寿の方は118名、また喜寿である77歳を迎えられた方も265名おられまして、長寿を祝う光景があちらこちらで見られました。

本年3月に策定されました第6次吉田町高齢者福祉保健計画には、高齢者が心豊かに生きがいを持って自立した生活を送るためには、健康を維持し、要介護状態になることを予防するとともに、心身機能を維持し、介護状態の悪化を防いでいくことが重要と書かれております。

平成24年4月1日現在の我が町の総人口は3万532人、そのうち65歳以上の高齢者は6,049人で5人に1人が高齢者という状況にあります。団塊の世代が65歳を迎え、高齢者はますますふえていきます。私は少子化、高齢化が進む中、高齢者の豊富な知識や経験、技能などを生かせば、町民が安心して暮らせる町づくりがさらに前進するのではないかと期待を抱く者の一人でございます。

今回の一般質問は、町内のさまざまな場所で拝見する御高齢の方や女性のパワーに後押しをしていただき、このすばらしき結果、人材をもっと行政のさまざまな施策に反映できないものかと思い、一般質問をすることにいたしました次第でございます。

さて、1点目の県内お達者度、女性トップ1に輝く我が町の長寿施策はについて伺います。

8月19日、静岡新聞の朝刊一面に大きく書かれたお達者度、女性吉田トップの見出しを見て驚いた町民の方は大勢いらっしゃったのではないかと思います。これは静岡県が独自に定義づけた65歳から要介護2から5にならない期間、お達者度の順位で、吉田町の女性が21年8カ月で県内35市町の中で最もお達者度が長いとの結果が発表されたものです。

さらに喜ばしいことに、厚生労働省が本年6月に公表した健康寿命では、静岡県の女性が75.32歳で全国第1位であったことから、吉田町の女性は健康で自立して生活しているということになるでしょう。誤解を恐れずに言えば、我が町の女性は一昨年までは世界一長寿ということにもなるとの認識を持つわけでございまして、改めて吉田町の女性の検討をたてる次第でございます。

第4次吉田町総合計画後期基本計画では、基本理念の一つに、「誰もが健やかで、安心して暮らせる快適なまちづくり」とあり、今回の発表は、町づくりを進めていく上で大きな弾みになったのではないのでしょうか。

そこで、以下の点について町長にお伺いいたします。

- 1、お達者度1位につながった取り組み並びに今後の課題は何ですか。
- 2、庁舎懸垂幕の設置など町を挙げて祝う考えはありませんか。
- 3、男性のお達者度を延ばすためにどうしますか。

次に、シルバー人材センターワークプラザの建設はについて伺います。

少子高齢化社会が進む中、高齢者が働く意欲や能力に応じて、就業の機会や生きがいを持てる環境を整備することの必要性が高まっています。田町シルバー人材センターは、平成3年11月に発足して以来、20年が経過し、また平成22年に一般社団法人化しております。

総会資料によりますと、平成24年3月31日現在の会員数は233人、入会率は2.8%となっております。また、平成22年度の受注件数は960件で対前年比170%、契約金額1億1,247万7,000円、対前年比120%、平成23年度は受注件数1,630件、対前年比132%、契約金額1億

2,953万2,000円、対前年比115%となっており、受託件数、契約金額とも大幅にふえています。

また、平成22年度から新たに家事援助事業も始まり、片づけ、不要品の処分、掃除、買い物などの利用がありました。家事援助については、ひとり暮らしの高齢者の利用があり、行政サービスの行き届かない隙間を埋めるセーフティーネットとしての社会的役割を担っております。

子育て支援についても、定期的開催されております研修会が開催されておりますが、家庭内保育、保育施設への送迎など、少子化、核家族化社会における潜在的ニーズがある中、本格実施が望まれております。

昨年あたりから新しいシルバー人材センターの候補地を模索する動きがありますが、第4次吉田町総合計画後期基本計画の実施計画書では、再来年の平成26年度にシルバー人材センターワークプラザ建設が計画されております。

本年3月に策定された第6次吉田町高齢者保健福祉計画等に関して、当局が実施した高齢者の実態調査では、「生きがいを感じる時は」の設問に対して、「仕事をしているとき」と回答している方が全体の37.5%いらっしゃいます。また、「今後やってみたいと思うことは」では、「働くこと」と答えている方が26.7%いらっしゃいます。

そこで、高齢者の就業機会を確保するとともに、今後も社会的ニーズにこたえていくためには、現在の狭隘な建物ではシルバー人材センターの事業運営、また吉田町シルバー人材センター運営費補助金設置要綱に掲げる趣旨に支障があると考えます。

そこで、以下の点について町長の所信を伺います。

1、シルバー人材センターが目的とする就業機会の拡大と生きがいの充実を図るため、今後町はどのような支援を行っていくのですか。

2、ワークセンターの建設規模と金額はどのように考えていますか。

以上が私の一般質問の要旨です。町長の明快なる御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 1つ目のお達者度県内トップ1に輝く我が町の長寿施策はについてお答えいたします。

現在、我が国の平均寿命は83歳を超え、世界に誇る長寿大国となっております。一方、少子高齢化の進行により、4人に1人が高齢者という状況が目前に迫っており、将来的には、3人に1人が高齢者という超高齢社会が訪れるとも言われております。

当町における高齢者の状況につきましては、静岡県内の35市町の8割以上に当たる30市町において高齢化率が20%を超えている状況の中、平成24年8月1日現在、ついに当町も20%を超え、5人に1人が高齢者という状況となりました。

平成24年9月7日に閣議決定された「高齢社会対策の大綱について」におきまして、戦後生まれの人口規模の大きな世代が65歳となり始めた今、高齢者のとらえ方について、健康や経済的な状況は多様であるにもかかわらず、一律に「支えられる人」という現在の高齢者像の意識改革を図り、意欲と能力のある方には支える側に回っていただくものとし、働き方や社会参加、地域におけるコミュニティーや生活環境のあり方、高齢期に向けた備えなどを、

人生90年時代を前提とした仕組みに転換させていくこととされました。

一般的には、高齢になるにつれて心身機能が低下していくことから、高齢者の増加は医療や介護を必要とする人の増加につながり、関係者家族の介護負担と医療費や介護給付費の増大は、地域の深刻な問題となることから、町といたしましても、高齢になっても健康で自立した生活を送ることができる、いわゆる健康長寿を目指し、支える側の自立した高齢者をふやす必要があります。

行政報告で申し上げましたとおり、厚生労働省は、本年6月に、国民生活基礎調査におきまして、健康上の問題で日常生活に影響がないと答えた人の割合や平均寿命のデータなど、2010年自体の数字をもとに、都道府県別健康寿命を算出いたしまして、本県の女性が全国で第1位、男性が第2位で、総合で全国第1位という結果でございました。

また、県は本年7月に、平成20年から平成22年の人口動態統計や介護認定データなどをもとに、介護保険制度の認定の要介護2から要介護5にならないで生活できた65歳からの平均自立期間、いわゆるお達者度を算出いたしまして、市町別では、女性は吉田町が第1位でございました。

したがって、健康寿命とお達者度とは、定義と算出方法が若干異なりますが、吉田町の女性がいわゆる健康寿命日本一と言っても差し支えないものと思います。

さて、御質問1のこれまでの取り組みで、お達者度1位につながる効果と今後の課題はについてでございますが、県総合健康センターの研究によりますと、栄養、運動、社会参加に留意した生活を送ることで、平均寿命が延伸するとのことでございますが、健康長寿を実現するにも、同様に、町民の一人一人の適正な食生活と運動週間を心がけるとともに、積極的な社会参加が必要であり、町民の健康意識を高め、健康づくりを実行しやすい環境を整えることが重要と考えます。

当町の町民の健康状況につきまして、国民健康保険における受診状況を見ますと、糖尿病、高血圧、脳血管疾患等の生活習慣病の受診率が他市町に比べて高い一方、1人当たりの医療費は低く抑えられております。これは疾病が重度化する前に、早期に受診し、適正に治療している方が多い傾向にあると考えられ、早期受診・早期治療の意識を持った町民が多く、また町内または近隣に医療機関が整い、町民にとりまして、症状が軽いうちに医療を受けやすい環境が整っているものと言えます。

健康増進法に基づき実施している各種がん検診、骨粗しょう症検診や歯周病検診につきましては、委託先の拡大や実施方法の改善に努めるなど、受診しやすい環境整備に努めるとともに、広報よしだやFM島田の活用、受診券の個別通知を行うなど、疾病を早期発見することの重要性の周知、受診忘れを防ぐ対策を進め、受診勧奨の強化を図っているところでございます。

また、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳から74歳までの方を対象に実施しております特定健康診査につきましては、国民健康保険の被保険者の受診に係る自己負担を無料にするとともに、集団健診を土曜日に実施したり、個別健診を導入するなど、町民が受診しやすい環境を整えるとともに、75歳以上の方を対象とする健康診査につきましても、積極的に取り組んでおります。

特に、特定健康診査につきましては、受診していただくということにとどまらず、町民一人一人がその結果を理解した上で、生活習慣を見直し、生活改善に取り組むことが重要

であることから、生活習慣病を予防する一次予防を強化するため、メタボリックシンドロームの該当者や予備群の方に対しましては特定保健指導を、その他の生活習慣病予備群に該当しない方に対しましても、その方の健康診査に合わせ、丁寧に一人一人と向き合い、健康な生活を獲得するための基本である食生活と運動週間を重点に、生活改善のための保健指導をきめ細かく実施しており、多くの受診者の健康診査に改善が見られているところでございます。

さらに、当町では、生涯にわたって健康づくりに取り組む活動的な生活を目指して、若返る貯筋塾事業として、ストックウオーキング教室や元きん力アップ教室、ダンベル健康運動教室、ヨガ講座、幼児から高齢者までの各年代に適した健康体操教室、さらには笑っしょいよしだフェスティバルを初めとしたオリジナルダンスの普及活動など、各健康運動事業に力を入れております。

また、夜間にウオーキング等を安心して行えるよう、吉田中学校の第二グラウンドを夜9時までライトアップし、自由にウオーキングやランニングができるように一般開放もしており、一人一人の生活スタイルに即した運動ができる環境づくりに努めております。

その他、生涯学習といたしまして、パソコン教室や盆栽、太極拳、懐かしい動揺を歌おうなどの63の生涯学習講座の開催や、毎年約80人の高齢者が参加する寿大学の実施など、心身の健康を保つさまざまな事業を展開しております。

こうした事業の展開が、より自立した生活の獲得と生活の質を高める手段になっているのではないかと考えております。

80歳代、90歳代と超高齢になりますと、積極的に健康づくりを行うという意識は低下しがちではございますが、当町では、年齢が多かったり、虚弱であっても、短い距離を歩くことができれば自力で参加することができるように地域の公会堂を会場としたり、自宅付近まで送迎を行ったりして、かんたん体操教室やはつらつ講座などの介護予防事業を数多く実施しており、幾つになっても心身の機能が維持できる体制の整備に努めており、80歳代、90歳代の高齢者の各種教室への参加者は増加している状況でございます。

特に介護が必要になる可能性が高い、体力の低下した高齢者には、個別に運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上などの通所介護予防事業を実施しており、昨年度は、81%の人に効果があったという結果が出ております。

介護保険法に基づく介護予防事業につきまして、当町の高齢者の状況に照らし、積極的に実施しているところでございますが、多くの高齢者は、事業に参加している間は元気なのですが、参加しなくなると、たちまち機能が低下してしまいます。また、高齢者人口は年々急激に増加をしております。こうした中、できる限り多くの高齢者が継続して参加できる事業をいかに整備していくかが課題となっております。

また、健康長寿を実現するため、高齢者が社会参加しやすい環境づくりといたしまして、高齢になっても就労できる環境の整備と、高齢者が元気で活躍できる環境の整備が挙げられます。

吉田町シルバー人材センターは、高齢者の能力を生かした就業機会の確保と福祉の増進を目的として、95%前後の高い就業率を維持するとともに、クラブ活動やレクリエーション、芸能祭りの開催など、会員相互の仲間づくりや生きがい活動を積極的に推進をしております。

また、高齢者が元気に活動できる場といたしまして、さわやかクラブがございます。平成

24年4月1日現在の会員数は1,610人で、近年、会員数がやや減少傾向で平均年齢も高齢化しておりますが、役員のほとんどが75歳であるにもかかわらず、運動会や演芸会、グラウンドゴルフやゲートボール、輪投げなどの高齢者スポーツの推進、高齢者同士の友愛訪問事業等を積極的に企画実施をしております。これらの活動を後方支援していくことは、有効な健康長寿施策であると考えております。

さらに、健康福祉センターはあとふる内にあります老人福祉センターは、60歳以上の高齢者の教養向上や親睦を目的とした詩吟クラブ、歌唱クラブ、囲碁クラブなどの12種類の趣味クラブと、高齢者向け健康体操教室や健康講座、芸能祭などの各種事業を開催し、年間延べ1万人が利用しております。

毎週火曜日と金曜日にはマイクロバスを巡回し、利用しやすい体制を整えており、今後さらにマイクロバスの巡回を活用して、高齢者の社会参加を推進してまいりたいと考えております。

以上、申し上げてまいりましたように、食事、運動、社会参加の3要素を盛り込んだ健康長寿施策につきまして、さらに積極的に取り組んでいくことはもちろんでございますが、これらの対策の中で、シルバー人材センター事業を除くほとんどの事業におきまして、男女で比較いたしますと、女性の方が積極的に参加されている状況にあり、その差がお達者度の差にあらわれていると考えております。

したがって、今後の課題といたしましては、男女ともにお達者度が上位となるよう、吉田町の男性の健康長寿施策に取り組むこと、さらには、男女問わず、健診、各種教室、活動への継続参加や自主活動への支援とともに、より多くの町民の参加を働きかけ、町民全体の健康の底上げを図ることが挙げられます。

吉田町の健康課題を見極め、生活実態を把握するとともに、町民の皆様がこれまで以上に積極的にさまざまな活動に参加できるようなPR方法や環境整備を検討し、施策化してまいりたいと考えております。

次に、質問2の庁舎懸垂幕の設置など、町を挙げて祝う考えはないかについてでございますが、今回のお達者度につきましては、県内市町別で女性は第1位だった反面、男性は26位と県下35市町の中では、決して高い順位となっておりません。

さきに述べましたとおり、当町の健康課題を見極め、生活実態を把握した上で、それに即した事業の充実を図り、男女を問わず県下で上位となるよう努めることが、今後の施策に求められることと考えております。

懸垂幕の設置等のお祝いにつきましては、この課題を達成した後に、改めて検討してまいりたいと考えます。

今回のお達者度第1位という結果に甘んじることなく、今後さらに、町民が健康で自立した生活を送り、積極的に社会参加することにより、健康寿命を延ばすことができるための環境づくりを強力に推進し、町民お一人お一人の意欲と能力が最大限に発揮できる町を目指してまいりたいと考えております。

次に、2つ目のシルバー人材センターワークプラザの建設はについてお答えします。

吉田町シルバー人材センターは、平成3年11月20日に、臨時的かつ短期的な就業またはその軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のために、地域と連携を保ちながら、その知恵、経験及び希望に沿った就業機会を確保し、生活観の充実及び福祉の増進を図るとともに、高

高齢者の能力を生かした活力のある地域社会づくりに寄与することを目的に、会員37人で設立され、間もなく21年目を迎えようとしております。

また、平成23年4月1日には、一般社団法人として新たな出発をしております。

高齢化が進み、他市町のシルバー人材センターにおきましては、会員数、受注額ともに減少あるいは横ばいといった状況が多い中で、当町におきましては、平成22年度末には176人であった会員数が、平成23年度末には233人と、1年間で57人増加し、年間契約金額も平成22年度の1億1,247万7,000円から、平成23年度には1億2,952万5,000円と15%の増額となるなど、県内のシルバー人材センター34事業所の中でも実に活気のあるセンターでございます。

さて、御質問1のシルバー人材センターが目的とする就業機会の増大と生きがいの充実を図るため、今後町はどのような支援を行っていくのかについてでございますが、高齢者の就業機会の増大と生きがいの充実がシルバー人材センターの事業目的でございますが、近年、高齢化が進む社会の中にあって、さらに健康長寿と介護予防に大きな効果がある事業であり、シルバー人材センターに対する支援を介護予防施策の一環としても認識しているものであります。

また、財政的な支援であります県の補助金が段階的に減額となり、本年度には補助制度が廃止されましたことから、町が補助金を交付することにより、経営の安定化を図っております。

これにより、増加する会員の就労先を開拓し、きめ細かな就労支援体制を整え、高い就業率を維持し、会員相互の親睦や仲間づくりを推進するための事業や地域との交流事業などを開催するなど、精力的にセンター事業が実施をされております。

今後も就業機会の増大と生きがいの充実に加え、介護予防施策の一環という考えから、センターが機能するために必要で、過不足のない財政的な支援を継続してまいりたいと考えております。

次に、環境的な支援であります、議員御指摘のとおり、狭隘、老朽化から事業展開に支障を及ぼしていると思われる現在に事務所施設から、今後、会員が増加しても、研修、講習、休憩ができるスペースが確保でき、働きやすい、また新しい事業展開が可能な施設を整備したいと考え、私の公約に掲げてございまして、施設の建設を進めてまいりたいと考えております。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、子育て期間の祖父母との同居の減少など、世帯構造の変化に伴い、地域において必要とされ、需要が見込まれる家事援助事業や子育て支援事業などの新規事業の実施につきまして、効果的な事業展開ができるように、情報提供や指導などの連携による事業支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、御質問2のワークセンターの建設時期と規模はどのように考えているのかについてでございますが、吉田町シルバー人材センターの事務所は、発足当時、旧老人福祉会館の一部に事務所を置いて業務を開始いたしました。新庁舎建設に伴い、平成6年から庁舎南側の住宅施設を一部改修し、移転していただきまして、現在に至っております。

もともと民家でありました住宅の床部分を改修して事務所として使用しているわけですが、昭和40年代の木造家屋ということで、老朽化が進み、耐久性に問題があると同時に、8坪、26.4平方メートルと建物自体が狭隘でありまして、何とか事務スペースだけが確保できている状況にあります。また、事業に必要な会議室や屋内作業室のスペースが確保できず、



事業展開に支障を来しておりますことから、新しい事務所施設の要望が上がっているところでございます。

こうした要望を踏まえ、さきに支援について述べさせていただきましたように、町では施設の建設に向けて調査研究を進めてまいりました。

建設計画につきましては、平成22年度建設に向けて準備を進めておりましたが、建設に係る補助金が廃止されたことや、榛原総合病院に係る財政的な問題から延期を余儀なくされ、さらに、平成23年3月11日の東日本大震災により、計画の見直しをせざるを得なかったことから、再度延期されたものであります。

建設時期につきましては、第4次吉田町総合計画後期基本計画実施計画書に基づき、平成25年度設計、平成26年度建設に向けて、今後、建設場所の選定を行いたいと考えております。

また、施設規模や内容につきましては、近隣施設の視察やシルバー人材センターとの協議の中で、過不足のない適正規模の施設を考えておりますが、事務スペース及び会議、研修、休憩を兼ねた多目的スペースと屋内作業スペース等を設けた施設を想定しており、現在実施している受託事業と、今後において事業展開が考えられる介護・家事援助事業や、子育て支援事業に必要なスペース等、シルバー人材センターと協議しながら、規模・内容の詳細につきましては検討してまいりたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 御答弁ありがとうございました。

何点か再質問をしていきたいと思っておりますので、御答弁よろしくお願いたします。

初めに、お達者度、女性はトップになりまして、長寿施策の効果について町長から説明がございました。たくさんの方が紹介をされたわけでございますけれども、本当に担当課職員の頑張りのありまして、こうした今回結果があらわれてよかったですねということをお願いしたいと思います。

また、今後の課題について今出されたわけでございますけれども、その中で、まず高齢者が積極的に社会活動に参加することが求められていることに対して、町長の御答弁では、そうした生きがいづくり、そうしたところへの応援をしていくということでもございました。

その中で、まず、さわやかクラブの話がございました。新聞等で報道もされているわけでございますけれども、これは会員の減少であるとか、高齢化が進んでおまして、なかなかクラブ自体の存続に関しても課題があるように聞いています。このことに関して、どのような町が応援をしていくのかということについて、お考えがございましたらお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、山村丈太郎君。

○高齢者支援課長（山村丈太郎君） 高齢者支援課でございます。

さわやかクラブにつきましては、議員おっしゃられるとおり、会員が多少減少しております。ただ、先ほども町長答弁の中にありましたように、非常に活動に現在熱心で、町のほうからも昨年度から30万円の補助、これをイベント、体育とか、そういった芸能活動に使うということで、30万円の補助を追加しました。それは今年度も同様に30万円を補助しております。

そういった財政的な支援、それから入会に関して、啓発は行っていきたいと思いますが、それ以前に、やはりシルバーだとか、どうしてもそこまでの年ではないよといったような声も聞こえます。活動の内容もまた相談に乗りながら、ぜひとも魅力あるさわやかクラブの活動ということで後方支援、側方支援をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 続きまして、今高齢者の生きがい対策事業の後方支援についてお聞きをしたわけでございますけれども、次にお聞きをしたいと思うんですけれども、今後の課題について町長のほうから答弁がありました。

さまざまな町では取り組みをしているということは理解をいたしましたけれども、課題としては、継続していくことが重要であると、やはり一度やめてしまうと、それでまた効果がなくなってしまうので、継続して、そうした教室だとか、運動だとかということを高齢者の方々に継続してやっていくことについて、これを課題とされていることがわかりました。

具体的には、何かこの高齢者対策の中で各教室等に参加している方が続けてやっていくということに対しては、施策を持っていますか。担当課長の答弁をお願いしたいですけれども。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、山村丈太郎君。

○高齢者支援課長（山村丈太郎君） それこそ、女性1位、男性が26位という結果で、課題にも男性の数字をいかに上げるかというものが一番大きな課題となると同時に、女性の位置をキープできるか、今度は追われる立場になると思うものですから、そういったことが課題になると思いますが、それこそ、まずそういった男性と女性の1位と26位という原因のほうを担当課なりにちょっと分析はしてみました。

女性の順位につきましては、先ほどから申し上げておりますが、町が長いスパンで行ってきました施策の効果が十分出ていると思われれます。また、それと地域性です。非常に吉田町というのは女性が元気というか、社交的で、積極的な女性が多いということで、専業主婦が少ないです、数字からいきますと。外で働くのがごく普通といった風土もありまして、就業先が町内、近隣に多いということで、女性が非常に外に出やすい環境であったと。

そうしたことから、就業だけにとどまらず、地域や学校、またスポーツやレクリエーション、習い事など、非常に女性が外に出ることが多くて、就業のほうは退職しても家に引きこもらず、外に出るのが多いため、こういった結果になったのではないかと考えられます。

逆に、男性ですが、当課の事業におきますと、二次予防事業、また一次予防事業でも、継続しているのは女性がほとんどです。最終的な割合からいきますと、90%が最後までやるのが女性です。男性は10%ぐらいになってしまうんです。

これはどういったことかと当課でも考えましたが、男性は退職しまして、一たん中に入りますと、新しい人間関係を築くのが非常に不得手だということで、家に引きこもりがちになってしまうのが26位の原因ではないかと、うちの課では分析したわけでございます。

また、今回の県の結果で、男性が1位で女性が27位と、全く吉田町と逆なのが長泉町でございます。こうしたことから、住民気質、施策についても、長泉町と一度話をする機会を得まして、今後の施策を進めていきたいと思っております。その後、また具体的な施策については研究していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 今の高齢者支援課長の分析を聞かせていただいて、実は私もきょうはある提案を持ってまいりまして、ぜひそれを前向きに検討していただきたいなと思ったわけでごさいます、今課長が言われたとおり、やはり女性が1位、反面男性が伸び悩んだというところがあって、女性といたしましても、男性にもっとお達者度を延ばしてもらいたい。そのための町挙げての施策を取り組んでほしいというふうに思っています。

1つ、私、男性の心理というのもちよっと客観的には持っているわけでごさいますけれども、女性にぜひ力を発揮していただいて、夫婦で参加できる教室というのを開催していただいて、妻に連れていってもらおうと、夫婦で元気になろうよと、お互い介護予防していこうよということで、夫婦の教室というのをやったらどうかなというふうに考えました。

夫婦で参加するメリットとしては、参加費を割り引くとか、夫婦で参加しやすい教室づくりとか、そんなものやっていったらどうかなと思いました。

これを思ったというのは、母子手帳が交付されると両親学級というのがあるんです。今は、昔は出産・育児は女性の仕事というふうな観点の中から、女性対象にそうしたものが行われましたけれども、近年はイクメンという言葉もあるように、男性も育児に参加しようよということがございます。

ですので、それと同じように、やはり介護というのは女性だけに関係することではないので、夫婦でともに介護予防しようよということで、夫婦教室というのを開催したらどうかなと思いますが、課長、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、山村丈太郎君。

○高齢者支援課長（山村丈太郎君） 非常にありがたい御提案をいただいたと思います。

この事業につきましては、高齢者支援課の事業だけでなく、健康づくり課、また教育委員会、町民課等、かなり広い範囲にわたりますので、また連携を持ちながら、そういった事業について考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今、議員から御提案いただきましたペアで参加する、今子供が生まれるとパパママ教室とかとありますよね。結構若い世代には、旦那さんが台所に入って、いろいろなことをするのは、だんだんそういう昔の意識とは変わってきてまして、どんどん料理をするとか、そういうことをする人が結構ふえております。

しかしながら、私なんかよりもっと上の世代になりますと、男子厨房に入るべからずというふうなことで、なかなか男性が厨房に入るといのは男が落ちるといような感覚がどうもあるものですから、男はいわば台所に入ってはいけないよと、そういうふうな考えもあったものですから、なかなかそういうのがなかったんですけども、近年、非常に大事なことは、やはり男性と女性が相携えて社会を形成するんだと、こういうふうな男女共同参画の考え方がありますので、幾年をとっていても、やはり男性の方でもこれからは台所に入っている程度のことを見ると、そういうようなこともだんだん必要になってくると。

実は、この前、ある施設の敬老会に前に行ったんですけども、そこで男性の方がおりましたので、どうしたんですかと聞いたら、いや女房が入りましてねと、それで私が台所仕事をしなければならなくなりましたんですけども、だんだんこうやっているうちになれてきました

と言っておりましたけれども、結構今までは男性の方が先に亡くなって、女性が残るというケースが一般的だったんですけれども、そうでもなくて、私のところに亡くなられた方の死亡届が参りますけれども、女性の方が先に亡くなって、男性が残るというケースも結構多くなってきましたので、やはり男女共同参画という一つの基軸を据えた形での、このいわゆる高齢者の片のいわばペアでの参加というものを、制度的にも、また環境的にも、どんなふうな形でやっていけば、その実行度があるか、その辺を研究しながら、やはりやってまいりたいと、こんなふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） よろしくお願ひしたいと思います。

次ですけれども、さまざまな町は町民すべてが健康で過ごせるようにということで、健康施策のほうをやっているという趣旨の御答弁をいただきまして、その中で、現在介護予防事業として65歳以上の高齢者を対象に、単体体操教室であるとか、パワーリハビリ教室だとか、認知症予防はつらつ講座などがあります。

介護予防を行う方々のすそ野を広げるために、町民から要望があると思うんですけれども、そうした要望に対応した新しい教室の開講や、介護予防に積極的に取り組むグループの登録制度などを設けて、さらに運動をする町民を、それが町民の文化意識、文化になるような、そうした運動教室の拡大というようなことを行っていくことを求めますが、その点については、町長、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） これもある敬老会の席でお話ししたんですけれども、よく敬老会の席上へ行って、お祝いの言葉という、皆さんはこの町を築いていただきまして本当にありがとうございましたと、今後も健康どうのこうのというありきたりのパターンで終わるんですけれども、私はそこを意識の改革をしなければならぬと、こんなふうに思っています。

すなわち、いわばこの町をつくって、そして敬老という意味でのことを考えたときに、一番大事なことは、そのような方々がいわば高齢社会というのをネガティブなイメージではなくて、ポジティブなイメージとしてとらえ直さなければならぬと。結構、高齢社会ではネガティブにとらえる人が結構多いんです。年をとったがゆえに病気になるとか、どうのこうの。そうじゃなくて、我々が高齢社会を求めたのは、我々がいわゆるそういうふうに長生きしたいと、そしていわばそういう社会を我々は望んできたわけです。

だから、そういう望んできた社会というものをポジティブにとらえた上で、それをもっともっとポジティブにするためには環境整備、すなわちいわばそういう方々が健康を維持できるような仕組みというものを意識として、いわば健康長寿施策の根底に据えると、その上で、いわばその方々が人生お亡くなりになるまで、健康で自立した生活を送れるようなシステムというものをつくっていくと、これこそ、いわば健康長寿社会のあり方であると、いわば高齢社会をポジティブにとらえる場合の健康長寿施策の根底に据えるべき思想ではないかと、こんなふうに思っています。

だから、意識の転換を図らなければやはりまずいと、こんなふうに思っています。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 町長、そうしたお話をいただきまして、やはり積極的に運動しよう、介護予防しようという町民の方々が大勢いらっしゃいますので、例えば、そこに会場に関し

ては町がここまで応援するよとか、そうしたグループの登録制をもって、こういうことが運動予防につながるよというような紹介とか、そうしたことに取り組むということによろしいんですか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 町民の皆さんから、今申し上げたような高齢社会をポジティブにとらえ、高齢者が健康で自立した生活を送るというのを環境的に整備するというふうな形で、それらのことを考えておられる方々がおられるならば、町のほうに申し出ていただければ、適宜前向きに検討して進めてまいりたいと思います。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） ありがとうございます。

続きまして、庁舎懸垂幕の設置を提案したのでございますけれども、それは少し待ちますと、もう少し効果が出てからという答弁でしたけれども、祝うということで私は申し上げたんですけれども、静岡県がこのたび健康寿命日本一ということでPRポスターを作成いたしました。これは自分の県が長寿日本一だということを県民に理解してもらうことが大切だということだそうです。

それと同じように、やはり今回の町民のこの結果、お達者度の結果を、やはり大勢の町民の方に知らせて、共通な理解と、それから、じゃ、もっと健康になるようにみんなでお互い励まし合ってやろうよというような、そうしたやはり雰囲気づくりというのが大事だと思うんですけれども、懸垂幕に至らなくても、今回の結果というのをどういうふうに町長は有効に使っていく考えていますか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 女性がナンバー1で、男が26番ですから、私は男の1人として情けないと思うんですけれども、確かに女性を褒めたたえることは非常に大事なことでおと思っています。この町をやはりリードしているのは、私は女性だなと思えますし、いろいろな意味で女性にやはりこの町づくりの中に参加してもらいたいと。

そういう意味において、この前もちょっとあるさわやかクラブに参ったんですけれども、さわやかクラブの会合に行き、そのいわば実績についてお話し申し上げて、いわば町民の皆さんの中で女性が半分以上あるわけですから、もっともっと女性が前面に出てもらいたいと、町づくりというものは男女共同参画の観点もございまして、女性の視点を入れて、みずから施策を実行していくというのが非常に大事でございますので、女性の参加というものをより一層前向きにしてもらえようとお話し申し上げ、雰囲気を促してまいりたいと、こんなふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） どうぞよろしくお願いいたします。

シルバー人材センターのワークセンターのことについてお聞きをしたいと思います。

大変いろいろな諸事情があって延期をしているわけでございますが、町長の答弁の中にありました平成25年、来年度に設計をし、平成26年度に建設をするということは間違いのないことではございませんか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 最初の答弁の中で申し上げましたので、その線で進めたいと思います。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） シルバー人材センターが果たす役割というのは、先ほど町長の答弁の中にあったとおり、大変大きなものを占めていると思います。

その中で、家事援助と、それから子育て支援について、私は今後の吉田町の受け皿としたら、大変これは期待をするものでございますが、その中で、例えば現在家事援助事業の中でシルバー人材センターの受託事業として、個人の家庭への注文が要請がありまして、例えば、買い物であるとか、あと粗大ごみの片づけだとか、搬出だとか、要するにひとり暮らしで高齢の方ではできないものをシルバー人材センターに依頼があつて、それでそのシルバー人材センターの方がそこに出向いては、できない仕事をやっているという、そういうセーフティーネットのような感覚でのお仕事をされています。

しかしながら、高齢でひとり暮らしの方というのは、経済的にも窮屈なところがあつて、使いたくても使えないというようなことが、実情があるというふうに伺いました。そこで、財政的支援をしていくという答弁だったので、そうした低所得のために利用を控えなければならない方、しかし必要なことであれば、そこは町が負担をするという考えがよその市町ではあるようですが、その辺の考え方についてはいかがですか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今、シルバー人材センターの営業のメニューの中に、そういうふうなものが固定的に据えられて、それ相応の需要があれば、町としてもそれらについては前向きに考えなければならないと思っております。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

シルバー人材センターの加入率を上げること、そして就業率を上げることが課題だと思います。その点については、今後も積極的に町が応援をしていってもらつて、高齢者の生きがいづくりと必要な労働力ということでお願ひをしたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（八木 栄君） 以上で、9番、大塚邦子君の一般質問が終わりました。

◇ 藤田和寿君

○議長（八木 栄君） 続きまして、12番、藤田和寿君。

〔12番 藤田和寿君登壇〕

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田和寿。

さきに通告いたしました定員管理と給与の適正化の目指す方向はについて、町長にお伺いいたします。

厳しい財政状況下、地方分権型社会あるいは地域主権型社会を確立し、町民の理解と信頼を得るために、町は平成23年2月に吉田町行政改革大綱（第4次）を策定いたしました。しかしながら、3月11日を境に津波防災まちづくりが最重要課題となり、その対応に向け、弾力的に見直しが図られていることと思います。

特に、新たな行政需要に的確に対応するためには、財政の健全化を今まで以上に図る必要があります。人件費を初めとした経常的経費を削減することは必須の課題であると考えます。そこで、行政改革大綱に挙げられている推進項目の1つ、定員管理の適正化と給与の適正化について、町の取り組みと目指す方向を、以下、町長にお伺いいたします。

1、行政改革プランに、新たな行政ニーズに的確に対応した定員管理計画を策定し、本年度より実施とされているが、具体的にどのような計画で推進しているのか。

2、複雑化・高度化・多様化する行政需要に対して、職員の時間外勤務や臨時職員などで、その一端の対応を図られている。定員管理との関連でどのような基準で運用しているのか。

3、人事院勧告を踏まえ官民格差を解消するため、過去3年連続で職員給与の条例を引き下げ改正しています。その中で、平成23年4月1日現在のラスパイレス指数が前年比3.1増の大幅な増加で95.4と報告されている。類似団体平均を上回る状況となった。どのような理由で、今回の状況となったのか。

4、給与の適正化の一つとして、昇給についてお伺いいたします。予算書に、昇給について、平成18年度、職員202名中、特別昇給が50人、平成19年、20年、21年度は2号昇給、4号昇給、平成23、24年度、2号昇給、4号昇給、6号昇給のそれぞれの人数が記載されている。定期昇給と特別昇給について、どのような基準で運用されているのか。

5、人事委員会を持たない我が町は、どのような給与決定の原則で給与の適正化を図っているのか。

以上、御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 定員管理と給与の適正化の目指す方向はのうち、1点目の集中改革プランによると、新たな行政ニーズに的確に対応した定員管理計画を策定し、本年度より実施するとされているが、具体的にどのような計画で推進しているのかについてお答えします。

当町では、従来から少数精鋭の考えのもと、最小の経費で最大の効果を図るべく、とりわけ定員管理の適正化として、職員増の抑制を図ってまいりましたが、そのような中、国から平成17年3月29日付総務事務次官通知、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな

な指針が示されました。

この指針は、平成17年4月1日を基準として、平成22年4月1日時点の定員を、一律マイナス4.6%を上回る削減目標を掲げ、これに基づく職員の定員削減を行うよう、地方を強力に指導するものであります。

当町では、この指導をうけまして、平成17年11月に、平成22年4月1日の職員数を213名とする吉田町定員管理計画を定め、職員の削減を図ってまいりました。この結果、平成22年4月1日現在の職員数は209名となり、削減目標を上回る定員削減を達成したわけでございます。

しかしながら、各自治体の実情を考慮しない国からの一律の定員削減の指針は、それまで定員の抑制に努めてきた自治体にとりましては大変厳しいものであり、当町についても、この計画で定めた平成22年4月1日の職員数213人というのは、計画策定時に考えられた当町の行政運営に最低限必要な人間であると考えております。

平成23年2月に策定されました吉田町行政改革プランにおきましては、平成23年度中に新たな定員管理計画の策定について検討し、平成24年度にこの計画を策定することとしておりましたが、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、当町においては、津波防災の町づくりという新たな行政課題が発生をいたしました。

このことは、予測のつかない災害の発生などにより新たな行政課題が生じた場合、細かな定員管理計画を策定しておくことの意味を考えさせるものであります。

このため、平成24年第1回吉田町議会定例会の枝村議員の一般質問で答弁をさせていただきましたとおり、現在では、新たな定員管理計画というものを定めず、平成22年4月1日の定員目標でありました213名を基準として、行政需要や事業計画、そして職員の退職時期等を踏まえ、必要人員を確保していく方針を固めまして、平成23年度、平成24年度と職員の採用を行ってきているものでございます。

採用に当たりましては、明確な定員管理の数値こそございませんが、最小の経費で最大の効果を図るべく、とりわけ定員管理の適正化として、職員増の抑制に努めております。

その成果につきましては、前述の答弁において説明しましたとおり、人口1,000人当たりの職員数の数と、歳出に占める割合が低い人件費などを総合的にかんがみれば、最小の経費、そして最小限の人員で町民福祉の向上を図るべく、一人一人の職員が町のために頑張っていることは御理解いただけるものと思っております。

平成17年度に策定されました定員管理計画は、国から示された一律の削減目標を達成するための計画でありました。しかし、本来、定員管理計画というものは、イコール削減計画というものではなく、行政の運営に必要な人員を計画的に管理していくための計画であり、定員の減少による行政サービスの低下を招くことのないよう配慮することも必要であります。

今後、状況により、定員管理計画を策定することとなる場合もあるかと思いますが、その際には、職員の退職補充だけではなく、町の事業計画並びに国及び県からの権限委譲など、予測し得る情報をできる限り考慮し、また、町の類型による定員管理診断表などを参考にしながら、削減だけを目的とするのではなく、行政運営に必要な職員は確保していくことを念頭に、効率的かつ住民に満足していただけるサービスの提供に資する計画を策定したいと考えておりますので、議員におかれましても、御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。



次に、2点目の複雑化・高度化・多様化する行政需要に対して、職員の時間外勤務や臨時職員などで、その一端の対応を図られている。定員管理との関連でどのような基準で運用しているのかについてお答えします。

町では、例年11月に各課の執務体制ヒアリングを行っており、この中で、臨時職員も含めた人員配置の要望を伺い、翌年度人事の参考としております。

各課におきましては、所掌する業務量に対し、現在の人員では何人分の労力が不足しているのかという資料及び事業計画などを示し、翌年度必要と考える人員を要望してまいります。できることであれば、要望される人員をすべて正規職員で配置することが理想ではありますが、定員管理の面からもそのようなことはできませんので、各課の現状及び今後の事業計画を考慮し、簡易または補助的な業務につきましては、臨時職員による対応とすることなどにより、効率的な職員配置に努め、定員の抑制を図っております。

時間外勤務は、吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例に定めるとおり、任命権者が公務のため臨時または緊急の必要がある場合に命ずることができることとされており、時間外勤務の命令は吉田町専決、代決等に関する規定により、課長が専決できることとされております。

時間外勤務は、時間外勤務命令簿により実施をしており、各課長は所属員の業務の進行ぐあい、行事予定などを考慮し、時間外勤務を命じております。また、20時間を超える時間外勤務命令を行う場合は、総務課長との合議を必要とし、むやみに時間外勤務がふえることのないよう、職員の健康にも考慮した適切な時間外勤務の管理に努めております。

時間外勤務及び臨時職員との定員管理の間に基準というものはありませんが、議員のおっしゃられるとおり、複雑化・高度化・多様化する行政需要に対して、住民サービスが低下することのないよう時間外勤務と臨時職員の制度を効率的に活用しながら、定員の抑制を図っております。

次に、3点目の人事院勧告を踏まえ官民格差を解消するため、過去3年連続で職員給与の条例を引き下げ改正している。その中で、平成23年4月1日現在のラスパイレス指数が前年比3.1増の大幅な増加で95.4と報告され、類似団体平均を上回る状況となった。どのような理由で、今回の状況となったのかについてお答えします。

ラスパイレス指数は、地方公共団体の一般行政職の給料月額と国の行政職俸給表一の適用職員の俸給月額とを学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により比較したもので、国の行政職の俸給月額を100とした場合に、地方公共団体の一般行政職の給料月額がどの程度であるかをあらわす指数でございます。

学歴は、大卒、短大卒、高卒、中卒の4つに区分されており、経験年数は1年未満、1年以上2年未満、2年以上3年未満、3年以上5年未満、5年以上7年未満、7年以上10年未満、10年以上15年未満、15年以上20年未満、20年以上25年未満、25年以上30年未満、30年以上35年未満及び35年以上の12階層に区分されております。

ラスパイレス指数の算出方法は、前述の学歴及び12の経験年数段階で区分されるそれぞれの国の職員数に当該区分の国の平均俸給月額を掛けて得られる金額の合計と、その職員数に当該区分の地方公共団体の平均給料月額を掛けてえら得る金額の合計とを比べるという方法になります。

そして、この経験年数階層の区分が、10年以上では5年刻みになっているという点が、経

験年数階層内における職員の分布などが変わった場合に、ラスパイレス指数を変動させる要因となり、特に職員数の少ない地方公共団体においては、ラスパイレス指数を大きく変動させる要因となります。

例えば、国において1万人を超える職員が当てはまる経験年数階層の区分について、町ではその区分の職員が1人だけであった場合、ラスパイレス指数の算定におきましては、たった1人の給料月額がその区分の町の平均給料月額として用いられることとなります。

このため、1つの経験年数階層の区分におきまして、当町の該当職員が4年目、5年目に集中した場合、昇格者が出た場合または区分内での給料が高くなる職員が職種間異動してきた場合などにつきましては、ラスパイレス指数が上昇する要因となります。

特に、高校卒の経験年数階層15年以上となる区分につきましては、国の職員数が極めて多く、ほぼすべての経験年数階層で1万人以上となっております。ラスパイレス指数の算定上大きく影響する経験年数階層の区分となりますが、この区分に該当する当町の職員数は、経験年数階層35年以上を除き、すべて3人以内であり、この区分で何らかの職員の異動があった場合に、ラスパイレス指数への影響は非常に大きなものとなります。

平成23年度につきましては、この高校卒の経験年数階層の25年以上の区分におきまして、統括から補佐に昇任した職員が4人いたことに加え、階層内における給料が高くなる職員が他の職種から異動してきたことにより、平均給料月額の上昇が顕著となり、高校卒の学歴区分全体のラスパイレス指数が、昨年度の93.0から97.1に4.1上昇したため、町全体としてのラスパイレス指数上昇の大きな要因となりました。

また、この高校卒のラスパイレス指数が町全体のラスパイレス指数の算定に大きな影響を与えることとなるには、一般行政職の国の職員と町の職員とでは学歴別の人数構成が大きく異なることも原因の一つとなっております。

平成23年4月の国の一般行政職の職員数は、大卒7万289人、短大卒1万3,354人、高校卒5万9,639人であり、それぞれ49%、9%、42%の構成比となりますが、町の一般行政職の職員数は、大卒83人、短大卒22人、高校卒23人であり、構成比は65%、17%、18%となり、国と大きく異なる構成となっていました。

しかしながら、ラスパイレス指数の算定におきましては、このことは一切考慮されないため、この高校卒18%の職員の平均給料月額が国の42%もの職員の平均給料月額との比較にそのまま用いられ、全体のラスパイレス指数の算定に大きな影響を与えることとなりました。

平成23年4月1日現在の一般行政職における高校卒は23人ですが、このうち課長及び課長補佐職は12人と、その半数以上が町の管理職を担っていることから、今後数年はラスパイレス指数が上昇する要因となることも予想されるところであります。

平成23年4月1日のラスパイレス指数が上昇しました最も大きな要因は、この高校卒の区分における職員の平均給料月額の上昇であります。その他の要因としましては、経験年数階層区分内における給料月額が低い職員が退職したこと及び昇格時号給対応表の3級部分の一部改正も要因の一つとなっております。

ラスパイレス指数は、国との給与の対比を行うための指標ではありますが、職員の少ない地方公共団体におきましては、特に経験年数階層内の変動による影響が顕著に出る場合がございます。このため、過去において、昭和63年から平成元年にかけては4.3の増加をしており、平成16年から平成17年にかけては、逆に2.8の減少をしております。

平成21年から平成22年にかけて、1.1の減少をしているため、平成23年は前年比で3.1の上昇となりますが、2年前の指数との比較とした場合は2.0の上昇となります。

また、平成23年のラスパイレス指数につきましては、類似団体平均の95.0を0.4上回る結果となっておりますが、一方で、この類似団体の人口1万人当たりの職員数につきましては、平均の64.79人に対し、当町の職員数は53.48人と、37団体中少ないほうから8番目となっております。

そのほかにも、ラスパイレス指数以外による給料の適正化を判断する指標としましては、平均給料月額による比較もごさいます。

当町の平成23年の一般行政職の平均給料月額は28万7,801円であり、同年の国の平均給料月額は32万7,205円でごさいました。

類似団体の平均給料月額は、31万9,482円であり、この金額を比較した場合、町の平均給料月額は国の87.9%、類似団体の90.0%となりますので、1人当たりの給料月額が決して高いものではないということは御理解いただけるものと存じております。

ラスパイレス指数は、各地方公共団体の違いのすべてを考慮して計算されているものではないかもしれませんが、給与の適正化の一つの指標であることは間違いございませんので、今後も引き続き、国、類似団体及び近隣市町などの状況を考慮しながら、適正な数値となるよう努めてまいります。

次に、4点目の給与の適正化の一つとして、昇給について伺います。予算書に、昇給について、平成18年度、職員202名中、特別昇給が50人、平成19、20、21年度は2号昇給、4号昇給、平成23、24年度の2号昇給、4号昇給、6号昇給のそれぞれ的人数が記載されている。定期昇給と特別昇給について、どのような基準で運用されているのかについてお答えします。

職員の定期昇給につきましては、吉田町職員の給与に関する条例第4条並びに吉田町職員の給与に関する規則第13条及び第14条の規定にごさいますように、毎年1月1日を昇給日とし、勤務成績の証明による昇給を実施しております。

勤務成績の証明とは、吉田町職員の勤務成績の評定に関する実施要領に定める勤務成績報告書のことであり、毎年12月1日を基準日とする定期評定により作成されるものでごさいます。

勤務成績報告書は、評定者及び調整者により作成されますが、保育園を除き、評定者は各課長であり、初めに各課長が所属員の評定を行い、この評定について総務課長が調整者となり最終的な評定を出す方法により実施しております。

昇給につきましては、同規則第15条の規定に基づき、内規に定める昇給基準により標準の昇給を4号給として昇給の号給数を決定しております。

平成18年度から国及び地方公共団体において実施された給与構造改革は、職務・職責に応じた給料構造への変換、勤務実績の給与への反映などを目的としており、それまでの1号給を4号給に細分化し、自動昇給化している普通昇給と持ち回りになりがちな特別昇給を勤務実績に基づく昇給に一本化することとし、より勤務成績を昇給に反映しやすくする仕組みが構築をされました。

給与構造改革後、国家公務員におきましては、4号を昇給の標準とし、成績区分が特に良好な場合は6号、極めて良好な場合は8号以上、逆にやや良好でない場合は2号、良好でない場合は昇給なしとなる5段階の昇給制度が実施をされております。

当町におきましても、国の給与構造改革に準じ、それまでの1号給を4号給に細分化するとともに、特別昇給制度を廃止しましたが、4号給の昇給を標準とし、勤務評定に基づく2号給の昇給または昇給なしという標準以下の昇給は実施しながらも、成績が特に良好であった職員についても4号給を超える昇給は実施しませんでした。

これは、平成19年5月に国会に提出されました地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案を受け、新人事評価制度の構築を計画したことから、新制度の構築までの暫定措置として4号を超える昇給を実施しないこととしたためであります。

新人事評価制度につきましては、基本的な構築は終了し、これまで試行を行ってきたところでありますが、レベルをそろえた目標設定の難しさを痛感し、また、評価のための事務の増大など修正を加えるべき点があり、現在も改良を検討しているところでございます。

新人事評価制度の構築までの暫定措置として、4号給を超える昇給は実施しないこととしてきましたが、勤務成績の評定による評価が昇給に反映しないことは、職員の仕事に対するモチベーションに大きく影響するものであります。公務員にも成績主義が求められる現在、頑張っている職員とそうでない職員の昇給に差がつけられることは必要なことであり、勤務成績のよい者が正当に評価されることは、職員の仕事に対するモチベーションアップに大きく寄与するものであります。

このため、新人事評価制度の完成前ではありますが、平成24年1月1日の昇給から、勤務成績報告書に基づく査定昇給を始めたところでございます。

査定昇給の実施に当たりましては、新人事評価制度との関連を考慮し、これまで評定が4または5の評価であっても標準の3と同じ4号給の昇給としていた基準を、国と同様の5段階の昇給区分とし、6号給及び8号給の昇給も行うことのできる内容としました。

なお、勤務成績報告書による評定は相対評価ではなく、絶対評価であることから、よい評価を得る者が多くなった場合に際限なく標準以上の昇給者がふえてしまう可能性がありますことから、国と同様に上限となる割合を定め、昇給が6号給または8号給となる職員は職員全体の25%を超えないものとし、そのうち8号給となる職員の上限を5%としております。

地方公務員の新人事評価制度を義務づける当該法律案は、平成21年7月の衆議院の解散に伴い廃案となり、法律による義務づけはなくなりましたが、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び上げた業績を把握した上で行われる人事評価は、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎となるものであります。

当町の新人事評価制度につきましては、行政評価制度などとの連携なども模索しながら、問題点を解消し、一刻も早い、よりよい制度が完成するよう努めてまいります。

次に、5点目の人事委員会を持たない我が町は、どのような給与決定の原則で給与の適正化を図っていくのかについてお答えします。

当町の給与制度につきましては、原則的には国の人事院勧告に合わせた制度となるよう例規の整備を行っており、給与の基本となる給料表の構造並びに水準及び期末勤勉手当の支給率につきましても、国と同じ内容となるよう常に改正を行っております。

また、通勤手当、住居手当、扶養手当などにつきましても、国と全く同じ制度内容としており、人事院勧告に沿うよう努めております。

財政の健全化のために経常経費となる人件費を適切に削減することは必須事項であります。今後も引き続き人事院勧告に沿うよう努めるとともに、定員とラスパイレース指数、財政に占

める人件費の割合、住民1人当たりの人件費などを参考に、給与の適正化を図ってまいりたいと存じます。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 御答弁ありがとうございました。

今回の一般質問をするに当たりまして、最初の趣旨で申し上げさせていただいたんですけども、今は平時ではない、非常時であるという形の中で、さまざまな行政需要が拡大する中、適正な経常的経費もしっかりと見ていかないと、過去、定例会における補正予算等の審議の中でも、財政部門のほうに確認させていただいて、今年度負担の確認もさせていただいたわけなんですけれども、基本となる職員の方々の給与及び人員が適正に今後も推移していかないとまずいということで、あえて質問させていただきました。

今御答弁いただいたとおり、非常に法律的にも条例的にも規則等にも細かく書かれていまして、非常に素人の私が質問するに当たって、非常に難しい部位があったものですから、今回、あくまでも比較資料としてでございますけれども、参考グラフを添付させていただきました。見やすい形での質疑が行えるようにさせていただきました。

数値的にはいろいろ間違いもあるかもしれませんが、そのような趣旨で添付させていただきましたので、よろしく願いいたします。

それでは、再質問のほう入らせていただきたいと思います。

参考グラフ1を見ていただきますと、定員管理の推移という形で、今御答弁いただいたように、213人までは計画があったんですけども、それ以降は行政需要に基づいて、逐次退職者を含めた形で補充していくよという形で、新たな行政需要を踏まえる形という形になりました。

平成22年度は209名、平成23年度は210名ということは公の資料でうかがえるわけですけども、平成24年というのは、今はこれと同じような定員管理の考え方からいきますと、平成24年というのは何名になるんですか。平成23年4月で210名ですよ。それで、退職者が昨年6名、新卒採用が17名という形で資料を見てきました。定員管理上の職員というのは、普通会計部門、一般行政部門、教育部門、公営企業等会計部門の人数と理解しております。そうしますと、215名でよろしいんですか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 総務課でございます。

4月1日現在では213名となります。

ちなみに、一般行政部門につきましては162名、特別行政部門につきましては22名、公営企業部門が29名の213名という内訳でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

そうしますと、今213名という形で定員管理の平成22年度の目標数値の基準とするという形で、御答弁にもあったとおり、過去3月の定例会で枝村議員の質疑の中でも、平成22年4月の213名を基準にした定員管理を行っていくよと、行政課題や行政需要、そして退職者等を踏まえた必要人員を確保していく方針だということで議事録に書かれておりました。

同じような質問をしたものですから、一応確認してきましたが、今後ですけれども、本年度定年退職者が3名、翌年度は5名、平成26年度は8名、その後、2名、8名、6名と続くわけでございます。

過去において、勸奨退職等があって、年度年数別の人員の上下が多少出ているわけですが、これは今213名ということでありましてけれども、人数がひとり歩きしても困ると思いますが、この辺のところ、採用計画をしっかりと組んでいかないとと思いますが、この辺の退職者を踏まえて、平成25年度、平成26年度ぐらいの新規の採用計画等はどのような形で御計画されているか、御答弁のほどお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 総務課でございます。

答弁でも申し上げましたように、新しい行政需要等が出ておりますので、退職補充だけではなく、新しく出る行政需要も踏まえまして、平成24年、平成25年、平成26年というふうな形の中で計画をつくっていきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうしますと、新しい行政需要という、言葉では非常にわかりやすいとか、わかりにくいとか、今、平成23年度、平成24年度、キックオフしたわけです。津波防災まちづくりという形でキックオフしたわけですが、きょう午前中にありました同僚議員の一般質問の中にもあったとおり、ハード、ソフトという形で、ハード的な面で採用人数等々はないと思いますが、それ以外にも、安全・安心の部分でさまざまな行政需要は考えられるわけで、実施計画、後期基本計画等もうたった中で、その辺の計画というのはなされているわけだと思うんですけれども、この213名よりもふえる傾向という形で認識してよろしいんですか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 議員おっしゃるとおり、213名よりふえる状況になるかとは思っております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 過去においては、経験者が大量にいなくなったり、一時に大量の方が退職されたという形で、再任用を計画されて1名の方が残られているわけですが、65歳まではしっかりと守るという形で、4名の方がそのとき再任用されて、実質的には今は1名だとは思いますが、その再任用制度も、民間においては来年度から定年延長というような形でのこともあるわけございまして、その辺のところ、今国がいろいろ動いているものですから、明確なことはあれだと思いますが、その辺の補完をする意味でも、再任用についてのお考えはどのようなお考えですか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 今議員おっしゃりました再任用につきましても、現在1名ということですが、今後につきましても、再任用職員の採用につきましても検討の一つに入っているということで認識しております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうすると、定数もふやしながら再任用もふやしていくという形で、新規と再任用制度の利用を併用しながら、住民のサービス、先ほど町長から答弁があったと

おり、行政サービスの極力ならないように、最小の経費で最大の効果を図るといった形での人員管理を行っていくということで確認いたしました。

続きまして、表の2番です。

2の参考グラフを見ていただきたいと思いますが、時間外勤務と臨時職員についてです。職員の正規の定数がある中で、行政需要が拡大してくると、当初見込んだよりも行政需要がさまざまな形で出てくるということもございます。そういうことで、本定例会の中でも、平成24年度の補正予算の中で、このグラフの一番下ですけれども、これは予算値でありますので決算になって減るかもしれませんが、トータルですけれども、これ6,890万円の時間外の今補正予算が組まれたわけでございます。

平成23年度決算と比べましても、1,370万円、これは予算値でありますので下がる可能性もありますけれども、行政需要を見込んで、担当部門のほうで積算した数字でこれが上がっている。臨時職員に関しましても、これは単位100万円で、ちょっとグラフを一緒にするために単位を変えてございますけれども、平成22年度が2億900万円、平成23年度が2億1,500万円、平成24年度補正が2億6,400万円という形で、右肩で上がって、大変行政需要がふえているということになるんですけれども、新たな行政需要というような御答弁があったわけなんですけれども、補正の内容を見る限り、新たな行政需要というのがうかがえないんですけれども。

過去の議会の中でも、その辺のところは聞いたんですけれども、それについてはやはり当初で見込んだよりも新たな行政需要が出たという認識なんですか。御答弁お願いします。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 平成24年度補正予算の増額の関係でよろしいでしょうか。

○12番（藤田和寿君） はい。

○12番（藤田和寿君） これにつきましては、保育園の時間延長とか、新たに始まっております津波防災関連の事業、あと税務課の滞納整理等、それらもろもろが新しい行政需要という話の中で出ておる中で補正をさせていただいた経緯がございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） その保育園の年齢の11カ月が10カ月になったり、休日の保育等の需要というのは、本年度に新たな需要じゃなくて、これはもうとうに町長のマニフェストにもうたってあるとおりで、行政需要としては見込まれていたことであります。

また、税務の滞納機構におきましても、滞納については毎年滞納はしっかりやるということでやられているわけで、県から1名派遣された方が帰られたり、その部分、県の100%の臨時の補正で来ているんですけれども、お金がどこから入ろうが貴重なお金でありますので、そういったことが補正になるといったというのは、毎年補正で感じていることなんですけれども、当初見込んだことよりも補正でやるというのは、本当に町の行政システム上、そういったものではないかもしれないんですけれども。

入りをはかって出ずをとというような形でも話があるわけで、貴重なお金の中でそれをそこに使うことによって、違った事業が予算案の当初のヒアリングのときに、財政部門のからことは10%カットで、とにかくこの非常時を乗り切ろうよというような命令の中、各課、各部門は少ないその中苦労しながらやっているわけで、その結果、もう9月のときになったときに、足りないからどんと補正をするというのは、できるうちはいいですよ。できるうちは

いいですけども、できなくなったときのことを考えると、財調の基金を取り崩したり、いろいろなことをやっていかないとまずいわけで、その辺の試算の精度が低いのではないかなと思います。

津波防災関係でふえているならわかります。それ以外の児童福祉とか税務関係、土木も多少ふえていますけれども、税務、児童福祉でおよそ5割増し、土木の4事業では倍増となっているわけなんです。

この辺のところは、最終的に決裁、先ほどの御答弁を聞きますと、時間外に関しましては課長決裁で、ある程度の時間延長に係りましては、総務の課長の決裁という形になっているわけでごさいます、その辺のところについては指導的なものはどのような形でされているか、できればそういった部門、副町長が財務省から見えているものですから、その辺の国のほうの予算も含まれる形でやられているものですから、今回初めて町のその辺の補正について見られたと思うんですけども、御感想があるようでしたら、また職員に対してハッパをかける等ございましたら、お願いしたいと思いますが。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 御指名ですので、お答えをさせていただきます。

補正予算についての御質問ですが、国の補正予算でいえば、我々が補正予算を提出するというのは、私たち若いときから、要するに当初予算編成後、変更が生じた場合に補正予算を提出すると。ですから、国の補正予算は必要最小限のものを計上している。4月から何らかの事情変更があったものについてのみ補正予算を組む。

地方のほうの補正予算は、補正予算の数が多いこともあり、割と細かいものまで補正予算に計上して、逆に言えば、補正予算に計上したことによって、議員に内容を明らかにして御審議をいただく。まさに今回、超勤も補正予算に計上させていただきました。

ですから、今回このような議論が、質問があるのかと思いますが、我々せっかく補正の機会がありますので、年度後半を見込んで、こういった時間外勤務手当の必要性がありますので、御説明をして必要性を認めていただいて、補正予算を通していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） わかりました。

ちょっと担当の方には大変耳が痛いような質問で大変恐縮なんですけれども、やはり貴重な町民の税金をいかに必要なところへ回すかということで予算を計上されていると思いますので、その辺のところ、御配慮のほどお願いをしたいと思います。

そうした中、そうしますと、民生費の児童福祉費の保育園費とか、図書館費なんですけれども、この辺のところなんですけれども、先ほど答弁の中でもございました。簡易的、補助的などところについては、すべて正職員でやる必要はないんじゃないか、確かにそうだと思います。

そういった見地から考えますと、本会議の中でも、決算の連合審査の中でも聞いたんですけども、過去の議会の中でお聞きしましたけれども、その辺の児童福祉、保育園とか、図書館について、ある程度大きな流れがあるものですから、それとともに、また今後とも行政需要の増大が見込まれる部分でありますので、その辺については、今の臨時にと、残業



とかに頼る方向で今後もなされていくのか、町長、ちょっとその辺についてのお考えをお教え願いたいと思いますが、お願いします。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 私のほうから御答弁をさせていただきます。

非常に、今後、津波防災まちづくり、あるいは福祉もそうですし、教育もそうですし、行政需要はさらに、議員御指摘のとおり、地方分権でありますとか、地方主権でありますとか、そういった意味で、基礎的自治体の仕事は今後ふえこそすれ、減ることはない。

その中で、定員をどのようにふやし、あるいは定員以外の臨時職員でありますとか、議員、先日の質問の中でもアウトソーシングというようなこともお話しになっていましたが、そのようなことすべてを踏まえて、少なくとも一般的には、町としては定員を単にふやすだけではなく、なるべく、もしふやすのであれば、必要最小限にして最大限の効率で行政需要に対応していくというようなつもりでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうしますと、指定管理とか、そういったところに、やはり大きな役場なのか、小さな役場なのか、特化して少数精鋭で本当に最低限のサービスをしっかりと守るんだというところに正規の優秀な職員の方々を集中して、それが先ほどの御答弁のお言葉をかりると、簡易とか、補助的のところは外部にお任せするよといった方向で検討されるということの認識でよろしいですね。

という、実際、榛原総合病院も徳洲会という形で指定管理しまして、毎年指定管理した途端に経常利益が、医師派遣負担金という形で1日100万円補助しているということもありますけれども、また、あつまりーナの関係も指定管理で行っているという形でありますので、その流れからいくと、保育部門とか、図書館というのは十分、しっかりと管理だけしていれば、そういった方向にいてもよろしいんじゃないかなと思います。

過去に行政改革の関係で、保育園の5園に関します指定管理の話が一度出たんですけれども、直営でやるよというような方針で今来ているわけなんですけれども、町の状態が大分変わってきました、その当時とは。第3次想定で守られていた安全な町だったんですけれども、大幅に変わって、今回、都市防災という形で、全国的にも静岡の補正予算と同等ぐらいのお金が国からおりてきたわけございまして、本当に今はそのような形でやっているんですけれども、今後のことに関しては、やはりいつまでもそういったことが続くかどうかというのは、これからの努力次第だと思いますけれども、そうやって考えたときに、今あるそういった部門に関しましては、ある程度、今後検討していく必要性を感じるんですけれども、それについて再度お願いいたします。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 議員御指摘のように、榛原総合病院、あつまりーナ、指定管理者あるいはそういったものに委託をするということもございまして、町長、前から図書館でありますとか、保育園とか、そういったものについては直営でやるというふうにおっしゃっているということは私も理解しております。

理解しておりますし、保育園に関していえば、指定管理者で行わせるメリットあるいは直営で行うことによるメリット、あるいは逆にデメリット、改革をすれば必ず光と影だとい

ますか、裏と表といいますか、悪い面、いい面がございますので、そういったことを検討する際には、本当にそのことが町民にとっていいことなのか、悪いことなのかについて詳細に検討し、メリット・デメリットを十分検討して判断をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） ありがとうございます。ぜひとも、何でもかんでもしろということではなくて、御検討していただいて、ベストの選択をしていただきたいということでございます。

ラスパイレスについて、ちょっと時間はもうありませんが、お伺いします。

御答弁を聞きますと、段階、経験年数と学歴の関係で、そういったところのちょうど該当する人数が少ないところでたまたまそういった方々が管理職、補佐以上でなったよということであるわけですが、昇給というのは1月1日だけですよ。昇格というのは4月1日だけですよ。それ以外にありますか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） そのほかにはございません。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうしますと、ちょっと公表されている資料の中で見ますと、短大卒、高卒で年数のところ、大分多くなっている方々が給料が上がっている。それで、大卒の方々が割と平均でも下がっているという形で、年度的なことがあるわけなんですけれども、これというのは、でも、うちの町だけじゃなくて、よその市町も同じような傾向にあると思われるんですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

というのは、先ほど平均給料月額の話が出ました。吉田町と県は昨年度に比べて下がっているんです、平均給料月額が。それで、国は上がっている。そうした中で、同じような人事範囲で、たまたま12の分野の中で大卒、高卒、中卒、短大卒という4分野の中で、それが動いただけ以外に、何かほかにラスパイレス指数が上昇する要因があるんじゃないかなと思うんですけれども。

その一つに、昇格のときの号給の変化というのが、さっき平成23年4月1日一部改正した3級号給の昇格表が変わったよということでもありますけれども、これというのは一律ですか。ちょっと私、知らなかったものですから、それは何か国からの指導で変わったわけですか。先ほどの答弁の中の一つに、要素としてそれを言われていましたけれども、他の業種から入ったのと高卒の方がそういった分野に入られたのと、3級職の何ですか、昇格時対応表の改定があったような話があったんですが、それについてはいかがですか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） ただいまの吉田町職員の給与に関する規則の一部改正につきましては、平成22年4月1日における当町のラスパイレス指数が92.3ということで、県内市町におきまして、下から3番目の数値となっていました。中でも、特にラスパイレス指数が低くなっている3級職の給料を引き上げることを念頭に、吉田町職員の給与に関する規則に定める昇格時号給対応表の一部を改正することとし、3級の昇格時に適用されることになる号給を、1号給から4号給に引き上げる内容の改正を行ったということでございます。

また、この改正に伴い、既に3級以上となっている在職者の調整を、各職員の給与履歴に基づき行ったということでございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） ちょっと定員管理のほう、ちょっと時間をとりすぎて時間がなくなっていましたけれども、1つ、またこれは続けてやらせていただきます。

きょういただいた答弁をいただきまして考えていきたいと思いますが、ただ、1点、モチベーションに影響があるから、平成24年1月1日の昇給から変えたということでありましてけれども、実際にこの表を見てもらいますと、平成23年度に上がっているんですから、6号給昇給を行っているんですから、この答弁はちょっと違うと思うんですけれども、もう時間がないと思いますが、これはまた後日の定例会で一般質問を続けさせていただきますが、平成24年1月1日ということは……

○議長（八木 栄君） 時間です。

○12番（藤田和寿君） はい。

○議長（八木 栄君） すみません。

○12番（藤田和寿君） ありがとうございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君の一般質問が終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 3時07分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会22日目、最終日でございます。

ただいまの出席議員は13名、全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎議案第47号～議案第57号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第1、第47号議案から日程第8、第57号議案まで、総務文教常任委員会へ付託し、委員会報告書が提出されましたので、会議規則第38条の規定により、この8議案を一括議題といたします。

初めに、この8議案について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、佐藤正司君。

〔総務文教常任委員会委員長 佐藤正司君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（佐藤正司君） それでは、平成24年9月3日に開会されました吉田町議会定例会において、総務文教特別委員会に付託されました8件の議案審議について委員長報告をいたします。

第47号議案 平成23年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定については、9月10日、11日、出席委員13名、両日とも当局より町長、副町長初め、所管の課長ほか担当職員の出席をいただき、連合審査を行いました。

審査は、款ごとに担当課長から事項別明細書により順次説明をいただき、その後、質疑を行いました。また、両日とも議場におきまして、産業建設常任委員会と連合で審査を行いましたので、審査の過程における詳細説明及び質疑詳細内容については省略して、主な質疑につき、要旨を報告いたします。

10日、9時開会。

歳入1款から10款と20款について。

委員。町債について、町債の説明があったが、平成13年から10年経過したものの、臨時財政対策債など利率の見直しと借入れ条件としてどのような選択をされたか。

企画課長。臨時財政対策債については、三位一体改革によりできたもの。借入れについては、各自治体が責任を持つ制度。平成13年度のとき、10年後に見直しができる条件でできている。今回利率の見直しを行った。

委員。今回の3億4,400万円の償還期限が平成44年3月の分について、固定で選んだのか。10年後に見直しができるものかどうか。

企画課長。今回についても、見直しが可能な最も有利な条件を設定した。

委員。先のことはわからないが、固定でなく10年で見直しを選んだ理由は。

企画課長。今後10年で利率が余り上がらないだろうと発想した。借り入れについては、会計管理者と合議して決めた。

委員。不納欠損の理由はどのようなものが多いか。

税務課長。町民税は、外国に帰国した者、行方不明の者。法人町民税は、廃業した法人や倒産した者。固定資産税と都市計画税は、財産がなくなっている者で不納欠損をした。

歳出の1款議会費、2款総務費1項までについて。

委員。文書広報聴費で、円滑な広報聴活動により、情報発信やコミュニケーションの充実が図られたのか。

総務課長。イベントなどの情報を提供して町内を盛り立てるなど、FM島田の利用なども一部です。町長も、どこでも訪問しますDAYの活動の充実も行って、情報を発信してコミュニケーションの充実を図っている。

委員。住民参画推進事業費の執行率が2.5%低いですが、どのような考えか。

企画課長。住民参画推進事業は町長の公約だった。当初重要な位置づけを持っていた井戸端会議、住民参画のためのフォーラムづくり、町づくり委員会など計画は持っていたが、実際は町づくり機構など全体的な考えを深める必要があり、23年度は、残念だが少し取り組みはおくれた。

委員。吉田高校の統廃合の現状は把握しているか。

企画課長。吉田高校の問題はデリケートな問題。打ち合わせでは、町長と県の教育長のトップ同士で会談できる調整はしてきた。県教委は開校時期を1年ずらして26年4月開校を目指している。町としては、吉田高校をなくしてしまうことは承服できないと伝えてある。

二、三日前の新聞に、新高校の校名募集も出していた。早晚、地元に対する提案をするよう求めている。

2款総務費、2項から6項、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費について。

委員。財産運用収入の利子及び配当金収入が前年より200万円ほど減っているが、なぜか。基金の運用を工夫すべきではないか。

会計課長。地域福祉基金は使用したので、決算額が減った。財政調整基金も6,300万円ほど減り、利率も下がったことが理由です。

委員。説明では、県議会、町長、町議選挙があったために、職員の時間外勤務手当が増えたとあったが、この説明書には載っていないが、なぜか。

総務課長。選挙期間中のものは通常の中から出している。選挙前のもは一般管理費から出している。すべて選挙ではないが、230万ほど増額されている。

3款民生費について。

委員。地域支え合い体制づくり事業で、要援護者個別支援計画提出者が6,212件あるが、そのうち何人ぐらいか。

高齢者支援課長。包括支援センターの相談を受けた人数及び65歳未満の要援護者159人のデータを入力した。

委員。敬老会は、高齢者の長寿を祝い、町民の敬老意識を高めるなど、効果があるとしているが、なぜやめたのか。それにかわる施策を考えているか。

高齢者支援課長。式典は参加者が年々少なくなっている。暑い中、健康的な不安が大きい。式典の是非については、さわやかクラブにアンケート調査を行った結果、8割以上の方が式典は要らないとの御意見でやめた。かわりに記念品の配布と、88歳の方に写真を撮り、お宅へお祝い訪問することにかえた。今後は、記念品の継続と、88歳の方の訪問や広報で紹介していく。

4款衛生費について。

委員。太陽光発電システム設置事業の申請件数は71件あるが、どのように推進してきたか。また、今後の見通しは。

町民課長。広報で知らせている。事業は国・県の補助金を利用できるので、事業者が詳しく、町にも申請してくる。今後も70件予算計上しているので、推進していきたい。

委員。放射能の検査を行ったか。結果は出ているのか。

町民課長。島田市が試験焼却を実施する計画が出た後、試験焼却する前と後に検査を町内12カ所で実施した。数値は試験焼却前も後も0.06から0.08マイクロシーベルトの間でした。

11日、9時開会。

5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費について。

委員。たこ揚げ大会の参加者は何人ぐらいか。また、参加者を増やすためにどのような取り組みをしているか。来年は30周年だから盛り上げてほしいが。

産業課長。昨年度は2,000人でした。近隣の志太榛原地域と中部管内にポスターなどを送ってお願いをしている。他の行事と組み合わせたいと考えているが、難しい。今後工夫していきたい。

委員。耕作放棄地の実態調査はどうか。また、どこの地区に多いか。

産業課長。農業委員会が今月末までに調査している。昨年実施しているので、場所を地図に落とし、確認している。部農会を通じて管理をお願いする。放棄地は専業農家の少ない住吉地区南部が多い。

委員。水門、排水機場管理費の中で、住吉小学校の近くが最近の集中豪雨で水があふれ、車が浸かった。管理はどうしているか。

都市建設課長。機場は農業用の排水機場になっている。時間30ミリ以上の雨では対応できない。通常は都市建設課の職員が操作を行っている。

8款土木費、11款災害復旧費について。

委員。河川維持管理事業の中の草刈り処理委託料が206万円かかっているが、多いのではないか。

都市建設課長。草刈りをした草を堆肥化する予算です。堆肥化したものをオアシスマつりや花いっぱい団体等に配布している。

委員。大窪川の改修工事が繰越明許になったが、理由は。

都市建設課長。水が多く、水中ポンプからウエルポンプにかえたこと。仮設道路をつくるときに地権者との交渉が難航したために、繰越明許になったもの。

歳出9款消防費について。

委員、地震対策費で取り組みの効果に防災訓練を通じ、地域防災体制の検証を行ったこと

が、防災関係機関との連携強化と地域住民の防災意識の高揚が図られたとあるが、検証してどのようなことがわかったのか。

防災課長。総合防災訓練は、三つのエリアで分けて行った。地域の連携を掲げ、県や各町と行った。医療ではトリアージなどさまざまな体験をした中で、問題点も浮かんだ。今後の防災に振り向けていきたい。

委員。今のは総合防災訓練ではないか。地域住民の防災意識向上がどのように図られたのか。

防災課長。防災訓練は年4回行っている。23年度は8月に行ったもので、その他さまざまな事業を見てもらい、活動に協力してもらい、おのおのが地域の自主防災会の活動に生かしてもらいたい。

委員。昨年都司先生を招いた防災講演会の会場では、後ろのほうが聞こえにくかったようだが、会場設営はしっかりやるべきでは。

防災課長。体育館で行ったもので、今後、気をつけたい。

委員。国民保護対策費で原子力防災対策に関する情報収集ができたとあるが、どのようなものか。

防災課長。浜岡原発について、30キロ圏内の話が出ている。県の会議に出席しながら状況を把握している。県の原子力の計画ができたところで、町も新たに作成していく。

委員。年度末につくられた津波避難計画の所期の目的と、今後どのように生かしていくのか。

防災課長。3月に作成し、5月に避難タワー建設の説明会で話した、命を守る施策を紹介しながら説明した。これがすべてではなく、今後、要援護者の関係も見直していく。今回の防災訓練でアンケートをとった。今後検証していく。

委員。庁舎内の備品などの耐震工事は実施されているか。

防災課長。J - A L E R Tはバンドでとめてあるが、パソコン等はそのままになっている。10款教育費について。

委員。図書館の利用状況で、貸し出し人数は多いが、視聴覚ホールの利用が偏ってはいないか。工夫はどのようにしているか。

教育委員会事務局長。視聴覚ホールの利用はピアノが多いが、たまたまそうになっているだけで、すべて住民のためにオープンにしている。

委員。お花見茶会が雨で参加者が少なかった。延期するなどの処置はできなかったのか。

教育委員会事務局長。お花見茶会は3月末の日曜日を予定していた。4月に開催することは可能。今後は先生の都合など検討して、流動的にやっていきたい。

委員。小・中学校に新たに熱中症チェッカーが導入されたが、効果は把握されているか。

教育委員会事務局長。チェッカーは温度や湿度を図るもので、水分を多くとらせるなど注意してきた。昨年度は救急車で運ばれることはなかった。

委員。図書の本の貸し出し人数は増えている。人員体制と開館時間は。

教育委員会事務局長。人員体制は正規職員が5人、フルタイムの臨時職員が4人、半日が2人、夏休みのアルバイト1人で取り組んだ。閉館時間は、木曜日だけ30分延長してきた。今年度から、6月から閉館時間を毎日6時半にした。効果は出てくると考えている。

以上、連合審査の報告です。

12日、午前9時より。出席委員7名、町長、副町長初め、所管の課長に出席をいただき、定足数に達していることを告げ、委員会を開会しました。

審査の順序については、審議日程より進行することを報告し、付託された8件の審査に入りました。

日程第1、47号議案 平成23年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定を議題とし、審議に入りました。

本案は、連合審査にて質疑が終了していますので、討論を求めましたが、討論はなく、採決を諮ったところ、全員異議はなく、本案は原案のとおり認定されました。

日程第2、第48号議案 平成23年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題とし、審議に入りました。

本案に対し、質疑と討論を求めましたが、質疑、討論はなく、採決を諮ったところ、全員異議はなく、本案は原案のとおり認定されました。

日程第3、49号議案 平成23年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題とし、審議に入りました。

委員。退職被保険者の人数が増えている。保険税も増えているが、医療費給付1,700万円増加している。対策は考えているか。

町民課長。退職者は増加している。退職者の場合は、社会保険診療報酬支払基金と各保険者のほうからも出ているので、影響は少ない。

委員、収入未済額が2億8,000万円ある。収納できない理由は。

税務課長。収納できない理由は、未納者には3カ月の短期保険証を発行し、3カ月ごとに分納誓約を行っているが、2年間で分納が終わらない方が多い。5年間の時効消滅も多いのが現状。

委員。収納率を上げるために、どのようなことを取り組んだか。

税務課長。口座振替をお願いしてきた。

委員。レセプト点検は臨時職員3人でやっているが、その結果はどうか。

町民課長。再診を点検したのは510件あった。連合会に再度申請し、適正な処理をしてもらった。

委員。特定健診の受診率は40.6%で、特定健診審査委託料が1,377万円あるが、受診者の数にかかわらず決まっているのか。受診率を上げるための工夫は。

町民課長。特定健診は医師会に委託している。1人幾らでお願いをしている。集団健診をやっていて、月1回土曜健診を行っている。

以上で質疑を終了し、本案に対し討論を求めましたが、討論がなく終結し、採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案のとおり認定されました。

日程第4、50号議案 平成23年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題とし、審議に入りました。

委員。不納欠損と収入未済額がそれぞれ何人ぐらいか。その対応は。

町民課長。不納欠損の人数は14人、収入未済は18人、滞納繰越分は31人いる。

委員。滞納している人は少ない。個々につかんでいるか。

町民課長。個別に連絡をとって、相談などで対応している。

委員。多重受診への対応は。



町民課長。広域連合から保健師を派遣してもらい、個別に対応している。町としては取り組んでいない。

以上で質疑を終了し、本案に対し討論を求めたところ、反対討論。後期高齢者医療制度は、導入直後から批判が多く、現在は軽減措置がとられ、被保険者の約半数が軽減されていますが、いつまで続く制度かわかりません。年金支給額は4月から段階的に減額されていく一方、保険料は2年ごとに引き上げられていきます。高齢者の生活はますます苦しくなるばかりです。後期高齢者医療制度は直ちに廃止し、もとの老人保健制度に戻すべきです。

賛成討論。この制度により、被保険者の疾病など必要な給付を行う事業だと思う。究極の目的は、住民の健康を守り、向上させるものであり、75歳以上の医療事業として、税の公平な負担と財源確保の観点から、健全な財政運営を図るよう、この後期高齢者医療制度があると思うので、賛成する。

討論終了後、採決を諮ったところ、賛成多数で認定されました。

日程第5、第51号議案 平成23年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題とし、審議に入りました。

委員。介護予防事業に参加した84人のうち、一次予防事業対象者に改善した者は68名いるが、効率がよいので、もっとPRすべきでは。

高齢者支援課。確かに効率はよいのだが、なかなか自分は認めたがらない人が多く、課題になっている。さわやかクラブなどあらゆる機会を使ってPRしている。

委員。「みんな笑顔で介護保険」、「なるほど介護保険料」、「みんなで安心介護保険料」のパンフレットなど3種類が発行された効果はどうか。

高齢者支援課長。それぞれの目的に合った内容でパンフレットを作成した。

委員。施設に入れないという人の現状は。

高齢者支援課長。吉田町の特養の待機者は、実人数で93人。6カ月以内の入所希望は45人。このうち入所の必要が高いと判断された人は12人いたが、その方は入所した。

以上で質疑を終了し、本案に対し討論を求めましたが、討論がなく、討論を終結し、採決を図ったところ、全員異議がなく、本案は原案どおり認定されました。

日程第6、第55号議案 平成24年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について議題とし、審議に入りました。

委員。支払準備基金はどの程度積み立てが必要と考えて運用しているか。

町民課長。基金の保有については、保険給付費の5%の場合は1億1,000万円程度。厚生労働省の省令の保険給付費等の25%の場合は5億4,000万円程度になる。5億4,000万円程度あれば安全だと思う。

以上で質疑を終了し、本案に対し討論を求めましたが、討論がなく、討論を終結し、採決を図ったところ、全員異議がなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、56号議案 平成24年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について議題とし、審議に入りました。

本案に対し質疑と討論求めましたが、質疑、討論ともなく、採決を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、第57号議案 平成24年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について議題とし、審議に入りました。

本案に対し質疑と討論を求めましたが、質疑、討論ともなく、採決を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、総務文教常任委員会に付託された8件の議案審議を終了いたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（八木 栄君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。委員長、御苦労さまでした。

日程第1、第47号議案 平成23年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり認定されました。

日程第2、第48号議案 平成23年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第3、第49号議案 平成23年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第4、第50号議案 平成23年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「議長」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 私は、第50号議案 平成23年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論をします。

後期高齢者医療制度は、国保や健保の加入者が75歳になった途端、それまでの公的医療保険から切り離され、独立した制度に囲い込まれる差別的な仕組みです。民主党政権は、この制度を廃止すると言いましたが、いまだに廃止されていません。

保険料の徴収は、年金から天引きを基本としていますが、年金収入の低い人などは自分で納めています。町でも、保険料を払い切れない人も生まれ、23年度決算では、不納欠損額は20万4,600円。収入未済額は現年度分、滞納繰越分合わせて160万100円になり、保険料を払えない人がいます。必要な医療が受けられるよう配慮が必要ではないかと考えます。

導入直後から批判が多く、現在は軽減措置がとられ、被保険者の約半数が軽減されていますが、いつまで続く制度かはわかりません。年金支給額は4月から段階的に減額されていく一方、保険料は2年ごとに引き上げられていきます。高齢者の生活はますます苦しくなるばかりです。

この制度導入前の老人保健制度は、高齢者を国保健保に加入させたまま、窓口負担を現役世代より軽くするための財政調整の仕組みです。老人保健制度に戻せば、保険料の際限ない値上げや別枠の診療報酬による差別医療はなくなります。後期高齢者医療制度は直ちに廃止し、もとの老人保健制度に戻すべきです。

以上、反対討論といたします。

○議長（八木 栄君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 8番、吉永です。

ただいま平成23年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、何点かの反対討論がありましたけれども、私はこの制度について賛成の立場で討論いたします。

自分は、後期高齢者医療事業特別会計決算において、この制度は保険料の徴収にかかわる適正な事務処理を行い、健全な事業運営が、医療費が年々増加している中で、法律の趣旨に沿って、被保険者の一部負担金の軽減を図ることを目的としていることであります。

よって、地域住民の医療を確保して、究極の目的であります住民の健康を守り、向上させるかにあり、制度の対象である75歳以上の医療事業によって、税の公平負担と財源確保の観点から、適切な徴収対策のもと、健全な財政運営を図る適正な事務執行と判断して提出され

た原案に対して、賛成討論といたします。

○議長（八木 栄君） 賛成討論が終わりました。

ほかに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。起立しない方は反対とみなします。

採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（八木 栄君） 起立多数です。

したがって、本案については委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

日程第5、第51号議案 平成23年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第6、第55号議案 平成24年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、第56号議案 平成24年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 8、第57号議案 平成24年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### ◎議案第 38号～議案第 46号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 続いて、日程第 9、第52号議案から日程第11、第58号議案まで、産業建設常任委員会へ付託し、委員会報告書が提出されましたので、会議規則第38条の規定により、この 3 議案を一括議題といたします。

初めに、この 3 議案について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、枝村和秋君。

6 番、枝村和秋君。

〔産業建設常任委員会委員長 枝村和秋君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（枝村和秋君） 産業建設常任委員会に付託されました 3 件の議案審議について、御報告を申し上げます。

平成24年 9 月 18 日午前 9 時より、役場 4 階第 2 会議室におきまして、委員 7 名と当局から町長、副町長、理事を初め所管課長の御出席をいただき、定足数に達していることを告げ、委員会を開会しました。

第52議案 平成23年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、審議に入りました。

委員。公共浄化センターの耐震のランクはどのあたりにあるのか。

下水道課長。平成19年12月に実施しました吉田町が所有する公共建物の耐震性能にかかわるリストで、1Aのランクに位置づけられています。

委員。耐震補強の内容は。

下水道課長。建物のジョイント部分と壁の補強です。

委員。液状に関してはどう対処するのか。

下水道課長。処理場の基礎はしっかりくい打ちがしてありまして、今回の工事につきましては、国の基準に基づいた耐震補強工事ができるものと思っています。

委員。浄化センター維持管理費の中で、エンジンポンプや発電機を備えたところがあるが、燃料の備えは。

下水道課長。タンクを用意し、ガソリンをストックしています。

委員。何日ぐらいを予定し、備蓄しているか。

下水道課長。1日分用意している。

委員。3日ぐらいは必要だと思うが。

下水道課長。今後、検討していきます。

委員。検討とはどういうことか。

下水道課長。危険物の取り扱いの関係もございまして、町民の皆様にも不安のないような形で浄化センターが動いていけるよう進めていきたいということです。

委員。水没して危害が伴うなどの備えは。

下水道課長。浄化センターについては、津波対策はしてありませんが、発電機などにつきましては、2階の一番高いところに置いてあります。今後、国の方針に従って対応していきます。

委員。処理汚泥の際、肥料などにして業者に利益が生じてくると思うが、汚泥処理委託料から差し引かれているか。

下水道課長。その部分を含んだ処理単価です。

委員。第1工区、第2工区の既設人孔耐震化工法と、第3工区のアースドレン工法はどのようなものか。

下水道課長。第1工区、第2工区はマンホールの継手が地震の震動に揺れて折れてしまわないよう、ゴム製なもので弾力性を持たせる可撓継手の工事です。第3工区のアースドレン工法は、マンホールの浮上防止対策の工事です。

委員。焼津榛原線の県道上でマンホールの周囲の工事をしていたようだが、工事の内容は。

下水道課長。土地の売却に係る取り付け管増設の要望があり、工事したものです。

委員。県道の場合は町が負担するのか。

下水道課長。下水道事業は町の事業でありますので、負担は町です。

委員。脱水汚泥に係る放射性物質測定検査業務委託とあるが、結果はどうか。

下水道課長。放射能セシウム等は検出されませんでした。

委員。本年3月ごろ、下水道工事請負業者と民間人の接触があり、尊い命を絶たれたという報道があったが、工事との関係はあったのか。

下水道課長。下水道の工事に伴う事故ではありません。牧之原署のほうでは、交通事故の扱いで処理されたと聞いております。

委員。公共工事での現場においては十分気をつけていただきたいが、その管理は。

下水道課長。工事監督者を工事現場に毎日行かせるなど、請負業者の方を十分指導し、注意を払って工事施工しています。

以上で質疑を終了し、本案に討論を求めたところ、討論はなく、討論を終結し、採決を図ったところ、全員異議なく本案は原案のとおり認定されました。

続きまして、第53号議案 平成23年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とし、審議に入りました。

委員。水道管の工事では、地震に対処するための考え方は。

水道課長。国のほうで被害の少ない管路というものを定めており、離脱防止機能つき継手を有するダクタイル鉄管やポリエチレン管を使い、施工しています。

委員。液状化に対する調査は行っているか。

水道課長。行っていません。

委員。非常時に異常事態が発生したとき、水道業者との連携でいつでも対処できるような体制を持つべきと思うが。

水道課長。9月1日の防災訓練には指定業者に集まっていただき、協力体制をとっています。

委員。事実上の連絡体制だと思うが、水道業者との実際の訓練みたいなものが必要だと思うが。

水道課長。業者と連絡を密にし、災害が発生した際には必ず助けていただけるような協力体制をつくっていきたいと考えています。

以上で質疑を終了し、本案に討論を求めたところ、討論はなく、討論を終結し、採決を図ったところ、全員異議なく本案は原案のとおり可決及び認定されました。

第58号議案 平成24年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、審議に入りました。

質疑、討論はなく、採決を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案のとおり可決されました。

産業建設常任委員会に付託されました3件の議案審議を終了いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（八木 栄君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。委員長、御苦労さまでした。

日程第9、第52号議案 平成23年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第10、第53号議案 平成23年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決及び認定されました。

日程第11、第58号議案 平成24年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第12、第59号議案 平成24年度消防ポンプ車の取得についてを議題とします。

これより第59号議案についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いします。

質疑はありますか。

2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 2番、杉本幸正君。



ポンプ車ということですので、消火活動ということで使われると思うんですが、その他に地震、津波ということで、大きな災害も予想されるという中では、そちらのほうに関する特別な施策等も備えているのかどうか。その辺を確認してお聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 総務課でございます。

このポンプ車につきましては、通常の消火活動を行うポンプ車ということで、特別に地震対策とか、そういうのに備えたものを持っておらない、通常のポンプ車でございます。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） わかりました。今後また数台予定しておりますので、その辺もまだ検討の余地があるかと思っておりますので、消火活動だけでなく、多くの面に使われるような形で考えていただきたいと思います。その辺の関係をお聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 設備の充実につきましては、今後検討したいと思います。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

今回の消防車の購入については、引用するものではありませんけれども、これから予想される大地震に対しての、東日本大震災の教訓を生かして、ハザードマップをもとにした消防団としての行動、それと消防団員としての行動、そういう行動のシミュレーションはどのようになっていますでしょうか。

きょうの新聞報道の中ですけれども、静岡県駿河湾から九州東方沖に沿って起きるとされる南海トラフ地震が想定される地域でも、消防団の安全対策を見直す動きが広がっていると……。

○議長（八木 栄君） 3番、山内議員。ポンプ車の取得についての議題だものですからね。これに関することにしていただければと思います。

○3番（山内 均君） 取得をするに当たって、その目的とかそういうものがしっかりしているかどうか。その判断というのは、今言った中での、それをお聞きしたいと思って質問させていただきました。

○議長（八木 栄君） この取得に対する議決だものですからね。ちょっと内容が違いますので、できればまたほかの機会にお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今回、消防ポンプ1台購入するということなんですけれども、この定例会の初日に、補正でもう1台購入するというお話がありました。それもわかっているのであれば、2台一緒に買ってコストダウンを図ることができるのではないかなと思うんですが、そういう発想はなかったのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 昨年の12月時点では、第1分団の1台を購入するということで予定させていただきました。残りの第2分団、第3分団、第4分団につきましては、1年ごとにそれぞれ更新する予定でおりましたものですから、結果的に補正をお認めいただきまして、

2台になりましたけれども、2台にしても、特にそこで安くなるような結果になるということとは、ちょっと考えられないと思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） わかりました。

では、納入期限、3月21日になっているんですが、もう1台、今年度中に買うわけですよ。そうしたら、もっとこれ納入期限というのは前倒しできるんじゃないですか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 納期につきましては、一応3月の21日ということで入札のほう発信しましたものですから、このような形になっておりますけれども、工期的にこれぐらいのところを当初から見込んだものですから、年度内という形で入札をかけましたものですから、こういう結果となっているような状況でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） ということは、これからもう1台また見積もりして入札やって、年内にやるわけですね。そうしたらこれ、その納期の見積もりが甘かったということじゃないですか。要するに、できるわけでしょう。これから発注するものだって。前倒ししてって、せっかく買うのであるから、有効に年内といえどもできるだけ早く購入して活用するということが必要なんではないでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 入札の条件としまして、納期限といえますか、納期につきましては、3月21日ということで発信をしたものですから、これを短縮しようということでの質問なんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 要するに、見積もりが甘いのではないかとやっているわけですよ。もう1台これから入札やって、3月31日、年度内に納入させるわけでしょう。そうしたら随分、この2カ月ぐらいは早くやっているわけですよ。そうしたら、工事期間というのは短いわけですよ。だからそれができるのであれば、これは例えば2カ月違いであれば、これ1月に納入できるのではないかと。要するに、そういうしっかりした発想でやっていただきたいということなんですけれども。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 納期限といえますか、工期につきましては、消防ポンプ車を作製するに当たりましての、一応目安というものを求めまして発注した経緯がございますので、工期が甘いと言われるのは、ちょっとあれだと思っておりますけれども、町としましては、その辺のことを換算して発注したと考えております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そのときはそうだったかもしれんけれども、今回、これから発注して間に合うわけですよ。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 今後2台目のポンプ車につきましても、一応年度内の予算ですので、年度内につくっていただく業者に発注したいというふうに、当局としては考えております。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

当初1台を当初予算で発注をしたわけですが、そのときはその当初予算の発注の中で、ある程度余裕を持ってといいますか、そういった工事期間といいますか、そういう期間を設けて発注をしたわけですが、今度は補正予算という性格でございます、補正予算9月に今度は提出させていただいたわけですが、当然議員おわかりのように、9月後半しか、年度後半しかないわけですので、我々年度内に完成ができるような発注の仕方を今後考えてまいるわけですが、そこに関しては、当初の発注よりはある程度製造期間というものを短く設定して、年度内に納入できるようにやっていかないとけないというふうに考えておまして、どうしてもこれ補正予算という性格上、こういう製造期間になったということを理解していただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 最後にします。

要するにできるのであれば、当初予算のときもできる期間というのをもう少し精査して、見積もって、納入期限を設定するとか、納入期限が早ければ、有効に年度内に使えるわけですね。だからそういう考え方をしていただきたいというのが基本的考えです。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） ご指摘を踏まえ、今後そのような措置をとってまいりたいと思っております。

以上です。

○4番（平野 積君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今、同僚議員から出た質問とちょっと関連いたしますけれども、今回の入札でございますけれども、8月9日の午後2時半に行われたということで、入札結果表のほうを拝見したわけですが、この時期、当初において、この時期になった理由をお教え願いたいと思います。予算が確保された以上、購入、入れかえの趣旨からして、早い時期の入れかえがやはり町民の安全を守る意味からも必要かと思っておりますので、この時期になった理由をお教え願いたいと思います。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） このポンプ車につきましては、第1分団の配備という形の中で、ポンプ車の仕様につきまして、分団と打ち合わせ等しまして、それに基づいた仕様書を作成しまして発注ということで、8月になったような次第でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 仕様を確認したということでございますけれども、当初に予算を組んで、ましてや今回、都市防災では4台を更新されるということで、それぞれの正確なる予算立てをしてなされていると思いますが、詳細なる予算をとってから、第1分団のほうで調整したということでございますけど、この時期というのが、少しやはり時間がかかっているのではないかなと思うんですけれども、当初のときには、現場での予算立てというものの

差があったのか。予定価格においてあったのかどうなのか。仕様を見直したということであるならば、予定価格も変わってしかるべきだと思いますが、それは変わったんですか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 今回の発注につきましては、先ほど言いましたように、分団とお話しさせていただきましたものですから、若干その仕様につきまして精査した関係で、金額的には下がった経緯がございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今回、先ほども同僚議員が言いましたけども、1台より2台のほうが予定価格下がるのではないかというような趣旨の話だと思います。私もその意見に賛成でございます。仕様とか、広域においても、高規格消防車に変わりました、JAから寄贈を受けた格好でやったんですけれども、車自体を入れて、あと整備等、今回やるわけですけれども、そういった内容の部分は、どうしてもオーダーメイドでありますのでお金がかかるとは思います。車本体に関しましては、1台買うのと2台買うのでは絶対安くなると思いますので、そういったことの検討ができる時間的な余裕が、この8月9日までにあったのではないかなと思います。

というのは、4月6日に国交省の中部地方整備局のほうで、平成24年度中部地方整備局関係予算の概要ということで、記者リリースされているわけですね。その中で、吉田町分の予算が要求どおりに通ったというような情報が、もう4月6日時点である程度把握されていると思われるものですから、それに対して検討する時間的余裕が十分あると考えるわけでございます。

入札において、やはりせっかくのものでございますので、低価格な2台を一遍に入札するような格好になれば、全国的にちょっと検索したんですけれども、2台入札されることもありますので、その辺の価格というのが、消防ポンプ車は1台1台、みんなオーダーメイドでありますので、値段がどうのこうのはできませんけども、それでも1台より2台のほうが、やはり効率的な適正な価格でコストダウンが図られると思うんですが、そういった検討を4月6日の内示というんですか、概要が出た時点で担当課として検討されなかったか、確認したいと思います。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 都市防災事業につきましてのお話です。

当初予算組ませてもらったときには、3億という数字の予算を組ませていただきました。それについて予算を組ませてもらいまして、補助申のほうを進めさせてもらったと。補助申の提出日については、5月の中旬だと思っております。その後補正が来たと。前倒しのお金が来まして、今回9月の議会に上げさせていただきまして、今後、補助申をしていくという、変更補助申をしていくという話になりますので、順を追って進めていると、私は解釈しております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうしますと、大枠の概要ですので、詳細な部分はちょっとこの資料からはわからないんですが、これ以外にも補正が出ているということで理解ですね。トータル的な予算関係の概要が出ているわけですけれども、4月6日に。それ以外にプラスアルファでまた今回補正が出た。ちょっと中部地方整備局のホームページ上、それ以降の補正の

部分が出ていないものですから、わからないものですから、それ以降に補正が出たということで、今回なったということで、別段の予算だということでもよろしいですか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 当初予算、それから今回前倒しという話が来ていますが、別の予算という話です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） わかりました。それでは、また後日確認させていただきます。それと……。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 今、防災課長からお答えした件で、ちょっと間違っているという言い方はおかしいかもしれませんが、ちょっと認識が違っているところがありますので、御訂正させていただきたいと思います。

先ほど議員から質問がありました、4月6日に整備局のホームページに載っていたと。それは当初予算でございまして、当初予算の中には、今回は補助金でございまして、交付金として予定交付額という部分も、その中で内示がされております。その中では8億5,600万という全体額が4月の6日に内示がされています。ただ、私どもとしては、3億数千万の当初要求をしてございましたように、その内訳は全部、その中にポンプ車が1台入ってございました。で、4月6日に出てきた内定額の中の8億5,600万の中が、私ども内訳がまだ決まっていない、役場の中では。その内訳をいろんな形で議論をして、支出計画をつくった上で、それで議会にかけさせて、9月補正にかけさせていただいたということで、それまでの間は、内部でいろんな議論。その中で、ポンプ車を買うという議論もありましたし、今回タワーを増設するといういろんな議論もございましたが、それは役場の中で内示といいますか、内定がありました予算額をどういうふうにそれを活用しようかという部分で時間がかかっておったということで、それを皆様方に御審議いただいたのが9月議会になったということでございます。いわゆる、結果的には整備局からの予算とすれば、4月6日のときの内定額の1回でございまして、それ以下については整備局のほうから補正があったとか、追加配分があったとかいうような事実はございません。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 大変わかりました。ありがとうございます。

それで、入札を行ったわけなんですけれども、古い消防ポンプ車があるわけなんですよね。民間のサイトなんかで見ますと、オークションサイトでございますけれども、そちらのほうで、大体20年落ちで売却した実績なんかがあります。いろいろなものがあります。平成元年の消防ポンプ水槽つきなんかですと、89万2,000円ぐらいが予定価格。それで63年式のポンプ機能つき自動車だと50万ぐらい、62年で四十何万ぐらいですから、20年落ち、22年ちょっとでありますと、そこそこの価値があると思うものですから、そういったものも今回、入札の中で、購入なんですけれども、下取りとかそういった形での検討はどうなっているのか。これには下取りはないと思いますけれども、今後その公有財産を売却するとか、下取りとか、そういう少しでも価値を見出してやるような格好で、いろんなところで、官公庁のオークションサイトですと上がっておりますので、今回のこの1台、今年度2台でございますけれども、そういったことも加味して入札をされたのか。また、その古い自動車のほうについてはどの

ようなお考えかということで確認したいと思いますが、お願いいたします。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 現在のポンプ車につきましては、入札にはこの古いやつの下取りとか、そういうのは反映してございません。今後につきましては、これにつきましては、議員さんからもお話ありましたので検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第13、第60号議案 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

これより第60号議案についての質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第14、第61号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を  
求めることについてを議題とします。

これより、第61号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本案については同意することに決定されました。

---

◎議員派遣について

○議長（八木 栄君） 日程第15、議員派遣についてを議題とします。

吉田町議会会議規則第116条第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付した  
議員派遣の件のとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思います。  
お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに御  
異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認め、議員派遣については、お手元に配付してあります議  
員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

---

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（八木 栄君） 日程第16、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所  
管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則

第71条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### ◎町長あいさつ

○議長（八木 栄君） 以上で、平成24年第3回吉田町議会定例会のすべての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様におかれましては、当局から提案をさせていただきました諸議案につきまして熱心に審議され、議決いただきましてありがとうございます。

とりわけ補正予算につきましては、この町の至上命題であります津波防災まちづくりというわけで、まずは何はともあれ、町民の皆様の生命を確保するといったことで、6基の追加ができました。都合9基になりましたので、あとは6基でございますけれども、これもしかるべく早急に、また国のほうに働きかけ、その予算確保に働きたいと思っております。

何はともあれ、この町の今後の行方に関しましては、改めて町民の皆様に、県の第3次被害予測ですか、あれにうたわれた安全ではなくて、より新しい安全というものを提供して、町民の皆様に、また企業の皆様に安心していただくと。そういうようなことが、この町の今後の存続のかぎをにぎると思っておりますので、今後とも、思う存分に働いてみたいと思っております。

この27日には、道路沿いにつくる津波避難タワーの検討委員会の最終答申が果たされます。いわば標準仕様の問題でございますけれども、実質的には国からのお墨つきが得られるというふうなことで、今後大きく前進するものと思っております。

また、来月の9日には、中部地方整備局でうちの町が地震津波に強い町づくり検討委員会のモデル地域に選定されたわけでございますが、その関係で、いわば関係者、学者も来まして、60名ぐらいの方がこの町においでになると。いよいよこの町が、津波防災まちづくりに関して国の関与というものが、いわば事実上のお墨つきを得られるというふうな段階になってまいりました。

ある程度の目安がついたわけでございますけれども、最終的には、この町の最終的な津波防災まちづくりの完成というものは、この先にあります。議員の皆様におかれましては、佐藤議員の質問の際に、議会の皆様をお願いを申し上げましたけれども、知事に対して、ぜひとも浜松の海岸だけではなくて、その他の海岸においても、レベル2でのいわば防潮堤の整備というものを、ぜひとも意見書なりをこぞって県のほうに働きかけていただきたいと思います。



ておりますけれども、実質、遠州灘のほうは、私のほうからいろいろお願いしまして、もう動いております。いろんな意味で、沿岸市町が歩調をそろえて県のほうに働きかけないと、なかなか事がうまく運んでいかないと思っております。当局だけではなくてこの町の存続そのもののかぎを握るところの津波防まちづくりに関しまして、ぜひとも議会の皆様も自主的に動いていただきたいと、こんなふうに思っております。

何はともあれ、ありがとうございました。また皆様と12月にお会いしますけれども、それまでまた、よき意見の議論がなされることを期待して、閉会のあいさつといたします。

○議長（八木 栄君） ありがとうございました。

---

#### ◎議長あいさつ

○議長（八木 栄君） 本日ここに、平成24年第3回吉田町議会定例会を閉会するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、9月3日以来22日間にわたり諸議案の審議をいただきましたが、本日ここにすべての議事が終了し、閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚く御礼申し上げます。

議員各位におかれましては、閉会中の各委員会活動を初め、何かと御多忙のことと存じますが、町政発展のため、より一層御尽力賜りますようお願い申し上げます。

また、津波防災対策におきましては、補正予算もたくさんとりましたので、町民のために避難タワーの建設など、少しでも早急に実行していただきますようお願いを申し上げ、まことに意を尽くしませんが、閉会のあいさつとさせていただきます。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（八木 栄君） これをもって、平成24年第3回吉田町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉会 午前10時15分